

令和元年

第1回臨時会

会議録

第4回定例会

奄美市議会

第 1 回臨時会

会議録目次

第 4 回定例会

○第 1 回臨時会

議事日程・付議事件	1
-----------	---

1 1 月 2 5 日（月）

出席議員及び欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人	3
職務のため出席した事務局職員	4
仮議席の指定	5
議長の選挙	5
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
常任委員の選任	8
議会運営委員の選任	9

○第 4 回定例会

議事日程・付議事件	11
第 4 回定例会一般質問通告	12

1 2 月 6 日（金）（第 1 日目）

出席議員及び欠席議員	23
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人	23
職務のため出席した事務局職員	24
会議録署名議員の指名	25
会期の決定	25
議案第 9 9 号～第 1 2 4 号（2 6 件）上程	25
議案第 1 2 5 号（監査委員の選任について）上程	27

1 2 月 9 日（月）（第 2 日目）

出席議員及び欠席議員	29
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人	29
職務のため出席した事務局職員	30
一般質問	
大迫 勝史 君（公明党）	31

奥 輝人 君（自由民主党）	41
竹山 耕平 君（自民党奄美）	51
崎田 信正 君（日本共産党）	61

1 2月10日（火）（第3日目）

出席議員及び欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	73
職務のため出席した事務局職員	74
一般質問	
橋口 耕太郎君（公明党）	75
正野 卓矢 君（チャレンジ奄美）	85
栄 ヤスエ 君（公明党）	90
関 誠之 君（社会民主党）	101

1 2月11日（水）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	113
職務のため出席した事務局職員	114
一般質問	
川口 幸義 君（自由民主党）	115
橋口 和仁 君（自民党奄美）	124
安田 壮平 君（チャレンジ奄美）	134
荒田 幸司 君（日本共産党）	145

1 2月13日（火）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	157
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	157
職務のため出席した事務局職員	158
議案第99号～第124号（26件）上程	159
議案付託	169
請願・陳情付託	169

1 2月24日（火）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	171
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	171
職務のため出席した事務局職員	172
議案第99号～第124号（26件）上程	173
陳情第8号、第10号（2件）上程	182
大島地区衛生組合議会議員の選挙	185
大島地区消防組合議会議員の選挙	186
大島農業共済事務組合議会議員の選挙	186

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙	187
議員派遣について	187
閉会中の継続審査について	187

別紙

各常任委員会審査報告書	189
議員派遣について	193
閉会中の継続審査の申出について	194

会期・議事日程 付 議 事 件

令和元年第 1 回奄美市議会臨時会議事日程表

○令和元年11月20日 奄美市議会第1回臨時会を招集した。

○会 期 1日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
11月25日	月	本会議	1 仮議席の指定 2 議長選挙 _____ ○ _____ 1 議席の指定 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定（1日間） 4 副議長の選挙 5 常任委員の選任 6 議会運営委員の選任 _____ ○ _____ ※ 全員協議会（本会議終了後） 【議題】 議会選出監査委員について

第 1 回 臨 時 会
令和元年 11 月 25 日
(第 1 日目)

11月25日(臨時会1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
21 番	橋 口 和 仁 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 養 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
農 林 水 産 課 長 (笠 利)	丸 田 宗 八 郎 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
下 水 道 課 技 術 調 整 監	里 則 人 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

11月25日(臨時会1日目)

教育委員会総務課 徳 永 恵 三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 前田 賢一郎 君 議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 向 井 渉 君

主幹兼議事係長 伊 集 院 正 君 議 事 係 主 査 堀 健 太 郎 君

議会事務局長（前田賢一郎君） おはようございます。令和元年第1回奄美市議会臨時会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の中で川口幸義議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

川口議員は、議長席に御着席をお願いいたします。

臨時議長（川口幸義君） 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました川口幸義でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は22名でございます。会議は成立いたしました。

これから、令和元年第1回奄美市議会臨時議会を開会いたします。（午前9時30分）

○

臨時議長（川口幸義君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表を予定しております。

○

臨時議長（川口幸義君） 日程に入ります。日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

○

臨時議長（川口幸義君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

ただいま暫時休憩という声があったので、暫時休憩の理由をお願いします。

暫時休憩をいたします。次の開会は10時と設定いたしますので、よろしくお願いします。それですすね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。（午前9時33分）

○

臨時議長（川口幸義君） それでは、再開いたします。（午前10時00分）

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、同姓の議員がいますので、正確に記載されますようお願いいたします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に正野卓矢君及び林山克巳君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票、無効投票ではありません。

有効投票22であります。

無効票が0であります。失礼しました。

それでは、有効投票のうち、与 勝広君13票、多田義一君が9票でございます。

この選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、与 勝広君が議長に当選されました。

（拍手）

ただいま議長に当選されました与 勝広君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました与 勝広君に当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいま議長に選出をしていただきまして、心から御礼申し上げます。

御礼の前に、今日まで、世話人会、そして、全員協議会、また本日の議長選出まで、労をねぎらっていただきました川口幸義議員、御礼申し上げます。

政党・会派を超えて、超党派の皆様方から選出をいただきました。心から感謝御礼申し上げます。

議会の運営に当たりましては、政党・会派、イデオロギーを超えまして、公正・公平・平等に議会運営ができるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先の改選によりまして、定数が2削減する中において、5人の新人とそして17名の現職合わせて22名の新議員が誕生いたしました。市民からいたしますと新人も現職も市民の大きな負託を得て、また、大きな期待のもと議員に選出されたものであると思っております。市長もまた議員も名誉職ではなく、責任職であるという自覚のもと、今後も精進して頑張つてまいりたいと思いますので、どうか皆様方、向こう2年間の御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

臨時議長（川口幸義君） 議長の交替のため、暫時休憩いたします。約15分休憩いたします。10時30分から再開いたしたいと思います。（午前10時13分）

○

議長（与 勝広君） 会議を再開いたします。（午前10時30分）

この際、報告いたします。

市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分1件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。
議席はただいまの御着席のとおりといたします。

○
議長（与 勝広君） 日程第2，会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会会議録署名議員に正野卓矢君，橋口耕太郎君，奥 輝人君の3人を指名いたします。

○
議長（与 勝広君） 日程第3，会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は，本日1日間にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

○
議長（与 勝広君） 日程第4，副議長の選挙を行います。
選挙は投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。
（「議長，暫時休憩」と呼ぶ者あり）
暫時休憩。おおむね15分，45分から再開いたしたいと思います。じゃあ，暫時休憩いたします。（午前10時33分）

○
議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）
副議長選挙は投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
ただいまの出席議員は22名であります。
投票用紙を配付いたします。
（投票用紙配付）
投票用紙の配付漏れはありませんか。
（なし）
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
（投票箱点検）
異状なしと認めます。
この際，念のため申し上げます。
投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上，点呼に応じて順次投票をお願いいたします。
なお，同姓の議員がいますので，正確に記載されますようお願いいたします。
それでは点呼を命じます。
（点呼，投票）
投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に弓削洋平君及び西 公郎君を指名いたします。
両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、奥 輝人君10票、西 公郎君9票、関 誠之君3票であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、奥 輝人君が副議長に当選されました。

(拍手)

ただいま当選されました奥 輝人君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。
当選されました奥 輝人君に当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

副議長(奥 輝人君) 議場の皆さん、きゅうやうがみんしょうら。こんにちは。ただいま奄美市議会の副議長に
選任されました自由民主党会派の奥 輝人でございます。

皆さんの御協力のおかげで、副議長という役職をいただきました。議長と足並みを揃えて、補佐をしながら、
この議会がスムーズに運営できるように取り組んでいきたいと思ひます。また、議会が担う任務とまた議員が担
う職責を十分に自覚し、そして、議会がスムーズに運行できるようにも、また、一つ、取り組んでいきたいとも
考えております。

市民の皆さんは議会に対する要望があり、その中に、緊張感を持って取り組んでいただきたいということと、
スピード感を持って取り組んでいただきたいという要望があります。そこあたりも十分に理解し、そして、22名
一致団結して、その市民の皆さんの期待や付託に応えられるように頑張っていきたいと思ひますので、どうぞ向
こう2年間よろしくお願ひをいたしまして、私の挨拶に代えたいと思ひます。今日は本当にありがとうございます。

(拍手)

○

議長(与 勝広君) 日程第5、常任委員会の選任について、議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務企画委員会に正野卓矢君、奥 晃郎君、崎田信正君、大迫勝史君、林山克巳君、川口幸義君、伊東隆吉君、
多田義一君の以上8人を、文教厚生委員会に弓削洋平君、荒田幸司君、栄 ヤスエ君、松山さおり君、関 誠之
君、元野景一君、竹山耕平君の以上7人を、産業建設委員会に永田清裕君、安田壮平君、橋口耕太郎君、西 公
郎君、奥 輝人君、与 勝広、橋口和仁君の以上7人をそれぞれ指名いたします。

ただいまから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長はそれぞれの委員会において互選することとなっ
ており、さらに第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集
日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これにより各常任委員会の正副委員長を
互選していただきます。

委員会の場所は次のとおり指定いたします。

総務企画委員会は第1委員会室、文教厚生委員会は議員控室、産業建設委員会は議長応接室においてそれぞれ
開催いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。11時15分に再開いたします。暫時休憩いたします。(午前
10時58分)

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前11時15分）

ただいま各常任委員会から正副委員長の互選の結果について報告がありましたのでお知らせいたします。

総務企画委員長に川口幸義君、同副委員長に大迫勝史君、文教厚生委員長に竹山耕平君、同副委員長に栄 ヤスエ君、産業建設委員長に橋口耕太郎君、同副委員長に永田清裕君、以上のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 日程第6、議会運営委員の選任について議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

永田清裕君、嶋田信正君、安田壮平君、橋口耕太郎君、関 誠之君、伊東隆吉君、竹山耕平君、橋口和仁君、以上の8人を指名いたします。

ただいまから議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することとなっており、さらに第10条第1項の規定により委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めてその互選を行わせることとなっておりますので、これにより議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員は第1委員会室にお集まりください。正副委員長互選のため暫時休憩いたします。概ね10分。25分より再開いたします。それでは暫時休憩いたします。（午前11時17分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前11時25分）

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果については、報告がありましたのでお知らせいたします。

議会運営委員長に伊東隆吉君、同副委員長に関 誠之君、以上のとおりであります。

○

議長（与 勝広君） 市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長（朝山 毅君） おはようございます。貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

一言御挨拶を申し上げます。

この度の奄美市議会議員選挙におきまして御当選なされました22名の議員各位に対し、壇上からではございますが、選挙戦を乗り越えられた御慰労また御当選に対し、心よりお祝いを申し上げます。

先刻、議長に与 勝広議員、副議長に奥 輝人議員が御就任なされました。また、ただいま議会運営委員会の正副委員長、3常任委員会の正副委員長が選任なされました。重ねてお祝いを申し上げたいと存じます。

さて、今年は、令和の新しい時代が始まりました。奄美市政も、この新しい本庁舎が誕生し、環境も気持ちも新たに、市民サービスの更なる向上と活力あるまちづくりに向け、職員一同、誠心誠意取り組んでいるところでございます。

この奄美市議会も4期目を迎え、定数2名減の22名の新たな構成でのスタートとなりました。加えて、本市は合併から14年を迎えました。その間、市民の皆様の御理解と議会の皆様方の御協力、少しは職員の努力によりまして、行政財政改革の推進、各地域における事業の推進、地域行事における連帯感など、奄美市政安定への基礎固めと3地域の一体感の醸成は確実に進んでいるものと実感いたしております。

御尽力賜りました関係各位、そして、御勇退なされました議員各位に対して、改めまして心から感謝を申し上げますと存じます。

御案内のとおり、奄美は今、交通環境が改善され、来年の世界自然遺産登録や、「かごしま国体」など見据え、更に飛躍の道を進もうといたしております。このチャンスをしっかりと捉え、奄美市の発展に着実につながっていくことこそが私ども行政を預かるものと、また市民の代表からなります議会の皆様に寄せられた大きな期待と責任ではないかと改めて思うところでございます。

行政と議会が共に切磋琢磨し、両輪となって力を合わせ、奄美市政の発展に取り組んでまいりますれば、必ずや市民生活の向上、産業経済の活性化、そして、奄美群島の群都としての誇りある奄美市の将来につながっていくものと確信をいたしております。

議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

今後とも議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、ますます御活躍なされますことを心より御祈念申し上げまして、議会の皆様方に対する御挨拶にさせていただきますと思います。これから４年間、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（与 勝広君） 以上で本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもって令和元年第１回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午前１１時３１分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 与 勝広

奄美市議会議員 正野 卓矢

奄美市議会議員 橋口 耕太郎

奄美市議会議員 奥 輝人

会期・議事日程 付 議 事 件

令和元年 第4回奄美市議会定例会 議事日程

○令和元年11月26日 奄美市議会第4回定例会を招集した。

○会 期 19日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
12月6日	金	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（19日間） 3 議案第99号～124号（26件） 上程 説明 4 議案第125号（1件）（監査委員の選任について） 上程 説明 質疑 討論 採決 ※ 全員協議会（本会議終了後） ※ 議会運営委員会（全員協議会終了後）
12月7日	土	休 会	
12月8日	日	休 会	
12月9日	月	本会議	1 一般質問 -大迫議員，奥（輝）議員，竹山議員，崎田議員（質問順）
12月10日	火	本会議	1 一般質問 -橋口（耕）議員，正野議員，栄議員，関議員（質問順）
12月11日	水	本会議	1 一般質問 -川口議員，橋口（和）議員，安田議員，荒田議員（質問順）
12月12日	木	休 会	
12月13日	金	本会議	1 議案第99号～124号（26件） 上程 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { 総務企画－議案第105号～109号，113号～115号，122号，123号（10件） 文教厚生－議案第100号，101号，111号，124号（4件） 産業建設－議案第102号～104号，110号，112号，116号～121号（11 件） 全委員会－議案第99号 令和元年度一般会計補正予算 （第3号）は，所管する各常任委員会に付託
			※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第7号～10号（4件） ※ 全員協議会（本会議終了後） ※ 会派代表者会（全員協議会終了後）
12月14日	土	休 会	
12月15日	日	休 会	
12月16日	月	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（文教厚生）
12月17日	火	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（産業建設）
12月18日	水	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（総務企画）
12月19日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
12月20日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
12月21日	土	休 会	
12月22日	日	休 会	
12月23日	月	休 会	報告書整理・議案等調査
12月24日	火	本会議	1 議案第99号～124号（26件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第8号、10号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 大島地区衛生組合議会議員の選挙 4 大島地区消防組合議会議員の選挙 5 大島農業共済事務組合議会議員の選挙 6 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙 7 議員派遣について 8 閉会中の継続審査について ☆ 袖着用 ☆ 写真撮影（議場内）

第4回定例会一般質問通告

1 2月9日（月）

◎公明党 大迫 勝史

1 環境行政について

（1）「2050年脱炭素化」について

①国連本部にて日本を含む77か国が2050年にはCO₂をゼロにすると決意表明をしている。国主導のもと当然地方自治体も取り組んでいる課題であると思う。現状はどうか。

②H30年12/1に施行された「気候変動適応法」に関連した計画策定がなされたか。

③現在のクリーンセンター稼働時、また将来予定されているクリーンセンター更新時に環境に対するどういう工夫がなされているか。

2 高齢者福祉について

（1）「買い物弱者」について

①佐大熊地区のように徒歩で行ける商店がない地域での現状は。

②「買い物支援協力店」を募る考えはないか。

③交通機関利用への助成（ご長寿パス購入時）は検討できないか。

④介護保険住宅改修申請の決済期間を現状より迅速にできないか。

3 市民生活 安心・安全・防災

（1）市道整備について

①三儀山運動公園入口から病院施設へ至る市道が、陥没するたびに補修している状況を根本的に改修する計画はないのか。

②市道沿い水路に設置してある仮設の転落防止柵を正式なものに新設できないか。

（2）中途半端の状態で工事が中断中の浦上町の急傾斜地について

①現状を説明願いたい。

②今後予想される展開を伺う。

③当局としての打開策か代替案があれば伺う。

④当該地で災害等発災時に住民の家屋や身体に損傷があった場合に地権者に補償責任が発生するのか伺う。

（3）NPO「フードバンク奄美」との連携についての具体的な計画はあるか。

4 奨学金制度について（高等教育就学支援新制度）

（1）2020年4月開始の給付型奨学金、授業料免除・減免制度について

①本市に於ける対象者の人数はいかほどか。

②「ふるさと創生人材育成奨学金制度」利用者に在学中でも申請できる周知がで

きないか。

◎自由民主党 奥 輝人

1 たんかんの振興

- (1) 本年度産の状況について
- (2) 選果場の利用について
 - ①生産量の確保について
 - ②J Aあまみ果樹部会への加入について
 - ③選果場を通した果樹の卸売市場での取り扱いについて
 - ④出荷量割り当てについて
- (3) 秀品の糖度基準引き上げについて
 - ①秀品の割合と単価について
 - ②生産者の意見や反応について
 - ③屋久島や他産地の現状について

2 大島北高の活性化策について

- (1) 北大島地域における位置づけについて
- (2) 大島北高振興協議会について
 - ①協議会への生徒たちの参加について
 - ②成果について
 - ③本年度の提言について
 - 寮・下宿に関しての提言について
 - エアコンの設置に関しての提言について
- (3) 生徒募集の確保について
 - ①各中学校への取り組みについて
 - ②体験入学について
 - ③島バスとの連携について

◎自民党奄美 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

- (1) 世界自然遺産登録に向けて
 - ①IUCN（国際自然保護連合）視察調査後の各自治体の反応と次年度に向けた取り組みについて
 - ②希少動植物の保護・保全の取り組みについて（ノコ・その他）
 - ③不法投棄防止への取り組みについて
- (2) 次期子ども子育て支援事業計画について
 - ①施設事業所、施設を利用する保護者等に対してのニーズ調査等の実施及び結果に

について

②会議の内容（進捗）について（改善点についての意見等は）

③国が支援制度に対し 4000 億円の税源不足と発表した。本市の「量的の拡充」と「保育の質の改善」への影響は

（３）用安へき地保育所はもはや建て替える必要があると考える。早急な検討を。

（４）奄美市地域交通網形成計画について

①バス利用が不便という声が多く聞かれている。利用者の意見の収集などの取り扱いと繁栄について。

（乗り換え、都市計画等による街並みの変化、市街地など）

（５）海岸監視業務について

①委託業務から直営業務に移行した経緯

②監視職員の講習や資格取得等への在り方

③今後の方向性について

2 まちづくりについて

（１）本港マリンタウン事業の進捗状況について

①工事と公募の進捗状況について

②今後のスケジュールについて。

（２）防災対策として河川の浚渫工事について（調査等の取組み）

3 教育行政について

（１）世界自然遺産への体験学習等取組みについて。

①理解度と認識度の目標設定をどのように捉えているか。

②各小中学校の授業等での世界自然遺産候補地への野外学習等の実施について。

③小学校修学旅行の目的地に屋久島を検討することは出来ないか（また県内の学校に対し自然遺産を謳った呼びかけ（営業）等の取組みはできないか

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

（１）米軍機と思われる航空機の低空飛行について

①10月24日（水）白昼の低空飛行について把握しているか。

②どのような対応をされたか。

（２）TPP イブン、日欧 EPA に続く日米貿易協定で、奄美への影響は考えられないか

2 市営住宅対策について

（１）老朽化した市営住宅の具体的な対策は

①市営住宅の空き家待ちの件数と実際に空いているのは何件か。

②下佐大熊住宅の住民要求なにか、また、住民への説明会（意見交換会）の開催を。

3 消費税増税対策について

- (1) プレミアム付商品券販売の実績と見込み
- (2) 奄美市での「ポイント還元制度」の対象店舗数とそのうち利用出来る店舗は何件か
- 4 社会保障・福祉政策について
 - (1) 介護保険制度について
 - ①第8期事業計画策定での留意点はなにか。
 - (2) 国民健康保険制度について
 - ①資格証明書と短期保険証の発行状況について。
 - ②正規の保険証の発行を。
 - (3) 生活困窮者自立支援制度の成果と課題は
 - (4) 生活保護世帯の自動車利用について
 - ①自動車保有のために保護申請に至らないケースはないか。
 - ②自動車利用の条件はどうなっているのか
- 5 店舗リフォーム補助制度について
 - (1) 店舗リフォーム補助制度を奄美市全域を対象にすること。

12月10日（火）

◎公明党 橋口 耕太郎

- 1 防災行政について
 - (1) 昨年の第3回定例会で質問した防災シンポジウムやワークショップの定期開催についてその後の検討はいかがか。
 - (2) 市民の防災意識を高める機会として広域的な防災イベントの実施は検討できないか。
 - (3) 現行のハザードマップについて
 - ①洪水・土砂災害を併記しているが、それぞれ別に作成することはできないか。
 - ②現在は名瀬地区3、住用地区3、笠利地区2の合計8つのマップだがもう少し範囲を狭めることは検討できないか。（中学校区単位等）
 - (4) 有屋川、浦上川の寄洲除去について
 - (5) 災害時の避難場所でもある住用町の奄美体験交流館への空調設備（冷房）の設置は検討できないか。
- 2 農業施策について
 - (1) ミカンコミバエの誘殺が本島南部を中心に続いているが、奄美市としての情報収集や対策はどうか。
- 3 ひとり親施策について
 - (1) 今年度11月から児童扶養手当が隔月支給（年3回から年6回）になったが、周知状況、事務状況などはいかがか。

- (2) 平成28年12月定例会で提案した、ひとり親家庭の医療費請求手続きの状況について簡素化できたか。

4 観光施策について

- (1) 県の統計では宿泊者数の伸びが対前年約13%大島全体で伸びているが本市の状況はいかが。
- (2) 観光施策の全体的な考え方、方針はどのように定めているか。

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

1 地域防災について

(1) 一次避難所について

- ①津波避難ビルは何か所ありますか。
- ②避難ビルの表示方法はどうなっていますか。
- ③町内会として避難ビルとしてお願いしたい時は市が支援してくれますか。

(2) ハザードマップについて

- ①ハザードマップの役割をお示し下さい。(現状のマップの課題はありますか)
- ②更新する予定はありますか。
- ③紛失した方が必要だと感じたらまたもらえますか。

2 Wi-Fi の環境整備について

(1) 防災の観点から

- ①避難所に Wi-Fi の環境はありますか。
- ②避難した後の暮らしを考えたら設置箇所を増やしたり容量を増強する予定はありますか。

(2) 観光の観点から

- ①無料の Wi-Fi の使える設置スポットは何か所ありますか。
- ②現状の容量はどれくらいですか 一度にどれくらいの人がアクセスできますか。
- ③旅行者をもてなすという意味でもっと無料の Wi-Fi スポットを増やしていく事や容量を増強する予定はありますか。

◎公明党 栄 ヤスエ

1 福祉行政について

(1) 難聴者・中途失聴者等の支援について

- ①身体障害者手帳交付対象の聴覚障害（児）（者）の人数を伺う。

(2) 身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴の高齢者への支援について

- ①聴力低下が日常生活等に及ぼす影響を伺う。
- ②本市における軽度・中等度難聴の高齢者への支援に対する考え方を伺う。

(3) 要約筆記者・奉仕員の養成・派遣について（平成 29 年第 1 回定例会にて質問）

①本市における難聴者・中途失聴者の情報保障としての養成・派遣について伺う。

2 市民生活について

(1) ロタウイルスのワクチン接種について

①2020 年 10 月から定期接種化されるが、対象者が 2020 年 8 月以降に生まれた 0 歳児となり、2020 年 4 月～7 月に生まれた 0 歳児は、対象外になる。ロタウイルス感染症からこどもを守るために本市として対象外の 0 歳児へ公費助成を実施できないかを伺う。

(2) 未婚のひとり親の支援給付金について

経済的に厳しい状況に置かれがちな未婚のひとり親を支援する給付金が、2020 年 1 月にも支給される。支給額は一律 1 万 7500 円で、ひとり親などを支援する児童扶養手当に上乗せされることになる。

①受給できる条件と対象者の人数を伺う。

②給付を受け取るための申請の流れと準備の状況

③対象者の掌握と情報提供と確実な給付にむけた取り組みを伺う。

(3) 本市における、人生会議（ACP）アドバンス・ケア・プランニングの普及啓発について

①今後の取り組みを伺う。

(4) 笠利地区の子育て環境について

①保育園の現状（公立・私立・へき地）・幼稚園の現状（公立・私立）の現状を伺う。

②用安へき地保育所の現状と課題を伺う。

③笠利地区の子育て環境整備の今後の計画について伺う。

（認定保育園の検討はなされたのか）

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 11 月 17 日開催の防衛問題セミナーに対する見解

(2) IUCN 調査と世界自然遺産登録の現況と見通し

2 教育行政について

(1) 笠利学校給食センター委託契約のあり方について

(2) 笠利学校給食センター調理及び配送等業務委託

（長期契継続約）プロポーザルについて

3 奄美市議会選挙について

(1) 投票率低下の分析と投票率向上対策について

(2) 選挙公報等の事務的ミスの原因と対策について

(3) 後援会事務所開設の新聞広告等の法的な見解を

1 2月11日(水)

◎自由民主党 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美市の危機管理について

- ①地区防災計画策定の現状と今後の取り組みについて
- ②県地域防災推進員との連携について
- ③市町村推薦で育成された、県地域防災推進員活動を実施するにあたり平成27年度以降定期的な意見交換は何回実施されたか。
- ④奄美市の自主防災組織率は本市の地域防災計画と市民への広報活動について
- ⑤消防法 防災管理者の設置状況について

2 教育行政について

(1) 児童生徒の学力向上と教職員の指導力向上を目指した取り組み

- ①保護者や地域の人々が児童生徒に学力をつける重要性を認識するための活動学力向上フォーラムの開催について
- ②学習環境づくりについて
- ③郷土を愛する心の育成について
- ④体力を身につけさせたり、身につけた技能を発揮させる場の設定について

3 福祉行政について

(1) 子ども食堂について伺います。

- ①全国に約300か所あるといわれています。奄美市に何か所ですか。
- ②市内で新たに開設される方があれば、市としてどのような協力ができるか。

4 環境行政について

(1) と畜場建設の経緯について

- ①構成組合等の拠出金の割合について

◎自民党奄美 橋口 和仁

1 観光行政について

(1) あやまる岬観光公園整備計画を問う

- ①計画の詳細と進行状況について伺う。
- ②Wi-Fi環境の検討はすべきではないか。
- ③民間の投資が必要ではないか。
- ④今後の振興計画は検討しているか。

(2) 道路整備について

- ①県道宇宿の現状について伺う。

②現道の危険性について問う。

③道路の拡幅整備について

2 人口対策について

(1) 交流人口の動向について

①直近3年間の来島者数

②取り組みと課題について

(2) 関係人口について

①どんな職種の方々がいるのか

②要望と課題について

(3) 移住促進に向けて

①直近3年間の状況

②課題について

③制度の見直しについて

◎チャレンジ奄美 安田 壮平

1 地方創生

(1) 人口ビジョン・総合戦略について

①これまでの総括は。

②これからに向けた議論の状況は。

(2) 人口減少対策について

①人口ビジョン「2030年に41,000人」に向けた現状認識は。

②IUターン支援策の現状と課題は。

(3) 次期総合戦略の策定について

①今回より議会の議決事項となったが、議会に対して望むことは。

2 公共交通機関の維持・向上

(1) 10月のバス路線再編について

①利用者から様々な意見・苦情を聴いたが、行政と民間事業者との責任の所在・区分は。

②医師会病院直行の路線を復活できないか。また、こしゆく第一公園バス停への屋根・ベンチの設置はできないか。

3 市税等支払の利便性向上

(1) 市税等のクレジットカード決済について

①市税等の支払方法について、現状は。

②クレジットカード決済を導入することについての見解は。

4 選挙

(1) 今回の市議選について

- ①HPでの開票速報や選挙運動用ビラの解禁など、新たな取り組みが行われたが、その総括は。
- ②今後、選挙公報をHPで発信することについての見解は。

◎日本共産党 荒田 幸司

1 市長の政治姿勢について

- (1) 奄美への陸上自衛隊配備問題に関して、市長は、議会答弁で防衛問題は「国の専権事項」という表現を度々お使いになっています。どのような意味で、「専権事項」という表現をお使いになっているのですか。
- (2) 「戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット」では、2017年4月21日付けで、奄美市への「陸上自衛隊警備部隊・ミサイル部隊」受け入れについて公開質問状を提出しました。しかし、法的な拘束力がないという理由を添えて「お答えできません」とのご返事でした。その真意をお示してください。
- (3) 2018年4月と9月に市民有志で「奄美のミサイル部隊の必要性」について、シール投票を実施しました。その結果について、どのようにお考えですか。
- (4) 去る、11月17日（日）奄美への陸自配備の意義について説明する「防衛問題セミナー」が開催されました。これで、市民への説明責任は果たされたとお考えですか。

2 公共交通機関について

(1) バス運行について

- ①10月よりバスの路線や運行が変わっていますが、住民からの苦情・要望については、どのように把握されていますか。
- ②また、その課題（問題点）についてどのように捉えていますか、その改善策も含めてお答えください。

(2) 高齢者のバス料金無料化について

この事については、2014年第2回奄美市定例会に市民団体より陳情があり本会議で採択されたと記憶しています。それが、現在「お達者ご長寿応援事業」として実施されているものと思いますが、その経緯についてご説明ください。

3 社会保障・福祉政策について

(1) 10月からの幼児教育・保育無償化について

- ①副食費の有料化による保護者の負担はどのようになりますか。
- ②副食費の助成については、どのようにお考えですか。

- (2) 奄美市唯一の銭湯「千代田湯」（古田町）が経営者の都合で営業を停止しているようですか。何か、情報をつかんでいますか。

4 教育行政について

- (1) 大学入学共通テストの民間英語検定試験について

- ①今回、多くの批判があり、実施は見送られましたが何が問題だったと認識していますか。
- ②最大の被害者は受験生だとの声もありますが、実施された場合、奄美の学生に与える影響についてどのようにお考えですか。

第 4 回 定 例 会
令和元年 12 月 6 日
(第 1 日 目)

12月6日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
12 番	林 山 克 巳 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番	松 山 さ お り 君	13 番	西 公 郎 君
21 番	橋 口 和 仁 君		

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 養 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
市民課長（笠利）	西 幸 一 郎 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
高齢者福祉課長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
農 林 水 産 課 長	栄 広 久 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

12月6日(1日目)

教育委員会総務課 徳 永 恵 三 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人であります。会議は成立いたしました。
これから、令和元年第4回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

令和元年12月3日付で橋口和仁君から議会運営委員会委員辞任の申し出がありましたので、委員会条例第14条の規定により許可いたしました。

また、同日付での自民党奄美会派より推薦のありました多田義一君を委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に指名いたしましたので、御報告申し上げます。

また、去る第3回定例会において可決されました新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、内閣総理大臣はじめ、関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

○

議長（与 勝広君） それでは、日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、弓削洋平君、栄 ヤスエ君、川口幸義君の3名を指名いたします。

○

議長（与 勝広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から12月24日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月24日までの19日間とすることに決定いたしました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第124号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更についてまでの26件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第99号から議案第124号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は、関係する費目に人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費を計上いたしております。民生費につきましては、社会福祉費において介護給付等事業費などの障害者福祉に要する経費として、4億212万円を追加計上するほか、生活保護費において過年度分国庫支出金超過受入返還金1億1,424万2,000円を計上いたしております。商工費につきましては、内海公園自由広場の整備に要する経費として1,430万円を新たに計上いたしております。災害復旧費につきましては、農林水産業施設災害復旧費において、大川ダムのシステム復旧に要する経費として1,497万7,000円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。市税につきましては、今年度の見込額に対する所要額を計上いたしております。その他、歳出に要する財源として、国庫支出金2億704万8,000円、県支出金1億4,835万1,000円、繰越金2億705万円などを追加計上いたしております。

以上が、歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で8億3,740万6,000円を追加することにより、令和元年度奄美市一般会計予算の総額は353億1,693万5,000円となります。

次に、第2表、債務負担行為の補正につきましては、奄美市本庁舎建設事業や奄美市市民交流センター建設事業の限度額の変更を行うほか、奄美市名瀬総合支所本庁舎清掃業務委託及び各指定管理施設の期間並びに限度額

を設定するものでございます。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業の追加や変更等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第100号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費を関係する費目に計上するとともに、総務費において備品購入費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、人件費の補正に係る一般会計繰入金及び諸収入の第三者納付金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ295万8,000円の増額となり、令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は55億5,153万5,000円となります。

次に、議案第101号 令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費を関係する費目に増額計上いたしております。また、地域支援事業費におきましては、高齢者元気度アップポイント事業に係る報償費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ328万2,000円の増額となり、令和元年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は50億2,877万4,000円となります。

議案第102号 令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費を関係する費目に計上するとともに、事業費の維持管理費において光熱水費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、繰入金を増額計上するとともに、建設費の事業内容の変更に伴い、市債を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ747万7,000円の増額となり、令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は18億9,935万1,000円となります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業の変更等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第103号 令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費を関係する費目に増額計上いたしております。また、事業費の確定に伴い、建設費の委託料及び工事請負費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、事業費の確定に伴い、県支出金及び市債を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,102万6,000円の減額となり、令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は3億1,610万3,000円となります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業の変更等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第104号 令和元年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、収益的支出において給与改定等に伴う人件費の所要額を計上し、164万円の減額となっております。また、資本的支出においては、給与改定等に伴う人件費の所要額及び負担金の増額、平田浄水場配水池更新事業費の減額等により733万9,000円の減額となっております。

歳入につきましては、収益的収入において一般会計からの繰入による他会計補助金357万円増額計上いたしております。また、資本的収入において事業費の減額に伴い、企業債、国庫補助金等を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4億6,572万8,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第105号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを導入するため、個人番号による証明書発行を可能にするなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第106号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第108号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件につきましては、令和元年度の人事院勧告が公表されたことに伴い、給料表の見直し及び期末・勤勉手当の率の改正など、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第109号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民票などのコンビニ交付サービスが導入されることに伴い、交付手数料を見直すなど所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第110号 奄美市名瀬農村環境改善センター条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、指定管理期間の見直しに伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第111号 奄美市立学校設置条例及び奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、来年4月から朝日小学校付属幼稚園を認定こども園とするため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第112号 奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定についてから、議案第121号 奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定についてまでの10件につきましては、当該各「公の施設」の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第122号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地及び住用辺地における総合整備計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第123号 過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して過疎債を適用するためには、過疎地域自立促進計画の変更が必要であることから、「過疎地域自立促進特別措置法」第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第124号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更につきましては、同組合員の経費の支弁方法に関し、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第99号から議案第124号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決していただきますようお願い申し上げます。



議長（与 勝広君） 日程第4、議案第125号 監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法117条の規定により、関 誠之君の退席を求めます。

（14番、関 誠之議員退席）

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第125号の提案理由を御説明いたします。

議案第125号 監査委員の選任につきましては、議員のうちから選任される本市監査委員に関 誠之氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

これから、採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第125号はこれに同意することに決しました。

関 誠之君の着席を求めます。

（14番、関 誠之議員着席）

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

12月9日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時50分）

第 4 回 定 例 会
令和元年 12 月 9 日
(第 2 日 目)

12月9日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	橋 口 和 仁 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番	松 山 さ お り 君
------	-------------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 養 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プロジェクト推進 課 長	平 田 宏 尚 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君
環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君	国 保 年 金 課 長	濱 田 洋 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
保 護 課 長	保 金 満 君	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君
いきいき健康課長	吉 田 米 秀 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	産 業 振 興 課 長	長 井 和 揮 君

12月9日(2日目)

商工情報課課長 補佐	當田 栄 仁 君	農林水産部長	山下 仁 司 君
農林水産課長	栄 広 久 君	農林水産課長 (笠 利)	丸田 宗八郎 君
建設部長	橋口 義 仁 君	土木課長	保浦 正 博 君
建築住宅課長	岡江 康 裕 君	建設課長	日高 英 樹 君
上下水道部長	藤山 浩 俊 君	下水道課長	里 嘉 郎 君
水道課長	吉 郁 也 君	教育部長	福長 敏 文 君
教育委員会総務 課長	徳 永 恵 三 君	学校教育課長	元 野 弘 君
学校給食セン ター所長	龍 和 隆 君	地域教育課長 (笠 利)	南 三 知 子 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢 一 郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議事係主査	堀 健 太 郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。
これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）
本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。
60分のブザーが鳴った時点で、質問の途中であっても答弁の途中であっても終了を告げますので、御了承ください。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますよう質問者において御配慮お願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようあらかじめお願いしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。なお、大迫勝史君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

10番（大迫勝史君） 議場の皆様、おはようございます。公明党の大迫勝史でございます。

令和初の改選による新生奄美市議会第4回定例会、一般質問の初日、最初に登壇させていただきますことに大変緊張いたしております。

質問に入る前に、少々、所見を述べさせていただきます。

去る5日前の今月4日に私の尊敬いたします方の訃報が入ってまいりました。アフガニスタンにて邪悪なテロリストによる凶弾に倒れた中村哲氏に心より深く哀悼の意をささげ、御冥福をお祈り申し上げます。

中村医師は、35年の長きにわたり、医療支援活動と並行して灌漑活動に身を捧げてこられ、「幾ら葉をつぎ込んでも飢えや渇きは直せない。100の診療所より1本の用水路を」との信念に基づいた行動により1万6,500ヘクタールで灌漑工事をを行い、不毛の大地を農地に変え、65万人の生活が現在維持されています。

白衣を脱ぎ、泥にまみれながらの長年の功績を称え、アフガニスタン政府より昨年は国家勲章を受け、今年の10月に名誉市民権を付与されています。現地は言うに及ばず、世界各地で、人道の象徴、真の英雄と称えられ、非業の死を悼む声が満ち溢れています。

この中村医師のような誇り高き日本人を日本政府も国を挙げてもっと顕彰すべきではないかと思いますが、皆さんはいかが思いますでしょうか。

さて、話は変わりますが、私ども公明党奄美市議団は、今回の市議選におきましては、定数2議席減、候補者24名という少数激戦を支持者や市民の皆様の多大なる御支援をいただきまして、改選前の現有議席を守り抜くことができましたことをこの場をお借りしまして改めて衷心より厚く御礼申し上げます。大変にありがとうございました。

これより、奄美市議会22名の同僚議員とともに、市民の皆様の負託に応えるために、市民生活の幸福度アップのために、向こう4年間、真剣に働かせていただきますことをお誓い申し上げます。

私ども公明党は先月の11月17日に結党55周年を迎えました。公明党が結党した1960年代当時、日本の政界は保守と革新のイデオロギーによる抗争が激化し、政治の舞台で庶民は置き去りにされていました。そんな中、政治を庶民の手に取り戻し、庶民を守り、地域住民の手足となって働くために結成されたのが現在の公明党です。

1964年、昭和39年、公明党結成当時の既成政党が目向けなかった福祉の充実こそ政治の目的であると訴え、社会的に弱い立場の人に政治の光を当ててきました。公明党のロゴマークは全ての人々に光を当てる真っ赤な太陽であります。

福祉に関して特筆されるのは児童手当の実現です。1963年10月に公明党の前身である公明政治連盟が政策の柱として挙げて以来、国会、地方議会での取り組みに加え、街頭での署名運動などを展開し、強力に推進してまいりました。

その結果、地方自治体での実現を追い風に1972年1月に国の制度としてスタート、1999年の自公連立政権発足以降も対象年齢や支給額の拡充を重ねてきました。

結党以来のスローガン、「大衆とともに語り、大衆のために戦い、大衆の中に死んでいく」この精神こそ、他の政党にはない、国、県、地方の議員で連携するネットワークの力の源であります。

現在も10月から始まった幼児教育・保育の無償化に関する実態調査を全国で行っており、課題を改善するために国政への反映に向けて行動中であります。今後も公明党市議団は小さな声を聞く力を磨き上げ、現場第一主義に徹して議員活動に精進してまいります。

それでは、通告に従いまして順次質問に入らせていただきます。

1、環境行政について。（1）2050年脱炭素化について。

今月は世界的な環境月間です。世界の今年の平均気温は14.7度で、産業革命前に比べて1度上昇したと言います。地球温暖化対策の国際的枠組み、パリ協定は、今世紀、産業革命前に比べて気温上昇を2度未満に設定しており、現在で既に半分も進行したことになります。温室効果ガスが今のペースで増え続けると、今世紀末の気温は産業革命前に比べると4度も上昇し、環境に破壊的な影響が出ると言われております。

そこで、①、9月23日に米国の国連本部にて開かれました気候行動サミットで日本を含む先進国を中心に77カ国が2050年にはCO₂排出量を実質ゼロにする決意表明をしています。このことは国主導ではありますが、CO₂削減は、各企業、地方自治体、各家庭に至るまで啓発されて久しい歳月が経っています。本市の取り組み状況についての現状を伺います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。令和元年度第4回定例議会、新しい議会構成のもと、二元代表制と言われます議会と私ども当局、共に切磋琢磨して市民福祉の向上のために一生懸命共に頑張ることをお誓い申し上げ、大迫議員に答弁いたします。

議員御案内のとおり、国主導のもとに温暖化対策等が行われるということでございますが、近年は地球温暖化の影響により大雨の頻度の増加や海面水温の上昇などの気候変動が起こっていることは周知のとおりでございます。農作物の品質の低下、各地で発生する水害など、私たちの生活や自然環境にも様々な影響をもたらしております。

このように地球環境問題が深刻化する中で、世界的に脱炭素化の流れが加速しております。脱炭素化社会を見据えた気候変動問題への取り組みは本市においても急務であると認識いたしております。

気候変動対策として、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策である緩和と、既に生じている、あるいは将来予想される気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である適応の2つがございます。

御質問の本市の取り組みにつきましては、緩和の部分で地球温暖化防止活動実行計画を平成29年度に策定し、市の施設を対象とした温室効果ガスの削減に向けた取り組みを実施しているところであります。

この計画は、自らの事務事業に関して率先して温暖化対策を実施することで地域全体の温室効果ガス排出の抑制に寄与するとともに、その経験や知識を事業者や住民に提供し、情報提供や助言をより効果的に行うこととなります。

また、二酸化炭素排出量は2030年度において2013年度比40パーセント削減を目標とした計画となっておりますので、脱炭素化に向けた行政の役割を果たすべく、今後とも、国、県との連携を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解方よろしくお願い申し上げます。

10番（大迫勝史君） 40パーセント削減の目標を持たれているということで承知いたしました。

次に、平成30年、今年の6月に公布、12月1日に施行されました「気候変動適応法」により都道府県及び市町村は「気候変動計画」の策定に努めることになっていると思います。計画策定がなされていれば、その内容や状況をお示しいただきたいと思います。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えします。

議員御案内のとおり、地球温暖化による気候変動への適応を推進することを目的としまして、気候変動適応法が、平成30年6月に公布、12月に施行されております。

気候変動適応法に関連しました計画策定についてでございますが、都道府県及び市町村は、それぞれの区域の特徴に応じた適応を推進するため、地域気候変動適応計画の策定に努めることとされております。

地方公共団体として、気候変動に関する施策の促進は、農林水産、自然災害、水資源、自然環境、健康、産業・経済活動など、多方面の分野からの影響を評価し、地域特性に合った適応策を推進しなければなりません。

鹿児島県は、法施行に合わせまして鹿児島県地球温暖化対策実行計画を地域気候変動適応計画として位置付けをしておりますが、県内の市町村におきましては計画策定はまだなされていない状況でございます。

本市におきましても計画策定はまだなされておりますが、先ほど申しあげました各分野への影響などを十分に把握し、地域特性に配慮のある計画の策定につなげられたらと考えております。以上でございます。

10番（大迫勝史君） わかりました。これは努力義務であるということで二の足を踏んでいるかなという思いもいたしますけども、世界自然遺産登録候補地としての立ち位置からして、奄美市がイニシアチブをとって広域にこういうことはしっかり取り組むべきではないかなと思っておりますので、これからも取り組み方よろしく願いいたします。

それでは、③ですけれども、現実的なことで、現在のクリーンセンターの稼働時、また将来更新が予定されておりますが、その際には、今やっている環境に対する負荷を下げる努力はどの程度なされているのか、また更新時に目新しい計画等とかはあるのか、あれば伺いたいと思います。

市民部長（満永亮一君） まず、現在の名瀬クリーンセンターの稼働時の環境に対する取り組みとして、可燃ごみの焼却時にごみの攪拌をしっかりと行い、ごみを均質にして焼却炉内の安定化を図っており、有害ガスの発生を減少させるよう環境に配慮した取り組みに努めているとのことでございます。

また、新施設更新についての具体的な計画はまだございませんが、焼却炉の種類の選定や焼却時の熱利用施設の導入など検討の必要があります。衛生組合における建設計画に関する検討の際には脱炭素化社会に十分に適応できる施設建設へ向け構成団体との協議を進めていきたいと考えております。以上です。

10番（大迫勝史君） しっかりとした計画を持ってやっていただきたいと思います。

今、私たちが生活している環境というのは未来の子供たちから借りているということを強く認識しなければいけないと思います。子供から借りているものを粗末にしたり捨てたりする親がいないのと同様に、環境を保護して現在よりより良い形にして未来の子供たちに返していけるよう最大限の努力をすることが、大人としての、また議会人としての責任であると強く思う次第でございます。

それでは、次に大きな2番の高齢者福祉について伺います。買い物弱者について伺います。佐大熊地区のように徒歩で行ける食料品や商店がない地域での現状を伺います。

保健福祉部長（奥田敏文君） おはようございます。高齢者の現状についてお答えしたいと思います。

高齢者で主に心身の状態により、買い物等、生活の中で他者の支援や介護を要する方につきましては、介護認定を受け、訪問介護員の派遣により、買い物の代行を行っていただいているところでございます。

その他、主に商店がないなど環境的な要因により、買い物に不便を被っている高齢者につきましては、現状では市として把握はしておりませんが、高齢者から相談を受けた際には、代替サービスの提案を含め、今後とも、個々に置かれる状況に合わせ、関係する機関と連携を密に行い、状態の改善に努めてまいりたいと考えております。

10番（大迫勝史君） 今、佐大熊地区に移動販売車のようなものは回ってきていないということですか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 私どものほうで移動スーパーの状況を確認しているところでは、月曜日と木曜日の週2回、佐大熊地区で販売を行っているというふうに伺っております。

10番（大迫勝史君） 週2回というのはちょっと少ないと思いますが。

また、以前、住民の方から、販売車が来ているということで不自由な体を引きずりながらその場所に下りていたら、既になかったというような話も聞いておりますので、そこら辺の対応もしっかり業者に対してできることがあれば、行政としても努力をしていただきたいと思います。

次に、11月13日の地元紙でも紹介されていましたが、佐賀県の鳥栖市では、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターの協力によりまして、電話やファクスなどで注文した商品の配達サービスをしてくれる店舗の情報をまとめたものを校区別に作成しているそうです。

また、配達ができる商品の種類、配達料金の有無や価格、その他の情報を冊子やホームページで紹介して、自分で買い物に行くことが難しい状況になった際、活用できるようになっております。

また、調査票を市内の店舗に発送して協力店舗を随時募集していて、協力可能な店舗は市のホームページに登録される仕組みになっています。このような取り組みを本市でも取り組めないものか、お尋ねいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員にただいま御教示いただきました佐賀県鳥栖市の先駆的な取り組みについては、本市においても大変に参考になるものだというふうに感じております。

本市におきましても、各地区に生活支援コーディネーターや協議体を配置して地域の困り事や課題を把握し、いかに解決に導いていくのか、地域包括支援センターと連携・協働して取り組んでいただいているところでございます。

一方、福祉の立場からの地域づくりとしましては、地域共生社会や社会的包摂を実現するために行うところがございますが、そのためには、地域力の向上、地域の連携の再構築が必要不可欠な要素であるというふうに考えているところでございます。

まずは、市民の皆様、地域の困り事や課題に自分事として気づき、共感していただくところから始まるものであり、対話による納得を積み上げる一連のプロセスを丁寧に行っていくことが解決に向けた取り組みを協働で行うための駆動力や推進力になるものと考えております。

今回、御教示いただきました先駆的な取り組みにつきましては、各地区の生活支援コーディネーターや協議体の皆様にも情報提供させていただいて、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

10番（大迫勝史君） よろしくお願ひいたします。そういうことで、しっかり、部長が今おっしゃったように地域見守りネットワークも並行して構築しなければこれは機能しないと思いますので、そこら辺のところもよろしくお願ひ申し上げます。

次に交通弱者と言われる方々に対してなんですけれども、高齢者も含めまして、交通機関への助成、例えば、しまバスにおきましてはご長寿パスというのがありまして、70歳以上を対象にしたもので、市民であれば月5,000円、運転免許返納者は4,500円で、路線の全線乗り放題、旧名瀬地区であれば月3,000円、また、この場合、免許返納者に対しては2,700円と1割引きという設定をしてありますけれども、この購入時に幾らかの助成ができれば、またさらに制度の浸透が図れるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 現在、奄美市内に唯一のバス会社でございますしまバスのご長寿パスへの購入助成ができないかという御質問にお答えしたいと思います。

議員御案内のとおり、ご長寿パスにつきましては、しまバスが企画・販売する市内70歳以上の方を対象とした一定金額で市内乗り放題の定期券でございます。

本市の高齢者の交通機関利用への助成制度としましては、お達者ご長寿応援事業がございまして、これは、75歳以上の方と70歳以上で運転免許を自主返納した方を対象に、バス、タクシー、健康施設等で使える1人当たり

5,000円分のご長寿応援券を発行するものでございます。バス会社に確認しましたところ、ご長寿パスの購入にもご長寿応援券は使用できるとのことでございます。

本事業は、交通機関利用で使える補助券を発行することにより、高齢者の外出機会を増やすこと、また他に交通手段を持たない高齢者の救済を図ることを目的としております。

本市としましては、お達者ご長寿応援事業の利用促進をすることで目的の達成を図りたいというように考えておりまして、高齢者の交通機関利用に対する同種の助成を新たに実施することにつきましては現在のところは考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

10番（大迫勝史君） 今、御答弁いただきましたけども、例えばしまバスのご長寿パスを高齢者に限らず全ての交通弱者が利用可能にできないか。それはバス会社との協議も必要になると思いますが、そこを含めて答弁があればお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。

全ての交通弱者、買い物弱者ですかね、への助成についてということでございますが、これにつきましては、財政面、またその他、実態等を確認する必要があると思います。

また、バス事業者におきましては、割引運賃の金額や対象などの営業の内容につきましては、バス事業者が社内外の状況を見極め、所管官庁の指導を受けた上で決定する案件になりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

10番（大迫勝史君） できれば、免許を持たない方、妊産婦の方、また高齢者、そういった方々が総じて使えるようなバスが必要ではないのかなと思っております。

今日は持ってきておりませんが、広島県のある町では、8,000人程度の町なんですけども、タクシー会社と連携しまして、町民の方の2割ぐらいが登録されているような助成制度がありまして、600円を超える分に関しては町が財政負担をするということで、そのことで人が移動する、そして町が活性化するという、いろんな好環境が生まれているという事案もありますので、そういうことも一つのまちの活性化ということに関しては極めて重要なことではないかなと思います。

それで、再質問になりますけども、10月1日から変更されましたコミュニティ路線について、市民の方々からいろいろ不平不満や苦情も聞いておりますけども、当局に対して、どのような、苦情といいますか、そういうのが来ているのか、また現状の課題があれば伺いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。

議員御案内のとおり、今回の10月1日から路線の再編を行っております。今回の路線再編に関しましては、幹線と支線とを棲み分け、市内各地区において小型車両による乗り継ぎ運行を開始しております。

乗り継ぎ時の待ち時間の短縮、バス待ち環境の整備、乗り継ぎ拠点周辺における車両待機などの要望また課題がございますので、改善に向けてバス事業者と連携を深めてまいりたいと考えております。以上です。

10番（大迫勝史君） この前の、地元紙の市民の投稿欄、ひろばというのがあるんですけども、その中に小宿町の里にお住まいの方の投稿がありまして、市内に買い物に行きました。帰ってきて平松で乗り換えです。平松から里に行くまでに平松でおりたらバスを1時間待ったと。

そういうことで、大変な難儀で、四季を通じて、冬とか寒い日とか雨の日とか、そういう時はこれはどうすればいいだろうと。また、近所でも出かける楽しみがなくなったねみたいな声も聞くという投稿がありました。

そういうことを聞かれて、当局としては、改善策といいますか、最初のコミュニティ路線の改編のときの説明では、できるだけ待ち時間のないように連結を上手くやっておりますみたいなことを説明されました。そこが現実的に今の状況とは違う気がするんですけども、そのことに関してはいかがお思いでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 議員御指摘のように利用者のほうからそのような要望なども承っております。

バス時間の乗り継ぎにつきましては、余り待たないような形での路線編成なんかもやっておりますけども、市内の込み具合によってそういう遅れが生じていることも確認しておりますので、今後、そのような対応について、またどういことができるのか、また今後バス事業者や奄美市地域公共交通網活性化協議会の意見などを賜りながら、できることについては早急に対応してまいりたいと思います。

バス待ち環境につきましても、そのような御要望も聞いていますので、そのようなことについてはできるだけ早い対応ができないかということで検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

10番（大迫勝史君） 不便になるということは、とても市民にとっては出かけることも億劫になったり、不便を極まることじゃないかなと思いますので、今後の課題改善に向けて努力をよろしくをお願いいたします。

次に介護保険住宅改修申請時の決裁を、現状より迅速にできないかということについてお伺いいたします。

現在の申請から決裁までに至る流れといいますか、状況は、どの程度この作業に何日かかって、この作業に何日かかる、この決済にどのくらいの日数がかかるんだということをお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） まず、介護保険制度の住宅改修について御説明いたしたいと思います。

本サービスによる住環境の整備は、在宅の要介護認定者の自立支援を目的に行われるものでございます。給付対象となる工事は、手すりの取り付けや段差解消など比較的小規模なもの6種類に限定されておまして、利用できる額も原則20万円までと定められており、利用に際しては効率的な住宅改修となるよう慎重に検討することが重要となります。

次に本市の介護保険住宅改修申請の状況と、基本的な流れについて御説明いたします。

本市の介護保険の住宅改修利用者は、昨年度1年間で延べ306件、給付額は1,800万円余りとなっております。今年度の利用も同程度だというふうに見込まれております。

手続の流れでございますが、まず利用者が担当ケアマネジャーと相談し、ケアマネジャーが必要な工事内容について施工業者等を含めて検討した上で事前申請書類一式を準備し、市へ提出いたします。市は、担当課において審査した後、担当ケアマネジャーと施工業者に着工の許可を出します。

工事終了後、利用者は施工業者に工事代金全額をお支払いします。支払い後は、担当ケアマネジャーが事後申請書類一式を提出し、事前申請の時と同様、担当課が審査を行った後、利用者へ償還払いをするまでが一連の流れというふうになっております。

なお、市では、主に、改修内容が利用者にとって使い勝手が良いものか、関係者間で連携を取って施工箇所を決めているか、許可した内容の工事を行っているかなどについて審査しているところでございます。

また、本サービスを利用した際の費用の約9割に国、県の交付金や保険料を充てているため、審査は担当職員だけでなく係長や課長も行っております。

審査が少しでも速やかに済むように書類受付時に担当者が在席している場合などは窓口で書類内容の確認を行い、現在、平均二、三日で審査はでき上がっておりますけれども、書類の不備や確認すべき内容が見つかった場合には、現場での確認が必要な場合、そういう場合においては担当ケアマネジャーや施工業者との連絡調整が進まない時には工事着工の許可を出すまでに1週間以上かかる場合もあるのが現状でございます。

10番（大迫勝史君） 幾つかの業者さんから聞いた話によりますと、笠利とか住用とかは、即日で出たり、2日で出たり、3日で出たり、早いんだと。名瀬地区においては異様に時間が掛かり過ぎるということを聞いておるんですけど、今の御答弁だと3日ではできると。

何か不都合があったら1週間ぐらいかかるだろうということですが、本当に、業者さんには資金繰りもありますし、零細業者もいると思いますので、その辺のところは、職員の方は痛みはないと思いますけども、1日遅れるごとに困る業者さんもいるということを知っておいていただきたい。

あと、申請が下りるのを待って退院するとか退院を促されているという方もいるわけです。そういった場合には、緊急のあれがある場合には早い時もあるということも聞いたことがあるんですけども、そういった退院が長

引けば、sonだだけ、掛かる費用も、本人も掛かるし、工費も掛かるということをしっかり分かっていたいて、しっかり、今後、要するに職員を増やしたりとか組織強化みたいなことは考えていないんですか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 先ほども説明しましたとおり、市では速やかな審査に努めておりますけれども、どうしても審査に時間が掛かるというケースはございます。市といたしましては、普段から利用者の状態を把握している担当ケアマネジャーや施工業者等、関係者間で情報共有と連携を密にすることで、速やかに、申請手続、審査、改修工事が行われるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

入院中の要介護者の住宅改修につきましては、退院直前になって申請書類が提出されるというケースが何度もございます。これは、退院の目途がついてからでないと、リハビリ専門職による家屋評価の実施や、関係者による退院前カンファレンスで必要な住宅改修の検討を行うことができないということもあるかと思えます。

市といたしましても、入院期間が延びることでの負担をなくしたいとの思いは議員と同じでございます。このような申請を受け付けた場合は申請書に退院予定日を記すなどして特に審査を急ぐように心掛けておりますけれども、退院前カンファレンスの結果と申請書に書かれている工事内容が違うために工事着工の許可を出すのに時間がかかる場合もございまして、例えば職員を増員したとしても審査に時間の掛かる内容の申請書類につきましては、着工の許可を出すまでの時間を短縮するのは難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

審査を行う側は普段の利用者の状態が分からないということですので、申請書類の記載内容に、利用者の身体や家屋の状況から、具体的に困難な状況は何なのか、課題解決のために有効な改修方法について、本人、親族に加え、リハビリ専門職とどういう検討を行ったのか、どのような内容の住宅改修を選択したのかなどが明らかにされておれば審査期間の短縮につながるのではないかとこのように考えております。

10番（大迫勝史君） よく分かりました。今後とも、鋭意、努力をお願い申し上げます。

次に市民生活、安心・安全・防災ということで伺います。

市道の整備についてでございますが、三儀山運動公園入口から病院施設へ至る市道が、しょっちゅう、あちこち、陥没する度にその都度その都度補修している状況があります。現状はほとんど補修されていますけれども、こういうことがないように根本的に改修する計画はないのか、伺います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、お答えいたします。

当該路線の市道三儀山線は、運動公園施設を利用する車両、病院の利用等での車両及びバス路線であり、経年劣化等による路面悪化に対応して一部は昨年度補修工事を行っておりますが、その他の陥没箇所はその度に補修を行っている現状でございます。

また、現在の道路線形による視距の悪さや歩車道の分離がないことから運動公園利用のスポーツ少年団や中高生の自転車等の通行にも支障をきたしているところであり、これらの解消を図るために道路線形の見直しも含めた抜本的な道路整備を実施するため、社会資本整備総合交付金事業で道路改築事業を導入し、今年度は測量・設計業務、そして令和2年度に用地交渉及び詳細な調査等を行う計画で進めております。以上です。

10番（大迫勝史君） 議長、すいません。よろしいでしょうか。

議長（与 勝広君） 資料、置いてあります。

10番（大迫勝史君） ありがとうございます。計画が着々に出来ているということで了解をいたしました。

次に、この市道沿いに川の延長線の水路があるんですけども、ガードレールとかがないために、以前、議会間にて危険回避のためにどうかしてくれということを要望しましたところ、写真をお願いしてよろしいでしょうか。

トラロープ、これを2年半ほど前に当時の建設部長が「わかりました。やります」ということでやってくれた

のが、杭を立ててタイガーロープを張っただけのやつが延々と続いているんです。これは乳母車でも支えられるのかなと思ったりしますけども。こういうことで、この状態では危険防止にはならないと思います。

毎回、多くの市民が集まり、小さな子供もたくさん来場される市民体育祭の開催日は、終日、不安を感じておりますけども、これをしっかりとしたものにしてほしいということで市民からの声もたくさん聞いているところでございます。今の計画とリンクして、もしできれば改善してほしいと思いますけども、いかがでございましょうか。

建設部長（橋口義仁君） 市道三儀山線につきましては、先ほどの答弁で説明したとおり、社会資本整備総合交付金事業で道路改築事業として整備を行っていきますので、御質問の転落防護柵につきましても防護柵の安全対策基準を満たすものを設置していきますので、御理解をお願いします。

なお、工事進捗によりますが、当面の間は現在の仮設防護柵を利用しながらとなりますので、併せて御理解をお願いします。

10番（大迫勝史君） 分かりました。よろしくお願い申し上げます。

次に、これは急傾斜地の現場なんですけども、市内の防災工事の中断中の現場があります。浦上町なんですけども。写真をお願いいたします。この現場について伺います。

これは、きれいに半分で工事が止まっているんです。まず、この現状と中断に至る経過を説明をしていただきたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） 御質問の急傾斜地崩壊対策危険箇所、この地区は、浦上ではございますが、大熊5地区になっております。

被害想定区域内居住者から要望書及び地権者並びに管理者の用地無償提供を含む施工同意書が提出されたことから、平成29年度より県単急傾斜地崩壊対策事業に着手し、令和元年度の完成を予定しておりました。

事業を進めていく中で、この急傾斜地の管理者より用地買収についての要望がなされましたが、急傾斜地事業におきましては用地買収ができないことなどから、現在、工事を中断しているところでございます。

10番（大迫勝史君） では、今後、この現状がどう展開していくのか、予想を伺いたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） 急傾斜地の管理につきましては、所有者、管理者または占有者が適正な管理をすることが原則でございます。法面工事や擁壁工事等には多額の費用が掛かることから、まず事業採択要件を満たしている場合につきまして事業用地を無償提供していただき、市においては、優先順位の高いものから県単急傾斜地崩壊対策事業を活用し、対応しているところでございます。したがって、このまま事業用地の無償提供について同意が得られない場合については、事業終了となる見込みでございます。

10番（大迫勝史君） 事業中止になるということでございますが、当局におきましてはこの状況の打開策もしくは代替案がないのか、伺います。

建設部長（橋口義仁君） 県単急傾斜地崩壊対策事業は用地無償提供が前提でございます。再度、地権者、管理者に事業主旨の説明を行い、再三、用地無償提供の同意が得られるよう努力しているところでございます。

10番（大迫勝史君） 地権者の方がなかなか頑なに拒んでいるということで聞いておりますけども、大変難しいものがあると思いますが、一旦、ここで県が手を引いたら単独ではなかなか厳しい案件ではないかなと思いますが、この場所で、例えば当該地で災害が発生した場合に、10軒ぐらゐの家屋があるんですけども、この方々の住民の家屋、財産、身体等に損害・損傷が生じた場合、地権者に賠償責任が発生するか、伺います。

建設部長（橋口義仁君） 急傾斜地につきましては、所有者、管理者または占有者が適正な管理をすることが原則となっております。御質問の賠償責任につきましては、市は賠償責任が発生するか否かの判断をする立場にはないと考えております。

10番（大迫勝史君） 分からんということですね。今後とも地権者の方としっかり話をされていっていただきたいと思います。どっちにしても、ああいう中途半端な状態で置かれても、いざ、法面が崩壊したり鉄砲水が出たりしても、今の状態だと、尻の突っ張りにもなりませんから、よろしくお願ひしたいと思います。

次にNPOフードバンク奄美との連携についてお伺ひしたいんですけども、過日、NPOフードバンク奄美さんの認証祝賀会なるものに出席させていただきましたけども、御本人たちはすごくやる気を持って取り組んでおられますけども、奄美市として、当局として何かこの団体と連携する計画などあれば聞かせていただきたいと思っています。

保健福祉部長（奥田敏文君） NPO法人フードバンク奄美との連携についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、食品ロス削減の取り組みとしましては、一般家庭から食品を収集するフードドライブ、流通に出すことができない食品を企業などから収集し、保管や配付などの全般を指すフードバンクがございます。

フードドライブにつきましては既に本市で実施しておりますが、本年11月1日には、先ほど御紹介いただきましたNPO法人フードバンク奄美が設立され、取り組みが始まったところでございます。

現在、フードバンク奄美から要望のありました支援先の紹介などにつきましては、食品ロスの削減と地域福祉の増進に資するため、生活困窮者、福祉施設、被災者など食料支援を必要とする方へ効率よく配付できるように社会福祉協議会とともに協議を進めているところでございます。

10番（大迫勝史君） 行政としてそういうパイプ役みたいなことはすごく重要だと思いますので、これからもしっかりよろしくお願ひしたいと思います。

4階のフロアで奄美市もフードドライブをやっておりますけども、あれは集まったりはしているんでしょうか。分かりますか。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市民部長（満永亮一君） 人は集まっているということです。

10番（大迫勝史君） もしかして職員の皆さんの中にも4階でフードドライブをやっていると知らない方もいるかもしれませんので。

大体、表示の仕方がおかしい。旗が、置いてあるのか、投げてあるのか、わからんような、壁に立てかけてあるだけで、あれをしっかりと立てて、もうちょっとアピールして、市民の皆様にも庁舎内でもフードドライブをやっているんですよということをもっとアピールしていただければ、まだまだ今以上には集まるかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

次に奨学金制度についてお伺ひします。

経済的理由による教育格差を排除するために来年度から高等教育支援新制度として、給付型奨学金と入学金の減免、授業料の減免が始まります。対象者は、非課税世帯の学生には、国公立で入学金が上限額28万2,000円、授業料が53万5,800円、私立で入学金26万円、授業料で70万円、給付型奨学金は、国公立での自宅外通学の場合、月額6万6,700円、私立で7万5,800円と減免制度と給付型奨学金を併用すると随分楽になると思われます。

また、非課税でなくても、その基準に準じた世帯収入の場合でも上限額の3分の1から3分の2の支給が受けられるそうです。

そこで質問ですが、要件をクリアした来年度の予約採用者には、調べましたところ、10月から11月に在学

している高校に決定通知が送られてくると聞いておりますが、本市においてこの制度に申し込み予約採用決定の対象者の人数がわかりますでしょうか。

教育部長（福長敏文君） それでは、大迫議員にお答えいたします。

こちらのほうでも確認させていただきました。来年度の予約採用者決定につきましては、市内の各高等学校に確認いたしましたところ、12月下旬から1月下旬に通知が行われる予定とのことでございました。

また、給付型奨学金の申請につきましては、高等学校等と日本学生支援機構が直接やりとりを行うことから、市のほうで人数等の詳細を把握することが難しい状況でございます。

10番（大迫勝史君） 12月から1月に発表があると。ネット上では10月から11月と書いてあったんですけども、現実的にはそれより遅れるということで理解いたしました。

対象校となる学校は本市でも2校あると新聞報道がありました。この2校への進学希望者あるいは在学中で制度利用の学生の割合はわかりませんか。

教育部長（福長敏文君） それでは、お答えいたします。

奄美看護福祉専門学校、奄美情報処理専門学校の在学生の採用につきましては、3月までの成績を基に判断されます。4月下旬に通知予定と伺っているところでございます。決定人数につきましてはその際に問い合わせいただければお答えできるとの回答をいただいております。

また、進学希望者の採用決定人数につきましては、高等学校等の管轄となることから、先ほども答弁させていただきましたが、市のほうでは詳細を把握することが難しい状況でございます。

10番（大迫勝史君） 承知いたしました。いろいろ調べにくいこともあるみたいで。

それでは、本市ではふるさと創生人材育成奨学金制度がありますけども、これを利用して進学している学生さん、特別会計決算委員会でもよく議題になるんですけども、結構、滞納される方の割合も増えているということで問題になっているんですけども、こういう方々の将来負担をなくすためにも、今、奄美市の奨学金を受けている方にもこの制度を利用したらどうかと勧める周知とか、大変、したほうがいいと思いますけども、いかがでございましょうか。

教育部長（福長敏文君） 議員御指摘の件でございますが、日本学生支援機構の給付型奨学金につきましては、大学等への入学期などに係る申し込み資格がございますので、本市奨学金を貸与中の方へ、対象となる方への文書等での通知を行ってまいります。

また、今後の本市奨学金募集の際にも市内各高等学校に本市奨学金との併用について説明させていただいて十分理解していただくとともに、奄美市だよりやホームページなどでの周知も図ってまいりたいというふうに考えております。

10番（大迫勝史君） ぜひ、その方向でよろしくお願ひしたいと思います。

令和になりました改選後の初の議会で一般質問、トップバッターということでいささか緊張いたしました、演壇に原稿を忘れたりして途中で質問に困ったんですけども、何とか終えることができました。

また、今後ともしっかりと市民の皆様の負託に応えるために、冒頭の挨拶でもやりましたけども、しっかり当局の皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、一つ御協力よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。10時45分から再開いたします。（午前10時29分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

15番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうーや、うがみんしょーら。こんにちは。私は自由民主党会派の奥 輝人です。通告しています一般質問を行います。

さて、本年、今年も残すところ約3週間となりました。時が過ぎるのは本当に早く、光陰矢の如しであります。そのような中、10月に行われました奄美市議選、向こう4年間、市民の代表としてしっかりと責任を果たしていきたいと思います。御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、先月の28日に奄美市さとうきび生産部会の総会があり、情報報告がありました。本年産のサトウキビの生産量の見込み量は11月25日調査で約2万5,000トン、昨年度と比較して約3,000トンの増、Brixは18.7度、昨年度は17.5度で、1.2度上昇。収量や質については、台風など自然災害がなく、夏場の適期雨量もあり、順調であるとのことでありました。

また、本年産から50年ぶりに年内操業を行うとのことで、その理由に国の働き方改革の一環で導入することでありました。50年前は7年連続での年内操業があったそうです。生産量は約4万5,000トン台でありました。本年度の製糖開始日は12月16日から始まり、24日までの9日間、そして年明け8日からの再稼働となります。

また、本年度産の国からの交付金単価も決定され、昨年より130円増の1万6,860円となりました。生産農家の要望するキビ単価の大幅なアップにはまだまだ手の届かない状況であります。

さて、今後はサトウキビ農家が安心して経営ができるように、キビ単価の更なるアップが図られるように、また生産量の3万トン確保に向けて取り組んでいきたいと思います。50年ぶりの年内操業をきっかけに更にサトウキビ産業の飛躍とサトウキビの増産に期待を込めて一般質問に入ります。

1、たんかんの振興。（1）本年度産の状況についてであります。

令和元年度産において、本年度は台風の被害もほとんどなく、農業作物において順調で豊作が期待できると聞いています。たんかんは、これまで、平成27年度産にはミカンコミバエの影響で全て廃棄処分で収穫物はゼロとなり、28年度産は逆に樹勢回復が早まり、着果率が高くなり、近年まれに見る豊作となりました。

しかしながら、販売力は量の増加となり、卸売市場では値崩れを起こし、単価の暴落となったところでありました。その後の年度においては台風の影響等で生産量も低下している状況であります。

さて、本年度産の詳しい状況と栽培面積、収穫量について奄美市と本島内においてどのような状況なのかをまず伺いたいと思います。後の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速、奥議員にお答えいたします。

議員御承知のとおり、本市におけるたんかんにつきましては、名瀬地区と住用地区を中心に、山間部の傾斜地などを利用し、栽培されております。重点品目として位置付け、振興を図っているところであります。

お尋ねのたんかんの状況についてであります。まず平成30年度のたんかんの栽培面積は、奄美市で約136ヘクタール、奄美市以外の大島本島では約111ヘクタールとなっております。収穫量につきましては、奄美市が約463トン、奄美市以外の大島本島においても約463トンとなっております。

昨年度は表年で着果量も多かったのですが、議員がお話しになりましたとおり、台風24号の影響を受けて収穫量が大幅に減少した年となりました。

今年度のたんかんの生産状況につきましては、面積はほぼ前年並みであります。

収穫量につきましては、昨年度の台風24号の被害を受けた園地では、樹勢が弱まり、着果量が少なくなっている状況となっているようですが、被害を受けていない園地では、着果量も多く、良好とのことで、今年度の収穫量につきましては昨年度より若干増加するのではないかと予想しているところでございます。

以上でございます。

15番（奥 輝人君） ありがとうございます。

一応、栽培面積については、奄美市と本島内の合計でも、今言われたように合計で言えば約250ヘクタール、そして収穫量については、奄美市が463トン、本島内でも463トン、合計でも約920トンの収穫物があるようであります。

そういった意味で（2）の選果場利用についてを上げていきたいと思います。

①の農協の共販量と委託選果を合わせた量についてでありますけど、29年度と30年度においては約137トンと約103トンでありました。本来の目標は、共販量は250トン、委託選果が200トン、合計で450トンの量を示しています。量が少ない状況が続いています。

そのような中、量が確保できない理由について農家の反応はどのようなものであるのか。この件については、選果場を利活用させるための方策が必要かと思ひまして、一応、この件を上げてみましたけど、確保できない理由、本当に200トンにも満たないという状況でありますので、そこらあたりを聞きたいと思ひます。

農林水産部長（山下仁司君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

奄美大島選果場については、皆さん御存じのとおり、光センサーなどの先進的な技術を導入し、出荷基準の統一を図り、一元集荷、選果体制の整備によるブランド産地の形成を目的に整備したところでございます。この選果場の処理能力規模については、5市町村の果樹農家へのアンケート調査に基づき、463トンとなっております。

お尋ねの選果場の取り扱い量が確保できない理由としましては、部会などを中心とした生産者組織の活動が十分でないこと、また、販売において選果場のメリットが活かされておらず、選果料に見合った販売単価に至っていないなどにより量の確保ができていないと考えられます。

たんかん農家においては、奄美大島選果場を利用し、選果使用料や手数料を支払ってJAへ出荷するよりも、個人販売や地元市場へのお荷を優先している状況となっております。以上です。

15番（奥 輝人君） わかりました。一応、そういった目標のトン数が示されておりますので。

平成24年からこの選果場もオープンして稼働しています。過去には200トンを過ぎたのが2年間だけあったと思ひます。そういった意味で、選果場を利用しなければ、あの建物は本当に宝の持ち腐れのような感じになっておりますので、ぜひ、たんかん農家の意識向上、生産農家の意識向上が必要かなと思ひますので、そこらあたりをJAさんと協力して生産力が確保できるような方策をまた指導などしながらやっていただきたいと思ひます。

また、②になりますけど、たんかんの果樹の一般農家からJA果樹部会の加入農家についてでありますけれど、一応、選果場を利用できるのはJAあまみのたんかんの果樹部会に加入している農家が参加できるという話を聞いています。しかしながら、一般農家でも委託はできると。しかしながら、一般農家の方は選果場をほとんど利用していないというのが実情であります。

そういった意味で、果樹農家のJA果樹部会じゃなくて一般農家の方々を果樹部会に導いていく、そのような方策をしなければ、たんかんは、さっき申し上げました本島内で約900トンぐらいの量がありますので、一般農家からの果樹部会への加入、そこらあたりはどのようなになっているのか、聞きたいと思ひます。

農林水産部長（山下仁司君） まず、JA部会の加入状況についてお答えしたいと思ひます。

大島本島における29年度のたんかん栽培農家は893名で、うちJAの果樹部会員が256名、部会に加入していない農家が637名です。割合にして約29パーセントとなっております。

加入していない理由と今後の出荷体制等のあり方についてという質問だと思いますが、加入していない理由としましては、小規模農家、あと高齢農家、また交際用や自家消費を目的として栽培している農家などの中には、JAに出荷しないのに部会費を払ってまでJA部会に加入するメリットがないなどの理由により加入していな

いと考えられます。

そのような中で、J Aが開催する栽培講習会や研修会に部会員以外の農家へも案内するなどして、果樹部会への加入拡大やJ A共販量の増加、栽培技術の向上などに取り組んでいるところでございます。

併せて、市としましては、病虫害対策や剪定方法など部会員以外の生産者も含め個別に対応し、栽培技術や品質向上に努めているところでございます。以上です。

15番(奥 輝人君) わかりました。一応、893名中約637名の方が一般農家という話でありましたけれど、一般農家の方々は、たんかんの技術力とか質の向上、そこらあたりをもう少し徹底していかなければ質の低下とかがあると思うんです。

そこらあたりの一般農家への栽培技術の向上などの指導体制、そこらあたりを引き上げていかなければなかなか果樹部会のほうに参加しようという意気込みはないと思うんです。

本当に高齢農家も多いし、小規模農家もいると。あと、庭先で栽培する農家もいるということで先ほど部長のほうから答弁がありましたけれど、そこらあたりも全部含めてですけれど、果樹部会に参加させていく方向付けで、質を良くしなければいけない、将来的にブランド化させなければいけないという、そういった2つの目標もあると思いますので、今後の加入していない農家への現在の栽培技術の指導とか勧誘とかは、J Aあまみさんとのような連携を図って取り組んでいるのかを聞きたいと思います。

農林水産部長(山下仁司君) 先ほども若干答弁いたしました。J A等の主催の研修会等においては、技術向上ということで、まず栽培暦の講習会、あと夏と秋に栽培の講習会、また大島支庁を中心とした園振協においては津之輝を含めたんかんの栽培の講習会、またその時点において技術の向上、あと良いものができたらJ Aへの加入・出荷という形での指導は今現在行っている状況でございますが、なかなか進まない状況であります。

15番(奥 輝人君) わかりました。そこらあたりをどうにか解決していかなければ、選果場への持ち込み量が増加していかないのかなという思いがしておりますので。

それと一般農家の方も選果場を利用できるということでありますので、ただ、持ち込み量がないということを知っていますので、一般農家も選果場を通していけるように選果場を利用させていただきたいという、そういったお願いも必要かなと私は思いますので、そこらあたりも付け加えて一般農家の方に周知徹底を図ってもらえたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一応、J Aさんのほうでは、聞くところによりますと、指導普及員が今いないと。果樹、たんかんに対しての普及員が今なくて、そこが困っているということであります。

奄美市のほうでは果樹の専門技師もいますけれど、奄美市や各市町村においてはそういった技師とか専門技術員が指導はしていますけど、J Aあまみさんのほうでいないというのが困っているんですけれど、そういったJ Aあまみの指導員などが徹底して動かなければ一般農家への周知浸透も図っていけないのかなと思いますので、そこらあたりもJ Aさんと協力して本当にそれが図られるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは、今度は③の選果場を通した果樹の卸売市場での取り扱いについてであります。

一般農家については、たんかんは選果場を通さないで地元の名瀬の中央青果卸売市場に行くのがほとんどであります。選果場を通した品物で中央青果へ出荷されている品物も多いと聞いています。

単価の格差についてですけれど、選果場を通す、通さないで単価の格差については中央青果でのこれまでの成績はどのようであったのかを聞きたいと思います。

農林水産部長(山下仁司君) それでは、市場における選果場を通した果実と通さない果実の価格差についての質問でございますが、昨年、J Aが選果場を通したたんかんを奄美市公設地方卸売市場へ出荷しております。しかし、出荷量が少なかったこともありまして、1回のみの出荷になったことから現段階では単価の価格差は出ていない状況でございます。

ただ、J Aとしましては、今年度も含め、今後も地元の奄美市公設地方卸売市場へ選果場を通したたんかんを

出荷していくということですので、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

15番（奥 輝人君） わかりました。

一応、選果場を通すということは光センサーを通すということで、良い品物が出るということであります。そうやってJAさんのほうも名瀬市場のほうに品物を出していますけれど、一般農家の方は選果場を通さないでそのまま出しているということで、価格の格差が余りないのであれば、選果場を通さなくて、利用料金を払わなくて市場に持っていったほうが、収量というか、お金が取れるという考えの持ち方であろうかと思います。そこらあたりは差をつける方法でしなければ、たんかんの良さとか、それがほとんど浸透されないのかなと思います。

光センサーを通して糖度とクエン酸を測っていきますので、そして、外観の傷物もないような、そういったのが市場に行くと、選果場を通さなくて外観も悪い、糖度もわからない、クエン酸もわからないという、そういったものと比較して全然格差がなければ、本当に果樹農家は選果場を通したのものについては何の価値もないように考えられますので、そこらあたりの格差について農協さんとかどのような情報交換をしているのか、今後、取り扱い方についてどのようになっているのかを聞きたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） 価格差についての御質問だと思いますが、まず市場での買受人の市場の選果場の光センサーを受けた商品の評価についてなんですが、今年度の4月に、JAと名瀬中央青果株式会社、またJA部会員、買受人、市町村、大島支庁によるたんかんの出荷に係る検討会が開催されております。

検討会の中では、市場に着色不良や外観が悪いたんかんが出荷されたことや、農家それぞれ出荷基準がばらばらで、同じランクでも品質にばらつきがあるなどの指摘を受けたところでございます。

このような中から、買受人からは、「見た目じゃ品質はわからないので、選果場を通して光センサーで品質が保証されたたんかんを買いたい」などの意見が多く出ております。買受人や市場における選果場を通したたんかんについては、高い評価を得ているものと考えております。

今後とも、このようなことを受けまして、先ほど言いました選果場を通したたんかんの出荷を継続的に市場へ進めることによって、価格差が出てくるんじゃないかと今思っております。以上です。

15番（奥 輝人君） わかりにくいんですけど、たんかんの格差をつけるということで、選果場を通したものについては、こういった目印、シールをつけたりとか、選果場を通さないものはそのままの普通の状態で競りにかけられてもいいと思いますので、競りにかける時には、こういった差別化、差別した場合、そうした場合は、卸売とか仲買人の方は、これを見て、たんかんにシールが付けられとったら選果場を通したということで味も品質も保証されていると思うんです。

そこらあたりを区別しなければ、いつまでたっても、言っては悪いんですけど、一般農家の技術の向上がないと思うんです、そこらあたりは。そこらあたりも考えて、選果場ができたからには、皆さん、農家は何を考えなければいけないのか。

人です。本当に人が選果場を通す、通さないのそこらあたりを考えなければ、良いたんかんもできないのかなと思いますので、中央市場においても、そういった良いものを作ったら、皆さん消費者の方もおいしく食べられると思いますので、そこらあたり、仲買人さんが欲しいような、仲買人さんが格差をつけて競り落とされるようなたんかん、そこらあたりも、さっき言ったように差別化、シールを張るなりしながら取り組めばいいと思いますけど、そこらあたりの見解を聞きたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） 選果場を通したたんかんとの差別化ということでの御質問だと思います。

現在、JAにおいては、選果場を通したたんかんについて、光センサー選別のシールを配布しております。選果場を通した農家については、このシールを張って出荷することによって、差別化が図られるものではないかと考えております。

併せて、光センサー選別のチラシを用いて、市場等に選果場を通したたんかんのPRを現在行っているところでございます。

15番(奥 輝人君) わかりました。ぜひ、中央青果市場のほうでもこうやってたんかんが見てわかるようにやっていただきたいなど要望してこの件は終わりたいと思います。

それでは、④の出荷量割り当てについてであります。

J A果樹部会では、本年産から選果場維持のために、生産者の過去実績や出荷見込みから目標量を設定して、割り当てることが申し合わされています。今回、初めての試みではありますが、J Aあまみの共販量の増加に向けて調整と生産者の意向はどのようなものであるのかを聞きたいと思います。

農林水産部長(山下仁司君) それでは、お答えします。

今年度開催されましたJ Aあまみ果樹部会総会において、生産者ごとに過去の実績などからJ Aへの出荷量を割り当ててことの申し合わせがなされたことは承知しております。その後、部会で再度協議した結果、今年度は生産者ごとの出荷割り当ては行わないことで決定したとのことです。

今年産のたんかんの出荷量については、J Aから部会員に対して行った出荷計画のアンケート調査によりますと、11月末時点での選果場への出荷量は、共販量が約86トン、委託選果量が約85トン、合わせて171トンの計画で、昨年度の取り扱い量約103トンに比べ増加はしておりますが、まだ大変厳しいものとなっております。

今後は、J Aがアンケートの再調査を実施するとともに、部会員の圃場に直接出向き、J Aへの出荷依頼を行い、出荷量確保に取り組むとのことです。

市としましても、他町村、関係団体と連携し、巡回指導などを通じて、組織活動の強化や選果場の利用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

15番(奥 輝人君) 一応、総会ではそのように、今回、割り当てをすと言っていましたけど、本年は行わないということですね。わかりました。

一応、J Aさんの選果場を利用する採算基準が150トン以上なければ採算が取れないということも聞いております。今回は171トンということでもありますけれど、まだまだ450トンには全然手が届かない状況でもあるし、せめてあの200トンにも届かない状況でもありますので、そこらあたりは選果場の価値感をどうにか高めて、光センサーを通すことによって、たんかんが奄美のブランドとなって、今後、ますます飛躍的に発展できるような、そういう体制や仕組みを整えなければ、本当に選果場のあれがもったいないと考えております。

また、共販の場合は顧客の方も結構多いと思います。共販のものと顧客に出すものも多いと思いますので、そういった顧客の割り当て、さっきのことでは割り当ては今回行わないと言っていますが、顧客の部もこういった共販のほうにちょっとでも流れるような形になれば、まだまだ良いのかなと思いますけれど、選果場は、今後の課題として、生産者の農家の方に意識付け、人づくりだと思いますけれど、人を動かすのは厳しいと思いますけれど、そこらあたりをどうにか動かせるように取り組んでいただきたいと思います。

次に(3)の秀品の糖度基準引き上げについてに移りたいと思います。

この件についても、総会の中で、決定まではなかったんですけど、こういう申し合わせがありましたということでもありましたので、取り上げたいと思います。秀品の糖度基準引き上げについてであります。

ブランド化を目指す強化策として糖度の11度から12度への引き上げ案が示されています。現在の基準は、クエン酸は1.5パーセント以下、糖度は11度以上であるという基準があります。

糖度を1度上げることで秀品の確保量は減少すると見込まれています。本年度から導入となれば本当に高度な栽培技術と質の向上が必要となります。しかしながら、今回はこれは一応見送られたという話も聞いていますが、今後、この件についてどのような方向性を持っているのか、見解を聞きたいと思います。

農林水産部長(山下仁司君) 秀品の糖度基準の引き上げですが、議員御承知のとおり、今年度行われたJ Aあまみの果樹部会総会において提案がなされたところでございますが、この件につきましても、先ほどおっしゃいましたとおり、その後、開催された部会において再度協議がなされ、今年度産の出荷については糖度の引き上げを

行わず、今までどおりの規格で出荷・販売を行うとのことでございました。

お尋ねの今後の方向性なのですが、昨年度の平均糖度、量は少なかったんですけど、平均糖度で12.1、クエン酸で1.1という平均の数字が出ております。今後、これは部会等で協議していただくことになるんですけど、屋久島のほうでも特選品ということで、12度以上のたんかんについては別途ランクを上げて取り扱っている状況という中で、本市でも、良いものは良いというふうな形での取り扱いを、今後、部会等でも検討する必要があるんじゃないかと今考えております。

15番（奥 輝人君） わかりました。一応、今後の方向性になりますけど、本当に屋久島のほうでもこうやって今部長が言われたように12度とかがあって、特等品というランク付けで販売されていると思いますので、生産農家から12度に1度上げてほしいという、そういった要望があったということは、それ相当の自信があって、農家さんは意欲はあると思うんです。

このぐらいしなければお金が取れないという農家さんも中にはいると思います。しかしながら、中間層とか下部のほうでは、これに上げたら自分達のたんかんでお金が取れないという、そういった心配もあると思うんです、農家さんの中では。

特等農家とか大規模農家と小規模・中規模農家との考えも違うと思いますので、できれば、一応、そこらあたりを生産農家と協議しながら、味のいいもの、美味しいたんかんが出回れるようにするには、生産農家の意識の向上、技術の向上だと思いますので、質を高める、また量を高めるためにも生産者の農家の方と切磋琢磨して取り組んでもらいたいと思います。

先ほど屋久島の件も答弁がありましたので、屋久島のほうはこれでいいと思います。

それでは、一応、たんかんの振興についてはこれで終わりたいと思います。

次に大きな2番の大島北高の活性化策について伺いたいと思います。

（1）北大島地域における位置付けについてであります。

大島北高は、昨年度において創立70周年を迎え、盛大に式典を開催しております。これまで約5,800人余りの卒業生を輩出し、北大島地域の拠点の高校として定着しております。

しかしながら、時代の流れと変化に伴い、少子化の傾向で生徒数の減少で学校存続の危機にも遭遇し、学校を挙げての危機的打開に取り組み、卒業生の協力や地域の協力などがあり、どうにか課題や問題をクリアしながら存続している現状であります。大島北高の存在価値も高く、経済波及効果も高い。北大島地域に欠かせない大島北高の存続を更に高めていく必要があると思います。

大島北高の北大島地域における位置付けについての見解を伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） おはようございます。それでは、奥議員の質問にお答えします。

大島北高は、昭和24年に笠利村立実業高等学校として開校し、本年で71年を迎えております。平成31年4月時点の生徒数は、1年生49名、2年生42名、3年生24名の全校生徒115名となっております。小規模校ではありますが、北大島地区にはなくてはならない存在価値のある学校であると認識しております。

また、大島北高が、奄美市、特に笠利地区の地域内に、若者の交流・定住により、郷土芸能等の伝承・保存活動や地域の活性化、そして与える経済効果も大きいものと思っております。

少子化も進むわけですが、生徒の確保については大変厳しい状況ではありますが、大島北高が、奄美市、特に笠利地区における非常に重要な学校であるという認識のもと、学校、同窓会、地域、大島北高教育振興協議会と連携を図り、小規模校である北高の良さ、特性、成果を各場面でPRを行い、存続に向けた取り組みを行っていく必要があると思います。

15番（奥 輝人君） 大変わかりました。

一応、大島北高は、小規模高校でありますけど、北大島には欠かせないと思っております。本当に、地域の経済効果もありますけど、まちづくりにも寄与しているのかなという思いがしております。

昨日なんですけれども、笠利のまちおこしフェスティバルにおいては、北高の生徒たちが、司会進行、あと北

大島対抗聞き書きサークルのそういった発表会も行われており、盛会のうちに北高の今の現状などを見ることができて本当に良かったなと感じております。そういった意味で大島北高の今後の活性化について取り組んでいきたいと思います。

それでは、(2)の大島北高振興協議会についてであります、①の協議会への生徒たちの参加についてをとり上げたいと思います。

大島北高振興協議会については、旧笠利町時代に、大島北高の存続、継続、持続的発展を目的に平成10年から活動を展開しております。私は平成27年からこの協議会の会長を務めております。

平成10年頃から生徒数が減少していき、将来的に学校存続の危機感があるということ、また、当時、県の教育委員会等において募集定員の要綱など統廃合まで示されておりました。そのような対象校にならないために振興協議会が設立されていると聞いております。

その中で、この協議会には委員として34名の委員がおり、行政の代表や学校の代表、また地域代表などがおります。この会へ生徒の代表を入れてほしいという意見がありました。これは決算委員会での同僚議員からの要望であったと私は思っております。

私、会長としても、生徒たちの生の声を聞くことは、本当にこの学校のあり方とか課題や問題も探ることができると思います、この件については、子供たちを委員の中に入れることは私も本当に大賛成であります。

委員も34名となっておりますけれど、今後ですけれど、学校側は、生徒たちの協議会の参加について、学校、生徒たちはどのような考えを持っているのかを聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） 議員御承知のとおり、大島北高等学校教育振興協議会につきましては、大島北高の活性化を図る支援を行うことを目的として設置され、34名で構成されているところでございます。

議員御提案の教育振興協議会の委員に生徒代表等を入れてはということでございます。貴重な御意見でございますので、教育振興協議会の中で提案し、議論を行っていければと考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） わかりました。

それでは、私のほうも、一応、生徒のほうに、時間的余裕があったり、会合の日程等が合えば、生徒の方の代表がいますので、そこらあたりを要望して、出てもらって、北高の問題や課題とか、今後こうしてやりたいとか要望とかが結構あると思いますので、そこらあたりを、一応、意見聴取などをしながら委員の中に取り込めるような形に持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、②の成果についてでありますけど、これまでいろいろな意見を反映して事業の導入等が行われております。生徒数の確保など成果が発揮されていると思います。

まず、これまでには、通学費の補助や部活動指導者補助、下宿等補助などが事業化しています。この成果についての見解を伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、お答えいたします。

大島北高等学校振興協議会の成果についてでございますが、教育振興協議会の委員や同窓会組織の皆さんから意見や提言をいただき、各種取り組みの参考にすることにより確実に成果も出ているものと思います。

通学費補助については、名瀬地区から通学する生徒のほとんどが利用し、通学費補助が経済的負担の軽減となり、名瀬地区からの生徒確保の成果につながっていると考えているところでございます。

また、部活動の指導者補助についても、吹奏楽部において専門的な指導をいただき、技術の向上や活性化につながっているものと思います。

また、進学や就職状況についても、振興協議会等の意見や提言等が活かされていると考えております。

成果につきましては、平成30年度の進学・就職状況は、4年大学への進学者が10名、短期大学が2名、専門学校が12名、就職が20名と卒業生の進学・就職率は合わせて100パーセントとなっているところでございます。

また、資格の取得に関しまして、簿記とか電卓実務、情報処理などの各種資格取得者も増えていると聞いて

おります。

今後も教育振興協議会の意見や提言を参考にしながら、大島北高の生徒への支援や活性化につなげていくことが大事ではないかと考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） わかりました。私も北高にちょくちょく足を運んで、学校の評価委員にもなっていますので行くんですけど、子供たちとか生徒たちは小規模のクラスながら本当に元気よく生き生きと勉学を学んでいる姿をよく見かけます。

また、習熟度別学習といって、少ない人数で、1学年の1のA組があれば、その中に格差をつけて、上・中・下において、下の方々の生徒たちも徹底して教えるとか、そういった工夫をしながら底辺を底上げしていく、そういった学習も見受けられて、本当に子供たちが勉強に励んでいる姿を目の当たりにしているところであります。

そういう成果等も、今、事務所長が言われたような中にも含まれていると思いますので、今後の北高の活性化の成果が向上しているのかなという感じがしました。

次に③本年度の提言についてであります。

本年度の提言については、5月に行われました振興協議会の中で提案があったわけでありまして、その内容としては、寮と下宿に関しての提言でありました。大島北高に下宿があれば、また寮があれば島内や島外からの入学が可能になると。

また、古仁屋高校が、今、地域おこし協力隊やふるさと納税を活用して寮を設置しております。県から譲渡された建物を活用して寮を設置しているというのが古仁屋高校であります。

そのような同様の事業とか、そういった活動とかはできないのか。本当に、寮とか下宿があれば、さらに生徒数が確保できるという、そういった期待感がありますので、そこらあたりの見解を聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、お答えをさせていただきます。

大島北高の寮については、以前は男子寮と女子寮があり、多くの利用者があったと聞いております。現在は自宅からの通学者がほとんどであり、新たな寮の設置については難しいものと考えているところでございます。

しかしながら、議員御提案のとおり、島外からの受け入れについては住居が必要となることから、受け入れ可能な下宿先の検討が必要ではないかと考えているところでございます。

受け入れ先の確保については現状では大変厳しいと思われそうですが、下宿希望の状況等を把握しながら、今後、教育振興協議会等で協議を行っていければと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

15番（奥 輝人君） わかりました。今、所長が言われたように、40年前ですけど、私も卒業して40年になりました。そのころは寮もありました。寮がさっきあったということを言っていましたけど、加計呂麻とか古仁屋方面から私の友達なんか3名ほど寮のほうに来ていて、自分の同窓生もですけど、先輩たちも寮に生活していて、あの頃は本当に1学級が40名ぐらいいましたので、寮があつて良かったのかなと思います。

寮についても、これは県立高校でありますので、県に要望しなければいけないということでもありますけど、一応、今のところ、所長さんの話では厳しいものがあるという話が来ましたので、また県のほうに相談でもしていけたらいいのかなと思います。

あと、下宿についてもですけど、あの頃も下宿はありました、私たちの頃も。今、下宿の受け入れ先がないのか、この前の笠利地区の駐在員会の中でも提案して、各集落の区長さんに「集落内で下宿受け入れ先を募集していますので、手を挙げる方はいないですか」と、そういった案内もしております。

しかしながら、下宿等もなかなか手を挙げる人がいないという状況でありますので、そこらあたりは、寮やら下宿が本当にあれば、生徒数の確保、島外からのそういった生徒数も増えていくのかなと思われそうですので、今後の課題として、どうにか下宿とか寮に一步でも近づけるように取り組んでいきたいと思いますので、ここでもよろしいかと思います。

もう一つの提言に、エアコンの設置に関しての提案がありました。本年度から小学校や中学校においてはクーラー設置ということで事業化が始まり、来年度からは各小中学校においてはクーラーも導入されていくという、

運転もされていくということを聞いております。

そういった中、北高のほうではまだ普通教室にはエアコンがないということであります。エアコンがあるのとは生徒たちの考え方や意識も違うのかなという意見がありましたので、一応、生徒の確保のために、普通教室へのエアコンの設置、普通教室は6教室ありますけど、そういった提言がされておりますので、県の補助とか市単独での補助とかは今後考えられないのかを聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） エアコンの設置については、県立高校でもあり、県での整備になるものと思いますが、現在、設置されている県立高校についてはほとんどが同窓会組織などで整備されている状況でございます。

大島地区内におきまして設置済みのほうも、他の高校の状況についても同窓会等で空調設備を設置しているようでございますので、それら他校の例も参考にしながら、学校や同窓会組織、また先ほどから出ています教育振興協議会等で検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

15番（奥 輝人君） わかりました。

エアコンについては、協議会の中で34名の委員が来ていました。その中の一つの意見として、奄振の予算でも導入してエアコンを設置してもらいたいという、そういった意見等もありました。しかしながら、奄振の予算を取るのも本当に厳しいという意見も聞いております。

また、県のほうにも、エアコンを北高に設置していただきたいという、そういった申請をしたら、県はそういうことは今はしていないと。各学校でそれはやっていただきたいということで、県からの補助とかそういった助成は厳しいということで大島北高の校長先生からの回答もいただいております。

それで、自分たちも、同窓会とか振興協議会を中心としながら、またPTAを中心としながら、先ほど言われました奄美市では大高と奄高がありまして、大高と奄高は卒業生がエアコンの設置の予算を組んで導入しているという事例がありましたので、大島北高も同窓生を約6,000名ぐらい輩出しておりますので、そこらあたりをどうにか活用してやっていこうという、この前の11月の末にそういった第1回目の会合がありまして、また今週の木曜日にも第2回目の会合があつて、同窓会とPTAが主体となって取り組んでいこうという案も結果として出ております。

しかしながら、大島北高は予算が確保できるのかは微妙なことがありますので、自分たちも募金活動に専念していきますけど、協力できるところは協力していただきたいなという思いがありますので、そこらあたり、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の（3）生徒募集の確保についてであります。

①各中学へのPR活動についてであります。

現在の生徒数は115名であります。今、地元笠利地区の小学校や中学校の児童数の数を見ますと、児童数や生徒数は各学年ごとに45名から約60名を笠利地区では維持しております。小学校1年生から6年生、あと中学1年生から中学3年生、一応、45名から60名が笠利地区で今存在しております。今後もこのような形で維持されていくと思われま。

笠利地区だけでなく、奄美市内の中学校や龍郷町の中学校などへの生徒の確保についてのPR活動はどのような取り組みをしてきたのか、また今後されていくのかを聞きたいと思います。また、その成果等までお願いしたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、各中学校へのPR活動についてお答えいたします。

現在、大島北高が実施している各中学校へのPR活動につきましては、5月に中高連絡会の開催、5月から9月にかけて、奄美市内及び龍郷町内の中学校へ出向き、校長と教頭による学校紹介やDVDによるプレゼン、北高パンフレットの配付を行っているところでございます。

また、夏休み期間を利用して一日体験入学を実施しております。他に、体験授業の受け入れや出前授業、生徒による中学校へのPR活動、北高だよりの送付、横断幕設置等によるPR活動も行っているところでございます。

様々なこのようなPR活動を行うことにより一人でも多くの中学生や保護者に北高を知ってもらい、大島北高への入学や生徒確保につながっているものだと考えているところでございます。

15番(奥 輝人君) わかりました。一応、PR活動については、本当に同窓会の会長とか自分たちも名瀬の中学校などに足を運んでこういう活動をしてきたところでもありました。

PR活動をすることによって、所長が言われたように一人でも北高のほうに入学できるような体制づくりを今後も続けていかなければいけないと思いますので、行政側のほうも、大島北高、大高も奄高もありますけれど、バランスの取れた生徒数が確保できるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは、②北高への体験入学について伺いたいと思います。

中学生を対象に北高へ来てもらい、体験入学をされていると聞いています。そのような中、中学生の北高への反応はどのような反応があるのか、また子供たちはどのような課題を持っているのかを聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長(高 一也君) 体験入学につきましては、夏休みを利用して毎年7月の下旬に実施しているところでございます。近年の参加状況は、平成29年度が62名、平成30年度が66名、令和元年度が33名となっております。

体験入学実施の際はアンケートを取っておりまして、その内訳としましては、「高校の授業内容がわかって大変よかった」「少人数の授業で丁寧であり、わかりやすかった」など、ほとんどが好印象のアンケート結果ということでした。

課題等につきましては、この事業の周知や広報活動の更なる推進を図りながら、今年度は体験入学が他校と実施日が重なったため参加人数等に影響が出たものと思われるので、この事業の実施に関しましては事前の調整等が必要であると考えているところでございます。

15番(奥 輝人君) わかりました。一応、大島北高に入学して卒業する3年間のうちに、進学率と就職率が100パーセントをずっと今続けているということがさっき所長のほうからも話があったんですけど、そういったメリット等も、体験入学をするときに、過去の卒業生たちもこういう形で100パーセントの就職率と進学率が達成できていると、そういうのも教えながら、北高の良さを更に高めていかなければいけないと私は感じますので、そこらあたりも一緒になって、北高の良さ、あと活性化に向けて取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますけど、③のしまバスとの連携についてであります。

名瀬方面や龍郷方面からの生徒を確保するためには、通学の手段がなければ本当にならないと思います。

現在、しまバスの連携で登下校において通学手段が確保されております。生徒たちの要望に近い時間設定がされていると思いますが、今の現状のしまバスさんとの連携など、学校との連携、子供たちから、また保護者からの要望等など、そこらあたりの連携が確実に図られていると思いますけれど、今どのような成果が上がっているのかを聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長(高 一也君) 現在、登下校においては多くの生徒がバスを利用している状況でございます。主に利用する登校時のバスは7時19分着と8時6分着の2便になります。下校時のバスについては16時59分発と19時14分発になりますが、12月、今月からは18時14分が増便となりまして、帰りは3便になっているという状況でございます。

また、テスト期間などの下校バスについては、学校から要望を行い、臨時便の運行等も行っておりますので、しまバスさんとの連携は図られているものと考えているところでございます。以上です。

15番(奥 輝人君) わかりました。

一応、道路、改正法があつて、10月1日から、登下校の時間帯が問題があるということで、私もですけど、教育長などがしまバスさんに足を運んで、下校時間の6時台の時間帯がカットされたということでありまして、

どうか、しまバスさんに相談に行ったら、また6時台が復活したということで、名瀬とか龍郷から来る生徒たちの利便性も向上されてきております。

そういった意味で、大島北高、今後も生徒数確保と今後の活性化に向けて行政と地域住民が一体となって取り組んでいきたいと思いますので、どうぞ最後の最後まで北高の活性化に御協力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自民党奄美 竹山耕平君の発言を許可いたします。

20番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。会派自民党奄美の竹山耕平でございます。

10月に執行されましたこの度の市議会議員選挙におきまして、市民の皆様には4度目の当選という栄誉をいただくことができ、この議場に戻って来ることができました。

また、4期連続の上位当選という結果にもしっかりと私自身誇りを持つと同時に、今後ともその重責と職責に対し身を引き締めながら全うする所存でございます。

今後とも、これまで以上に、市民の皆様には、また当局の皆様、議員の皆様におかれましても、御指導、御鞭撻、そして叱咤激励をよろしくお願いいたしたいと思います。市長をはじめ市職員の皆様におかれましても、改めて、今後4年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和元年第4回定例会、一般質問、個人質問を行います。

まず、初めに、いよいよ来年に迫った世界自然遺産登録についてお伺いいたします。

IUCN国際自然保護連合が10月に現地調査を行われましたが、昨年の勧告も踏まえ、その後の取り組み、そして進捗状況について、また、大島本島内や徳之島等、沖縄県など、また各自治体の連携や反応について、次年度の登録を、必ず、そして絶対にしっかりと実現させるんだというようなことも踏まえて市民の皆さんに伝わるような御見解をお願いしたいと思います。

併せて、つい先日、新聞報道等でもありましたが、環境省が、保護事業10カ年実施計画の改定も発表されました。また、県の取り組みといたしましても、奄美大島と徳之島の企業や団体など33社が参加する野生動植物を守り隊ということが発足され、そして、皆様ご承知のとおり、毎日のように新聞報道等でも、地元の皆さんが、意識、そして気運の醸成に対して取り組みが行われているということが報道されているようなところでございます。

次の質問も、②の質問も関わってくると思いますので、連続して併せてお伺いしたいと思います。②の希少動植物の保護・保全についての取り組みについて。また、その中でノネコや希少動植物などへの取り組みについてを併せて質問したいと思います。それでは、次の質問より発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、竹山議員にお答えいたします。

なお、前段の部分は私のほうで答弁させていただきますが、後段のほうについては担当部長に委ねますので、御理解いただきたいと思います。

議員が今お話しになりましたとおり、世界自然遺産委員会の諮問機関でありますIUCNの専門家による現地調査につきましては、去る10月8日から10日にかけて2名の調査員が奄美大島を訪れ、調査が行われました。

この調査におきましては、世界自然遺産の推薦区域である湯湾岳などの現地調査、外来種対策及び希少種保護の取組状況の説明が行われました。また、滞在期間中に地元関係団体との意見交換を行っております。

この現地調査を通じて、昨年5月のIUCNからの勧告を踏まえた上で、国、県、関係団体、地元市町村で連携し、様々な取り組みを進めていることを丁寧に説明できたものと思っております。

また、奄美大島5市町村で連携し、希少種保護、外来種対策、普及啓発活動など多くの取り組みを行っていることも説明いたしました。地元市町村が登録に向け熱意を持って取り組んでいることを調査員の方々へお伝えできたものと感じているところでございます。

今後につきましては、IUCNで世界自然遺産の推薦案件の評価に関する会議が開催され、その結果を踏まえ、必要に応じて、IUCNから国に対し、質問や追加的な情報の提供依頼がなされることになっているようであります。

市といたしましても、世界自然遺産登録の実現に向け、これまで同様、希少種保護及び外来種対策の取り組みについて、国、県、関係機関、地元5市町村と綿密な連携を図りながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

市民部長（満永亮一君） それでは、希少動植物の保護・保全の取り組みについて、まずノネコ対策の状況につきまして御説明いたします。

ノネコの捕獲・譲渡事業は平成30年7月から開始いたしております。令和元年11月末現在、112頭のノネコが捕獲されております。そのうち106頭が譲渡され、2頭は収容中に病気などにより死亡いたしております。現在、4頭が収容中で、これも譲渡予定でございますが、現在、安楽殺処分になったノネコはいないこととなっております。

ノネコ対策には発生源対策も重要となるため、発生源となる野良猫及び飼い猫の対策も行っております。

まず、野良猫対策につきましてはTNR事業を実施しております。平成30年度までは奄美大島5市町村が個々で事業に取り組んでおりましたが、令和元年度からはモニタリング調査も含めたTNR事業を奄美大島5市町村で統一して行っております。

平成30年度末現在、奄美大島全体で3,289頭の野良猫に対し、不妊・去勢の処置を施しております。効果につきましては、相対的な指標となる猫の死骸回収数により検証いたしますと、TNR事業開始の年度から年々減少傾向となっておりますので、一定の効果が出ているものと考えております。

次に飼い猫対策につきましては、不妊・去勢手術とマイクロチップ装着の助成事業を実施しております。平成30年度末現在、飼い猫登録数でいいますと2,832頭のうち不妊・去勢手術率は54パーセント、マイクロチップ装着率は32パーセントとなっております。引き続き、手術数、装着数が増加するように努めてまいります。

今後もノネコ対策と同時に発生源対策の事業を継続し、奄美大島の希少な動物の保護並びに生態系保全に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

総務部長（前田和男君） それでは、先ほどのノネコ対策以外の希少種保護について、奄美大島5市町村で構成される奄美大島自然保護協議会での取り組みを答弁させていただきます。

まず、希少種保護パトロールとして平成28年度より希少種の盗掘・盗採を未然に防止する巡視活動を奄美大島一円で行っており、今年度は希少種の盗掘・盗採防止を目的としたセンサーカメラを設置することといたしております。

加えて、盗掘・盗採などが疑われる事案を確認した場合に速やかに対応できるよう、環境省、鹿児島県、警察などの関係機関における連絡体制の整備を行っております。

また、希少野生動物の交通事故防止対策として、車の減速帯や看板の設置及びアマミノクロウサギ交通事故防止キャンペーンを行うほか、普及啓発活動として、小中学生の子供たちが奄美大島と屋久島それぞれの自然などを学習し、自然環境や文化の継承に資することなどを目的とした「奄美大島子ども世界自然遺産講座」の実施、また世界自然遺産に関する学習漫画の製作、各学校や団体への出前講座などを行っております。

今後も、希少種保護への取り組みにつきましては、国、県、関係機関、地元5市町村にて連携し、取り組みを続けてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） 次の③の質問まで行いまして再質のほうをさせていただきたいと思いますが、マスメディア等の報道でもございましたように、後を絶たない不法投棄防止への取り組みについて御見解をお示し願います。

市民部長（満永亮一君） それでは、不法投棄についてお答えします。

不法投棄防止への取り組みでございますが、鹿児島県が定める不法投棄防止強化月間に当たる先月の11月に関係機関で合同パトロールを実施したところであります。パトロールは、奄美市名瀬地区の山間部6カ所にて状況を共有し、対策について協議したところでございます。

年間を通じた取り組みとしましては、パトロール員3名を雇用し、市内全域のパトロールや啓発看板等の設置等を実施しております。また、一般財団法人家電製品協会の事業協力により、特定家電の海上輸送費補助を実施し、排出者の負担軽減を図り、間接的ではありますが、不法投棄防止の一助となっているところでございます。しかしながら、不法投棄の現状としては、無くならない状況が続いており、対策を強化する必要を感じております。

今年度は国の事業を活用しまして監視カメラを設置し、効果の実証を行っておりますが、その効果が大きいことを確認しております。今後、監視カメラの設置台数を増やすことも検討していきたいと考えております。

また、違反者の対応につきましても、警察や関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。さらに、今回、確認した以外の投棄場所も含め、不法投棄の無い環境づくりとして柵などの設置も行っていきたいというふうに考えています。

20番（竹山耕平君） ありがとうございます。これまでの3つの質問を通しまして少しお聞きしたいことは、今言われた登録の飼い猫は2,832で、いろいろありました。そして、またこれまでのモニタリング調査等も含めて3,289という数字も出てきました。

そのような中で、猫は、例えばこれがどれぐらいの率なのか。飼い猫というか、思われているような中で2,832が登録されていると。しかし、実際はどのような数というふうなお考えを持っているのかということも含めます。

また、モニタリング調査等で令和元年、今年度から始まった3,289という数字はどの程度の数字ということで、把握を考えているのかということが少し聞きたいなというふうに思いました。

あと、先ほどの不法投棄防止への取り組みとして、いろいろとパトロールを行っているということだったんですが、その6カ所は、国定または国立公園内を含めてのパトロールということで、例えばそういう不法投棄をされている場所が国定と国立公園を含めた地域での不法投棄も少し確認されているのか。

後は、例えばパトロールする場所はそういう場所以外のものをパトロールしているのかも含めて、その2点について改めてお伺いしたいと思います。

市民部長（満永亮一君） まず、前段の御質問の、飼い猫が2,832頭、これは登録数なんです、そのうちの54パーセント、不妊・去勢手術が、マイクロが32パーセントとなっておりますが、これは限りなく100に近い数字を目標としているところでございます。

あと、ノネコにつきましては、ノネコ管理計画でもお示ししているように、生息数が約600から1,200というふうに考えていますが、野良猫数はなかなか正確な数字が把握できておりませんが、おおよそ、これは本当に推計でなんです、大体7,000から1万頭ぐらいいるんじゃないかなというふうに思っています。そのうちの3,289頭でございますので、これもできるだけ100に近いような数字でTNR事業をやっていきたいというふうに目標は持っております。

続きまして、6カ所に国立公園を含むかというお話ですが、これは国立公園も含んだ場所の6カ所、パトロールも当然それでやっております。パトロールの地区も、国立公園、国定公園の地域内もやって厳重なパトロールをしているということでございます。以上です。

20番（竹山耕平君） わかりました。今後ともしっかりと、冒頭も申し上げましたが、次年度、来年度には必ず実現させるというような意気込みを、先ほど市長からもIUCNの調査団に対しても申し上げたということもございましたので、是非お願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

さらには、上にいらっしゃいますけど、先輩議員のほうから以前にも同様の質問において、野良猫が1年に例えば産む子供の頭数、そしてまたそれが何匹生むんだと。

推定で1年で何匹増える計算だというふうなことも以前からの質問等でもございましたので、今言った3,289頭がモニタリング調査で去勢,TNRされたということだったんですけど、今、部長からあったように7,000頭から1万頭ということは、限りなくこれが不可能にも近い数字ではないのかなというふうに思ったんですけど、そこはしっかりとした着々とした取り組みを望まれていますし、頑張っているということも実感しておりますので、是非お願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の（2）の質問に移ります。次期子ども・子育て支援事業計画について伺いたいと思います。

新年度に新たに策定される事業計画でございますが、その進捗状況からもこれまでも再三お願いしてきました施設事業者や施設を利用される保護者等に対してのニーズ調査、これが本当にありがたいことにこの度実施されたというふうにお聞きしました。

その点につきましては本当にありがたいことだなというふうに思います。更には、この支援事業計画においても、これは本当に大切なことだというふうに考えましたので、再度、お聞きしたいと思います。

それでは、実施された中でどのような意見が寄せられたのか、また実際に私どもも直接意見をお聞きしているというところではございますが、実際に事業計画を肌で感じてこられた事業者の皆様からは、行政当局にどのような意見が寄せられ、また次期計画への思い、そしてまた改善等含め、その結果が、今、会議が進められている途中ではあると思いますけど、どのように反映されていくのかというふうなことを思いながらお聞きしたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） ニーズ調査の実施状況及び調査結果についてお答えしたいと思います。

まず、平成30年度に「就学前から小学生までの保護者を対象としたニーズ調査」を実施しました。さらに、今年度8月には子ども・子育て支援事業に関わる全ての事業所の職員を対象にしたアンケート調査を実施したところでございます。

保護者を対象としたニーズ調査の結果では、前回の調査と比べ母親のフルタイム就労が増えており、就学前児童を持つ母親のおよそ8割が何らかの就労をしております。

定期的に利用したい施設につきましては、認可保育園が最も多く、次に幼稚園というふうになっております。子供の成長に伴い、就労している母親の割合は増加しております。これに伴い、小学校低学年の放課後の過ごし方については放課後児童クラブのニーズが大きく高まっているところでございます。

また、自由意見の中では、子供の健康相談や発達など子育てに関する様々な悩みを気軽に相談できる場所の提供や、行政からの情報提供の充実を求める声に次いで、休日や緊急時の一時預かりに対応できる施設等の充実を求める声が多く寄せられております。

8月に実施をしましたアンケートでは、事業所向けですが、子ども・子育て支援事業に関わる全ての事業所の職員から、221件の回答が寄せられまして、その結果からは、保育士の処遇改善、人材確保に関する意見が最も多く、次いで保育士の資質向上のための質の高い研修会の開催を求める意見が多くございました。

本市におきましても子育て世代のライフスタイルは多様化しており、それぞれのニーズに沿った支援が求められておりますので、このような調査結果を踏まえ、奄美らしさを生かした適切な支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

20番（竹山耕平君） わかりました。今の点も含めて新年度に計画が策定され、現在、会議が進められているというふうにお聞きしておりますが、その内容や進捗について、この5年間について、今、部長のほうからも中身が少しありましたが、改善点など、その中身についての意見等について、どのようなことが会議で進められているのかという点について伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 子ども・子育て会議の内容と進捗状況についてお答えいたします。

奄美市子ども・子育て会議は、今年度は2回開催しております。1回目に第1期事業計画の事業報告、第2期の支援事業計画の策定に関わるニーズ調査の報告及び第2期計画策定の年間スケジュールの確認を行ったところでございます。

2回目におきましては、子ども・子育て支援事業に関わる事業所の職員アンケート結果、先ほど申し上げましたが、この報告及び奄美市市議会政策立案推進会議からいただきました「子ども・子育てに関する政策提言書」の報告を行い、これらを踏まえて、本市の少子化及び子育て支援の現状と課題について協議し、子供が生き生きと健やかに育つ心豊かなまちづくりを基本理念に6つの基本目標を設定した骨子案を作成したところでございます。

会議の中で、改善された点などの意見につきましては、妊婦健康診査受診率の100パーセント達成、3歳児の虫歯有病者率の減少などが挙げられております。一方で、本市の子育て支援事業の内容は充実しているけれども、これらを前面に押し出して子育てしやすいまちを市内・市外の子育て世代にさらに広く周知することが必要であるという御指摘、それから母子・父子家庭への支援の充実、公園の施設整備、保育士の人材確保や資質向上等の課題や要望を委員の皆様からいただいたところでございます。

子育て支援事業につきましては、過去5年で、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、預かり保育事業、地域型保育事業の導入また放課後児童クラブの増設を進め、事業全体の改善を図ってまいりました。

この会議は4回の開催を予定しております。3回目では、事業計画についての協議及び素案を作成した後に市民の皆様からの御意見を聴取するためのパブリックコメントを経て、第4回で事業計画策定の運びというふうになっております。会議の委員の皆様と本市の現状と課題についてしっかりと協議を重ね、奄美市のニーズに合った事業計画を策定したいというふうに考えております。

20番（竹山耕平君） ありがとうございます。本当にいろんな調査から、今、部長からもありがたいお言葉が、我々奄美市議会の政策立案推進会議からの子ども・子育てに関する提言書ということも触れていただきましたので、そういったものに対して、今、本当に部長がおっしゃったような意見を次期、奄美市らしい子育てや子供に関する支援事業計画になっていただきたいなというふうに思いますので、またそれは3月には立派な計画書ができるんじゃないのかなというふうに思いましたので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次の質問では、5年前にこの新制度が始まり、国は支援制度に対して4,000億の財源が不足されるという見通しがございました。また、そういったところからもお聞きしたいのは、量的な拡充や保育の質の改善にも不安要素があるというふうなお話もございました。そういったところから、また本年10月から始まった幼保無償化に対しても数百億円の財源不足というお話も少し話題になっております。

そのようなところから、本制度に対しても不安要素が、課題があるというふうに思いましたので質問させていただきますが、この件につきましては、今後の本市の量的な拡充と保育の質の改善への影響が何かしら出てくるのかどうか。

これは、国の制度でございますので、国が責任を持ってしっかりと財源を確保する。今回も補足とかがございましたけど、そういったところを心配するということもございますので、始めた以上は、途中で、財源が不足しましたからすぐやめますよということにもつながらないというふうに考えますので、そのあたりの本市の御見解がございましたらお願いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 子ども・子育て新制度の実施のために必要な国の財源不足について、本市の影響についてお答えしたいと思います。

子ども・子育て支援新制度、これは平成27年度に始まりましたが、そのために必要な財源が消費税10パーセントの先送りにより不足しているという報道がその当時あったようでございますが、国は必要なサービスを絞り込むような形で対応を図ったというふうに聞いております。

まず、量の拡充においては、保育所等定員の拡大、幼稚園での一時預かりなどが主な施策というふうになりますが、本市としましては、地域型保育の導入や公立保育園の3年保育、預かり保育などの導入を実施してまいったところでございます。

保育の質の改善につきましては、職員配置の改善や職員給与の改善などが主な施策となりますけれども、本市におきましても国の制度に合わせまして保育士等の処遇改善などを段階的に実施してきたところでございます。

次に、先日、新聞報道等で行いました幼児教育・保育無償化の国の財源不足についてでございますが、本市としましては、幼児教育・保育無償化の制度を着実に実施し、利用者の方々に影響が及ばないようにというふうと考えてはおります。

国のほうの財源不足につきましては補正予算で検討しているというふうには伺っておりますので、その動向を見守っていきたいというふうと考えております。

20番（竹山耕平君） そういったところから、せっかくの、特にこの支援制度が、施設にとりましても、利用する保護者の、先ほど部長からも再三申し上げている保育ニーズの多様化にもこの事業計画というものが大変本当にありがたいことに使われているということでございますので、国の制度もありますが、財源をしっかりと確保しなくちゃいけないというところでは、国にも頑張ってもらわないといけませんし、相応分の負担をする受益者負担もありますし、市の負担もございます。そういった中では、ぜひ、市の皆様方も、奄美市らしいそういう保育に関して、子育てに関してのものを扱ってほしいなというふうに思います。それでは、またよろしく願いいたしたいと思います。

次に用安のへき地保育所についてお伺いしたいと思います。

以前も同僚議員が質問されていましたが、この保育所につきましては、検討委員会で、その時は、今後、協議されていくというふうなことがございました。しかし、検討、協議云々というわけではなく、早急に建替えを検討するべきだというふうに、私は、直接、目を見て、あとお話をいろいろお伺いした中で感じました。

これは、現在は集落の皆さんの御理解も相まって運営がなされているという状況でございますが、用安という地域は、皆様ご承知のとおり、今、観光を含めて多くの移住者、そして新たな子育て世代の方々が本当に多く移住されて、新たな家とかも建っているのもよくわかっていると思います。

そういった中では、用安の地域に、これからまた、そういう移住も含め、さらには地域の活性化を含めたら、へき地保育所というものを早急に、本当に、検討、協議を行うという訳でもなく、まずはしっかりと作っていくんだと。

用安という地域性、特異性を持って、そういう方々のニーズにしっかりと応えていくんだというふうなことを考えてほしいという思いから、今回、この質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、私のほうで竹山議員の御質問にお答えいたします。

まず、現状について説明させていただきますと、用安へき地保育所は、昭和48年度建設で、定員が30名でございます。また、入所者数につきましては、平成31年4月1日において、入所児童者数は、3歳児が3人、4歳児が1人、5歳児が1人、合計5人となっております。また、各年度の4月1日時点の入所児童者は、平成27年は7人、平成28年は6人、平成29年は4人、平成30年は4人となっているところでございます。

また、用安の人口の推移につきましても、4月1日時点で平成29年度が248人、平成30年度が248人、平成31年度は255人と、少し、微量ですが、増加しています。

議員御指摘の用安へき地保育所の建替えとかが必要で早急な検討をということでございますが、これまでの繰り返しになるかもしれませんが、来年度、笠利地区の保育施設等あり方検討委員会の設置を予定しておりますので、その中で、今後の安定した保育環境の維持と質の向上、利用者の利便性等、総合的な判断の下、笠利地区全体の保育施設等のあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

20番（竹山耕平君） あくまでも来年度設置の検討委員会で検討していきたいということなんですけど、所長もしっかりと笠利の地域を普段から見回っているというふうに思いますが、今の考えからも、絶対に、用安へき地

保育所は、今、地域の方々が公民館を利用していいよということで、子供たちが笑顔で遊び回っている姿も拝見することができますが、昭和48年度に建立されたと。

これは私と同じ年齢なんですけど、そこを考慮すると、何かしら、しっかりとした、笠利だけではなくて、保健福祉部も含めて、市長を筆頭に考えをもう少し改めてほしいなというふうに思うんですが、どうでしょう。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） 先ほどの繰り返しになりますけど、老朽化の施設が用安へき地保育所以外にもございますので、先ほどのまた繰り返しになりますけど、笠利地区全体の保育施設等を検討しないと、1カ所を建替えるというのは、また将来的に方向性が不明になるというか、わからんところもございますので、笠利地区全体の保育施設のあり方検討委員会を来年に立ち上げますので、その中で各層の方々の御意見を聞きながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） 先日、宇宿保育所でしたっけ、ありましたが、この前の用安へき地保育所につきましては、自分たちが目視で確認できるぐらい老朽化が進んでいるというふうなことも私自身は感じましたので、ぜひ所長が筆頭になって、しっかり子供たちに光を与えるために、あとは地域に光を与えるために、ぜひ前向きにもっと前進していただきたいというふうに思います。いろいろと質問を用意してありますので、次の質問に移りたいと思います。

次に奄美市地域交通網形成計画についてお伺いいたします。

本日、大迫議員からもございましたが、大迫議員の説明と答弁と質問の中である程度は理解することができたんですけど、最近、よく市民の皆さんからバス利用が不便だというふうな声が多く聞かれます。利用者の意見の収集などの取り扱い、そしてまた、反映という文字が間違っていますが、反映についてお伺いしたいと思います。

特に、先ほどありましたが、乗替え、そしてまた都市計画が今進められておりますが、そういう町並みの変化も含めて、あとはこの新庁舎ができて、バスの通りが、あとは末広通り、新たな大きな道路ができたというところでバス会社のほうにも確認したら、そういう面もちょっとあるというふうなことを聞いていますが、そのあたりについてお伺いさせていただけたらと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。

平成30年3月に策定した奄美市地域公共交通網形成計画においては、市民のアンケート調査、そしてまたバス利用者アンケート調査、地元関係者ヒアリング調査、バスドライバーの調査等によって様々な意見を集約し、計画の内容に反映したものでございます。

また、今回の路線再編に当たっては、各集落において数回にわたって説明会を行い、その中で実施内容に反映しております。

乗り継ぎ運行につきましては、今回の路線再編の柱であり、深刻な運転手不足によるやむを得ない対応として各地区において御理解をお願いしているところですが、今後は、より丁寧な情報発信に努めるとともに、住民の皆様様の御意見や御要望や奄美市地域公共交通活性化協議会における協議を踏まえた上で改善に取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど議員のほうから新しい町並みの変化というお話もありましたので、当然、それについても、末広港線とかそういうのができていますので、それに対応するようになります。

また、マリンタウンについては今できていませんが、またそういう形での対応なども今後の課題として考えていかなければいけないかなというふうに考えております。以上です。

20番（竹山耕平君） ありがとうございます。そのようなことを踏まえて、今、部長の答弁があったとおり、利用者、あとは今言うバスの運転手の人材確保等も困難になっているということで、キャリアアップ助成金、そういったものも市が一生懸命やっていることも、私自身、理解も認識もしておりますが、あとは、例えばバスの形態、大型から少しマイクロバスの、そういったところでもいろんな取り組みもされているということもしっかり認識しておりますので、今日もありました佐大熊も含めて、なかなか市民の足になる公共機関というバスに対

しては、何かしらの考えを今後とも継続してやっていかなければいけないのではないのかなというふうに思いますので、ぜひ今後とも努力をよろしく願いたいと思います。

それでは、次の質問では海岸監視業務について伺いたいと思います。

まず、委託業務から直轄業務に移行した経緯について伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、監視業務の現在までの経過と今年度の経過について答弁させていただきます。

本市では、奄美大島観光の重要な役割を担っている海において、観光客など海浜利用者が安全にマリレジャーを楽しめるよう、利用者の多い土盛海岸や用安海岸に平成23年度から監視体制を整備し、海難事故防止及び観光振興に努めているところでございます。

海岸監視業務を委託業務から直営業務に移行した経緯についてでございますが、これまで海岸監視業務は平成24年度の臨時職員雇用を除く全てが委託でございます。本年度も当初は委託による監視業務を実施する計画でございました。

しかしながら、奄美市委託業務入札参加資格を有し、かつ業務を実施できる者がいなかったために指名競争入札による執行ができませんでした。次に一般競争入札について公告を行いましたが、入札参加資格申請を提出する者がいなかったために、一般競争入札も取りやめとなったところでございます。

これにより委託による監視業務の実施ができなくなったために、臨時職員雇用による海浜巡回パトロールを実施する計画に変更し、ハローワークを通じて臨時職員の募集を行いましたが、応募がなかったため募集を取りやめることとなったところでございます。

この結果を受け、海浜利用者の海難事故防止対策について再度検討を行い、台風接近時、各種警報及び注意報が発表され、海浜利用が危険と判断した場合に職員が笠利町管内の海浜を巡回パトロールし、注意喚起の声かけを実施するという計画に最終的には至った次第でございます。以上です。

20番（竹山耕平君） わかりました。議会も、監視業務に関しましては、今、所長からもございましたが、しっかり結構関わっている部分が多かったので、ぜひ、今後、観光ということは、奄美全域にとりましても観光産業の振興というのは大きな目玉でありますので、そういったところで、今、監視業務に対しての臨時職員のハローワークを通じて募集をかけたけどいなかったということなので、直営で市の職員が行っているということでございますので、次の質問にも関連しますので、次の質問に移らせていただきますが、大切な業務の一つだと言えると思いますので、まずは次の質問に移りたいと思います。

次に、今年度から今おっしゃったように直営で行って、しかも市の職員が直接パトロール等を行っているということでございますが、水難救助、そして海難事故等に対する海に関する専門的な知識の習得等につきましては、講習会の実施や関わる資格等の取得についても、生命に関わってきますので、大変重要であろうというふうに考えます。

そういったところで、笠利支所だけでは本当はないわけですね。行政当局としての方針、また監視、その業務等へのあり方についてどのような御見解をお持ちなのか、また③の質問もあわせて質問いたしますが、進め方、方向性についてあわせて御見解をお願いいたします。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、お答えいたします。

監視職員の講習や資格取得などへのあり方についての御質問でございますが、これまでの海岸監視体制は、平成23年度から平成29年度までライフセーバーの資格を持つ者を配置し、平成30年度は消防署の普通救命講習修了者を配置いたしているところでございます。

海浜利用者の海岸事故防止を図るためには、海岸監視員の健康面はもとより、気象や海象に対する知識や救急救命対応技能が非常に重要であると認識いたしておりますが、なかなか業務委託を受けたものから、年々これらの資格を有する人材の確保が難しくなっていると伺っているところでございます。

また、人材確保については、奄美だけではなく、全国的にも課題になっていることから、今後の方向性につき

ましては、関係機関、警察、また海上保安部等も含めて連携を図りながら、これまでの経過を踏まえ、海浜利用者への多面的な安全管理対策を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

20番（竹山耕平君） わかりました。今後とも、その監視業務に至って、ぜひ尽くしていただきたいというふうに思います。

ここで、ちなみに今年度は臨時職員を募集したけどいなかったの、市の正規職員がもうパトロールを行っているということでございましたが、大浜公園はどうだったんでしょう、今年度。

商工観光部長（武下義広君） 大浜公園におきましては、そのトップシーズンにおいて、その指定管理者のほうでその監視員を置いて監視をしているという形で対応しているということでございます。

20番（竹山耕平君） 今のお話ですと、やはり確保がしっかりできているということで認識してよろしいでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 大浜につきましては、今回につきましては、一応その監視員という形で確保はできているというふうになっております。以上です。

20番（竹山耕平君） わかりました。もう笠利も、今用安と、ここは土盛海岸が主ですけど、職員の方ともいろんなヒアリングをする中で、やはりいろんなところも、笠利の魅力のある用だとか、打田原、崎原、もういろんなところで、もうその地域が頑張っている姿によって、そういう観光客の方、また、地域の民間企業の方々が、いろんな形でそういうお客さんを招いているというふうに、もう実際見てわかりますので、そういったところも含めて、やはり奄美の特性である自然遺産の山、そして、やはり周りを全て八方海で囲まれて、やはりそういった地形的にも、そういう観光スタイル、ライフスタイルが、そういう海、山、川、空、そういったものでしっかりとこの奄美らしい、その特異的な、地域的な観光産業のそのスタイルが認められていると、そして、今後ともまた求められているということが考えますので、ぜひ頑張って、あとは、先ほどから申し上げましているように、命が、生命が関わってきますので、以前、そのライフセーバーの方が命を落とすというような悲劇もございましたが、やはりその職員の方々のそういう生命も守るということで、しっかりそこら辺のルールとかいろいろあるとは思いますが、ぜひそこら辺の専門的な知識と、あとは資格の習得、そういったものも、今後もしっかり考えてほしいなと。やはり、いなかったから正職員がやるけど、そういう知識とか、そういうものには間に合わなかったというのではなくて、やはり間に合わなかったら間に合わなかったで、その時に対応しなければいけないということが考えられると、もう切替えをやって、いなかったから市の職員が、市の職員の方も、笠利の総合支所もやはりどうしても必要だというふうな思いから、今回の事業を委託から直轄で行っているというふうなことも聞いていますので、どうしてもやっぱり回らなくちゃいけない。けど、回り方も、少し今までのとおり、より自分たちで工夫して、そういうパトロールとか、今支所長がおっしゃったような、危険なとき、声かけとか、そういったものに変えているということをお聞きしましたので、そこはそこでしっかりと市の職員の方々の生命も、あとは観光客の方々への対応についてもお願いしたいと。これは、笠利だけではなくて、名瀬も、そして住用も含めて、特に住用は、結構上級者向けのサーファーの方々が行く海岸もございますので、そこら辺への対応をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、ちょっと時間がありませんので、次の質問行きます。

次、まちづくりについて、本港マリンタウンの進捗状況についてお伺いをいたします。

工事とこの公募の進捗状況について、そして、2つ目の今後のスケジュールについてもあわせてお伺いをしたいと思います。

今年度末で埋立、そしてまた、電気や、あと上下水道など、そういうインフラ整備の完了、そして、1次募集、さらには、先日2次募集も伺ったというふうに聞いておりますが、そういうもう目処が立っているということでお聞きしたいと思います。あわせて、この合同庁舎のほうも建設新聞のほうには少し概要がちょっと載ってい

たりして、着々とこのもう状況が進んでいるマリンタウン事業、この状況についてお示しをお願いしたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、名瀬港本港地区マリンタウン整備事業の進捗率につきましては、事業費ベースで約80パーセントになっております。現在は、市道整備工事、整地工事の整備を進めております。今後につきましては、市道整備工事の完了後、電柱移設や上下水道、ガスパ布設工事等が予定され、来年2月頃の着手を予定しております。

次に、分譲用地の公募スケジュールにつきましては、開発公社によりますと、応募者選考委員会による2次審査が終了し、資格審査及び事業計画等のプレゼンテーションを終えた段階とのことでございます。今後、選考結果を土地処分検討委員会で答申し、契約相手方が建築可能となる時期につきましては、契約及び希望区画の所有権移転が行われる来年度末と伺っております。以上です。

20番（竹山耕平君） 来年度末をもって何が完了されるんですか。

建設部長（橋口義仁君） 工事が終わりました、あと契約及び希望区画への所有権移転が行われる、今年度末と伺っております。

20番（竹山耕平君） もう今ちょっと自分もびっくりして2度聞いたんですけど、ぜひスケジュールが、あと何も海しかなかったその場所に埋立を行って、しかも、マリンタウンという夢の持てるようなやはり事業を今着々と進めていますんで、あとはそこを買われる方々も、夢も持ってその地域を何億、何十億という投資をしてやりますので、ぜひしっかりと前進していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次、防災、そして、減災対策としての河川の浚渫、掘削工事について、河川の状態等も優先順位とかやはりあると思いますので、その辺について伺いたいと思います。

この件につきましては、市民の方々から結構最近よく聞きますのが、最近の全国的な自然災害、そういったもので防波堤とか、そういったものがやはり崩れて、床上浸水、そういったものをよく目にするというか、ニュース等で見ると。そういったところから、奄美の河川は大丈夫なのかといったときに、これからの質問も、橋口議員からもありますけど、浦上とか仲勝とかも含めて、そういったところが川底が上がっていると、土が堆積したり、上がっていたり、あと草や木がもう大変茂っていると、そういったもので心配する声がよく聞かれますので、この質問をしたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、奄美市が管理している河川につきましては、準用河川が82、普通河川で153、合計235河川ございます。これら全ての河川について点検調査を行うことはできませんが、主要な河川につきましては、目視による土砂の堆積状況や水位、伐採の必要性について点検調査を行っており、その結果や地域住民の方々の要望等を踏まえ、河川掘削工事や河川整備工事等で、防災対策を行っております。今後も引き続き、河川パトロール等の点検調査を実施し、防災対策に努めてまいりますので、御理解をお願いします。

20番（竹山耕平君） わかりました。今の話の中から、しっかりと市民の要望も、地域の要望も聞きながら優先順位を、やはり優先順位があると思うので、あとはやっぱりよく前議長がおっしゃっていましたが、やはり住用の寄洲除去も含めて、ぜひ頑張ってほしいなというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

教育行政について、世界自然遺産への体験学習等について質問をいたします。

これも、以前も同様の質問をいたしました、いよいよ来年に登録が迫っていますし、各小中学校では、こども議会のほうでも、よく環境、また自然遺産について頻繁に意見が上げられております。そういったところからは、事業のみならず、各地域の、各あとは小学校、中学校のほうでも取り組みがなされているというふうにはしっかりと理解をしています。

そういった中で、やはり子供たちへの理解度、また認識度について、目標設定などがもしあるのであればお聞かせしていただきたいなというふうに思います。

さらには、あとは、この環境教育、自然遺産への教育をすることによって、子供たちだけではなく、学校の先生方もやっぱり大切に宝にもなると思いますので、そのあたりよろしく願いいたします。

教育長（要田憲雄君） 議員の質問にお答えをしたいと思います。

世界自然遺産登録に向けて、各学校において総合的な学習の時間、あるいは各教科等での学びや環境教育出前講座として、文化財課職員を派遣し、全ての児童生徒が、奄美が世界自然遺産登録の候補地であることは理解していると考えております。また、その内容の認識につきましても、世界自然遺産を目指す奄美大島を含む4島は、それぞれの島の生物が独自に進化を遂げ、国際的に希少な固有種、アマミノクロウサギ、あるいはハルリカケスなどに代表される生物多様性に富んでいる地域として、世界的に高い評価を受けていることなどもありまして、ほとんどの児童生徒が、奄美が世界自然遺産登録の候補地であることを理解していると考えているところです。

今後は、児童生徒へ自然を守る大切さを伝えたり、あるいは未来へ継承させていく意識を高めたりしながら、世界自然遺産登録に向けた環境教育・環境緑化の推進校として、笠利地区、住用地区、名瀬地区それぞれ1校ぐらいつつ指定してまいりたいと、そういうことも考えているところです。

また、今議員もおっしゃられたとおり、中学生ひかり議会の質問内容でも世界自然遺産登録の意識が高まっていると感じたところでありまして、御理解をいただきたいと思います。

20番（竹山耕平君） ありがとうございます。すみません、自分も12年経ってまだまだ勉強しないといけないなと、この一般質問を考えておるんですが、もう残り40秒を切りましたので、②と③につきましては、また次回に持ち越しというふうにはなりますが、やはりこれは同じくやっているように、東京の人がよく東京タワーに上ったことがない、あとは京都の人も、金閣寺にも銀閣寺にも行ったことがないというふうなことも耳にしますので、だったら、奄美の方々やはり教育の場を使ってその体験学習、教育環境を、誰もがそういう自然遺産のところに行ったことがあるということもやはり必要だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（与 勝広君） 以上、自民党奄美 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

なお、崎田信正君から、一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

6番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正でございます。先に行われました市会議員選挙で日本共産党は、三島照議員の受け継いだ荒田幸司議員と引き続き2議席を確保させていただきました。特に、これからの4年間というのは奄美市も大変重要な時期を迎えることとなりますけれども、選挙で市民の皆さん方にお約束をしたことについて、誠心誠意取り組んでいきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

さて、今、大問題となっているのが、桜を見る会でありますけれども、これは、言い訳は何でも有りかという思いを強くしております。森友・加計問題の時も、子供の教育に悪影響があると感じておりました。結局、うそとごまかし、捏造、隠蔽などで何ら解明されないまま、今度の桜を見る会です。資料を提出せず、追及をかわそうとする姿に、もはやこの政権にはモラルが存在しないのかという思いであります。この政権の姿勢が明らかになっている以上、今、国民も問われているものと思います。桜を見る会というのが、人数では1万8,000人、お金で5,000万円、国民は1億2,000万人おります。国家予算は100兆円、これと比較すると、ほん

のささいなことかもしれませんが、事の問題は規模ではありません。税金の私物化、公私の見分けができない人たちに国家予算を任せていいのか、うそとごまかしが常態化するところに、日本の防衛を任せていいのかということが問われていると思います。桜を見る会の本質を考えたとき、何一つ解明されないまうやむやにすることはあってはならないと思います。

それでは、通告に従って順次質問したいと思います。

奄美市では、まさか国をまねるような答弁はないかと思えますけれども、今後ともよろしく願いをいたします。

まず、市長の政治姿勢についてですが、始めに、11月17日に防衛庁の防衛セミナーがありました。この内容は、大学教授を招いての講演、自衛隊の設備紹介が主な内容で、質問時間はそれぞれに10分間、しかも、講演内容に限られました。陸上自衛隊駐屯地の存在、そして、今後の展開について、市民の疑問、不安に応えるものとならなかったことは明らかであります。

私は、先の議会で当局が、住民説明会について、防衛省と日程調整を行っているとの答弁を受け、説明会を求めることもこれでなくなるものと期待をしておりましたけれども、その期待は完全に裏切られたものとなりました。これからも一般質問等で引き続き取り上げていくことになるかと思えます。しかし、それは、奄美はやはり平和で自然豊かで、世界中の人たちが心穏やかにこの島を訪れていただきたいという思いを強くしているからです。この思いは、市長にも御理解いただけるものと思っております。

そこで、まず、米軍機と思われる航空機の低空飛行についてお伺いをいたします。

10月24日水曜日ですが、白昼に米軍機と思われる飛行機が市街地上空を低空飛行を行っているところが、これは多くの人に目撃をされております。

まず写真をお願いいたします。もう一枚ございます。

オスプレイであればすぐに米軍機だとわかりますけれども、この飛行機はどういった飛行機なのか、何のために白昼、市街地上空を飛行していたのかを把握されているのかお伺いをいたします。把握されているのであれば、このことについて、どのように対応されたのかお示しいただきたいと思えます。写真ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

総務部長（前田和男君） それでは、お答えさせていただきます。

航空機等による低空飛行については、通常市民の皆様や関係機関からの情報提供により把握しているところでございます。情報の提供を受けた場合、県を通して防衛省などの関係機関へ照会し、その後、情報提供者に対し回答を行っております。

議員御案内の10月24日の件につきましては、市民の皆様や関係機関からの情報提供はございませんでしたので承知していないところでございますが、今回、このような情報をいただきましたので、現在、県を通して関係機関へ照会を行っているところでございます。以上です。

6番（崎田信正君） 私、この飛行機、機影、先ほど見ていただきましたが、その形状から、米軍の特殊作戦機MC—130Jではないかと思っているんです。これ自衛隊に問い合わせればすぐわかることですから、質問通告してから日程があります。自衛隊に問い合わせしていなかったんですか。

総務部長（前田和男君） 議員からの質問書が届いた時点で、こちらのほうから県を通して照会をかけておりますが、今日現在、まだ回答は得られていないということでございます。以上です。

6番（崎田信正君） この問題、大変私重要だと思うんです。特に、このMC—130Jという飛行機であれば、これ10月18日に米空軍嘉手納基地所属の同じ型の飛行機ですが、部品を落下させているんです。防衛局は、18日深夜から19日にかけて不確定情報として沖縄県に連絡をしている。2018年12月には、米海兵隊岩国基地所属の戦闘機とこのKC—130空中給油機が高知県沖で接触事故を起こして墜落して6人が亡くなら

れております。米軍の事故で明らかになったのは、もういわば無免許運転だと。危険運転が常態化しているということでもあります。

11月6日付の東京新聞の社説でこう書かれております。この事故を調査して、米軍の調査報告書に戦闘機部隊で手放しの操縦や飛行中の読書、ひげを整えながらの自撮りなど重大事故につながりかねない規則違反が横行していた。また、乗員2人の尿から、睡眠導入剤の成分が検出をされ、飛行任務に不適格だった可能性もあったと報じられているわけです。このような部隊が、日米地位協定に基づいて、日本の空を自由勝手に飛べるのが実態だということでもあります。

それでは、誰が住民の安全を担保するのかといえ、やはりそこは自治体なんです。市長なんです。市長の責任はないかと思いますが、ただ、米軍には、私今すぐ出ていってくれとは言いませんが、せめて市街地上空は飛ばないようにと、こういう強いメッセージを出せるのではないかと思いますけれども、市長いかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 議員がおっしゃるように、平和で安全であることは国民等しく希求する思いであるということ、かねてから私は崎田議員に申し上げているつもりであります。その中において、米軍と日本とは日米地位協定があり、安保条約があることも事実であります。戦後70年後相当のこの日本の安心、安全、安定というものを検証したとき、いかなる歴史の検証があるのか、人それぞれ違いもありましようが、私自身にとっては、日本の安定と経済の発展は自由主義社会の中における一つの米軍と協調した自由主義圏域の中において経済も発展してきたと思うわけです。

しかしながら、社会は流動化いたしております。一国で平和、経済が成り立つような時代、社会ではなくなってきたつあります。それだけに、防衛も外交も経済も、やはり友好国と連携を図りながら、世界の平和と安定を望むということが、私は今求められている社会であろう。そういう中において、隣国においては、そんな事態が発生しかねないような状況も、やはりマスコミ等で報道されております。

そういう中において、自国の安全安心を確保するためには、やはり、自国だけでは防衛だけは成り立たないという社会情勢の実態の中において、やはり協働して国を守り、国民を守るということは当然のことだと。

そういう中において、今、議員がおっしゃるように、その国家、国民を友好国として守るべきその先陣に立つものが、不届きなど申しますか、態度で国を守るについているということは、許しがたい問題であろうと思います。そういうことが、かりそめにも頻繁に起こっているということであれば、これは、国としても、もちろん我々地元、地域の者としても、これは由々しき問題であり、県を通し、国を通し、これは申し上げることでもあります。

しかしながら、その10月24日のということは、私は見ておりませんが、今議員から一般質問の要旨が届き、そして、それを持って県に照会をし、未だもって回答がないということではありますが、詳細について、もう一度調べさせていただきたいと思います。

そういう意味において、市長がその地域を守るべきということでもあります。私も国民の一人として、一住民として、崎田さんと同じような気持ちであります。安全で安心して平和で安定した生活ができるような環境というのを誰もが望んでおり、私も望んでおります。そのためには、やはり防衛というの、自ら守ると、また、協働して守るということも大切な社会になっているということも、私は感じておりますので、もとは、崎田さんと同じように、平和を希求する人間の一人であります。以上です。

6番（崎田信正君） 市長、これ防衛のことを言っているんじゃないんです。住民の安全が保たれるのかどうかということで、私言っているのは、この飛行機が市街地を飛んでいるんです。しかも、何の目的かわからない。市街地を飛ぶ必要がないと思うんです。実際にこの飛行機、KC-130Jであれば、実際に部品落下をやっている飛行機なんです。そんな飛行機が我々の頭の上飛んでいったらこれは大変だと、真っ先に思うのが当たり前じゃないですか。それが市民から通報がなかったからということでもありますけれども、もう一つ、すみません、1番の写真出してもらえますか。

これ10月24日というのは、これは、三儀山の競技場です。それで、見ている人がおります。小学校の陸上記録会なんです。ということは、市役所の職員もここにいたんじゃないですか。教育委員会の先生方もここに

たんじゃないですか。そういった先生方からも報告がなかったということです。そこが、危機意識の欠如だと、私は思うんです。防衛の問題と違うんです。

こんなことが起きて、部品落下をした飛行機がこんなところを飛んでいる、もし学校に落ちて、これ市街地に落ちてくる部品があったら大変だと。せめてここは通らない。海がいっぱいあるわけですから、そういった思いをして対応するのが当たり前。だから、教員がいれば、子供たちのことを思えば、これは大変だと。すぐに通報、連絡するという意識が誰もなかったということでしょう。そこがやっぱり問題だと思うんです。

それで、市役所の職員も、今、部長から市民の通報はなかったと。皆さん方も、オスプレイが飛んでいるとか、そういったことは目撃をしたことなかったんですか。

だから、そういったことをきちんとやらないと、今言ったように、アメリカの飛行機というのは、東京新聞でも書いているように、本当に無免許と無謀運転、そういった状況で飛行している。この飛行機もそういった操縦士が運転していたかも知れないんです。だから、危険を本当に感じれば、これは防衛の問題とは違うんです。

だから、沖縄の普天間第二小学校は、米軍のヘリから窓枠が落ちてきて大問題になりました。だから、あそこは米軍のそのヘリコプターが近づいてきたら避難命令出すんだ、子供に。新聞の報道によると、その事故があったから1年間で700回の避難の指示を出したというわけです。運動場で遊んでいる子供、体育をしている子供、米軍のヘリが来た。すぐに避難しましょうということをやっている。そういう状況の中、余りにも奄美市の取り組みというのは、危機意識に欠けているんじゃないかなと思いますけれども、学校の先生たくさんおられたかと思いますが、そこを確認しています。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えいたしますが、沖縄の米軍基地と形状と、奄美の自衛隊、もしくは奄美の航空空域は状況が違うという。沖縄は基地があって、そこを利用しながら頻繁に飛行機が飛んでいるわけです。奄美は上空を飛んだということです。そのことを知らない人もいらっしゃる。崎田さんのほうに、間近に見てよく知っていられるものもある。また、この飛行機には過失があったという事例もあると。それはそれとして、それがしょっちゅう頻繁に飛んでいる沖縄はもっと苦しいんです。沖縄のことを考えると、我々も胸が痛みます。奄美は、沖縄に行くたびに経由するかもしれない。軍事という中において、常に飛行経路を地域住民に全て知らせなければいけないという責任義務があるんですか、逆にお尋ねしたいんです。そういうことがないのが日米地位協定でもあるはずですが。したがって、今のような事案が出たときには、必ず問い合わせをしております。そのことについては、まぎれもなくその自治体の長として、また、自治体の働く者として、ちゃんと問い合わせはしていることだけは間違いありません。御理解ください。

6番（崎田信正君） これ陸上記録会のときに、職員も教員の方もいっぱい見ていたけれども、誰一人報告を上げなかったかということでしょう。ここを問題にしとるんです。

それで、沖縄は頻繁に、そういう基地があって飛んでいると、奄美はそうじゃないから構わないんだということにはならないでしょう。揚げ足じゃなくて、本当にこういう事故が起こっている飛行機が飛んでいるやつをどうするんだということです。これは揚げ足ですか。

市長（朝山 毅君） 沖縄も事例をもって、奄美に全て当てはめるようなことはおっしゃらないでください。沖縄のことは、私どもも十分にマスコミ等を通して、沖縄の住民の思いを、我々なりに理解しているつもりです。ただ、沖縄と同じようなことであってはいけません。また、そのような基地とか、そういうものもキャパが違うということも理解の上でお話していただくように、しかし、安全安心であるということは、万が一のことを想定しながらやることは、議員がおっしゃるとおりです。余りにも、人が見たのに何も市役所に情報がなかった、もしくは訴えがなかった、調査の依頼がなかったということでは、一般の市民に対しても申し訳ございませんが、我々も知り得なかったことは知り得なかったとし、知ったことは知った段階でちゃんと最寄りの機関に問い合わせしているということだけは御理解くださいということです。

6番（崎田信正君） これだったら、もうまだまだ時間掛かりそうですけど、沖縄の状態がああだから、奄美でた

またま通ってきたのがこれだから我慢にしろということにならないと思うんです。何でそれが揚げ足取りになりますか。私は、本当に心配しています。それで、これまでの歴史を考えたら、だんだん拡大をしていつているのが事実じゃないですか。今ここで止めておかなければ、これがもう当たり前、日常になっていくということも、これまでの流れを来たら、これから先どうなっていくんだということを心配するから、早い段階でちゃんと対応してくださいと。職員の方も、見たら危機管理室に連絡をすると。特に、今回の陸上記録会のときも、多くの人が見ているわけですから、それを一報するようなことも、市長のほうから、じゃあぜひそういう情報を周知をするようにというようなことは、職員の方に言ってもらってもいいんじゃないですか。

それで、これなぞもう一つ問題かといえ、11月9日です。奄美の記事では、奄美市で実施をされた対空戦闘訓練というのがあります。これ正体不明の航空機等が接近したことを想定をして訓練やっているわけです。正体不明の航空機が接近したことを想定してやっているわけですから、正体はわかっているはずなんです。自衛隊に聞いたらすぐわかるじゃないですか。それが何で県を通じてどうのこうのということになるんですか。

総務部長（前田和男君） 今、議員のほうから御質問があったのが、11月の訓練の際のお話で、視認された不明の航空機は10月24日ということでございますので、その2つを同一視することはできないと思いますが、その10月24日の航空機の件に関しては、先ほども答弁させていただきましたが、今現在確認をしていると。

もう一点、先ほど質問の中で市長が何もしていないような表現をされていましたが、議員も当然御承知だと思いますが、昨年7月には、奄美大島5市町村の首長から、九州防衛局長に対し、オスプレイによる奄美空港への緊急着陸とあわせて、奄美大島上空における低空飛行に係る対応について要請書も出させていただいているところでございます。

市としても、当然に皆様からの要望を受けてやるべきことはしっかりと対応させていただきたいと思ひますし、もう一点、今、議員のほうの御質問の中で、議員のほうも、仮にMC—130Jであればという表現でございました。このようにしっかりとした確認がとれていない中で、そういう形での質問をされると、ちょっとこちらのほうも答えには困るんですが、ただ、もう一点、その未確認飛行機に対する対応として、行政の職員が未確認ということで判断した際には、当然危機管理室のほうへも連絡をするように、こちらのほうから対応させていただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

6番（崎田信正君） オスプレイの件で申し入れしたというのは、この間何回も聞いたし承知しています。それがあった上でのこのことです。しかも、これが給油機だということになれば、奄美の上空を飛ぶ必要ない飛行機です。それが飛んでいるからということで私は問題にしているし、特に、今回取り上げているのは、この写真3がありますか。これインターネットでとったMC—130Jの写真です。もう一回1番映してもらいますか。同じでしょう。じゃあ2番のやつ出してもらえますか。これと当てはめてよく似ておるわけです。4番目の写真出してもらいますか。これが、米軍機MC—130J訓練後、車輪と機体をつなぐ主脚の関連部品を落下していると、そういう飛行機だから取り上げているわけです。そんな飛行機が私たちの上空を飛んでいると。市長の言うように、沖縄のように頻繁に飛んでいるわけじゃないですけども、実際これが飛んでいる。今後、増える可能性も大きいわけです。だから、今の間にきちんとした対応、私も、米軍機だと確定していないから、この機影と写真を見てそうじゃないかということで質問していますから、それは大変だということで、しっかり対応してもらえるというふうに思っておりますので、先ほど言った自衛隊も、不明機を想定して訓練やっているわけですから、わからないはずはないんです。そういった立場でもっとこの奄美の、市長とさっき言ったように、平和を願う問題、それから、住民の安全を願う問題、それは共有できると思ひている。一緒だと思うんです。だけど、そこをもう一歩進んで、きちんと対応していただきたいというふうに思ひます。

じゃあもうこれで、ありがとうございました。

じゃあ、次に、TPPのことですが、TPPイレブン、日欧EPAというのがあります。これに続く、日米貿易協定が参議院で可決をされたようでありますけれども、奄美への影響は考えられないかについてお伺いをいたします。

まず、TPPというのは、環太平洋連携協定が大問題となったのは、もう五、六年前のことですけれども

も、そのときは市長も、奄美農産物の3割があり、農地の7割を占めるのが基幹産業、サトウキビと、そして、これが壊滅するとして反対を表明されていたと承知をしております。

しかし、その後、TPPからアメリカが離脱したこともあり、そんなに注目されなくなったように感じております。しかし、離脱したアメリカを除く11カ国でTPPイレブンが昨年12月30日に発効されて、これは、アメリカが離脱しても、国境を越えて利益を追求する多国籍大企業に奉仕をして、国民生活や地域経済を圧迫し、貧困と格差を広げる本質に変わらないとの見方もあります。そして、今年の2月には、日米欧州連合経済連携協定、日欧EPAが発効されております。そして、今、日米貿易協定、日米FTAですが、この交渉が始まりました。

これらのことが、TPP当時のような問題とまらない背景には、国会の審議がほとんどされていないこと、さらに交渉内容がほとんど報じられていないこともあろうかと思えますけれども、それほど話題にならない。つまり影響がないということであれば、それはそれでいいんですけども、わからないまま、知らされないまま事が進んでいるというようなことはないだろうか。最近の政治の動きを考えたとき、やはり不安に感じるわけです。日米貿易協定については、確実に進行しているように思えますけれども、この間進められてきたこれらの問題による奄美への影響について、どのように捉えられているのか、御見解をお示しいただきたいと思えます。

総務部長（前田和男君） お答えします。TPPイレブン、日欧EPAに続く日米貿易協定で奄美への影響は考えられないかとの御質問でございますが、御承知のとおり、TPPの議論が始まった初期の頃、いわゆる重要5品目、とりわけ、砂糖関係の関税が撤廃された場合、奄美群島のサトウキビ生産農家をはじめ、関連産業全体が壊滅的なダメージを受けること、そして、そのことが地域経済の壊滅につながるのではと大変危惧されたところであります。

そのため、地元生産者の思いをしっかりと受けとめ、奄美群島の市町村長会及び市議会議長会では、平成25年から昨年の6カ年にわたり、政府に対し、守るべきは守るという断固とした決意と姿勢を堅持して交渉に臨んでいただくよう、しっかりと要望を続けてきた次第でございます。

また、本市のみならず、全国の自治体や生産者団体においても、同様の要望活動が展開された結果、政府におきましては、しっかりと産地の声を受けとめていただいたところでございます。

これらのことから、TPPイレブンでは、本市にも深く影響する砂糖関係に関しましては、糖価調整制度の根幹をなす関税等の基本的枠組みが守られる結果となりました。

また、続く日欧EPAや日米貿易協定においても、TPPイレブン同等の取り扱いとなっており、これら一連の国際的な貿易協定などにおいては、当初危惧したような状況、影響は避けられたものと考えているところであります。

しかしながら、サトウキビ及び関連産業は、本市はもとより、奄美群島における重要な産業の一つであり、今後とも国の動きや国際情勢を注視し、生産者とともに地元の声をしっかりと届けてまいりたいと考えております。

以上です。

6番（崎田信正君） 影響はないという答弁でいいんですか。

総務部長（前田和男君） しっかりと糖価調整等の関税措置が守られておりますので、影響は出ていないものと考えております。

6番（崎田信正君） じゃあ次に市営住宅の件についてお伺いをいたします。

この件についても、これまでも取り上げてまいりました。市営住宅は、平屋建てでは60年以上前の昭和31年度に建設されたものがまだ残されておりますけれども、いわゆる団地と呼ばれる5階建ての市営住宅というのは、下佐大熊の1号棟、2号棟、これが昭和43年度に建設をされております。もう50年が経過いたしました。海に面していることもあり老朽化も著しく、部分的には修繕・改修など対応されているようでありますけれども、実態は要望に追いついていないのではないかというふうに思います。

そこで、まず、奄美市の市営住宅の空き家待ちの件数と現在、実際に空き家となっている件数についてお示し

をいただきたいと思います。また、下佐大熊住宅については、1棟30戸の13棟ございます。390戸でありますけれども、空き家が本当に目立っているんです。何戸が空き家になっているのか、そこまでお示しをいただきたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、お答えいたします。

奄美市では、現在281棟2、212戸の市営住宅を管理しております。名瀬のほうで98棟1、697戸、住用で61棟145戸、笠利のほうで122棟370戸でございます。

現在、本市の空き家待ち世帯は426世帯、名瀬のほうで386世帯、住用で3世帯、笠利で37世帯となっております。

改修が終了している住宅につきましては、順次入居案内を行っているところですが、各地区ごとの未改修である空き家につきましては、名瀬地区117戸、住用地区15戸、笠利地区17戸でございます。

議員のほうから御説明のとおり、下佐大熊の市営住宅につきましては、13棟390戸ございます。そのうち空き家は、一、二階で4戸、3階から5階では54戸、計58戸となっております。

6番（崎田信正君） この下佐大熊住宅ですね。空き家が目立って58戸ということでありまして、空き家待ちも全体では462世帯ということですから、すぐにでも入れたいという思いは強いと思うんですが、なぜこれが進まないのかということになります。下佐大熊住宅については、私も住民の方からいろいろ要望伺いをいたしました。当局にも、いろんな住民の方から要望が寄せられているのではないかと思いますけれども、どのような内容になっているのか、そのことについて、どのように対応されているのか、また対応しようとしているのか、このことについてお示しをいただきたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、お答えをいたします。

本市では、平成30年度から市営住宅の空き家解消対策といたしまして、空き家改修工事を実施しております。特に大型団地の低層階、一、二階でございますが、空き家待ち世帯の多い箇所を優先して行っております。

平成30年度に、下佐大熊6戸、上佐大熊住宅13戸、御殿浜住宅1戸の計20戸で行っております。

令和元年度は、浜里住宅7戸、田雲住宅2戸の計9戸で行っております。

その他、下佐大熊のほうで今年度中にやりたいと思っているのが、11年度に外壁改修を行っておるんですが、議員御指摘のとおり、海岸沿いに建てられているということもあり、想定よりも外壁等の老朽化が激しい状況であると考えておりますので、今年度において、その外壁落下のまた部分的な補修を考えておりますので、御理解をお願いします。

6番（崎田信正君） それで、この地域ですけれども、住宅ドアがもう錆ついている、まともに開閉しない、コンクリートの塊が落下してくる、窓枠が歪んで、台風時には本当に怖い思いをしている、以前には建替えの話もあったように思うが、今はその話は全然聞こえてこない、さらには、雨漏りがする、その他にも風呂場の問題とか、床の問題など、要望はいっぱいあるんです。これらのことについて、いろんな要望、思いもあるので、やっぱりここは住民の説明会というよりは、住民との意見、要望を聞く会などぜひ必要だと思うんです、ここまで来れば。ぜひそれは実施をしていただいたほうがいいかなと思うんです。建替えになった時には、家賃が高くなって困るという方も実際におられますし、いつまで自分はこの住宅で住み続けることができるのかという思いもされている方もやっぱりおられるんです。そういった意味では、個別に対応というよりは、みんなの意見を聞く、住民の要望を聞く会ということで、説明会だったら、こちらが一方的に説明して終わったんじゃないかなと思いますから、とにかく要望を聞くというような会が必要かと思いますが、ぜひ実現していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

建設部長（橋口義仁君） 今後も、修繕等が必要な場合には、御連絡をいただきましたら、職員が現場確認の上、大工等への修繕依頼を行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なぜ、名瀬地区の市営住宅等の修繕につきましては、委託大工及び業者への依頼による修繕を含め、平成30年度で624件、そのうち下佐大熊が142件、令和元年度、今年度、11月末現在で536件、うち下佐大熊101件というふうな形で対応はしているつもりでございます。その他、軽微な修繕等につきましては、職員で行う場合もございますので、御了解をお願いしたいと思います。

なお、今後、令和2年度から3年度にかけて、策定予定の次期奄美市住生活基本計画及び奄美市公営住宅等長寿命化計画におきまして、将来の人口動向や世帯状況などを考慮した上で、公営住宅の担うべき必要戸数の検討や、現在住まわれている方々の実情及び各建物ごとの状況等を勘案し、建替え、大規模改修、用途廃止などについて検討しながら、慎重に判断していきたいと考えております。

その上で、次期の奄美市公営住宅等長寿命化計画におきまして、建替え等が必要となった場合には、家賃の高騰や仮住居への引っ越しなど、現在住まわれている方々の負担が考えられるなど、様々な要因が想定されることから、説明する場は必要だと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

6番（崎田信正君） 建替えするときには説明が必要だということで、今の状況では、いろんな窓枠が歪んで、もう台風のとき怖いと言っている方もおられます。そういったのを個別にじゃあ相談しようということになるんでしょうか。

建設部長（橋口義仁君） 修繕が必要な場合には、建築住宅課のほうに御連絡をいただければ、職員が対応します。その修繕内容によって、大工等への修繕依頼等も行っておりますので、連絡いただければと思っております。

6番（崎田信正君） わかりました。とりあえずはそれに対応してもらおうと。

次に、消費税増税対策について伺いをいたします。

10月に安倍政権が、今この時期に増税するべきではないという多くの国民の声があったわけですが、消費税を8パーセントから10パーセントへと増税といたしました。2014年に5パーセントから8パーセントに増税後、消費低迷が起り、現在もまだその打撃から回復していない状況でありますけれども、政府は増税対策として打ち出したのが、ポイント還元であり、プレミアム付き商品券です。プレミアム付き商品券は、低所得者対策としておりますけれども、そうであれば、かなり購入が進んでいるのかと思いますけれども、現在の販売実績と、これは、販売が10月から始まっておりますけれども、販売期間は6カ月もありません。今後の見込みについてもお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） プレミアム付き商品券販売の実績と見込みについてお答えをいたします。

プレミアム付き商品券は、消費税、地方消費税への10パーセントへの引き上げが住民税非課税世帯の方、乳幼児がいる子育て世帯の方への消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として販売を行うものでございます。

本市におきましては、対象と思われる住民税非課税者へ8月に申請書を送付し、申請のあった住民税非課税者及び子育て世帯へ、9月より購入引換券を送付、10月1日より商品券を販売開始し、奄美市内の254店舗で使用可能というふうになっております。

11月26日現在、対象と思われる住民税非課税者1万1,893人へ送付し、申請者は3,184人、申請率は26.7パーセントとなっております。申請者のうち23人は対象外などでありましたので、3,161人へ購入引換券を送付しているところでございます。

子育て世帯の方につきましては、1,195人に購入引換券を送付しております。11月1日から販売を開始しまして、4,861万6,000円が購入をされているという状況でございます。

今後につきましては、広報紙、ホームページ等でさらに周知を図りながら、事業を進めていきたいというふうに考えております。

6番（崎田信正君） 今で26.7パーセントとおっしゃったかな。この数字については、どう評価をしているのでしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員御指摘のとおり、当初の見込みよりも申請率が低くなっているというふうに感じております。その要因といたしましては、手続が煩雑、申請をして、それから、引換券をもらって、そして、商品券を購入するという2段階となっておりますので、煩雑なこと、それから、購入には最大2万円の現金が必要なことではないかというふうに考えております。

今後につきましては、対象者と思われる方へ再度はがきでの通知、それから、申請期間の延長、これは12月27日から1月31日へ変更です。延長を行うとともに、広報紙、ホームページとあわせて、地元新聞等、各種マスコミ等で商品券購入のメリット等について周知を図り、多くの方に購入いただけるように進めていきたいと考えております。

6番（崎田信正君） これ低所得者対策ですから、しっかり広報していただいて、4,000円から購入できるわけですから、ぜひ進めていただきたいと思います。使用期間も3月16日までです。早くせんといかんです。

あとポイント還元制度についてですが、景気対策として導入されておりますけれども、中小業者での買い物時にキャッシュレスで支払った場合にポイントを還元するというものですが、新聞報道によると、全国に200万店舗が対象となっておりますが、現在、実際に利用できる店舗数は3分の1、これでも若干増えていると思いますけれども、最終的には半分程度かなという見込みのようではございますけれども、奄美市はどういう状況になっているのか。対象店舗数、そのうち利用できる店舗数は何件になっているのかお伺いをいたします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。

キャッシュレスポイント還元事業は、10月1日の消費税率引き上げに伴い、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する国の事業となっております。

この事業を活用するためには、キャッシュレス決済による支払いが済んだことを確認後、国からポイント還元となりますので、中小事業者が国に加盟店登録の手続をする必要がございます。加盟店登録の申請は、令和2年4月末まで可能となっております。

同事業では、中小規模の製造業、卸売業、小売業、サービス業が対象となっており、奄美市内におきましては、平成26年の経済センサスによりますと、約1,200店舗が対象になると考えているところでございます。

ポイント還元を利用できる店舗につきましては、経済産業省のホームページによりますと、令和元年11月21日現在、340店舗が登録されているようでございます。以上です。

6番（崎田信正君） 1,200店舗のうちに340店舗しか、このキャッシュレスポイント還元はできないということですよ。

これ何が問題かという、税制に対してやっぱり不公平感があるんじゃないかなということが、新聞でも報道されているんです。国の税金で担保するわけでしょう、これ5パーセント、2パーセントというのは、だから、これは、奄美市の場合は1,200店舗で340店舗しか使えないと、利用できないところは多いわけです。都会でいくと60パーセント、70パーセントになっているところもあると。国が進める税制、お金の使い方、税金の使い方、こういう差別、不公平感が出てくる制度じゃないのかなということが今問題になっているんです。

だから、今後、消費税のことは、これからいろいろあるかと思いますが、国のやり方というのは、やっぱりそういうやり方が横行しているなということはきちんと見ておく必要があると思うんです。他では50パーセント、60パーセントのところ、奄美では30パーセントぐらいしか活用できないと、使えない人もいっぱいいるんじゃないかなと思いますけれども、こういう税制の仕組みを良しとするわけにはいけないなというこの思いを強くしている。特に奄美市の場合は、被害を受けているほうになります、少ないということは。だから、こういったことについては、きちんと見ておく必要があるなというふうに思います。

次に、社会保障・福祉政策についてですけれども、介護保険制度です。今第7期の2年目、来年3年目で、その翌年が第8期ということになりますけれども、今からその準備が始まっていると思いますけれども、一番何が問題かという、介護保険料が上がり続けております。介護サービスも要介護1の前に要支援という区分を新たにつけて、介護保険の制度から市の総合計画にサービスの主体を移すということが行われてまいりました。もうスタート時点の理念が失われているというふうに思いますけれども、その中でも制度の枠内で最大限のサービスを提供しようと、これは、関係者の方、本当に努力されていると思います。私も、よく努力、頑張っているなど思いますけれども、問題は、幾ら頑張っても制度の枠内だと、十分なサービスを提供できないようになっているのが、介護保険制度なんです。ですから、どうしても限界が出てくるんですが、現在は、第7期、それで、8期の時に、今国のほうも、いろんな改善点じゃありません。利用料の負担を増やすとか、負担が目白押しのような計画になっておりますけれども、奄美市として、今、この第8期の計画作成に当たって留意すべき点は何だと考えているのかお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 来年度に開催します第8期計画策定委員会の中では、現在実施しております高齢者実態調査で得られる市民の生活状況、意見、ニーズをもとに、国の施策や介護保険制度改正に対応した本市の高齢者に必要な支援、施策等について議論を行う予定であります。

議員が述べられましたとおり、総合事業に計上できる年間費用には、上限額が定められておりますので、第6期の制度改正で一部の介護サービスが総合事業へ移行した際には、必要なサービスを受けることができない高齢者が出てこないか心配されましたが、本市におきましては、平成29年度に総合事業を開始して、今年度に至るまで、その上限額内に収まっているところではございます。

いずれにしても、国の介護保険制度改革に係る議論はまだ継続中であるというふうに伺っております。市といたしましても、今後も、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

6番（崎田信正君） 国の考えているのは、今、ケアプランを有料化にしようということが一つです。それから、今出た総合事業ですけれども、要支援1、2です。それを、要介護1、2まで広げようというのが、今言われている内容です。それと、利用料についても、これは長く原則1割負担だったけれども、2014年に所得制限とか、それから、現役並み所得のある人とはということで、2割あるいは3割になっているのを、財務省は、全部2割に、3割も残しながら2割にしようという動きもあるようですから、こんなときに、年金だけで生活されているお年寄りの方は本当にどうなっていくんだろうという思いがします。

その時に、国の動向を見てということですが、国の動向によって、我々の思うようなことにならなければ、これは市単独でも手立てをせんといかんと思うんですけれども、そういうことも考えられるのかどうか、いかがでしょうか。国の動向を見た結果、これじゃ市民のお年寄りのサービスがどうもうまくいかないというふうな状況になったならば、市の単独でも支えていこうという強い思いをお持ちだと思いますけれども、確認をします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 崎田議員からあったとおり、私どものほうで今心配しているのは、やっぱり高齢化率が上がってくるんであろうと、間違いなく上がってくるんだろうということですから、介護保険に関する事業量といたしますか、サービスも増えてくるんじゃないかなというふうに心配をしているところでございます。

当然、第8期の計画策定の委員会の中で、そのような社会状況、それから、本市の状況なども踏まえて、様々なサービス、何を優先すべきなのか、あるいはどういうものが不足するんじゃないかということも検討していかなければいけないと思います。

この場で市で何ができるのかというのは、ちょっとお答えにくい質問ですけれども、介護保険制度を利用している方々に、やっぱり介護保険を使って良かったと言えるような制度になるように、また委員の方々と議論していかなければいけないというふうに思っております。

6番（崎田信正君） 私の思いは伝わったと思いますので、国の動向、本当に良い方向になるように、みんなで運動していきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、国保制度についてです。これいろんな問題がありますけれども、今回取り上げているのは、資格証明書と短期保険証のことで。国保のほうは、収納率は一時長く90パーセントいかない、88パーセント前後で推移することが多かったんですが、今、93パーセント前後になっています。後期高齢者のほうに75歳から移行するので、国保の対象者が少なくなっているの、その分資格証明書、短期保険証の発行も少なくなっているかと思えますけれども、その状況について、まずお示しをいただきたいと思います。

市民部長（満永亮一君） それでは、お答えします。

資格証明書と短期保険証の発行状況についての御質問ですが、令和元年10月末現在、資格証明書は47件、短期保険証は595件でございます。資格証明書発行の推移を見ますと、年々減少傾向にあり、前年度と比較しますと、30年10月末の76件から、29件減の47件となっております。これは、対面などでの納付相談により、短期保険証の発行へと移行したものでございます。そのため、短期保険証につきましては、世帯全員にそれぞれ発行いたしますので、前年と比較しますと455件から140件増の595件となっております。

以上です。

6番（崎田信正君） 資格証明書45件とおっしゃったかね、今。

（「47件」と呼ぶ者あり）

47件です。ずっと少なくなっています。それは良いことなんですけれども、それならいつそのこと発行を止めようということにならないのかということですが、これなぜ取り上げたかという、横浜市が短期保険証の交付を止めたという新聞記事を読んだんです。その前に、資格証明書はもう2016年から交付を止めているということでした。新聞の記事では、担当者は意図的に支払わないという人はほとんどおらず、適切に判断すれば交付はゼロになると説明したということです。

奄美市でもこのような対応は可能だと思うんですが、御見解をお伺いいたします。

市民部長（満永亮一君） 議員御案内のとおり、政令都市であります横浜市では、令和元年度の保険証の更新から、資格証明書とあわせて短期保険証の発行も止めまして、全員に有効期間2年間の保険証を発行しているということを報道等で承知しているところでございます。横浜市では、従来滞納者との接触の機会を得るために、資格証明書や短期保険証を発行しておりましたが、滞納処分による滞納の解決を基本とすることや事務の効率化の観点から、事務事業を見直したということでもあります。これは、見方を変えますと、滞納者について、より強制力のある滞納処分にシフトしたということでございます。

本市におきましては、税負担の公平化を図ることを目的に、対面での聞き取りなど、世帯の状況を把握した上で、短期保険証の発行を行っており、県内の市町村全てが同様の取り扱いを行っているところでございます。

本市が横浜市のような取り扱いを行うということは、自治体の規模や3支所からなる各地域の特性、地域住民と市職員との関わり合いなどといった諸事情や国保の都道府県化などを考慮すれば、滞納処分の強化を伴う全員への正規保険証の発行は、県との協議を含め、時間をかけた十分な議論が不可欠であり、現時点では困難ではないかというふうに考えているところでございます。

したがって、本市としましては、今後も従来どおりの対面での納税相談をした上で、短期保険証の発行を世帯の状況に応じて行うことがよりベターな対応であろうと考えており、このことで、被保険者の療養を受ける権利を保障しながら、税負担の公平化も確保していきたいと考えております。以上です。

6番（崎田信正君） いずれにしても、滞納者の方とはしっかりと話し合いのもとで進められていくというふうになるかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、生活困窮者自立支援制度、この成果と課題についてお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 生活困窮者自立支援制度は、経済社会の構造変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行い、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び

生活困窮者支援を通じた地域づくりを制度の目標に置いており、平成２７年度から施行されております。

本市の本制度でございますが、平成２７年度には、必須事業であります２事業、自立相談支援事業と住居確保給付金事業を行っております。また、２９年度からは任意事業として、一時生活支援事業、家計改善支援事業、生活困窮世帯の子供に対する学習生活支援事業を行っております。更に、平成３０年度からは、任意事業で、就労準備支援事業を実施しているところでございます。

生活困窮者の抱える課題は、経済的な困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたっております。また、こうした抱えるものが複数家庭に存在するなど、生活困窮者を有する課題が複雑かつ多様化しており、本市では様々な関係機関と綿密な連携や積極的や訪問支援などを行うということの取り組みをやっているところでございます。

これらの制度をさらに充実させていくために必要なものとしましては、本制度の周知啓発活動推進、関係機関との連携による包括的な支援体制の構築、庁内の関係部署間における情報共有の仕組み作りなど、更なる支援体制強化が利用者の早期発見、早期支援のために重要だというふうに考えております。

生活困窮者に対して寄り添った継続的な支援が行えるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

６番（崎田信正君） 時間ですので、次の生活保護の自動車保有、それと、店舗リフォームについては、３月議会でのやり取りでさせていただきますので、終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。明日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。（午後３時４５分）

第 4 回 定 例 会
令和元年 12 月 10 日
(第 3 日 目)

12月10日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	12 番	林 山 克 巳 君
13 番	西 公 郎 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	川 口 幸 義 君
17 番	伊 東 隆 吉 君	18 番	元 野 景 一 君
19 番	与 勝 広 君	20 番	竹 山 耕 平 君
21 番	橋 口 和 仁 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務長	手 養 利 文 君
笠利総合支所事務長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企画調整課長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プロジェクト推進課長	平 田 宏 尚 君
地域総務課長 (住 用)	弓 削 洋 一 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
市民福祉課長	村 田 英 樹 君	保健福祉部長	奥 田 敏 文 君
福祉政策課長	石 神 康 郎 君	保 護 課 長	保 金 満 君
健康増進課長	徳 永 明 子 君	高齢者福祉課長	永 田 孝 一 君
いきいき健康課長	吉 田 米 秀 君	商工観光部長	武 下 義 広 君
紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	産業建設課長	岩 下 忠 久 君

12月10日(3日目)

農林水産部長	山下 仁司 君	農林水産課長	栄 広久 君
建設部長	橋口 義仁 君	都市整備課長	竹元 康晴 君
土木課長	保浦 正博 君	建設部参事	平山 光二 君
土木課技術調整監	川上 浩一 君	上下水道部長	藤山 浩俊 君
下水道課技術監 調整	里 則人 君	水道課長	吉 郁也 君
教育部長	福長 敏文 君	スポーツ推進課長	大山 茂雄 君
地域教育課長 (笠利)	南 三知子 君	地域教育課長 (住用)	久保 英光 君
農業委員会事務 局長	用 稲工巳 君	選挙管理委員長	名 島 義文 君
選挙管理委員会 事務局 局長	重 信 竜昇 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は22名であります。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますよう、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。なお、橋口耕太郎君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット中継をご覧の皆様、公明党の橋口耕太郎でございます。昨日と同じく、2日目、公明党がトップバッターを務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、1件、字句の訂正をお願いいたします。通告書の大きい4番、観光施策についての中の中の（1）伸びが対前年約13パーセントとなっておりますが、14パーセントへ訂正をお願いいたします。

それでは、質問に入る前に、少々所見を述べさせていただきます。

まず、10月の市議会議員選挙におきまして、2期目の議席をいただきました。市民の皆様、党员、支持者の皆様から頂いた温かい御支援・御支持に対しまして、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

初当選から変わらぬ思いとして、「生まれ育った奄美市が子供から高齢者まで、誰もが安心して、そして幸せに暮らせる街であるように」を自分自身の指針として掲げ、奄美市の明るい未来へ向けて全力で取り組むことを、ここにお誓い申し上げます。今後とも市民の皆様、当局の皆様、そして同僚議員の皆様、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ところで、今回の市議選は、初めて投票率が70パーセントを割り込み66.57パーセントとなりました。政治離れ、政治家離れを感じたのか、地元紙の論評では、投票率が低下傾向にあることに触れた後、我々に対し、「有権者の心に届く活動を」や、「選良」という言葉が見出しに載っておりました。私はエールと受けとめました。皆様はどのように感じたでしょうか。

いずれにしても、我々がしっかりと有権者の心に届く活動ができるか、有権者に選んで良かったと思われるかが問われる4年間あります。共に切磋琢磨して議会改革、そして議員活動に真剣に取り組んでまいりましょう。

さて、話は少し変わりますが、11月2日、44日間の熱戦を繰り広げ、アジアで初めて開催されたラグビーのワールドカップが不成功で終わりました。日本チームが予選リーグを全勝で突破し初のベスト8になったことや、大会期間中の外国人選手との交流や外国人観光客へのおもてなしなど、来年のオリンピックへつながる成果が得られたのではないかと感じております。

私は、ラグビーの試合を見て、議会もこうあるべきと感じました。それは、ラグビーでは試合中はエキサイトしてつかみ合うような場面もしばしばありますが、試合終了のホイッスルでノーサイドになると、勝敗に関係なくお互いがお互いを讃え合うという姿です。我々議員一人一人も、時には議論しながらエキサイトする場面もあると思いますが、奄美市の発展のために、市民の暮らしの向上のために、しっかりと議論を尽くしたその結果に対しては、お互い一つになって進んでいく、そういう姿を重ねてしまいました。どうぞ同僚議員の皆様、ONEチームで頑張りましょう。皆さん、ワンのチームではありません、ONEチームですので、お間違えなく。

それでは、通告に従いまして質問に入っていきます。

私は、今回の選挙期間中の遊説で特に強調したのは、災害に強いまち・人づくりでありました。10月20日

の告示日は、奄美豪雨災害からちょうど9年を迎えた日で、第一声もそのことからスタートいたしました。また10月は台風15号、19号の上陸、そして千葉県の集中豪雨など、多くの豪雨災害が発生をいたしました。この災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆様に対し心からお見舞いを申し上げます。一日も早く元の生活に戻れるよう、願うばかりであります。

特に10月12日に上陸した台風19号は、1都13県390市区町村に被害が及びました。これは、東日本大震災で被災した地域をも上回ったそうです。非常に広域的な地域に被害が及び、死者は90人以上、河川の氾濫も301河川に及び、住宅被害は約9万棟、今なお約2,000人が避難生活を余儀なくされております。

私は、前任の4年間でも機会あるごとに市民の防災意識の向上が不可欠と訴えてきました。今回の選挙でも一貫して災害のことばかり訴えてまいりました。奄美は台風の常襲地帯で災害に強い、慣れているとはいえ、昨今の災害は想定外のことが必ず起こる、だからこそ災害の知識を深めること、意識を高めることがとても重要になってくると訴えてきました。

以前も定例会で話しましたが、人は災害が発生すると無意識に、この間も大丈夫だったから今回も大丈夫だろう、みんな避難してないから大丈夫だろうという意識が働く。でも、そういう意識が働くことを知っているのと知らないのでは大きく違ってくるということでもあります。まずは自分の身は自分で守る、自助の意識を高めるためにということで質問に入っていきます。

質問の1、防災行政について。

(1) 昨年、第3回定例会で質問いたしました防災シンポジウムやワークショップの定期開催について、その後の検討はいかがかという質問であります。

前回定例会で、市長は、我々も経験した奄美豪雨災害の教訓を風化させないよう、日頃から市民の皆様が防災意識を持っていただくことは非常に大事なことで、これまでの取り組みとあわせて提案のワークショップ等など、効果的なプログラムや開催方法などについて、これから検討させていただきたいと答弁をされております。

質問から1年と少し経過をいたしました。検討の有無をお示しいただきたいと思います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速、橋口議員にお答えさせていただきます。

議員も御記憶のとおり、来年は奄美豪雨災害10年目となる節目の年でございます。豪雨災害を多くの皆様方と振り返り、その教訓を近年多発する大規模災害へ向け再確認する良い機会と捉えて、現在、防災シンポジウムの開催に向けて検討を進めるとともに、機会を捉えた効果的な定期開催についても検討をしているところでございます。

具体的内容につきましては、現在、関係機関と協議を進めているところでございますが、イメージといたしましては、防災専門家による講演会やパネルディスカッションなど、多くの市民の方が参加しやすいプログラムを組み立ててまいりたいと考えているところであります。

あわせて出前講座の促進や各防災関係機関と連携した図上訓練など、引き続き市民の皆様への防災・減災意識向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議会の皆様方の御理解と御協力よろしくお願い申し上げます。

8番（橋口耕太郎君） イメージとして専門家を招いて講話や市民と一緒にパネルディスカッションなどを考えているということで、ぜひとも前向きにさせていただきたいというふうに思います。

その昨年の第3回定例会でもお話をしましたが、危機管理アドバイザーの国崎信江さんという方のお話です。繰り返して恐縮ですが、再度申し上げたいと思います。

日本は世界有数の災害大国でありながら、なぜ多くの家庭で生活の中に防災が根付かないのか、とても不思議に感じている。災害は人生を左右するものであり、他人事とは思わず、防災は当たり前の感覚で捉える必要がある。無理せず継続するためにも毎日の生活で防災を習慣化していただきたいということです。

余談ですけれども、来月行われます鹿児島県市議会議員研修会で、この国崎信江さんの講話が予定をされてお

ります。生でお話を聞けるので個人的には非常に楽しみにしております。また、そこで得た学びをしっかりと自分のものにして、また奄美市に対して御提案をしていきたいと思っております。

それでは、次の質問、(2)に入ります。

市民の防災意識を高める機会として、広域的な防災イベントの実施は検討できないかということです。先日、地元紙に徳之島の取り組みが載っておりました。11月4日、天城町総合運動公園で、徳之島3町合同防災訓練フェスタ2019と銘打って行われた。住民約450人が参加し、行政・消防・自衛隊が連携した消防防災関連資機材の体験、大型ヘリコプター搭乗体験などもあったとありました。

本市では毎年8月の最終日曜日に大津波を想定した訓練を行って、今年は自衛隊も参加をして内容もさらに充実したと思います。質問の広域的な防災イベントですけれども、奄美大島5市町村合同とまではいかなくとも、お隣の龍郷町や大和村などと合同で訓練を実施することも、また違った意味での住民の防災意識の向上や行政の連携などの課題が抽出され、ある意味、より充実した訓練になると思います。それについての御見解をお願いいたします。

総務部長（前田和男君） おはようございます。それでは答弁させていただきます。

災害時における防災行政につきましては、まずは市民の皆様の安全確保のため、迅速・的確な災害情報の提供、また避難勧告などの発令や関係機関と連携したいち早い避難誘導などが重要と考えております。

また、災害からの復旧期におきましては、各種インフラの復旧とあわせ、被災自治体間における相互の職員派遣や広域的な被災ごみ処理など、行政間の連携も重要と考えております。

御質問にございました11月4日に行われた徳之島3町による合同防災訓練では、天城町13集落を対象にした避難訓練のほか、全島民を対象に天城町総合運動公園をメイン会場とした徳之島地区消防組合や航空自衛隊、南西航空方面隊が連携した防災関連資機材の体験や小型ヘリコプター搭乗体験なども行なったと伺っております。

本市におきましては、毎年、防災訓練において自衛隊など関係機関合同の救出・救助訓練を実施しており、市民の皆様広く参観を呼びかけ、防災意識の啓発を図っているところでございます。

今後も防災訓練を通して関係機関との連携を深めるとともに、島内他町村との連携につきましても検討してまいりたいと考えております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） なかなか広域というか、行政同士をくっつけてするというのは難しい話かとは思いますが、先ほど部長がおっしゃった、まずは市民の皆様の安全を守ることが第一義でありますので、そこはそれとして、また違った角度で課題とか抽出される可能性もありますので、ぜひとも広域的なイベントも検討していただきたいと思っております。

ここで、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、防災推進国民大会、防災国体のことをお話したいと思います。この大会は日本最大級の防災イベントで、内閣府や防災推進国民会議などでつくる実行委員会などで主催をしております。2016年から開催され、今年で4回目であります。今回は「防災をもっと日常に」のキャッチフレーズのもと、10月19日、20日の2日間、名古屋市で開催され、NPO法人や大学・企業など211団体、約1万5,000人が参加をしたそうです。トークセッションや防災に関する展示、体験型のワークショップなどが実施され、今回は若年層への防災意識を啓発され、学生や子供向けの内容が数多く企画されたそうでありまして。インターネットのホームページとか見ますと、すごく内容が充実した防災イベントだなというふうに感じました。来年は広島市での開催が決まっているそうでありまして、規模は別として内容など非常にためになると思いますので、ぜひ職員を派遣をして見識を深めていただきたと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） 議員御案内の防災推進国民大会につきましては、本市にも毎年案内があり、防災についてさまざまなノウハウや知識を楽しく考え、体験できる非常に有意義な大会であると承知いたしております。

また、この防災推進国民大会を初め他にも様々な防災研修会や訓練、セミナー等の案内もあるところです。予算にも限りがございますが、御提案も参考にさせていただき、有効な研修会などを選別しながら防災意識の向上に

努めてまいりたいと考えております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 是非とも予算を作っていただいて、どなたかしっかり研修に行っていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に入っていきます。質問の（3）現行のハザードマップについて、お伺いをいたします。

①現在、洪水災害と土砂災害の地域を同じ地図で併記しておりますけれども、それぞれ洪水は洪水、土砂は土砂というふうに別々に作成することはできないかという御質問です。いかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） 現在のハザードマップにつきましては、御質問にございましたように、洪水・土砂災害編と津波編の2部構成となっており、平成24年度に作成し、全戸配布の上、現在も欲しいと希望される方などにも配付いたしているところでございます。

議員御指摘のとおり、災害の種類により被害想定区域が重なる箇所や、作成後の防災に関する諸基準などの見直しなど、修正を要する部分もございます。現在、更新に向け検討を進めており、御提案の災害別のハザードマップ作成についても議論してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

8番（橋口耕太郎君） 予算も、恐らく新しく作るとなるのかかってくる話だと思いますので、ただ冒頭申し上げましたとおり、豪雨災害がもう日本中で頻発をしております。ですので、やはり津波よりも豪雨のほうが確率が高いのではないかなというふうに思いますので、津波の浸水ではなく、豪雨の浸水という部分で洪水災害はしっかりと別にあったほうがいいのではないかと個人的には思いましたので、質問させていただきました。ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、②現在はそのハザードマップですが、現在は名瀬を3地域、住用を3地域、笠利を南北の2地域、合計8地域のハザードマップを作成しておりますが、もう少し範囲を狭めることは検討できないかという質問であります。例えば、中学校区単位などの範囲です。それについてはいかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） 先ほどの答弁と重なりますが、現在、ハザードマップの更新について検討を進めております。議員からの御意見もございますが、同じような意見を私どもも聞いております。そういう今後の更新の中でしっかりと検討を進めていきたいと考えてます。

8番（橋口耕太郎君） 更新の時期というのは、概ね大体決まっているんでしょうか、部長、すいません。

総務部長（前田和男君） 先ほど申し上げました、来年度、奄美豪雨10年目を期に今回、更新を考えているところでございます。

8番（橋口耕太郎君） わかりました。来年度、しっかり検討していただきたいと思います。

やっぱり、市民は、いざ災害が発生したら避難所がどこで、どれぐらい雨量があるとどれくらい被害が予想されるなどの情報を知る上で、ハザードマップというのは重要な指標、資料になると思いますので、しっかりと検討していただきたいと思います。

私が色々と自治体の情報を調べた中では、長崎県の佐世保市のハザードマップがよくできているなど思いましたので、ぜひとも参考にさせていただきたいと思います。

ちょっと、新聞の記事を紹介したいんですけども、その台風19号で河川が氾濫をした千曲川流域の件ですけども、長野市なんですけど、信濃川の上流部分が千曲川ということなんですけども、長野市は今年7月に千曲川の洪水ハザードマップを最新版に改訂をしたと、想定する最大雨量を100年に1回程度から改め、1000年に1回程度で、浸水深さは20メートル未満まで表示できるようにしたと。8月以降、浸水想定区域に該当する地区で全戸に配布し、市ホームページでも公表。各地区の代表者への説明やハザードマップを活用した出前講座も開催するなど、市民への周知に努めてきたと。こうした矢先、台風19号の襲来であったと。今回、

千曲川の氾濫によって市内4つのエリアで合計1,500ヘクタール余りに上る広範囲の浸水被害が発生したと。それぞれの浸水範囲はハザードマップの浸水想定区域とほぼ一致しており、被害は想定上の最悪に近いこともわかったと。100年に1度を想定したのを1000年に1度に改訂して、今回、それがほぼ当たったという内容でしたので、もうこれからの豪雨災害は、とにかく予想を超えた範囲で被害が広がるということがわかったと思います。こちらの新聞にも、「まさか起きない、通用せず」という見出しが載っているんですけど、最悪を常に想定しながらも、それでもそれを上回ってくる可能性もあるということも我々も自覚をしないといけませんし、住民一人一人もそういった意識を持たないといけないというふうに思いますので、ぜひとも来年度の奄美豪雨から10年の節目の年に、そういったところをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入っていきます。

次に、質問の(4)有屋川、浦上川の寄り州除去についてお伺いをします。ちょっと角度を変えた質問ですけども、先ほどハザードマップについて質問をしましたけれども、全国的に豪雨による河川の氾濫が頻発しております。その要因の1つに河川に堆積した土砂や木、雑草などがうっそうと茂っていると、当然、水はけが悪くなって氾濫する要因になると思います。それでは、こちらの写真を見ていただきたいと思います。

写真1をお願いします。これ、国道58号バイパスの尾里橋と読むんですかね、奥に見えるのが医療機関です。こっち国道58号線の尾里橋付近ですね、浦上川の橋です。

次の写真2をお願いします。これ、今の橋から海側を見た写真です。もう河川は右側にちょろちょろと入っているような感じ、あと、もうほとんど草が茂っていると。写真3をお願いします。その反対側ですね。山側を写した写真です。こっちの左のほうに河川が見える、あとはもうほとんど草しか見えない。次、写真4をお願いします。これは、同じく国道58号の浜田橋、有屋川にかかっている浜田橋の写真です。写真5をお願いします。海側を見た写真です。これ、左側に河川がちらっと見えますけれど、これ、ずっと延びていくと仲勝川と合流するところですね。次の写真をお願いします。これ、逆を写した、山側ですね。これも河川が左側にしか見えません。擁壁の上の土手ですかね、土手のほうにもうススキがうっそうと茂っているというところですよ。

寄り州の除去と言いますか、非常に、こう、もう川にいっぱい生えてしまっているんで、もうこれをどうするかというのはすごく難しい問題だと思いますが、有屋川、浦上川は県の管理になると思いますが、この堆積している土砂・雑草等について工事などの予定があるか、お伺いしたいと思います。

建設部長（橋口義仁君） それでは答弁いたします。

有屋川及び浦上川につきましては、県管理の2級河川でございます。奄美市には名瀬7、住用5、笠利5、合計17の2級河川がございますが、これらの寄り州除去や伐採につきましては、県に確認しましたところ、現地調査や市・住民からの要望を踏まえ、限られた予算の中で優先度の高い河川から対応しているとのことでした。また御質問の有屋川及び浦上川につきましては、市から寄り州除去の要望書を提出しております。来年度、予算の確保ができ次第、掘削工事を予定しているとのことですので、御理解をいただきたいと思います。

8番（橋口耕太郎君） 市からもしっかりと要望書を上げているということで、予算がついたら来年、工事に入れるかもしれないということですが、もう一度写真2を出していただだけませんか。これ、尾里橋の医療機関が見えるところで、右側の道路がパン屋さんとかがある通りなんですけれども、この道路、冠水したことが何度かあるんですね。右側に並んでる家屋の方からも、ちょっと怖いと、雨が降ると。そういう御意見がありまして、今回、併せて御質問させていただきましたが、やはりもうどうしても通常の範囲の川の許容量をどうしても補えないと思いますので、そういった部分でなるべく早く取り組んでいただきたいということ、また強く市のほうからも県に訴えていただきたいと思います。

それと、参考ですけど、写真7をお願いします。これ、仲勝川です。仲勝川は市の管理だと思いますけれども、仲勝川も、これ、仲勝川って書いてある橋、あれ、何て橋ですか、橋の名前ははっきり覚えておりませんが、仲勝のほうに向かって行く方向で写真を撮ってます。これももう相当草が生えておりますので、こういったところも市の管理ですので早目に対応をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入っていきます。

次に質問の（５）災害時の避難場所でもある住用町の奄美体験交流館へ空調設備、冷房の設置は検討できないかという要望であります。この間、地域防災計画ですかね、地域防災会議がありまして、奄美市役所名瀬本所も指定避難場所に指定されたり、あと新しく福祉避難所が設定されたり、記事に載っておりましたけれども、御承知のとおり住用町の奄美体験交流館も災害時の避難場所として指定をされております。平成２２年の奄美豪雨災害でも住民の避難場所として機能したことは言うまでもありません。

我々公明党では、現在、小中学校のクーラー設置に続き、今度は体育館への設置を強く訴えております。なぜなら避難場所として指定されているところが多いからであります。私ども公明党奄美市議団でも昨年から予算要望書の中に、この項目を入れさせていただきました。避難場所として住用地区の重要な拠点であり、必要性も高いと考えております。

また、奄美体験交流館は、来年開催されます鹿児島県国体の相撲競技の会場としても使用されます。今年８月１８日に行われましたプレ大会では、全国から１３チームの選手・役員が来島し、実施をされました。私も午前中、試合を見に行きましたけれど、非常に暑かったと記憶をしております。

国体では４７チームが参加をして、少年の部、一般の部と、規模も約３倍程度になると聞いております。国体は１０月の開催でありますので、若干気温は下がるとは思いますが、参加人数も格段に増えますので、暑さ対策も重要と考えております。現行は、大型扇風機や冷風機での対応と伺っていますが、いずれにせよ遅かれ早かれ設置をしなければならないと個人的には思いますが、当局の御見解をお願いいたします。

住用総合支所事務所長（手藁利文君） 橋口議員にお答えいたします。

現在、住用地区には各集落公民館を主な指定避難所として２１カ所ございます。その中で空調設備が設置されている指定避難所が１４カ所でございます。

議員御指摘の奄美体験交流館のアリーナ部分への空調設備設置でございますが、アリーナ部分への設置となりますと対応面積も非常に広がりますので、災害時としての利用頻度、設置に要する経費などの課題がございます。その他の指定避難所への新たな空調設備の設置、効果的な指定避難所の開設・運用と併せまして検討してまいりたいと考えております。

なお、災害時の対応としまして国民体育大会相撲競技開催時と同様に、現行の大型扇風機や冷風機で対応してまいりたいと考えております。以上です。

８番（橋口耕太郎君） わかりました。災害が起こるのは夏に限ったことではないので、空調を入れることでその機能を満たすということではありませんが、やっぱり体験交流館は拠点となる施設だと思います。奄美豪雨災害の時も住用、結局は体験交流館に皆さん集まって、そこでいろんな手当と言いますか、対応をしたというふうに思っておりますので、２１カ所中１４カ所はまだついて、残りの７カ所、これは体験交流館も含まれると思いますが、当然、規模が全く違いますので、金額も当然変わってくると思います。

しかし、是非とも、これは市内小中学校の体育館もそうですけども、我々の公明党市議団が要望している中にもありますが、避難所として、冬の場合は着込んだりしていけば何とか対応できると思いますが、暑いのはどうしても脱いでも脱いでも暑いのです、暑い時は。ですから、そういった対応をぜひとも前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それでは、大きな質問の２番に入っていきたいと思います。

次に、質問の２、農業施策について伺います。

（１）ミカンコミバエの誘殺が本当南部を中心に続いておりますが、奄美市としての情報収集や対策はどのようにしているか、伺いをいたします。

ミカンコミバエの質問は、平成２７年１２月、私が初登壇のしょっぱなに質問をしたことをはっきりと覚えています。当時は６月にミカンコミバエの誘殺が確認されていながら、国・県の初動対応が遅れ、結果、被害が拡大し、公表が１１月までずれ込みました。そして奄美大島のほとんどの地区で島外へ果樹作物が出荷できないという結果となり、農家にとって大きなダメージを与えました。ポンカンやタンカンの収穫時期の間近で丹精込め

て育ててきた作物を全て廃棄処分するという、残念な結果になりました。

幸い、国の配慮で廃棄処分でも一定の基準で買い取りを行い、少しでも果樹農家の方の負担が軽くて済むようにしていただきました。その経験を踏まえ、今回は1頭の誘殺でも速やかに公表し、対応も同時に行っているように感じます。本市では7月5日に根瀬部地区において1頭の誘殺があり、初動対応したと記憶しておりますが、その後の状況・対策等についてお示しいただきたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それでは、本市におけるミカンコミバエの状況についてお答えします。

本市では、先ほどもございましたが、今年7月5日に名瀬根瀬部地区のトラップにおいてミカンコミバエ1匹の誘殺を確認しております。この誘殺を受けて門司植物防疫所、大島支庁、奄美市による現地対策会議を開催し、国の対応マニュアルに基づく対応方針を確認し、初動対応を行ったところでございます。初動対応としましては、誘殺地点から半径5キロ以内にトラップを増設し、調査範囲・調査回数を増やすとともに、半径2キロメートル以内において寄主果実を採取し、幼虫の有無を確認する寄主果実調査を実施しております。併せて誘殺地点の半径1キロメートル以内に約1,000枚のテックス板を設置し、初動防除を行ったところでございます。

その後、3世代相当期間ミカンコミバエの誘殺がなかったため、10月7日に初動防除を終了し、現在は通常の侵入警戒調査を行っているところです。他の町村のミカンコミバエ誘殺状況並びに対応状況につきましては、大島支庁からメールで速やかに情報提供されるとともに、他都道府県の誘殺状況についても門司植物防疫所のホームページにて確認し、情報の共有を図っているところでございます。

8番（橋口耕太郎君） 先ほども言いましたけど、今回は対応が早いように感じているんですけども、部長、率直な感想でいいんですけど、早かったですか、今回。最初の確認からの初動は、どうですか。

農林水産部長（山下仁司君） 今回は、散発的に瀬戸内とか名瀬で誘殺の確認があったんですけど、その度に関係機関が集まって初動防除の現地対策会議を開催し、それが新聞に報道されるということで、大変早かったと思います。

8番（橋口耕太郎君） 前回は、4年前ですね、わかっていながら公表しなかったというところが確かあったと思います。今回は、もう即行動して、即対応しているのが見えるので、すごく良かったなというふうに思います。

今朝の新聞でも航空防除ですか、南部のほうの航空防除の記事が載っておりましたが、やはりひとたび入ってしまうと、もう果樹作物は全て駄目になってしまうので、こういった対応、またしっかりとしていただきたいと思います。

先日、地元紙でも経済効果とリスクと備えと題して記事が載っておりました。今回の発生は、ミカンコミバエは外からの被害は考えにくく発生の可能性があり、その要因としてクルーズ船との関係も指摘する声があるとありました。続けて毎年誘殺が確認されている中、タンカン、マンゴーといった有望な特産品を本土に安定的に出荷し、果樹農業を成長させていくためにもリスクの備えを万全にすべきとありました。毎回のことですが、沖縄と比較して、予算規模や対策の方法などが奄美では十分ではないと言われており、記事では奄振交付金の活用にも触れ、締めくくりには沖縄並みが求められているとありました。

私も個人的には、沖縄でも奄美でも、規模は違いますが同じような対応を求めるべきと考えていますけれども、その点について御見解があればお伺いしたいと思います。

農林水産部長（山下仁司君） それではお答えいたします。

現在、ミカンコミバエへの対応につきましては、国の対応マニュアルに基づいて行っております。鹿児島県における対応では、通常時は月2回のトラップ調査と、年2回の寄主果実調査により侵入警戒調査を実施しておりますが、テックス板による予防防除は行っていないのが現状でございます。対応マニュアルでは、トラップ調査においてミカンコミバエの誘殺が確認された時に、テックス板による初動防除を行うことになっております。沖縄県ではミカンコミバエが発生している周辺諸国に近いため、毎年、誘殺が続いており、鹿児島県に比べて常

に発生の恐れがあることから、テックス板による予防防除を行い定着を未然に防止しております。

ただ、通常時からテックス板による防除を行うと、トラップによる調査精度が落ち、発生源の特定や初動防除に遅れを取る恐れがあることや、防除の必要がない地域に人身・資材を投じるなど、効果的な防除が行えない場合があるなどの指摘があると伺っております。

奄美大島地域においては、マニュアルに基づいた対応により、今のところミカンコミバエの発生に至っていませんが、これからミカンコミバエが発生するリスクは高いと考えられますことから、今後、沖縄並みの対応を実施していくかについては、これらのことを踏まえて国や県などと検討してまいりたいと考えております。

8番（橋口耕太郎君） 今、答弁にもありましたように、外国と沖縄は近いという部分があつて、毎年誘殺が確認されているので若干違う対応をしているということではありますが、やっぱり1匹というか、1頭というんですかね、確認をされたらいずれにしろテックス板なり、初動対応しないといけないということですので、常に同じような状態で対応していくことが望ましいのではないかなと個人的には思いますけれども、やっぱり予算・人、その部分で非常に難しい部分もあるかと思いますが、引き続きそういったこともいろんな機会の中で国・県に要望していただきたいというふうに思います。

以上で、2番の質問を終わりたいと思います。

次に、質問の3、ひとり親家庭の施策について、伺いたいします。

（1）今年度11月、先月から児童扶養手当が隔月支給、年3回から年6回になりましたが、周知状況や事務手続状況などについて伺いをしたいと思います。

先月の11月のみ8月から10月の3カ月分がまとめて支給をされ、来年の1月以降は奇数月に前月までの2カ月分が支給されるわけであります。現在の周知状況、事務手続状況などがわかればお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 児童扶養手当の隔月支給、周知状況、事務処理の手続等について、状況についてお答えをいたします。

支給月の変更の周知につきましては、8月の児童扶養手当現況届の提出の通知書に、変更のお知らせを同封しまして、支給者全員へ一斉に通知をいたしたところでございます。

対象世帯につきましては、母子世帯665世帯、父子世帯52世帯、養育者世帯3世帯の合計720世帯でございます。また全部支給対象者が494世帯、一部支給世帯が226世帯というふうになっております。

これと併せまして、奄美市だより8月号にもこの内容を掲載し、広く周知をしているところでございます。

事務処理の状況につきましては、支給に係るシステム改修を7月末に完了しまして、11月11日に720名の対象者へ手当の振り込みを終了したところでございます。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 年3回から年6回になるわけですので、当然、事務方としては3回で済んだのが6回に増えるわけですから、倍になって、恐らく忙しくなったのではないかなというふうに思いますが、受けるほうとしてはひとり親家庭ですね、奄美市では現在720世帯、総数であるそうなんですけども、受け手にとっては4カ月に1回支給されてたものが2カ月に1回になるので、やりくりが非常に良くなるのではないかなというふうに思います。

これも我々公明党が2010年に支給回数を6回に細分化する独自の改正案を、議員立法で参議院に提出をして改善を推進してきたものであります。昨年の6月、隔月支給を盛り込んだ児童扶養手当法の改正もリードをして、今年度から実際にスタートをしたわけでありまして。公明新聞の記事に、NPO法人インクルいわての山屋理恵理事長のコメントが載っていましたので御紹介をします。「家計補助の役割を担う児童扶養手当は、困窮世帯にとってまさに命綱に当たります。ただでさえ日々の生活費の工面で大変な中、4カ月ごとの支給はやりくりの難しさがありました。途中で使い切って借り入れし、それに苦しむ家庭もあります。経済支援策の機能を果たすためには、生活不安につながるリスクを軽減しなければなりません。隔月支給は待望の施策です。これで見通しを持って生活しやすくなると語るお母さん方もいます。」とありました。スタートしたばかりの制度であります

ので、今後、しっかりと見守っていきたいと思います。

ただ、やっぱりデメリットというか難しい部分として、例えばひとり親世帯がひとり親世帯でなくなった場合とかが多分、ケースとしてあると思います。そういった時の遡及をする事務手続ですとか、そういった部分が少し難しくなるのかなという気はしますけれども、まずはひとり親家庭の経済のやりくりのやり易さという部分で大事な施策だと思いますので、しっかりと今後も見守っていきたいと思います。

次に、質問の（２）平成２８年１２月定例会で私が提案をしました、ひとり親家庭の医療費請求手続の状況について、簡素化できたかをお伺いしたいと思います。

当時の部長の答弁では、「対象者から手続が非常に煩わしいということは伺っている、医療機関との協力を得られるか協議が必要ではあるが、郵送で返送するシステムなど、対象者の方の負担を軽減できるような方法を今後検討していく」と答弁をされております。その後の状況はいかがでございましょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君） ひとり親家庭医療費助成の請求手続の状況についてお答えをいたします。

１２月１日現在のひとり親家庭医療費助成対象者は、母子世帯６８０世帯、父子世帯７１世帯、それ以外の養育世帯８世帯でございます。平成２８年第４回定例会で御質問があった後に、手続の簡素化について医療機関と協議を行ったところでございます。ひとり親家庭医療費の請求につきましては、申請書の提出により請求することとなっており、簡素化に向けたシステムの構築には医療機関との調整が必要となりますけれども、医療機関の事務量が増えて負担が生じること、それに伴う予算も必要になること、これが課題となっているところでございます。

このようなことから、今後、他の自治体の取り組みなどを参考に、医療機関と引き続き協議を重ね、対象者の負担を軽減できるような方法を検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

８番（橋口耕太郎君） 確かその時、例えば郵送を、先ほど郵送で返送するシステムになるということでレターパックというんですか、ああいうのを使って医療機関から市役所のほうに書類を送っていただくような手続をするということで、一旦補正予算もついたと私は記憶しているんですけども、とにかくお母さん方が１回受診をして、そしてひとり親家庭の書類を出して、そして病院は締めめの１０日まで医療費請求の事務がありますので、それが終わった後、また取りに行って、そしてそれをまた市役所に持って来てという、こう２度手間、３度手間が発生しているのが現実であります。１回でそれができないのか、全額負担ですので経済的な部分ではひとり親家庭の方は非常に手厚い医療費になっていると思いますけれども、事務手続ですね、私も病院に何件か事務の知り合いがいるので尋ねましたけれども、やっぱり部長がおっしゃったように、病院側は病院側として事務手続が増えるのは嫌なんですよ、これ以上増やしてもらったら困るという言い方をされた方もいました。

ただ、私が考えるのは、病院も、そのお手伝いをするので当然、患者さんから喜ばれるわけですので、最終的には医療サービスにつながってくるのではないかなと思いますけども、やっぱり自分たちの仕事が忙しくなるというのが先に立つようで、なかなか医療機関との協議が難しいのではないかなと思いますけど、ひとり親家庭の医療費と一般の家庭の医療費の制度はもちろん違いますので、同じ様にすることはできませんから、何かしらの手続をする必要があると思いますが、引き続き私も他自治体とかそういったことを勉強しながら引き続き提案をしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、最後に質問の４、観光施策についてお伺いをしていきます。

県の統計では宿泊者数の伸びが対前年約１４パーセント、大島全体で伸びているという報道がありました。本市の状況はいかがかという御質問でございます。

本市、あるいは奄美本島が宿泊施設の数も相当多いと思いますので、当然伸びていると思いますけども、そこら辺の状況が確認できていましたらお示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。

先般、県が発表した平成３０年の観光統計によりますと、奄美地区、これは奄美群島ですが、の延べ宿泊者数は対前年比１４．３パーセント増加の８８万５、８８２人となっており、統計を取り始めた平成２３年以降で最

も多い宿泊者数であると同っております。これは、大河ドラマ「西郷どん」効果やスカイマークの奄美―鹿児島―名古屋便の就航などにより、奄美群島への観光客が増加したことによる好影響の結果であると考えております。

議員御指摘の、本市のみでの宿泊者数につきましては現在統計がなく、詳細については把握はしておりませんが、県が公表している奄美群島の概況によりますと、本市における宿泊施設数はここ数年増加傾向にあり、平成28年度は82件、平成29年度は97件、平成30年度は106件と、これまで最も多い宿泊施設数となっております。

また、宿泊数の増加に大きく寄与するスポーツ合宿の受け入れについても同じく増加傾向にありまして、平成28年度は74団体、1万1,987人、平成29年度は86団体1万3,058人、直近の数値であります平成30年度では82団体1万3,534人の受け入れを行っているところでございます。

更に、平成30年度の奄美大島交流人口実態調査によりますと、宿泊日数が2.59泊、観光消費額が5万1,566円、観光客の大変満足の満足度が57パーセントと、いずれも前年度より増加しております。この状況を踏まえますと、本市における宿泊者数も増加傾向にあるものと認識しているところでございます。

以上です。

8番（橋口耕太郎君） 細かい数字は抑えてないけれども、県の指標によるとということで、宿泊者数が、宿泊施設数ですかね、平成28年が82、平成29年が97、平成30年が106と、順調に増えていると。これ、民泊も入っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） これにつきましては、保健所の届出にありますと、宿泊数を上げてますので、民泊数も入っていると理解しております。

8番（橋口耕太郎君） スポーツ合宿も74団体から直近で82団体で、人数も1万1,987から直近で今、1万3,534と、平均宿泊数も2.59泊、消費額は5万1,506円と、非常に良い傾向で動いているということが理解できました。

ただ、私が個人的に思っているのは、空の便も海の便も、当然、キャパ、乗り物の人数の数は決まっていますので、それと便数も決まっています。ですから、外から入ってくる方は、最大はその入ってくる回数と人数になると思いますが、それも極端に変動するものではありませんし、奄美大島は宿泊施設は増えてきてますけども、それを十分に受け入れる量とはまだ言い切れないという部分があります。

個人的には、ちょっと行きたいけどなかなか行きにくいなというぐらいが私はちょうど良いのではないかと、個人的には思ってます。自由自在にいつでも行けるというよりは、なかなか行きにくいけど行きたいなという、こう、行きたいという欲求を、ちょっと行きにくいけどぜひ行きたいというふうに持って行くほうが非常に良いのではないかと個人的には思ってます。沖縄とかはどこからでも自由自在にいつでも行くような感じですけども、奄美はそこをちょっと、なかなか行きにくいけど行きたい所というところで、個人的には持って行ったらいいのではないかなというふうに、次の2の考え方と重なってくるんですけど、思っております。

最後、次に、（2）の質問に入っていきます。

観光施策の全体的な考え方・方針をどのように定めているかという質問であります。本市では現在、滞在型・体験型を観光の軸に置いていると思っております。奄美市だけではなくて、5市町村共同で取り組んでいることもあると思います。また来年の世界自然遺産登録が決まりますと、可能性は一段と広がってくると考えています。観光客も趣味・趣向が様々ですし、外国人観光客もヨーロッパやアジアでは全然違うという話も聞いております。一概にこの観光がベスト、あるいはベターという方向性を作るとは簡単な話ではないと思います。

クルーズ船が今年度も寄港する、昨年度よりも多く寄港する予定ですけども、A i A i 広場などでおもてなしのイベントを実施したり、いくつかのルートを設定して観光案内をしているようですけども、本市として、あるいは5市町村共同でも構いませんけども、観光施策に対する大まかな考え方・方針等があればお示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。観光施策の全体的な考え方・方針についてということでございます。

まず、本市の観光振興に則した計画としまして、奄美市攻めの総合戦略化がございます。この中で観光振興推進に係る基本目標・施策の基本方向・重要業績指標（K P I）を設定し、受け入れ体制の強化や戦略的なプロモーション等に取り組んでおります。

同じく本市のまちづくり全般の基本的目標を掲げている奄美市総合計画においても、観光立島を目指した多様な産業・連携のまちづくりを施策の大綱として、目標に向け様々な事業に取り組んでおります。

どちらの計画についても毎年度のK P I 達成状況をしっかりと管理するとともに、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直し等を行っておるところでございます。

また、本市だけでなく、奄美大島5市町村共同でも観光振興を推進しており、DMO推進母体のあまみ大島観光物産連盟において、奄美大島中長期観光戦略を策定しております。この中では、奄美を一体として捉え、島民の幸福度向上につなげるため、観光客の滞在日数、観光消費額、観光満足度について目標値を設定し、DMOを主体とした様々な施策を実施しているところでございます。

同じく島内5市町村が共同で策定を行った奄美大島総合戦略においても、世界自然遺産登録を見据えた観光・交流プロジェクトとして地域資源の魅力化、情報発信力の強化、観光マネジメント力の強化に向け5市町村が連携して取り組んでおります。

これらの取り組みに加え、L C Cの新規就航や外国クルーズ船の寄港回数の増により、ここ数年の奄美への入り込み客数は好調に推移しているところでございます。

議員御指摘のとおり、来年は世界自然遺産への登録を見据え、国内外からさらなる観光客の増加が見込まれております。そのため、今後は世界自然環境に配慮し、観光資源の適切な保全と利用を両立するとともに、オーバーツーリズムにならないよう、持続可能な観光地づくりに向け、世界自然遺産登録を見据えた受け入れ体制の充実・強化へ取り組んでいく必要があると考えています。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 本市だけではなくて、5市町村、それから物産連盟、いろいろあわせた形で取り組みをやっているということです。

先ほども申し上げましたが、観光客も本当に趣味・趣向が違うので、これで満足というのはないと思うんですね、この観光客によって全然違ってくると思います。そういったことを全て満たすことは不可能ですので、まずは今、おっしゃられた方針をしっかりとやっていただいて、ある程度、目標値を設定してということですけど、部長も答弁されてましたし、前菊田部長も、身の丈にあったという言葉が使われておりました、観光施策の中でですね。宿泊施設をどんどん増やすことはできませんので、民間が建てないことには。沖縄のようなリゾート化をしてしまうと、私は全く奄美には逆効果になってくると思いますので、奄美独自のスタイルを、今度の世界自然遺産も含めて、作り上げていく非常に大きなチャンスだと思っております。

ですので、私ももっともっと勉強をして、これからまちづくり、それから観光についても様々なことを調べたりして、どんどんまた皆様に御提案していくようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。（午前10時31分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

1番（正野卓矢君） 市民の皆様、議場の皆様、中継をご覧の皆様、おはようございます、チャレンジ奄美の正野

卓矢です。よろしくお願いします。

10月に行われました市議会議員選挙におきましては、市民の皆様から大きな力をいただき、当選を果たすことができました。そして、今日まで1カ月余りの間にもたくさんの方々から温かい声を掛けていただきました。その中でも、特に皆さんが言ってくださった言葉が、初心を忘れるな、初心を忘れずに一生懸命頑張れという言葉です。私は48歳ですので、この言葉は何度も何度も聞いたことがありますし、この言葉の意味も知っているつもりでした。ですが、この言葉が本当の意味で身に染みしたのは初めてだと感じています。

先の10月の選挙では、自分を大切にしてお互いを認めることで築ける信頼関係を軸に、人と人のつながりのある社会、コミュニティが豊かであふれている社会こそがこの街の幸福感や充実感を増やしていくことにつながる、訴えてきました。そして、この島独特の自然・文化・地域に多く関わりを持つことで課題を知って人を知り、たくさんの思いを知ることで役目をいただき、これから4年間、いただいた時間を街の将来、子供たちの未来へ向かって真面目に取り組み、いろいろとチャレンジしていくことで恩返しできたらと考えています。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1番、地域の防災についてです。（1）一時避難場所について。

ここ最近では、これまでに経験したことのないようなとか、何十年に一度とか言われるような自然災害が毎年のように起こっています。いつ、どこで、どんな災害が起きてもおかしくない、これは日本中どこの地域に住んでいる人でも感じていることだと思います。災害は起こり得るものとして、その1つとして、まず自分はどこへ逃げるのかを知っていることはとても大事なことで考えます。まず、逃げるということに当たって、奄美市では一時避難場所というものがあります。これは、地震・津波が起きた時の場所として決まっているみたいですが、それは何カ所ぐらいありますか。また、市街地で避難できるビルはどれぐらいありますか。

次の質問からは発言席にて行います。お願いします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、正野議員にお答えいたします。

最初の御質問で思いを理解させていただきました。これからも共に奄美市の発展のために頑張りますことをお約束申し上げ、そして誠実に答弁にお答えさせていただきます。

それでは、議員の御紹介のとおり、津波災害が予想される際に、一時的に避難する場所として、高台にある地域の市道・農道をはじめ学校や病院、ビルなど、市内143カ所を一時避難場所として協定、津波発生時における緊急避難場所としての使用に要する協定であります。地域、所有者の御理解と御協力のもと指定しているところであります。

市街地で避難できるビルといたしましては7カ所ございます。ちなみに固有名詞を申し上げますが、第3里見ビル、矢之脇町です、ホテルウエストコート奄美、奄美サンプラザホテル、グランセ末広ビル、末広町です、丸親ビル、ホテルビッグマリン、奄美ポートタワーホテルの7カ所です。そのほか奄美市老人福祉会館、長浜町です、奄美中央病院、名瀬小学校、奄美小学校、金久中学校、名瀬中学校、大島高校、奄美高校の施設も一時避難場所として指定をいたしております。

今後も高台から離れた中心市街地における一時避難場所確保のため、ビル所有者に対し協定書締結に向け協力を求めてまいりたいと計画しているところでございます。以上であります。

1番（正野卓矢君） 市長、ありがとうございます。

一時避難場所は市のホームページで表示されているので、知りたい方は全員確認できると思うんですけど、確認できない方もいらっしゃると思います。今、市長が避難場所の名前を言っていたんですが、確認できない方もいらっしゃると思いますので、次の質問です。避難できる場所とかビルですけど、例えば、市街地のビルやホテルは今、おっしゃったことに当たると思うんですけど、どのタイミングで何が起きるかわからないことを想定しますと、その場所が一時避難場所であることが明確にわかるほうがいいと考えています。ですので、その一時避難場所、これがわかる表示方法とかはあるのでしょうか、お願いします。

総務部長（前田和男君） お答えします。避難ビルの表示につきましては、建物に津波避難ビルの表示看板の設置、ハザードマップや奄美市地域防災計画、奄美市のホームページで案内しております。毎年8月に実施されます奄美市防災訓練の中で、地域の方々に避難場所や経路の確認をしていただくなど、周知を図っているところでございます。

しかしながら、表示看板については設置したものの、経年劣化などにより表示が外れている場所も見受けられます。このようなことから、今後、新たな避難ビルの追加の検討に加え、計画的に表示看板の更新を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、日頃から避難訓練などを通じた災害への備えが重要でございますので、警察・消防など関係機関と連携を密にして市民の皆様の安全・安心に努めてまいりたいと考えております。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。私が表示が大切だと考えている理由は、何かが起きた時に、その近辺に居る人たちがそこへ迷わず避難していいんだと、すぐ理解できるほうがいいと思うからです。特に高齢の方は人様の所有している場所や土地、そこに逃げていくということは、ちょっとためらうことはあると思います。ですので、きちんと表示することで、そこへ逃げてもいいんだと、ここは大丈夫なんだと、普段から感じることができると思います。ホテルにしてもそうだと感じています。ホテルの従業員さんがその日の仕事が、例えば初日であっても、万が一、ここは万が一何かが起きた時に近くにいる人たちが避難してくる場所だと、一目で理解できるように表示しておくことで、実際に何かが起きた時に、いらない混乱が生じることが減ると思いますので、誰が見てもすぐにわかるような表示方法の検討をお願いします。

それでは、次の質問に入ります。③です。私は、伊津部町で町内の事務局をしながら自治会活動に携わってきました。伊津部町ですと、この一時避難場所とは、おがみ山か大島高校の校舎となっています。伊津部町にもいろいろな方が住んでいます。他の地域でもそうだと思いますが、近所に住む足の悪い方や高齢の方が一時的に避難するには距離がありますし、ためらう人もいると思います。ですので、地域や町内会で避難ビルを、近くの身近なビルを避難ビルとしてお願いしたい、そういう意見が出た場合は市からの支援というのはいただけるのでしょうか。

総務部長（前田和男君） これまでも地域の要望に対し、自主防災組織の結成支援や防災出前講座など、地域の防災力向上のため支援をいたしているところでございます。

昨年の事例でございますが、他の自治会でも同じように高齢者の一時避難場所の確保問題があり、自治会が本市や施設所有者との相談を重ね、住民組織で初となる自治会独自の一時避難場所協定を締結し、一時避難場所の確保に至っております。地域の実情は地域によって様々でございます。皆様と一緒に考え、今後も市としても支援をしてまいりたいと考えております。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。先ほど言いましたけど、高齢者の方とかは知っている場所だったり、行き慣れた場所だったり、見慣れた場所のほうが自分の居場所だと感じるでしょうし、早目の避難を促すことにもつながると思います。ですので、もっと身近な避難場所を増やしていくようにできたらと、お願いします。

それでは、（2）のハザードマップについてなんですが、私が質問する予定でありました（2）のハザードマップについてですが、先ほど橋口耕太郎さんの質問でほとんどお答えをいただいた感じです。ハザードマップの役割や災害のリスクを踏まえた最新の基準への更新も、御検討いただいているということでした。最新の基準となりますといろいろと出てくるとは思いますけど、奄美市にあった新しいハザードマップをぜひとも期待したいと思っています。

そして、紛失した方々も必要と感じれば、現在のハザードマップをいただけるということでした。ハザードマップをいただけるということは知らない方もいらっしゃると思いますので、どこかで周知していただけたらと思います。

ここでちょっと質問なんですけど、来年、更新するに当たって新しい基準とか、何がどう変わるのとか、具体

的なものがあればぜひ教えていただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 改善点につきまして、現在のハザードマップが平成24年の作成でございます。地図や土砂災害区域などのデータの更新、また地図が広範囲で洪水・土砂災害編と地震・津波災害編と分かれており、被害想定区域が重なり見づらいなどの課題がございます。マップの運用上の課題としては、ハザードマップ全てに言えることですが、被害想定を超える災害が発生し得ることを理解し、そのような事態において被災しないための方策を市民自ら考える気運の醸成が課題となっております。出前講座や防災訓練などを通じ、防災意識の向上に努めているところでございます。先ほどの改正点で具体的な内容にはなってないですが、今現在も今回の台風災害等により国のほうから新たな指針が出される可能性もございますので、更新時点での最新情報ということで考えているところでございます。以上です。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。ぜひとも、この街にあった新しいハザードマップができたと思います。

あと、ここ数年で、私自身もそうですが、そういう防災に対する意識が少し変わってきたので、前回配布したハザードマップを紛失した人も、今回は大事にできたらということも併せて周知していただけたらと思います。

続いて、2 番、Wi-Fi の環境の整備についてです。

（1）、まずは防災の観点からの話になりますけど、避難場所に指定されている場所にWi-Fi の環境はあるのでしょうか。お願いします。

総務部長（前田和男君） 奄美市の指定避難所114カ所のうちWi-Fi 環境がございますのは、名瀬総合支所、住用総合支所、笠利総合支所、奄美文化センター、太陽が丘総合運動公園、奄美体験交流館の6カ所となっております。この施設につきましては、通常時、多くの市民や観光客が利用する施設であり、市民や観光客などの情報通信環境整備を目的にWi-Fi 環境を整備したところでございます。以上です。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。一応、それを踏まえて避難した後の避難所での暮らしを考えたら、設置箇所を増やしたり容量を大きくしたりする予定はありますか。よろしくお願いします。

総務部長（前田和男君） Wi-Fi 環境の整備につきましては、多くの市民や観光客の利用のみならず、避難環境向上にも有効なものだとは認識しておりますが、災害時における利用頻度、通常時の運用など課題もございます。九州北部豪雨や河川の決壊など、大規模災害をもたらした本年の台風19号の被災した地域では、民間通信会社各社が、携帯が繋がらなくなった地域などに対し、無料のWi-Fi の開放、移動中継車を配置し、通信を確保するなど復旧支援を行ったと伺っております。いずれにいたしましても、まずは災害時の各種協定、支援体制など、今後活用可能な対策を講じながら避難環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

1 番（正野卓矢君） ありがとうございます。Wi-Fi の環境があることで、災害時に固定電話や携帯が込み合っ

て利用できない場合であっても、地域住民や来訪者が災害情報を入手したり発信しやすいと考えます。熊本を例にして見ますと、災害時にWi-Fi が積極的に活用されたそうです。災害時の情報収集や通信手段として役に立っ

たと、アンケートに答えた回答が9割を超えたそうです。です

ので、避難所となっているところにはWi-Fi の強化は必要だと考えております。ぜひとも御検討をよろしくお願いいたします。

次に、観光の観点からです。奄美大島をテレビで見ることも多くなりました。クルーズ船も度々やっています。観光客の皆さんも奄美大島を楽しみにやっ

そこで質問です。現在、奄美市の観光スポットと言われるところに無料のWi-Fiの使える設置スポットは、先ほどとかぶりますが、何カ所ぐらいありますか。お願いします。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたしたいと思います。本市の専用回線で公衆無線LAN，いわゆるWi-Fiですね，を提供している市の施設につきましては，奄美市本庁舎，それと住用総合支所，それと笠利総合支所，奄美文化センター，名瀬運動公園，大浜海浜公園，太陽が丘総合運動場，マングローブパーク，奄美体験交流館の9施設ございます。この他指定管理者などが民間の回線を活用し，公衆無線LANを提供している施設としましては，AiiA広場，三太郎の里，これは住用のほうなんです，住用のほうで三太郎の里，内海公園バンガローがございまして。そして名瀬のほうでは，あと名瀬公民館図書室，それと笠利のほうでICTプラザ笠利，ひと・もの交流プラザの6施設となっております。

またクルーズ船寄港時などにつきましては，観光船バースにおいて持ち運びができるモバイルルーターを設置し，Wi-Fiが使える環境を整えております。

これにつきましては，また民間につきましては，平成28年度に奄美群島広域事務組合の事業で実施した調査によりますと，奄美市内の宿泊施設，お土産店，飲食店等で80の施設がWi-Fiを設置しているとの報告がございまして，現状は更に増加しているものと考えております。以上です。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。

もう，すぐ2の質問に移ります。現状の容量としてはどれぐらいありますか，各設置スポットでWi-Fiを利用しようとした時，なかなかつながらないという声があるのですけれど，今のWi-Fi環境ですと一度にどれぐらいの方がアクセスすることが，スムーズにアクセスすることができますか。大丈夫でしょうか。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。奄美市の，先ほど言いました専用におきます奄美市公衆無線LANにつきましては，1度に100台の接続が可能というふうになっております。

なお，先ほどつながりづらいという話もありましたが，高画質な画像等の送受信を行いますと，データ通信量が増大することにより，回線が圧迫され通信速度が遅くなるといった状況も発生することがあるとは聞いているところでございます。以上です。

1番（正野卓矢君） 実際，私もWi-Fiつながらないなと思っているんですけど，なので強化というんですかね，Wi-Fiは。奄美シティー，どこの場所，すいません，はい。

続いて③の質問になります。旅行者をもてなすという意味で，もっと無料Wi-Fiのスポットを増やしていくことや容量を増強する予定はありますか。教えてください。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。これからは外国人を含む観光客の増加が見込まれる中で，情報通信環境の利便性向上により，地域の経済効果も期待されるところでございまして。今後のWi-Fi環境の整備につきましては，観光関連施設，民間施設ともに設置等の必要性があるものと考えております。平成31年3月には奄美市内全域において，光回線によるインターネット環境が整備されたことで，通信速度の速いWi-Fi環境の設置が可能となっております。このようなことから，民間の観光事業者によるWi-Fiの導入，また拡大の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

なお，導入促進のために導入費用への助成事業を今年度から実施しております。訪日外国人観光客の受入体制の充実を図るため，奄美市内の宿泊施設，観光施設，飲食施設，お土産店等が外国語の表記やWi-Fi等の整備を新たに実施する場合につきましては，その費用の一部を助成しているところでございますので御理解いただきたいと思っております。以上です。

1番（正野卓矢君） ありがとうございます。これからどんどん使いやすくなるというイメージで大丈夫ですか。

SNSの発達でInstagramやフェイスブック等で観光スポットについて調べている人も多いと聞きます。

これらの情報が観光に大きな役割を果たしているという指摘もあり、観光客増加の直接的な効果も期待できると思います。

奄美大島を訪れて島の自然や人、環境の素晴らしさを感じて、自分たちの国の言葉でこの特別な環境の成り立ちを知りたいと感じても、上手いこと検索できなかったり、町で見かけた気になった品物、自分なりに検索しようと思ってもできなかったり、それが、もし高価な品物でしたら、その場で即決して購入というのは難しいかもしれませんけど、それでも検索ができることでその品物の素晴らしさを知ること、その後の購買につながるかもしれません。こういった分野が日々年々進歩していると思いますので、無料Wi-Fiの環境整備は必要だと考えています。なので、ぜひ御検討をお願いします。

30分も余ってしまいましたが、私の初めての質問はこれにて終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。（午前11時15分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

9番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継をご覧の皆様、こんにちは。公明党の栄 ヤスエでございます。

初めに、10月の市議会議員選挙におきまして、党员支持者をはじめ、多くの市民の皆様の真心からの御支援によりまして、3期目の当選をさせていただきましたこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。大変にありがとうございました。

市民からの負託を受けた議員といたしまして、市民の皆様と行政のパイプ役として公明党の立党精神、大衆とともにを片時も忘れず、奄美市民の福祉の向上とまた発展のために邁進してまいる決意でございます。朝山市長をはじめ、部課長、また全職員の皆様、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

質問の前に、少しだけ所感を述べさせていただきます。

令和元年の今年も、全国各地で起きた自然災害におきまして甚大な被害がございました。被災者の皆様、また犠牲になられた皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。また1日も早い復興を願います。また、隣の兄弟島でもあります沖縄の歴史と文化の象徴である首里城の火災による焼失によって残念な思いでございます。1日も早いこの首里城の復興に向けても、心から御祈念を申し上げたいと思っております。

また公明党では、新たな社会保障への一考察といたしまして、高齢者がピークを迎える2040年問題を見据えた保障のあり方について、新聞掲載をしておりました。記事の中には、「公明党が目指す大衆福祉とは、ベンサム流の最大多数の最大幸福ではなく、全民衆の最大幸福である。幸福の定義は人それぞれだが、各人の思い描く幸福を最大限に追求できる社会こそ、公明党が目指す大衆福祉社会であり、個人の幸福と、また社会の繁栄の一致を志向する。また現在進められている全世代型社会保障とは、別の言葉で言えば、必要な人に必要な支援が行き渡り、誰も置き去りにしない共生社会であり、公明党の大衆福祉社会とベクトルを共有する」とございました。私もこの思いに立ち、市民の民様の幸福を願いながら、しっかりと働かせていただきたいと思います。

それでは、1つ目の質問をさせていただきます。

福祉行政につきまして、（1）難聴者・中途失聴者への支援についてということで、①身体障害者手帳交付対象の聴覚障害児・者の人数を伺います。併せまして、この中でろうあ者、また中途失聴者などで分けることができるか伺いたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、さっそく栄議員にお答えいたします。

市におきましては、障害のある方もない方も分け隔てなく生活できる社会、また住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者にやさしいまちづくりを目指しているところであります。市民一人ひとりが心豊かに安心して暮らせる社会の構築は、最も大切な共有の思いでございます。

そこで、議員御質問の聴覚障害の身体障害者手帳につきましては、両耳で70デシベル以上で聞き取れる方が対象となります。本市の保持者におきましては、令和元年度で障害児5名、障害者が483名となっております。またろうあ者、中途失聴者についての把握でございますが、手帳取得時は現時点での症状を判断しているため、過去の情報については、把握が難しいということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

9番（栄 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございます。

今、お答えしていただきました障害者手帳を持っているお子さんが5人と、また者が483名ということで、たくさんの手帳をお持ちの方がいらっしゃるということが現状がわかりました。

そこで、2つ目の質問でございますけれども、身体障害者手帳の交付の対象とならない、軽度・中等度難聴者の高齢者への支援ということで質問させていただきますが、加齢による聴力低下の要因といたしましては、この内耳にある音を感知して増幅する有毛細胞の損傷によって、脳に伝わる音の情報量が減少するためということの医学的な見解がございますが、そこで質問でございますが、聴力低下が日常生活に及ぼす影響をどのように考えているか伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 御質問の聴力低下が高齢者の日常生活等に及ぼす影響について、お答えをしたいと思います。

聴力が低下いたしますと、言葉を通したコミュニケーションが困難になり、何度も聞き返すことがストレスとなることから、本人の意欲が減退し、周りとの会話の減少や社会参加の喪失など、孤立化を呼ぶ可能性が考えられております。

また、車のクラクションや火災報知器の音などといった危険を知らせる音刺激に対する認知力が低下することから、安全面に対する影響も懸念をされているということでございます。

9番（栄 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございます。

確かに、おっしゃったように高齢者の難聴というのは、聞こえないことで対する他人との関わりがどんどんこう敬遠していってしまう、そういう意味で孤立をしてしまったりとか、外出機会を逃してしまったりとか、いろんな孤立してしまうような要因にもなり得るということで聞いております。

国のほうにおきましても、この新オレンジプランということで、認知症の対策としましても、その認知症の危険因子の一つということで取り上げられているのが現状でございます。そういった意味でも孤立をしない、させないということで、やはりまた外出機会をこう奪えないということでもありますし、そこでまた何らかの支援が必要ではないかというふうに考えました。

本市においては、身体障害者手帳の交付には至らない軽度・中等度の難聴児、18歳未満の方へは両耳の聴力レベルが30デシベル以上、70デシベル未満で、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医師から診断されている方へ、補聴器購入費用の3分の2を助成をしているというのが現状であると思います。

そこで、千葉県の船橋市におきましては、聴力が低下をして、また会話が困難な高齢者を支援するために、2万円を上限に補聴器購入費用を助成しているということでございます。その助成の対象者の要件といたしましては、5つございまして、1つ目に補聴器購入時点で市内に居住しており、住民登録があること。2つ目に補聴器購入時点で65歳であること、高齢者ということ。所得税の非課税世帯に属していること。4番目に医師により補

聴器の使用が必要であるとの証明があること。5番目に難聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないということでございます。

本市におきましても、認知症予防にもつながるようなこういった軽度・中等度難聴の高齢者への支援をすべきではないかと考えますが、そこで質問でございますが、2つ目の質問で、奄美市における軽度・中等度難聴の高齢者への支援に対する考え方を伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 高齢者の軽度・中等度難聴の方への補聴器購入の助成等ができないのかという御質問にお答えしたいと思います。

議員からもありましたとおり、国が定めた認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランの中では、難聴は認知症の危険因子の一つとして挙げられております。難聴が危険因子となる理由としましては、音や人の声が聞きとりづらくなることで、人とのコミュニケーションが面倒となり、他者との交流の減少や社会参加の喪失といった、先ほど申しましたが孤立化を呼ぶということで認知力を低下させ、認知症につながる可能性を高めるというふうに考えられているようでございます。

このような観点から、本市といたしましては、高齢者の難聴からくる引きこもりや認知症予防の問題に関しましては、高齢者の孤立化を防ぐ複合的な取り組みが重要であるというふうに考えまして、高齢者の居場所づくりや社会参加の拡充、住民による支え合い体制づくりなど、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

議員から御質問のありました軽度・中等度の難聴者の補聴器購入そのものに対する助成につきましては、今後の研究課題としていきたいと考えております。

9番（栄 ヤスエ君） しっかりとまた研究していただきまして、前向きな検討をお願いしたいと思います。

確かに手帳を持たない方々、本当にもう皆さんの周りにもたくさんいらっしゃると思いますが、難聴の方々なんですけれども、やはり補聴器で少しでも聞こえるようになるということで、補聴器を購入するわけなんですけど、うちの母もなんですけれども補聴器を使用しております、やはり高齢者に対する難聴なんですけれども、うちの母は両耳補聴器をしております。やはり家族としては、やはり会話ができないことが、先ほど言われた一番のストレスでございますし、一番は本人にとっての凄くストレスであつたりとか、聞こえないことによっていろんな人との対話ができないとか、例えば周りの方々が難聴である、耳が聞こえないということで、耳元で大きな声でしゃべりますよね、そういった場合にも周りにも大きな声でしゃべって、結局家族ですれば凄く怒られているような感じで周りにこうとられてしまつたりとかするんですが、それはもう耳が聞こえない方として、耳元でしゃべるといのはちょっと間違いということを知っておりますし、そのやっぱりそうした人たちへの対応としては、しっかりと正面に立って、その人の顔が見える場所に立って言葉でしゃべる、もしくは筆談をするとか、そういった配慮も周りの方々も必要でございますし、また補聴器を買う場合においては、本当にこう、2台耳かけなんですけど、何十万もかけて助成もなく、手帳ももらえていないわけですから、かけて購入をしているというのが現状でございます、少しでもそういった高齢者の方々への配慮というか、助成が購入の経済的な負担を軽減できるような形で助成ができないかということで質問させていただいたところなんですけども、一般的に聴力は40代から衰え始めます。老眼と同じように人間の体として自然なことでございます。年齢とともに聴覚が衰えることを加齢性難聴と言います。これまでに比べて、小さな声や騒音下での会話を聞き間違えたりとか、聞き取りにくいと感じたら難聴が始まっている証拠かもしれませんというふうに言われております。加齢性難聴をそのままにしておくと、相手の話を何度も聞き返すことが嫌になって、他人との会話も避けるようになります。その結果、孤立してしまう可能性がある。また、耳から脳への刺激が出ることによって認知症になるという、先ほどから繰り返しなんですけれども、認知症になるというリスクが高まるというような医学的見地もございますので、そういったことも含めて検討をお願いしたいと思っております。

次の質問に入りますけれども、要約筆記者・奉仕員の養成・派遣についてということでございますが、この質問は平成29年第1回定例会の一般質問でも取り上げてまいりました。（1）の質問で、身体障害者手帳の交付の対象者の人数を質問いたしましたけれども、483名と5名ということで、今、人数は出ましたけれども、この難聴者・中途失聴者の中には、補聴器をつけているので聞こえていると思われて話をされると、音は入るが内

容が聞き取れないですとか、一対一での会話で聞き取れるが、会議や複数の人が集まる所では聞き取りにくいなどの耳が聞こえない、または聞こえにくい日常生活で様々な困難に遭遇をされております。高齢者の難聴も同じく、社会生活をする上で数知れず不安が生じます。

そこで文字情報ということで、文字情報としては例えばテレビの字幕放送であったりとか、筆談であったりとか、ここで出てくる要約筆記などがございます。この要約筆記とは、聞こえない、聞こえにくい方に聞いた話の内容をその場で要約をして、文字にして伝える方法、コミュニケーション支援の方法なんですけども、例えばこういった議場におきましても、いろんな講演会におきましても、話し手の相手を手書きか、もしくはパソコンで打って文字で入力していただいて大きなスクリーンに出して、その場の内容が講演者とか話している人の内容が要約してスクリーンに打ち出されているということをちょっと想像していただければと思いますけれども、そういったことが要約筆記というふうになります。

それをする方々が要約筆者となるんですけども、そういうことで1つの質問に入りますけれども、本市における難聴者・中途失聴者の情報保障としての要請・派遣について伺いたいと思います。

この平成29年の質問の後、庁内で先進地への調査ですとか研究がなされたのか、10月に県知事への要望書も出されているというふうに聞いておりますので、その後の返事があったのか、どういうことがあったのかその進展をお聞きしたいと思います。また、本市での要約筆者、また奉仕員の養成、派遣ができるのか伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員からも御案内がありましたとおり、要約筆記につきましては、障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業の意思疎通支援として位置づけられておりまして、話の内容を文字にして伝達することになっており、手話が困難な難聴者・中途失聴者への意思疎通のための手段となっているのはまさに御案内のとおりでございます。

本市におきましては、講義や実技を受講し、さらに全国統一試験の合格が必要となります要約筆者は現在おりませんけれども、必要な講座のみを受講する必要がある要約筆記奉仕員につきましては、市内で1名いらっしゃることを確認しておりますので、今後、要約筆記派遣事業の実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

さらに事業を遂行する上で、急務となっております要約筆記奉仕員の養成講座の開催につきましては、県本土で年十数回の参加が義務づけられておりまして、予算の確保や希望者の日程的負担を軽減するために、令和元年10月にあまみ難聴者・中途失聴者協会、奄美地区自立支援協議会の連名で、県に対し養成講座開催についての要望書を送付したところでございます。

いずれにいたしましても、意思疎通支援につきましては、様々な手段が可能性として考えられるため、今後とも調査、研究を継続していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

9番（栄 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございました。

返事はまだ来ていないということで、検討課題ということでまだちょっと進みは遅いのかなと思いますけれども、しっかりとしたまた前進を要望したいと思います。

昨年、奄美市において、先ほど紹介がありましたあまみ難聴者・中途失聴者協会が設立をされまして、本年の総会におきまして鹿児島市登録要約筆者の会の会長の方の記念講演もございました。当日はボランティアで同会の要約筆者4名の方による実演もなされました。また鹿児島市の難聴者・中途失聴者協会の皆様も参加をされておりまして、当事者の方からの話では、職場での意思疎通ができずに困ったですとか、いろんなコミュニケーションの取り方の凄く大変さを聞かせていただきました。

交流会におきましては、筆談ボードを使っのコミュニケーションといふようになったんですけども、そういった難聴者の方たちは、日常の生活の中で様々な困難を抱えております。そういった経験を私もさせていただいたところです。

毎年、2月に文化センターにおきまして、開かれておりますまなび・福祉フェスタにおいて、ホールで映画上映が今年あったと思います。そこで協会のほうより要望がありまして、その映画の字幕をつけてほしいと要望さ

れたということでお聞きしました。当日は字幕が間に合いましてつけていただきまして上映になったと聞いておりますが、その参加者の中でちょっと高齢者の声をちょっと聞かせていただいたところで、音は聞きづらかったんだけど、字幕のおかげでしっかりとその内容が伝わって楽しむことができたというふうな感想を喜んでくださったというふうに聞いておりますので、こういった活動もこの協会も今後していくとは思いますが、こういった文字情報の大切さということをもっともっと皆さんも知っていただきまして、いろんな配慮をいろんな場でしていただきたいというふうに思っております。

鹿児島県議会におきましては、今年度手話言語条例の制定に向けて、今、動いております。ろうあ者の方にとっては手話が言語、言葉でございますけれども、同時に手話が使えない聴覚障害者への情報保障も早期に取り組む要望も出しておりますし、しっかりとまた本市におきましても、情報処理、早期に取り組むをするということで要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問でございますけれども、市民生活についてということで、（１）なんです、ロタウイルスワクチン接種についてでございますが、ロタウイルスワクチン接種の公費助成での保護者への負担軽減につきましては、平成30年第3回定例会の一般質問におきましても取り上げさせていただいたところです。現在、ロタウイルスワクチンは希望者が高額な費用を自己負担する任意の接種でございまして、生後6週から24週までに2回接種、また生後6週から32週までに3回接種の2種類がございまして、どちらも任意で受けられるということで、しかしいずれも費用が合計で2万から3万前後かかるために、保護者の負担軽減を望んで求めてまいったところなんですけれども、このロタウイルスワクチンの感染力は強くて、ほぼ全ての子供が5歳までに感染をして、国内では入院をした5歳未満の急性胃腸炎のうち、4から5割がこのロタウイルスに由来するものとされております。

主な症状は下痢や嘔吐、発熱、腹痛などを起こし、発症した場合は抗ウイルス剤ではなく、水分や栄養補給が治療の中心になると聞いております。ここで、名古屋市におきましては、2012年よりこのロタウイルスワクチンの公費助成を開始しておりまして、2015年には接種率が92パーセントとなったと聞いております。接種率が高くなった結果、ロタウイルス胃腸炎患者の大幅な減少が見られたほか、ワクチン接種年齢以下以外での集団免疫効果も報告されております。そのような中、国はこのロタウイルスワクチン定期接種化を決定しております。ありがたいことです。

そこで質問でございますが、この2020年、来年の10月から定期接種化されますが、対象者がこの2020年8月以降に生まれた0歳児というふうになっております。このロタウイルス感染症から奄美市の子供たちを守るためにも、この定期接種制度の対象外である2020年4月から7月に生まれた0歳児に対しても、奄美市として公費助成を実施できないかということでお伺いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員御承知のとおり、ロタウイルスによる胃腸炎は、乳幼児に多く起こる感染性胃腸炎の一つでございます。感染力が強く、初回感染時の症状が最も重くなることから、ロタウイルスワクチンは重篤な脱水や急性脳症などの合併症を防ぐことが目的のワクチンとなっております。そのため、接種対象は生後6週間から24週間の乳児というふうになっております。

ロタウイルスワクチンの定期接種に関しましては、第15回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、定期接種化の方針について了承されたところでございます。この分科会において、定期接種導入に当たっての具体的な規定が示され、ロタウイルスワクチンの定期接種開始の時期につきましては、令和2年10月1日から規定され、開始時の対象者は令和2年8月以降生まれの乳児となっております。

現在、定期接種化の方針は示されたところでございますけれども、具体的な制度の中身については、今後、詳細が示される予定となっております。現段階で国から示された開始時期によると、予防接種法による助成対象者となる乳児とならない乳児が同じ年度、4月以降に線引きをされてしまいますけれども、本市としましては、国が示した規定にまず基づいて、開始時の予防接種の体制の構築をするためにシステム改修など、これから準備を進めていくということになります。開始に当たっては医療機関とも連携を図り、定期接種をスムーズに実施できるように、広報や接種対象者への周知を行うよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

9番（栄 ヤスエ君） わかりました。

これからシステム等も整えていくということでお話いただきました。

ぜひとも、4月から7月生まれの0歳児へのロタウイルスワクチン接種の公費助成を要望しておきたいと思いますので、御検討よろしくお願い申し上げます。

次の質問に入ります。

(2)の未婚のひとり親の支給給付金についてでございますけれども、厚生労働省の調査によれば母子世帯における母親の年間就労収入は全体の平均が200万円、未婚の母親に限ると177万円にとどまります。より経済的に厳しい状況にあると言われております。ひとり親を支える税制以上の仕組みとしては、所得控除によって所得税や住民税が軽くなる寡婦、寡夫、控除が寡婦(夫)控除がありますが、その名のとおり配偶者と死別、離婚し、その後に再婚していない人が対象となるということで、このためひとり親という状況は同じであっても、未婚のひとり親や控除が適用されず、より重い税負担を強いられております。その上、所得や課税額に応じて決まる公営住宅家賃や保育料などでは、経済的な不利益を受けてまいりました。

子供の貧困対策の視点で考えても、婚姻歴の有無による不公平な実態は放置すべきではないとの公明党の主張を受けまして、昨年12月の2019年度、与党税制改正大綱決定の際には児童扶養手当を自給する未婚のひとり親に対する臨時特別の給付金支給と、年収204万円以下であれば、2021年度から住民税を非課税にすることが決定しております。

そこで、経済的に厳しい状況に置かれがちな未婚のひとり親を支援する給付金が、2020年の1月にも、もう来年ですけれども支給されます。支給額は一律支給1万7,500円で、児童扶養手当に上乗せされるということにもなりましたが、そこで質問ですが、この自給できる条件、また奄美市における対象者の人数等を伺いたいと思います。

保健福祉部長(奥田敏文君) 未婚のひとり親支援給付金についてお答えをしたいと思います。

受給できる条件と対象者につきましては、令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母で、基準日の10月31日において、これまで法律婚をしたことがない方が対象というふうになっております。

現在、確定ではございませんが、対象者は約70人でございます。

9番(栄 ヤスエ君) はい、わかりました。

対象者のひとり親が31名ということと、また予算上の今、補正にも挙っておりますけれども、70人分を用意しているということ。また法律上によらない、事実婚をしていないということもこの3条件でございますね。はい、わかりました。

2番目に、給付を受けるための申請の流れと準備の状況等を伺いたいと思います。

保健福祉部長(奥田敏文君) 給付を受けるための申請の流れにつきましては、支給対象となる方が市に対して、支給の申請を行うということになっておりますが、8月の児童扶養手当の現況届と同時に福祉政策課窓口にて受付を開始しているところでございます。申請手続を終えた対象者につきましては、令和2年1月の支給日にあわせて給付金1万7,500円を支給いたします。

この財源につきましては、全額、国庫負担金となっております、去る第2回定例会において、承認をいただきまして財源を確保しております。

9番(栄 ヤスエ君) わかりました。

じゃあ、現状、対象者のひとり親が31名ということですが、この31名全員にその周知をして、申請も上がっているということで確認をさせていただきます。どうでしょうか。

保健福祉部長(奥田敏文君) 先ほど、対象者約70名というふうに申し上げました。そのうち、ただいままで申請が来ているのが、先ほど議員がおっしゃった31名ということでございます。

9番（栄 ヤスエ君） 了解いたしました。

1人も漏れなく、しっかりとこの1回りの給付金でございますけども、行き渡りますようにしっかりと配慮をお願いしたいと思いますし、手続のほうをお願いしたいと思います。

3番目にこの対象者の掌握、情報提供と、確実な給付に向けた取り組みということで、重なるかもしれませんが、未婚の母親は配偶者と死別、離婚した人よりも収入が低いということで、母子全体にも占める未婚の割合というのは2019年度調査で8.7パーセントとの数字もございます。困難な状況の中で子育てする親の支援も大切だと考えております。給付金の支給を漏れなく対象者へ届けられますように対応をお願いしたいと思いますけども、ここで3番の質問をさせていただきます。

保健福祉部長（奥田敏文君） 繰り返しになりますけども、対象者の掌握と情報提供につきましては、児童扶養手当受給者リストから未婚者を抽出し、把握するとともに、8月の児童扶養手当の現況届の通知書に申請書とお知らせを同封しまして、受給者全員へ一斉に通知し、周知をしているところでございます。

併せまして、奄美市ホームページ及び奄美市だより8月号に、これについて掲載をし、広く周知をしているところでございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、わかりました。

広報もしっかりされているということで、無事にまた1月にしっかりと支給ができるようによろしく申し上げたいと思います。要望して終わります。

次の質問に入ります。

本市における人生会議、これはアドバンス・ケア・プランニングということで、今、厚労省が普及しているところでございますが、この普及啓発について、まず人生会議とはどのようなものかということで伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） これは、厚生労働省のほうでの説明でございますけども、誰でもいつでも命に係わる大きな病気や怪我をする可能性があるということで、この命の危険が迫った状態になると、70パーセントの人が自分の意思を伝えることができないということでございます。わかりやすい例で言いますと、延命治療を受けるのか受けないのかとかいうのが一番わかりやすい例かと思っておりますけれども、このように自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていること、自分が望んでいること、どこでどのような医療やケアを受けるのかということを、自身で前もって周囲の方、御家族とか信頼できる方にお話をし、それを共有していくということが重要だということで、もしもの時にあなたが望む医療やケアを受けられるようにということなんですが、もちろん途中でどんどん気持ちが変わったりすることもある。それから、御家族が思うのと本人が思うのとが違うので、調整が必要になるということがありますが、このようなものを共有する取り組み、これを人生会議というふうに呼ぶという説明でございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、説明していただきましてありがとうございます。

そのように厚生労働省のほうで進めているところなんですけども、この人生会議を本市における今後の取り組みということなんですけども、鹿児島県におきましては日置市というところがございしますが、平成31年の4月より、この医療者向けですとか市民向けのかとして取り入れているということで、私のほうもこの質問するに当たって、担当課のほうに電話させていただきまして確認をさせていただいたところなんですけれども、日置市の包括支援センター、高齢福祉のほうになりますけども、そちらのほうの御担当の方とお話をしたんですが、6月から市民講座を始められておりまして、住みなれた地域で最期まで自分らしく生きるために考える人生会議（ACP）アドバンス・ケア・プランニングについて、お話しするという講座の名前が名称なんですけれども、そういったことで講座内容で始められたということでお話を聞きました。

この経緯としては、先ほど、最初申し上げましたとおり、最初医療者向けからスタートをして、それからまた市民向けにどうやったら伝えるかということ、庁内のほうでいろいろ勉強会をされたというふうにも聞いて

おりますし、医療者向けと市民向けと、またそれぞれ考えられているということでございます。

その開始から半年の講座回数といたしましては、大体6回から7回で100名ほどの市民が受講をしておられまして、その受講者の主な団体といたしまして、高齢者の方々ですとか、あと婦人会、女性の団体ですとか、そういった婦人会の方々、または自治会の方々、そしてまた介護とかいろんなサービスの事業所などの方たちが受けられたということで、この介護のほうだと思んですけども、サービス事業所のほうでは終活のと一緒に取り入れてこの講座を受けられたということをお話を聞いております。

その中の講師としては、担当課の保健師の方ですとか、また看護師の方々がその開講への内容をしっかりとその庁内でどういうふうに話していこうとか、もうしっかりとこう検討しながら、回を重ねるごとにうちよつと検討を、こうしたらいいよねとか、こういう話をしたらいいなということなどをしっかりと検討しながら、スライドを使うなど工夫をしているというお話でございました。

受講者の声ということでお聞きしましたところ、やはりひとり暮らしや子供がいてもなかなか話ができなかったが、講座を受けて生前に、生きているときにしっかりと話をする機会を持たないといけないというふうに思ったというような御感想もいただいたそうです。

昨年は鹿児島大学の委託事業で、多職種向けの研修でこのACPを学んだそうで、10月30日、また11月27日と2回は相良病院の江口恵子緩和ケアセンター長の研修も受けられたというふうに聞いております。

その日置市の担当者の方からは、市民の皆様にはしっかりと心づもりということで、この人生会議を普及していきたいというふうには話されておりました。そういう意味で11月9日にこのA i A iひろばにて、奄美市の任意団体の男女共同参画奄美会議の主催で、この「人生会議って何ですか」という題で、相良病院でこの緩和ケアセンターの江口恵子さんをお呼びして講演会を開催をいたしました。ちょうど10月がピンクリボン月間ということで、このピンクリボンは乳がんの早期発見、早期治療を啓発するもので、推進するために男女共同参画条例にもございます生涯を通じた女性の健康支援という、こういったことの意義もとどめて開催をさせていただいたところなんですけれども、講演の最後に江口さんは、人生会議は自分らしく生きていくきっかけになる、自身が望む生き方を相談し、折り合いをつけながら自分らしく最後まで生きてほしいというふうに話されておりました。こういったこともありまして、本市において、今後どのような取り組みをなされるか、御検討なされていましてら伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） アドバンス・ケア・プランニングの今後の普及啓発につきましては、全ての方が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるようにするために、将来の医療及びケアについて、患者を主体にその家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、患者の意思決定を支援するプロセスであるというふうに理解をしているところでございます。

その目的につきましては、患者の人生観や価値観、希望に沿った将来の医療及びケアを具体とすることによりまして、患者の意思を尊重した医療、ケアが提供でき、尊厳のある生き方を実現することにあるというふうに考えております。

本市といたしましては、国から示されたガイドラインに基づきまして、県と連携し、市民の皆様へアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発を行うための準備を始めたところでございますが、その目的や意義をしっかりと認識し、患者に意思決定を迫るだけの取り組みというふうにならないよう、市民の皆さんが尊厳ある生き方を実現するために、行政、医療、介護、福祉などの医療・ケアチームに何ができるのか、丁寧な議論を積み重ねた上で、事業や施策につなげてまいりたいと考えているところでございます。

実は、本市主催のアドバンス・ケア・プランニング研修会を、12月23日医師会の共催で実施をする予定としております。今後もこのような取り組みが必要であれば、やっていきたいというふうに考えております。

9番（栄 ヤスエ君） はい、わかりました。

研修のほうも、今、予定されているというふうなお話でございましたけども、しっかりまた検討していただきまして、本当にこう最期のことをしっかりと考えた上で、今を逆算をして、今、本当にどういった生き方をするとか、いろんなことをまた考える機会にもなるかと思っておりますので、そういったことをまた家庭に持ち帰って、家

庭の中でもお話ができるような機会も設けられると思いますので、本市としても、また市民向けの出前講座のメニューにもしっかりとまた取り入れていける方向性で、またよろしく願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問になりますけれども、次の質問ですが、昨日の竹山議員の質問におきまして、次期子ども・子育て支援事業計画における詳細を知ることができました。子供が生き生きと健やかに育つ心豊かなまちづくりを基本理念に、6つの目標を設定した骨子案を作成したというふうな答弁もございました。

ここで、今回は笠利地区の子育て環境について、質問させていただきます。

3地区ございますが、住用地区におきましては、今、あり方検討委員会等もうしっかりと進んで、来年度いろいろ進む予定があるというふうに聞きましたので、純粋にこう笠利地区のほうはどうなっているのかなということで、現状を聞かせていただきたいと思いますし質問させていただきますので、まず保育園、また幼稚園の現状をお聞かせいただきたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

笠利地区における保育園、幼稚園の施設、児童数などの現状についてお答えいたします。

笠利地区におきましては、保育施設が公立保育所6カ所、これは内訳としましては認可保育所が3施設、分園が1施設、へき地保育所が2施設、そして私立の保育所が1施設で、幼稚園につきましては1施設で運営をしている状況でございます。児童の数は笠利地区の保育所入所者が、直近で188名、内訳は公立が131名、私立が57名、そして幼稚園が16名でございます。

職員数につきましては、公立保育所の保育士正規職員14名、臨時職員15名で保育を提供し、幼稚園は正規職員2名、臨時職員1名で提供している状況でございます。

あと休園をしています施設の利用につきましては、民間事業所への貸与、学校が一部使用、また地域活動で利用などの活用をいたしているところでございます。

今後の空き施設の利用につきましては、来年度予定をしております笠利地区の保育施設等あり方検討委員会設置を予定しておりますので、その中で議論していきたいと考えているところでございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、わかりました。

今、子供たち188名いるということと、また公立の保育園には131名、私立には57名ということで、幼稚園に16名ということで、子供たちが、今、預かりをしているということでございました。正職員が14名で臨時が15名ということでございましたけれども、実際、私もこの質問をするに当たって、各施設等回らせていただきまして、短時間ではありますけれどもその施設の話を聞かせていただき、またいろんな課題等もあるのかどうかということで、ちょっとお話を聞かせていただいたところなんですけれども、赤木名保育所に限って昭和52年完成ということで、だいぶ老朽化も進んでいるということで、エアコンの設置はもう済んでいるそうなんですけれども、雨漏りがするというお話もありましたし、老朽化が進んでいるなということは感じました。そして、赤木名保育所の佐仁分園に行きましたら、給食を出しているところでしたので、材料費がちょっと高いのではないかなというような担当会で注意を受けるとか、いろんな話もございましたし、いろんな園児が少なくなっているとか、そういったこともお話を聞かせていただきました。

また、節田保育所におきましては、やはりどこもそうなんですけど、保育士不足というかそういったこともお話がありましたし、宇宿保育所においては、今、ちょうど改修工事が始まっておりますし、その中で子供たちがそこで預かりをしているということに、私はちょっとびっくりしたところだったんですけど、やはり建設の改修工事中の工期が2月までということでございましたので、子供たちの無事故というか、危険がないようなことでしっかりと2月まで終わらせることを祈るしかないんですけど、最初からそういった移動したりとかという話はなかったのかなという、子供たちを移しての施設運営はなかったのかなというふうに思ったりもしました。

あとその中에서도お話があったのが、保育士の年齢が30代、40代がないということで、50代後半の方々が、今、いらっしゃるということですね。年齢が30代、40代しかいない、あとまた50代後半ということで、その中に臨時職にしっかりと30代の方たち、臨時になられる方々を、臨時職を試験を受けて正職になれたらいいのになという要望などもございましたし、そういったことはこれから話し合われていくとは思いますが

が、また用安へき地保育所におきましては、今、昨日竹山議員もお話しましたが、保育所が壊れているということで、今、使えない状態で用安集会所にての保育を、今、しているところなんですけれども、その中でやっぱりへき地保育所ということで、今、何名ですかね。へき地保育所の預かりは四、五名ぐらいでしたでしょうかね、だったと思うんですが、2人の保育士さんで、今、見ていらっしゃるという現状がございましたし、またその用安地域の地域性として、やっぱりIターンの方ですとか、やっぱりそこに住んで子育てをしたいという方々の要望もあるというふうなお話も聞きましたし、またそこに入れなくて龍郷のほうに行ってしまったとか、そういったこともお話を聞かせていただいたような現状がございました。

本当に現場は様々な思いをしながら取り組んでいらっしゃると思いますけれども、すいません、そこで質問なんです。そうですね、先日聞き取りしたところなんですけれども、重複するかもしれませんが、どの保育所も保育士の正職が少なく、臨時の保育士を雇用することで運営しているということでございますが、年齢的には50代後半の方や再任用での雇用で、30代はこれから結婚してまた出産、育児をする可能性があるため、臨時の場合は退職するのではないかと、そういうようなことも課題も見えているようでございました。私も現場を回って感じたことは、やっぱり現場の意見や要望などが担当課にしっかりと届いているのかなということですか、また担当課の職員はできればもう定期的にこう巡回をして、やっぱり現場の声を聞くということも必要ではないかなというふうにも思いました。

その中で、またどこもこう預かりの定員には達していないところもあるようでございましたので、聞き取りのお話の中で、この笠利町においても待機児童があるというふうな現状があるということで、聞き取りの中で聞かせていただいたところなんです、現在の待機児童は何名いるのか、またその要因はどのように考えているのかということを具体的にお聞かせ願いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） 笠利地区における待機児童数は、ちょっと過去3年間も含めて申し上げますと、平成29年度が10人、平成30年度が8人、今年度は10月1日時点で3人となっているところでございます。

その要因といたしましては、私たちも保育士の公募というか要望をしているんですけど、なかなか手を挙げてくれる人がいないというか、やはり確保が困難ということで、年度途中で、年度当初は数で足りてしっかりとやっているんですけど、年度途中でこう入って来る際に、やはりちょっと保育士の確保が難しいという状況はございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、わかりました。

そこでちょっと見えてきたのは、本当に待機児童がいるということがびっくりしたところだったんですけども、その要因としては保育士の不足ということになるというふうに、今、御答弁いただいたんですけども、やはりその中でお聞きしたのもやっぱり保育士の方々の処遇改善ということが課題であるというふうに、もうお聞きをしましたので、こういったことも今後しっかりと話し合いの中でなされていくのかなというふうにも思っております。しっかりとまたこういったところも、今後、来年、あり方検討委員会等で出されたと思いますけども、まだ次の質問にさせていただきます。

最後の質問になりますけども、2につきましては、昨日の竹山議員の質問でも詳細な答弁がございましたけども、用安へき地保育所については、私も現場に行きまして、建物の現状は確認をさせていただきました。しっかりと周りを囲んではいますが、建物の劣化が進んでいる現状で、地震などでもあれば危険な状態であるとは思いますが。誰が見ても思うと思います。子供たちや住民の安全を守るためにも、建て替えるのかどうかはその検討委員会に出た御答弁でございましたけども、まずは取り壊しを先にスピードアップをして対応していただきたいというふうに考えておりますが、ここで市長の見解を伺ってよろしいでしょうか。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） 少し用安へき地保育所の状況を言ったと思いますが、本年度4月に施設が危険な状況であったため、保育所の立ち入りを禁止し、保護者の要望を踏まえた保育所施設の移設やふれ愛の郷を仮保育所として利用した後、用安公民館で地域の方々の理解を得て保育を開始し現在に至っており、その間保

護者等への説明会は3回行っております。

用安公民館での保育につきましては、危険な状態にある用安へき地保育所をバリケードで囲み、安全を確保し、用安公民館へ既存のエアコンの移設、給湯器の取り付け、大型空調機をリース設置するなど、保育環境の整備を実施していったところでございます。また保育所内の遊具等を保管するための倉庫も、年度内に設置をする予定でございます。

市としまして用安へき地保育所の危険性は認識しておりますので、建物の解体につきましては、現在、庁内で協議中でございますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、子育てしやすいまちづくりにおきましては、奄美市子ども・子育て支援事業計画の中で、地域における子育て支援の充実、子供と子育てにやさしい地域環境の整備などについても、基本目標を掲げており、そういった中でさらに子育てしやすい環境づくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。

9番（栄 ヤスエ君） はい、わかりました。

庁内でもしっかりと話し合いがされているというふうにお聞きしましたので、しっかりとまたそのことを進めていただきたいと思います。

最後の質問、環境づくりも答弁していただいたんでしょうか。

3つ目の質問なんですが、笠利地区の子育て環境整備の今後の計画にということでしたけども、認定こども園としては、また来年度に朝日の認定こども園が開設される予定ですが、赤木名保育所と赤木名小の附属幼稚園を統合して、認定こども園にするというふうな予定はないかどうかを伺いたしたいと思いますけれども、この赤木名保育所は先ほど言いましたように、昭和52年完成されたというふうに聞きまして、40年ほど経過しておりますので、雨漏りなど建物の劣化もみられております。

また、この用安へき地保育所での聞き取りでは、子育て世帯が用安集落へ住んで子育てをしたいが預けられず、龍郷町へ行ってしまったということもあるということで、今回、子育て世代の多様なニーズですとか、高齢者もさらに増える中で高齢者施設とか、また保育施設を同じ建物にするなど、全世代で使えるような施設にする検討などもあればいいかなというふうに提案をさせていただきますが、伺いたしたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、質問の笠利の子育て環境整備の今後の計画についてということでございますけど、先ほど議員のほうからも認定こども園の話が出ましたので、認定こども園につきましては、未就学前の幼児教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供し、保護者が就労などの事情により、自宅等で保育できない家庭のニーズに対応した施設であると認識いたしております。

赤木名幼稚園は保育所の入所対象にならない幼児や、幼児教育機能を求めるニーズに応えるために必要な施設でございますが、少子化により今後児童数の減少により存続が困難になることも危惧されております。

また赤木名幼稚園、赤木名保育所の両施設とも老朽化により、今後、施設改修等が必要であると考えております。このような状況から、平成29年1月には奄美市立公立幼稚園あり方検討委員会でも、赤木名幼稚園と赤木名保育所の統合により、幼保連携型の認定こども園への移行の方針が示されているところでございます。来年度には、笠利地区の保育所施設等あり方検討委員会の設置を予定しており、その中で今後の安定した幼児教育、保育環境の維持と質の向上、利用者の利便性等などと総合的に判断した上で、両施設統合の可否も含め、認定こども園への移行や笠利地区全体の保育施設等のあり方について、協議、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いたいと思います。

9番（栄 ヤスエ君） はい、わかりました。

総合的なお話をいただきまして、ありがとうございます。しっかりと計画は立てていただけるということで、承知いたしました。あり方検討委員会では、委員の選定においても、またしっかりと多様な意見を取り入れていただけるような委員の構成にもしていただきたいというふうに思いをいたします。笠利町にはもう1ターンですとか、子育てをされている世帯ですとか、また外国人の方でも子育てをしている世帯などもございまして、多様な人たちがその地域に住んでいらっしゃいますので、その一人一人の声がしっかりとまた届くようなその委員

会構成にさせていただきまして、より良きまた笠利地区の子育て環境が進みますように、しっかりと要望させていただきたいと思っておりますので、少し早いんですが、これで一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時25分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さんこんにちは。私は社会民主党 社民党の関 誠之でございます。

まずもって、去る10月27日に行われました市議会議員選挙におきまして、4期目の議席を得させていただきましたことに対し、市民の皆様から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

一般質問の前に、若干の所見を述べさせていただきます。私は初当選以来、なくせ格差、つくろう安心、めざせ平和を政治信条として、努力した人が報われ評価される社会、安全で安心して働き続けられる職場地域を実現することを目標として、市民目線でもって活動をしてまいりました。

しかしながら、現実はその反対の方向へと進んでいるような感じがいたします。我が国においては、正規雇用と非正規雇用の格差、高齢者と若者の経済格差、教育格差など、富める者はますます富み、貧しき者はますます貧しくなるような二極化が進んでいるように思われます。奄美市の市民所得は、国・県との格差が依然として開いたままであります。

学校給食は1カ所で4,000食を調理し、17カ所に最大1時間をかけて配送するリスクの多い学校給食センター方式になり、異物混入などが現実に関し、子供たちの安全・安心がなおざりにされています。市民に説明責任を果たすことなく、陸上自衛隊の駐屯地が開設され、誰も望んでいないミサイル部隊の配置など、平和までもが脅かされようとしています。

基地開設以降の動きも、平和とはほど遠い軍事訓練の連続で、基地開設間もない8月26日から9月23日まで日米共同の実動訓練が行われ、10月21日から11月22日までは陸上自衛隊西部方面隊の九州沖縄地方での大規模訓練01鎮西演習を実施、奄美では地对空ミサイルの発射準備訓練等が行われました。このように南西諸島は今やアメリカのアジア戦略の最大の軍事基地となりつつあります。今後は歯止めがかかることなく、島嶼防衛の名のもとに南西諸島への輸送強化と称して、陸・海自衛隊の共同部隊を設立し、輸送船の配置など、ますます軍事基地化の拡大が行われ、水陸機動団などの訓練場所として活用されることで、世界自然遺産登録に暗雲が立ち込めていないか、大変心配をいたしております。

11月30日の新聞報道によりますと、政府は約数十億円の評価しかない馬毛島を約160億円で買収し、米軍空母艦載機の陸上離着陸訓練（FCLP）の整備を始めるとのことです。このことは日米地位協定により、米軍との一体化が進み、奄美にある自衛隊基地が事実的に米軍の基地化され、米軍が自由に自衛隊の基地を使用することにつながってまいります。

私は自衛隊の存在を否定するものではありません。日本国憲法9条には、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めています。私は安倍政権が憲法9条を無視し、戦争のできる国づくりを進め、集団的自衛権行使の容認や安全保障関連法案などを成立させて、憲法9条を改悪しようとしている現状を憂い、憲法の理念である専守防衛に徹し、1人の自衛隊員も戦場に送らない、送らせない、1人の自衛隊員の戦死者も出さない、このことが平和憲法9条を生かすことであり、私たちが心から願うことであります。憲法9条があるから自衛隊員に入隊する者は多いのではないのでしょうか。改憲で自衛隊が国防軍になって、入隊志願者が激減すると、国防軍としての徴兵制が待っているのかもしれませんが。近年、入隊者が減り、入隊年齢を引き上げております。このような状況のもと、先月27日に開催された防衛問題セミナーでの問題点についてお伺いをいたします。

次の質問からは、発言席からお願いいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。関議員、今、具体的な質問内容が、今、項目だけを。中身をおっしゃってください。

14番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

11月17日の開催の防衛問題セミナーに対する見解。まず、ミサイルの配置は奄美市と事前に説明会をさせていただいたと認識をしていると説明会場で答えておりますが、説明会以前にミサイル配置について防衛局から事前に説明があったのではないかと、ミサイル配置について奄美市が知り得たのはいつであるのかが1点で、2点目は令和元年第2回定例会における三島議員の説明会、やる必要があるのではとの質問に答え、10月、11月頃には必ず目途をつけたいとの答弁がありました。今回は防衛セミナーであり、住民に対する説明会ではないとの認識でありますけれども、市長の見解をお願いいたします。よろしくお願いします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

総務部長（前田和男君） それでは、まず陸上自衛隊のミサイル配置ということについてでございますが、陸上自衛隊の警備部隊及び中距離地对空誘導弾部隊の南西地域への配備につきましては、国の中期防衛力整備計画に基づくものと認識いたしております。そのような中、平成26年8月12日に当時の武田防衛副大臣が来島され、昨今の南西地域における安全保障環境や警備部隊配備の必要性などについて御説明をいただき、その上で部隊配備については、普通科主体の警備部隊及び中距離地对空誘導弾部隊の計約350名規模との説明があったところでございます。

2点目の令和元年第2回定例会の三島議員の質問に対する回答で、10月、11月頃にはということで答弁させていただきます。

これまで、本年第1回定例会におきまして、当時の三島議員から奄美駐屯地における今後の運用などに係る説明会の開催、また先の本年第2回定例会におきましては、関議員から鹿児島市で開催された九州防衛局の説明会について、駐屯地が開設された奄美市において開催できないかと御提案をいただいたところでございます。今回の防衛セミナーは、まさにこの鹿児島市での説明会、第38回防衛セミナーと同じものでございます。本市におきましても、駐屯地における活動や訓練などについての説明をいただく機会として検討を進めていたところでございましたので、九州防衛局と調整させていただき、本市が共催となり、第39回防衛問題セミナーとして開催に至った次第でございます。

今回の防衛問題セミナーにつきましては、議員の皆様はもとより、市ホームページ、広報紙を通じて、市民の皆さんにも広く周知させていただいたところでございます。その中で、まず日本大学危機管理学部の勝股教授に南西地域の安全保障問題とあわせ、島嶼防衛の必要性について御講演をいただいた後、奄美駐屯地指令の平田警備隊長から奄美大島に所在する陸上自衛隊の概要として、奄美駐屯地における活動や訓練等について、しっかりと御説明をいただいたものと考えております。

14番（関 誠之君） 後段の、問題セミナーということですから、それはよく理解できましたが、住民に対する説明会、この三島議員が第2回定例会で言っている趣旨のこのことについて、まだ答弁がないと思いますがいかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） 先ほども答弁させていただきましたが、市のホームページ、広報紙を通じて、市民の皆様にも広く周知をした上で、市民参加のもとで防衛セミナーを行っておりますので、その中で奄美駐屯地指令の平田警備隊長から奄美大島に所在する陸上自衛隊の概要をしっかりと説明させていただいたものと考えております。

14番(関 誠之君) 概要を説明したということで、僕はずっと言い続けているのは、自衛隊が駐屯をしますと、やはり街の形といいますか、街の将来像が変わりますよねと。そのことについて、自衛隊が来ることによって、そうなることは市長の管轄ですから、そういった含みを持った説明会が必要ではないかとずっと言い続けておりましたけれども、これはいわゆる防衛の問題点、装備やそこに来た自衛隊員のそういった理解を求めるためのものだったというふうに思いますけれども、市長としてまちづくりをどうするかという視点で、しっかりとやっばり自衛隊が来た場合に、この街がこう変わりますよということを捉えた住民説明会でなければいけないわけですよ。それは前の大熊であったものと何ら変わりはないわけですよ。報告会みたいなものですから、その辺について何か見解があればお願いします。

総務部長(前田和男君) 実際に自衛隊が駐屯し始めて、もう8カ月余り経っております。自衛隊で赴任されて来た隊員の方々は、地域の住民ともしっかりとコミュニケーションをとりながら地域に溶け込んでいると思っております。その中でまちづくりにまで影響しているかということを現実的に見た場合、現時点でまちづくりに大きな影響は与えていないものと考えております。以上です。

14番(関 誠之君) 少し平行線的なものがあるんで、これはまた後日、長期計画やそういった中で、少し議論をしたいと思います。

次に、奄美市国民保護計画、本計画の基本的考えなどについて、住民へ周知を図るとありますけれども、ここにこの国民計画の本がありますが、その最初に住民の声明云々とは書いて、迅速に実施するために市民に周知徹底を図るというふうに書いてあるわけですよ。このことについて、どのように周知をしてきたのかというのが1点、それとセミナーで現在行われている陸自、諸島防衛、武力侵攻に対処する際は、住民が避難した後が前提という平田指令の回答がありましたけれども、自衛隊は住民の生命と財産を守る立場にはないのではないのか。守るのは領土、領空、領海であって、市民の生命財産を守るのは警察と消防ではないかというふうに思いますが、その中には消防は市長がトップですから、そういった意味から市長の見解をお聞かせをいたしたいと思います。

それともう一つは、奄美市の国民計画の改定と、これは自衛隊が来る前、ミサイルが配置される前の計画ですから、その辺の避難訓練等の実施についてどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

市長(朝山 毅君) 自衛隊の質問等については、毎定例議会において、ほぼ同様の御意見を毎回賜っております。したがって、関議員がおっしゃることも私なりに感じるがありますし、また私の思いも述べているつもりであります。そこで、自衛隊ということありますから、少し読ませてもらいます。

自衛隊の任務につきましては、自衛隊法第3条第1項において、自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とする。必要に応じ、皇居の秩序の維持に当たるものとするというふうになっております。そこで、昨今の議員がさっきおっしゃった全国各地で災害等が発生いたしております。救難救助はもとより復旧、復興についても自衛隊のそれぞれの任地において活躍していることは皆さん御存じのとおりであります。

そのようなことから、自治体における災害等については、我々職員はもとよりであります。警察、消防、自衛隊などのあらゆる関係機関が連携して、それぞれの役割のもとで住民の生命、身体、財産を守るということがあります。陸・海・空だけを守るわけではありません。やはりそれを守ることによって、そこに存在している国民一人一人の生命、身体、財産を守るということにもつながってくるわけです。議員がいつも専守防衛ということをおっしゃっています。まさに専守防衛であります。数年前に北朝鮮とおぼしきミサイルが、その日本海を含めて発射されました。その際に各学校、各組織、各自治体においても避難をするようにということがありました。できるだけ学校は窓のそばには行かないようにというふうなことまで、いろんな形で国民に等しく北から南まで至りました。そういうようなことがかりそめにもあった場合、じゃあどういうふうにして防衛、守っていくか。生命、身体、財産を守るかという意味において、このミサイルについては専守防衛の名の下での迎撃、迎えるため、撃つためじゃないということを御理解いただければと思うところです。以上です。

総務部長（前田和男君） それでは、私のほうから国民保護計画関係の質問にお答えさせていただきます。

国民保護計画に関しましては、これまでも答弁してまいりましたが、平成19年3月の策定以降、印刷物の発行のほか、奄美市ホームページや奄美市だよりへの掲載などを通し、周知を図ってまいりました。そのほかにも町内会、自治会、情報連絡会や嘱託委員会、駐在委員会を通じての周知など、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、避難訓練の実施についてということでございますが、国民保護計画による避難訓練は武力侵攻を想定した住民避難訓練という内容になります。これは北朝鮮によりミサイル発射が頻発した平成29年から平成30年にかけて、全国各地で実施されておりましたが、平成30年6月の米朝首脳会談以降、国内においては実施されていないようでございます。

また昨今、小規模なミサイル発射が確認されたとの報道もございますが、訓練の実施につきましては、今後の状況を注視しながら判断してまいりたいと考えております。

なお、国民保護計画の改定につきましては、同計画にも記載しているとおり、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。以上です。

14番（関 誠之君） 国民保護計画の改定と避難訓練については、前の答弁と全く同じであります。セミナーで平田指令が言ったことは、住民が避難した後が前提だというわけですから、住民の避難は自治体でやるわけですね、その辺確認したいんですけども。

総務部長（前田和男君） 基本的には、住民の避難については自治体がするものと考えております。

14番（関 誠之君） 災害はまた別として、いわゆる有事の際のことということであれば、やはりそういった皆さんがしっかりとこう文書に書いてあるわけですから、これがただ絵に描いた餅になったらいかんわけでありまして、しっかりとこれに沿って皆さんこの計画を、訓練をするのは当たり前じゃないかというふうに思いますが、北朝鮮だけがそういった判断の材料になるんですか。

総務部長（前田和男君） 北朝鮮だけが判断の材料と申し上げているわけではなく、先ほど申し上げたように、北朝鮮のミサイル発射が頻発した際に、この避難訓練というのが全国的に開催されたと、そういう中で当然、その他の行為が起きたときには、それに基づく避難訓練をしないといけないという形で考えているところでございます。

14番（関 誠之君） そのことはしっかり覚えておきますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

時間もございませんので、次にそのセミナーの中で、会場の中から迷彩服での通勤はやめてほしいという質問に対して、指令が検討させていただくということですから、これ市民の生活に係ることですので、ぜひコメントをお聞きしたいと思いますので、回答をお願いしたいと思います。

それと、来年度の予算に防衛施設周辺整備事業で計上する予定があれば、具体的にお聞かせをいたしたいし、この防衛施設の周辺整備事業の基本的な当局の考え方で併せてお願いをしたいと思います。

総務部長（前田和男君） まず、1点目の迷彩服の関係でございますが、奄美駐屯地へ確認しましたら、検討の結果、即時体制の観点から通勤時における迷彩服の着用を実施していることから、今後も同様に取り扱っていきたいという回答でございました。

2点目の防衛施設周辺整備で計上する予定があるかどうかということでございますが、現在、防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律に基づき、導入案件の研究を行いながら検討しているところでございます。しかしながら、具体的な事業導入には至っていないところでございます。引き続き、本事業の活用について関係機関と協議を重ねながら広く導入の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

この防衛施設周辺整備の考え方でございますが、駐屯地等の防衛省の施設ができたことによる地域への影響の排除のために、優先して対応する事業というふうに聞いております。以上です。

14番（関 誠之君） この問題、あと時間ございませんから、この辺で終わりたいと思います。

次に、（２）のIUCN調査と世界自然遺産登録の現況と見通しということで、世界自然遺産登録を目指す目的をどのように捉えているのかというのが１点。２つ目は、昨年５月、IUCNから指摘をされた外来種対策、希少種保護、密漁やら、その他観光管理とかあると思いますけれども、どのように対策がとられてきたのか、とられたのか。３つ目は、２月２７日から開始されております金作原で利用できる車両や人数の制限を規制して、ガイド同行を求める利用適正ルールの運用が始まっていますけれども、現況と問題点があればお示しをいただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） まず、１点目でございます。

世界自然遺産を目指す目的をどのように捉えているかということでございますが、世界遺産への登録につきましては、我が国が１９９２年に批准した世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として後世にわたり、永久に引き継いでいくためのものと考えております。

今回の世界自然遺産登録につきましては、奄美大島の自然が、世界的な価値があるものと認めていただくことにもなり、この世界に誇れる自然を守り受け継いできた先人に対する感謝の念と、これを子、孫の世代へ引き継いでいくことへの大きな責任を強く感じているところでございます。そのような意味で、世界自然遺産登録はゴールではなく、本格的な取り組みの始まりと考えているところでございます。

次に、昨年５月のIUCNからの指摘関係でございます。

１点目の外来種対策につきましては、昨年７月から奄美ノネコセンターの運用が始まり、ノネコ対策が本格的に始まりました。外来植物についても、アメリカハマグルマやオオキンケイギク等の外来植物の駆除をボランティアや各種団体と連携し、取り組みを行っております。

２点目の希少種保護について、先日、竹山議員へも答弁させていただきましたが、希少種保護パトロールとして希少種の盗掘・盗採を未然に防止する巡視活動を奄美大島一円で行っております。また、希少種の盗掘・盗採防止を目的としたセンサーカメラを今年度中に設置することといたしております。加えて、盗掘・盗採などが疑われる事案を確認した場合に速やかに対応できるよう環境省、鹿児島県、警察などの関係機関における連絡体制の整備を行っております。また、希少野生動物の交通事故防止対策として、車の減速帯や看板の設置、アマミノクロウサギ交通事故防止キャンペーンや各学校や団体への出前講座などを通じた普及啓発活動を行っております。

３点目の観光管理についてですが、先ほど議員の御質問の中にあつたように、金作原の利用について、認定エコツアーガイドの同行と同時時間帯の利用者数、車両台数などに制限を設けながら、利用ルールの試行を国、県、民間事業者などの協力を賜りながら、本年２月より実施いたしております。

その利用ルールの課題と問題等でございますが、金作原につきましては、年々利用者が増加していることから、多人数利用などによる自然環境への負荷を低減させるとともに、質の高い自然体験の提供を図るため、国、県、民間事業者、地域、自然保護関係者で構成する奄美大島利用適正化連絡会議において、平成２８年度より利用の適正化に向けた協議を進めてきたところでございます。昨年２月には利用ルールの確立に向けた実証事件を行い、その結果をもとに関係者の合意がなされ、今年の２月２７日より自主ルールの試行が始まったところでございます。このルールでは金作原を利用する際は、奄美群島認定エコツアーガイドを同伴の上、御利用いただくとともに、同時時間帯の乗り入れ車両の台数の制限などについて、皆様に御協力をお願いいたしております。

具体的な周知につきましては、鹿児島県、環境省、林野庁、本市で構成する奄美大島利用適正化連絡会議事務局におきまして、金作原の認定エコツアーガイド同行による利用などをお願いするクリアファイルをレンタカーに設置いただくよう、レンタカー事業者へ配付するとともに、周知看板の設置やルールを周知するチラシをホテル、バス事業者、観光関係団体などへ配布し、鹿児島県や本市のホームページで情報掲載を行っているところで

ございます。

このルールを試行については、関係者の皆様に合意いただいている一方で、ルールの運用などについて様々な御意見を頂戴しており、その都度必要な対応を行っているところでございます。

今後ともより良いルールづくりに向けて、奄美大島利用適正化連絡会議において、必要な見直しなどの検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

14番（関 誠之君） 一番大切なことは、持続可能なことをどうするかということ。そういう視点から見て、今、言われたこの金作原の、月でもいいですけど、車両台数とか人数とかというのはどれぐらいになっておるのかわかりますでしょうか。年でもいいです。

総務部長（前田和男君） すみません。今、手元に資料がないものですから、後ほどまた報告させていただきます。

14番（関 誠之君） これから大事な先ほど言ったことと、いわゆるオーバーユース、過剰な利用がされないために、しっかりとそれを規制という言葉は余り好きではありませんけれども、しっかりと協力をさせていくような状況の作って行き方というのは一番大事だというふうに思っておりますので、是非、そういった視点で、先ほどのような中で少し私も言っていないんですけど、やはり環境文化を大事にするか、どういうふうにそれを伝えていくのか、やっぱこれは学校教育の中でやっていかなきゃいかんということが1点と、街も含めて、今、海岸の流れ着いているごみはかなりありますので、この間も海岸行きましたけど、やはりかなりそういったのが散見されますし、そういう視点も大事だというふうに思いますので、是非そういう視点でもしっかりとこの登録目指してやっていただきたいというふうに思います。

そこで、2018年の5月4日IUCNによる評価決定の勧告時と、今年の2月に再提出した推薦書との大きな違いがありましたらお願いをしたいというふうに思っております。

それと、市長にお聞きしたいんですけども、今でも自衛隊の基地と世界自然遺産登録は棲み分けができているのか、いると考えているのか、見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） お答えさせていただきます。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界遺産への推薦に関しては、議員御案内のとおり2017年2月に推薦書を提出したものの、昨年5月のIUCNによる記載延期の勧告を踏まえ、6月に推薦書を一旦取り下げました。その後、推薦書に必要な修正を加え、本年2月に推薦書を再提出しているところです。

推薦書を再提出するに当たって、大きな違いはIUCNによる記載延期の勧告を踏まえた修正を加えていることとでございます。具体的には推薦区域の修正に関しとなり、再推薦までに沖縄島の米軍北部訓練場返還地と呼ばれる山林地帯を推薦区域に編入したことに加え、面積が小さく、飛び地も含まれていた24の推薦区域を可能な限りつなげて、4島で5つにまとめることで対応いたしましたところでございます。

次に、自衛隊の駐屯地と世界自然遺産登録の棲み分けということでございますが、自衛隊の駐屯地は世界自然遺産登録候補区域、地域には含まれておらず、世界遺産との棲み分けはしっかりできているものと考えております。

14番（関 誠之君） 今言ったのはそのとおりでありますけれども、奄美駐屯地は国立公園に隣接をしていますし、瀬戸内町の分屯地は世界自然遺産推薦地区の緩衝地帯に隣接をしているわけですね。そういうものを見ると、本当にそのIUCNは非常に厳しい団体ですので、その辺が非常に私は心配しておりますけれども、環境省が出した良い自然の残し方というのがありますけれども、同じ面積なら原型に近く残していくと、自然の道はつなげたほうがいいと、またくっついているのは大きな固まりで残してつなげたほうがいい、狭いより広いほうがいい、分断されているよりはまとまったほうがいい、また離れているよりもくっついていたほうがいいと、この6つを良い自然の残し方としてあるわけですよ。恐らくそういう視点でもって、今回のこの変更した奄美、島の環境省が出しているのがあるんですけども、そこに前の推薦と今度推薦をした図面を書いてありますけれども、

見てみますとやっぱりそういう視点でやっているのかなというふうに思います。ぜひ、先ほど言ったこの基本的なものの考え方と自然のあり方、そういったものを含めてこの環境文化を大事にする意識を醸成していただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、絶対ということはありませんので、なかなか言いづらいところもありますけれども、それだけ自信を持って頑張っておられるわけですから、来年5月頃、この評価報告がユネスコ世界遺産委員会に出されて、夏ごろ中国の福建省の福州市というふうに聞いておりますけれども、第44回の世界遺産委員会が開かれて、そこで決定の運びとなるというふうに思いますけれども、感触を含めて同委員会の参加、前は補正で出させていただきましたけれども、新年度予算でもう組んでどうしてもやるんだというそういった意欲を見せていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） 世界遺産登録に向けた感触ということで、お答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向けて、今後は来年5月にIUCNから評価、結果の勧告がなされ、その後6月29日から7月9日にかけて中国福建省福州市で開催されます世界遺産委員会で、登録の可否が審議される予定でございます。

IUCNの専門家による奄美大島の現地調査につきましては、竹山議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、去る10月8日から10月10日にかけて行われました。現地調査は現在進行中である審査プロセスの一部であり、IUCN専門家から評価に関する発言は何えなかったものの、この現地調査を通じて昨年5月のIUCNからの勧告を踏まえた上で、国、県、関係団体、地元市町村にて連携し、様々な取り組みを進めていることを丁寧に熱意をもって説明できたものと考えております。

本市といたしましても、引き続き、国、県などの関係機関と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、世界遺産委員会への参加旅費の新年度予算の計上についてでございますが、これまでの事例を参考にするとともに、国、県、地元市町村とも連携を図りつつ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございました。

それでは、教育行政について質問させていただきます。

笠利学校給食センターの委託契約のあり方についてであります。現委託者との随意契約が31年4月1日からスタート、31年7月31日までやっておりますけれども、この随意契約について、法的に問題がなかったのかという視点で質問をさせていただきます。

随意契約の根拠、地方自治法施行令第167条の2第2号の規定として契約をしておるようですけれども、同項は競争入札に適しないものというのがその理由であります。平成23年5月1日、平成26年3月31日契約、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの契約、同じこれ事案ですけれども、についてはこれは一般競争入札で行われております。同じ案件で、今回は一般競争入札に適しないという理由は何だったのかということを、まずお答えいただけますか。

教育部長（福長敏文君） それでは、関議員の御質問にお答えをいたします。

本年、第2回の定例会でもお答えをいたしました。本業務が笠利町の子供たちに安心で安全な、そして温かい学校給食を継続的に提供することであり、そのために業者の実績、実施体制、運営方法を総合的に判断し、より良い事業者への業務委託を行うため、公募型のプロポーザル方式を採用したしまして、より多くの事業所が参入できるよう進めてきたところでございます。この公募を進めるに当たって、受託者が新規となる場合が想定されるため、夏休み期間のうち給食の提供がない8月を準備期間及び研修期間として確保ができますよう、4月から7月までの4カ月間をこれまでの実績等を鑑み、前受託者と随意契約を結んでおります。

随意契約の理由といたしましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用例で示された経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通した者と契約するときを適用しております。

14番（関 誠之君） 今、手元に地方自治体施行令がありますけれども、今言われた経験知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通したものと契約するという項目はどこにもありませんよ。あるのは競争入札に適しないというのが2号でしょう。前も指摘をしましたけれども、第2号は財産の借り入れ等、契約の種類を限定をして、性質または目的が競争入札に適しないもの、これが167条の2項の2の理由になるわけです。あなたの、今、教育部長の言われる経験知識を特にする場合と云々というのはどこにも載っていませんよ。

（発言する者あり）

ちょっと待って、私が、今、答弁中ですから。そういうことで、この2回、一般競争入札に付しているわけですよ。一般競争入札に付しているのに、ただ4カ月当局の都合かわかりませんが、これは随意契約だというようなことが、果たしてこれ法的に許されるんですかね。

教育部長（福長敏文君） この地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号につきましては、少し条文を読み上げますが、不動産の買い入れ、または借り入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用するため、必要な物品の売り払い、その他の契約でその性質または目的が競争入札に適さないものとなっております。今回、適用したのは後段のほうのその他の契約で、その性質または目的が競争入札に適さないものとする、これを適用しております。その内容につきましては、先ほど申し上げましたように。

（「時間がありません」と呼ぶ者あり）

本業務が給食を子供たちに安心・安全に提供することを第一義ということで考えまして、これまでの一般競争入札を見直して、公募型のプロポーザル方式ということで、今年の2月に市として決定をさせて……。

（「プロポーザル後でやりますから、すみません、時間がありませんのでごめんなさい」と呼ぶ者あり）

14番（関 誠之君） 議長、すみません。

これは先ほど言いましたとおり、過去2回、一般競争入札でやっているわけですよ。やっているにも関わらず、適しないから随意契約でこの間だけやりますと。その辺について、皆さんが先ほど言った経験や知識云々というのは、これはもう都合上の問題であって、法律で書いてあるのは、この、今、読まれたところですから、しっかりとそういうところを読み取っていただいてやっていただきたいというふうに思います。

それと、少し細くなるんですけども、随意契約の伺いが3月26日になっておりますけども、3月27日が見積もりの徴収、取っていいですか、随意契約しますよというのが26日、取っていいですか、見積もりをとるのが27日。ところが3月26日にもう見積もりが取られておるわけですよ。見積もりを取っていいですかねというのが3月27日だけど、26日に、もうそういうふうに取り立てられておるわけで、これは何を意味するものなのか。

私が考えるに、恐らく、これ参考とするために執行伺いの段階で複数の見積もりを徴収する、随意契約する業者との契約は、この参考にするためにそうするわけですけども、この1社だけで契約を随契をするとも決めている、業者の1社だけ取るというのは非常に腑に落ちないんですけど、ということと、奄美市契約規則第25条、なるべく2人以上の者から見積もりを徴収することとなっている。なぜそれがされていないのかということですけども、その後に見積執行調書の作成がされてないわけですよ。それは25条に、1人の場合はやらんでいいというふうなことがありますからやらなかったんだろと思いますが、ただ、後で27日にまた調書を取っています。その見積もり入札に付する調書で取っておりますけども、そういうようなことで、はい、これで決まり、契約という流れになっておりますけども、非常にその辺のところはしっかりと上の人がチェックをして指示をすべきではなかったかと思いますが、その辺を含めて答弁があればお願いします。

教育部長（福長敏文君） それでは、まず、執行伺い時に付された見積書につきましてお答えをいたします。これにつきましては、県下他市も同様に現状の請負事業者から参考の見積書として徴します。これを市のほうで精査し、判断していることから、今回も同様にお願いをしたところでございます。

議員のほうからお話がありました、翌3月27日付で見積もり依頼の伺いが立っているということでございま

すが、これにつきましては、奄美市契約規則に基づき見積もり依頼通知を发出しております。これを受けまして事業者のほうから3月29日に見積書が提出され、受付をしているところでございます。

また、議員がおっしゃるとおり、これは執行伺いを立てる際に必要な書類ということでの参考見積もりということを重ねて申し上げておきます。

次に、なぜ1社のみの見積もり徴収なのかということにつきましては、今、お話の中にもございましたが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく契約締結の場合は奄美市契約規則第25条第3項で規定された見積書の徴収を省略できる場合を除き、見積もりの徴収は1社でよいと、これも随意契約のガイドラインに示されております。これまでお答えしましたとおり、本契約につきましては法的には全く問題がないということで認識をしております。

14番（関 誠之君） 時間がありませんから、1つだけね。26日のその見積もりは何を意味するんですか、業者と。恐らく先ほど言ったように、参考にするのであれば、ほかの業者、2業者以上の取らないと参考になりませんよ。

それと、重ねて申し上げますというのは理解ができませんけれども、時間がありません、せっかく選管の委員長が来ておりますから、そこまでつなぎたいんで、あのプロポーザルの問題、これはまたやりますから、しっかりと精査をしてやりますから、プロポーザル、これは一番問題なのは、1社しかプロポーザルに来てない、それなのにプロポーザルを実施する。プロポーザルというのは実施要項で上限額を書くわけですよ。上限額はこれですよと書いて入札する、参加する人に渡すわけですよ。1社しかなければ、それは一番上で取りますよ。参考までに1回目の委託金は平成25年度84.7パーセントです。2回目の委託金は92.5パーセント、入札率ね。今度は99.9パーセントです。こういうふうなことで、私たちの税金ですよ。最小なことで最大の効果を生むというのが私たちの役目ですから、そういう中で1億4,809万475円が業者の見積もりで99.99パーセントで結局契約しているわけですよ。1社しかない。じゃあこの1社しかないときの対応として、やはりこれも事前にわかるわけですからね、1社しかない、1カ月ぐらい前にわかるわけですから、そのときにやっぱり対応すべきではないかなというふうに思いますけれども、その件についてお願いしたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは、今、お話のありました入札率についてお答えをいたします。今回は応募が1社であったことで実施要項の中で示した提案上限額いっぱいになったのではとの御指摘だと思います。この上限額はこれまでの実績をもとに安心で安全な質の高い学校給食が継続して提供できるよう、積算がなされた適正な価格であります。

なお、先ほどから申し上げておりますが、今回から公募型のプロポーザル方式を採用いたしまして業者を選定しております。2社以上の選考になった場合は、金額も要件の一つでございしますが、業者の実績や実施体制、運営方法などが総合的に判断されるものと考えております。単に入札額で判断されるものではないことをぜひ御理解をお願いしたいと思います。

14番（関 誠之君） それは重々承知で議論させていただいております。そういうことであれば、この入った業者の財務報告書をお読みになったと思いますが、これは公的に出して皆さんから資料請求として取っているわけですから、そういう意味から話してもいいと思いますが、先ほど言った1社になったときの問題と、もう1点は、この評価に業者のこういった業務成績が全く加味されないということが問題点なんだというふうに思っております。

それで、時間がありませんので結論だけ申し上げますけど、先ほど言った随契にしても、プロポーザルにしても、この問題は一般競争入札でやって、1社しかなければちゃんと法律に従って1社だけの場合は随意契約ができるというのがあるわけですよ。だから、そういうふうにとしっかりと淡々とやれば全く問題はないと思いますけれども、このように何か今の業者にさせなければいけないような雰囲気をつくっているように思われて仕方ありません。ここで見ますと、700万余りの負債と言いますか、そういう300万の資本金ですけれども、それを引いても700万余りの負債が出てますけど、こういったことに対して採用に当たってはどのように評価

をされたのか、お聞きをしたいと思います。

教育部長（福長敏文君） それでは経営状態の判断についてお答えをいたします。

御承知のとおり民間の経営状況を把握するには、一般的に資産と負債に分かれた貸借対照表や損益計算書を元に判断されております。今回のプロポーザル方式での企画提案書にも事業者の直近の決算書が提出されております。企業の経営状況につきましては、議員おっしゃるとおり審査の採点項目にはございませんが、この決算書の内容もあわせて審査会で判断がなされたというふうに考えております。以上です。

14番（関 誠之君） 純資産合計が700万1,685マイナスです、これは資本金を引いた額ですので間違いありませんか。

教育部長（福長敏文君） これ、金額につきましては民間の事業者の任意にこの審査会に対して提出をされた資料でございますので、金額については差し控えさせていただきたいと思います。

14番（関 誠之君） もう時間ありませんので、大変申し訳ありませんが、次回、またやります。

奄美市議会の選挙について、投票率低下の分析と投票率の向上策について、それと選挙公報等の事務手続についての原因と対策、6時までの3時までやったというのはわかっておりますけれども、なぜそういうふうなミスが起こったのかというのが一番大事ですから、そこをしっかりと押さえて、それをさせないためにはどうするのかということが、この質問のことでございます。

それと、後援会事務所開設の新聞広告、これはなぜ言いますかと言うと、やはり公平公正な選挙執行のために途中で出た人、出ない人があったわけですから、やはり行政と警察との連携が必要ではなかったかなという思いがありますので、3分残りましたのでよろしくお願いします。

選挙管理委員長（名島義文君） それでは、今回の選挙では、投票率が66.57パーセント、前回の投票率が70.77パーセントで4.2パーセント下回って過去最低の投票率を記録したわけであります。その要因はいろいろありますけれども、特に今回、目立ったのは年代別投票率で、各年代において投票率が前回より2.2パーセントから5.43パーセント落ち込んでおり、特に50歳代が5.28パーセント、それから60歳代5.43パーセントを下回っているという結果になっております。これは、低投票率の原因が若年層に限ったものではないということを示しているわけです。

言うまでもなく、選挙は民主政治の基本をなすものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な基本的な機会ですが、残念なことに政治への関心が薄れていくスピードに各種啓発活動が追いついていないというのが現状となっております。

各種イベントなどでさらなる啓発や機会を捉えての選挙情報の発信に努めてはおりますので、また投票環境の改善、いろいろ頑張っておりますけれども、議員の皆様にも御協力いただいて、ぜひひとつ投票率の向上に御協力ください。よろしくお願いします。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） それでは選挙公報の事務ミスの原因と対策ということで、今、議員のほうから御指摘がございましたが、時間のほうは省略をさせていただきまして、今後の対策といたしましては、投票所における複数人でのチェック体制に加え、残枚数担当及び投票録担当の連携を図る責任者の配置をさせていただきたいと考えております。また、いずれのケースにいたしましても、事務局や事務従事者の確認の誤りといった単純なものが原因によるものでございますので、有権者の皆様や候補者の皆様には御心配と御迷惑をお掛けいたしまして誠に申し訳ございませんでした。

次に、後援会事務所の開設につきましては、新聞広告等につきましては告示前であっても選挙運動のために用いられるものと判断される場合には、公職選挙法第129条の事前運動に抵触することが考えられます。その行為の時期や内容などを総合的に具体的に見て、取締当局によって判断されますので御理解をよろしくお願いいたします。

します。

14番（関 誠之君） ありがとうございました。私の一般質問を終わります。

議長（与 勝広君） 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

これで、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。（午後3時46分）

第 4 回 定 例 会
令和元年 12 月 11 日
(第 4 日 目)

12月11日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	松 山 さ お り 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
21 番	橋 口 和 仁 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

12 番	林 山 克 巳 君	20 番	竹 山 耕 平 君
------	-----------	------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 養 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プロジェクト推進 課 長	平 田 宏 尚 君
総 務 部 参 事	野 崎 浩 敏 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	市民協働推進課長	佐 野 早 苗 君
環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君	商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君
紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	産 業 建 設 課 長	岩 下 忠 久 君

12月11日(4日目)

産業振興課長	長井和揮君	農林水産部長	山下仁司君
土地対策課長	前島有為生君	農林水産課技術調整監(笠利)	平井東君
建設部長	橋口義仁君	建設課長	日高英樹君
都市整備課技術監	川井順賢君	上下水道部長	藤山浩俊君
下水道課長	里嘉郎君	水道課長	吉郁也君
教育部長	福長敏文君	学校教育課長	元野弘君
生涯学習課長	大庭勝利君	選挙管理委員長	名島義文君
選挙管理委員会事務局局長	重信竜昇君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井渉君
主幹兼議事係長	伊集院正君	議事係主査	堀健太郎君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は19名であります。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）
本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。

また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

それでは、通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

16番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、世界中からインターネットを御覧の皆様、おはようございます。令和元年第4回定例議会にて一般質問をいたします。自由民主党 川口幸義でございます。

先の市議会選挙において、多くの市民の皆様方から温かい御支援をいただき、三度この議場にて発言できることを心からありがたく、厚く御礼を申し上げます。

議会人として、我々も一生懸命取り組んでまいりたいと思います。豊かな市民生活を少しでも市民の皆様方が安心して暮らせるよう、22名の議会議員の皆様方のお力をお借りしまして、微力ではありますが、頑張ってまいりたいと思っております。

また、行政当局におかれましても、我々も一緒になって両輪になって、頑張ってまいりたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

さて、一般質問の前に、私の所見を述べさせていただきます。

台風19号の豪雨災害で多くの犠牲者が出ました。亡くなられた方が91名、行方不明者4名、心からなる御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々に心から御見舞を申し上げます。

さて、安倍政権は、政府与党あげて、人命第一の精神のもと、1日も早く復旧作業に全力で取り組んでおります。

60年ぶりの超大型台風と報道されていましたが、地球温暖化で海水温が上昇しているため、毎年、あの規模を想定した対処をしなければならないと思います。

台風は、高い海水温でエネルギーを吸収し、肥大していき、陸でそのエネルギーを放出し、温帯低気圧となって消えていきます。

奄美に上陸していたらと思うとぞっとします。このシステムからすると、温暖化による影響は小型台風を大型化し、大型台風を巨大化させます。

今回、減災化に大きく貢献したものの一つには、有名な八ッ場ダムがあります。東京ドームの60杯分の雨水を食いとめ、利根川水系の氾濫を防止しました。

民主党政権時代には、八ッ場ダムを廃止しようという議論が起きましたが、自民、公明が中心になって、冷静に説得をし、この事業を進め、完成に至りましたが、頓挫していたらと思うとぞっといたします。治水にとって大事なものはダムの存在を遊水地です。

ラグビーワールドカップは、横浜の日産スタジアムで行われ、日本がスコットランドを破り、4戦全勝、グループ1位通過で決勝進出という快挙をなし得ました。

近隣を流れる鶴見川の脇には遊水地があり、一定水量を超えるとそこに水が誘導される仕組みになっております。

スタジアムの地下にはもう広大な貯水槽があり、豪雨の受け皿になっております。こうして被災地に勇気を与えてくれた偉大な勝利が実現したわけであります。

過去の教訓が減災に貢献したもの、一つは早期の避難でありました。NHKが命を第一に考えて早急な避難を

と再三呼びかけ、エリアメールは再三の警告を発し、レベル4での避難を呼びかけがありました。

今回も、犠牲者が出た原因を徹底究明し、次に備えることを行っていかなければなりません。

社会インフラとして、水の供給をもとに、大切な電気の送電の復旧が遅れています。水没した所以外は近日中に復旧しますが、電柱の倒壊も問題になっています。

菅原経済大臣は、電柱を太くすることも対策の一つと言って、抜本策は電線地中化との指摘も一部受けましたが、調べてみると、台風の風雨に頻繁にさらされる沖縄では、本土より電柱の太さが強化されていると確認をし、地中化は抜本策ですが、復旧をする際には電柱の強化も間違っていないと思います。

加えて、国土強靱化の3カ年計画は来年秋に終了しますが、災害の大型化に備えた防災・減災を徹底していくためには、更なる延伸の検討の必要性も出てくるのではないかと思います。

これより質問に入ります。

国では、災害対策関連基礎情報について、気象庁より発信されております。

気象庁では、地震、津波、火山、気象の防災に関する情報について、地方公共団体や消防機関などの防災活動に資する適切な情報発信に努めているとともに、これらの情報により迅速な提供や、更なる精度向上に取り組んでいるものと思います。

まず、1番目に、市長の政治姿勢について伺います。

2番目に（1）奄美市の危機管理について、①地区消防計画策定の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

この後は、発言席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま議員が消防というお話でございましたが、全般的な意味で防災計画という形で答弁させていただきたいと思います。

議員御案内の地区防災計画につきましては、国の「防災基本計画」や市町村の「地域防災計画」などのトップダウンの防災対策と異なりまして、地域コミュニティにおける共助による防災対策推進の観点から、住民の視点、地区の特徴を生かした活動を進めることを目的に、住民主体で取り組むボトムアップ型の計画でございます。

本市では、平成27年度に笠利町外金久地区におきまして、県の防災推進員のアドバイスや当時の駐在員、地域の皆様などの御尽力により、奄美市笠利町外金久地区防災計画が策定されております。

この計画策定の現状でございますが、全国では161地区、うち鹿児島県では笠利町外金久地区のほか2地区、これは志布志のほうと肝付町内之浦のほうにございますが、策定済みの状況でございます。全国的にも計画策定が進んでいないという状況のようでございます。

その主な原因といたしましては、地域社会の高齢化、地域防災活動の担い手不足があると言われております。

今後の取り組みにつきましては、出前講座や地域防災リーダー兼養成講座などを開催いたしまして、人材の育成に努めるとともに、避難訓練等を通して、防災力、減災力を高めながら、他地区の防災計画に策定につながるように、引き続き、防災推進員などと協力して、支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解方よろしく願いいたします。

16番（川口幸義君） 市長、どうもありがとうございました。

この防災の訓練とかいろいろございましたが、先般の9月議会においても、大迫議員からもいろいろと質疑がございましたので、この問題については縷々皆さんからお聞きなされたと思っておりますので、私はこれについては②番にちょっと移らせていただきたいと思います。県地域防災推進との連携について、現状と今後の取り組みについて伺いたいと思います。よろしく願いします。

総務部長（前田和男君） おはようございます。答弁させていただきます。

議員御紹介の県地域防災推進員につきましては、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における自主防

災組織の結成や防災活動の指導的役割を担うなど、地域防災活動を推進することを目的に、県が認定するものでございます。

本市では、県主催の養成講座を受講した自治会長や自主防災組織員、消防団員など、地域防災を主導する55人が推進員と認定されております。

日頃、地域の避難訓練実施など、地域の安全・安心に努めていただいているところでございます。

県地域防災推進員との連携につきましては、本年3月の事例でございますが、指定避難所の確保について、推進員の継続した働きかけにより、本市と施設管理者との「災害時の相互協力協定」締結に至り、地域に新たな指定避難所を確保することができております。

また、その他、防災訓練時の避難経路の確認や地域防災に関する課題などがある場合は、連携して対応に当たっているところでございます。以上です。

16番（川口幸義君） この県防災推進員との連携で、今部長から説明がございましたけれども、これは、この専門家は大体奄美市では何名ぐらいいらっしゃるんですか、この推進員の専門的な知識を持った方。

総務部長（前田和男君） 本市にいらっしゃいます県地域防災推進員は、55名でございまして、うち名瀬地区が40名、笠利町地区が13名、住用地区が2名となっております。

16番（川口幸義君） ただいま部長から伺いましたけれども、防災のことについてもやはり危機管理の、災害というのは、想定外の災害が今、全国的に広範囲にわたってそういった大きな災害が発生しておりますので、やはり我々奄美市も他人事ではございませんので、災害、我々が奄美にも自衛隊の皆さん、駐屯地もございまして、自衛隊の皆さんとやはり力を合わせて、この災害については市民の安心安全、そのためにもやはり協力をしていただければありがたいかなと、ひとまず安心はちょっとしておりますけれども、想定外のことが起こりますので、機動力というものがやはり必要かとこのように思っておりますので、この点については連携が望まれるということでもありますので、それについては安心しました。

それで、③にちょっと入らせていただきますが、もう消防関係はもうそれぞれ議会議員の皆さんからも質問がございまして、市町村で推選されたいわゆる県地域防災推進員の育成後の期待される役割、活動実施するために、27年度以降、定期的に意見交換が行われたのかどうかをお聞きしたいと思います。

総務部長（前田和男君） 県地域防災推進員との定期的な意見交換につきましては、奄美市防災会議に地域代表者として御出席いただき、平成27年度以降、2回実施しております。奄美市地域防災に関することについて、御意見をいただいたところでございます。

その他、自治会長や自主防災組織員、消防員など、地域防災を主導する方々が指定されていることから、各種会合や地域防災への個別相談など、機会を捉え意見交換をしているところでございます。以上です。

16番（川口幸義君） この方々は、年に2回会議なされたと今部長おっしゃいましたけれども、普段はこの方々はもっとこの能力を生かして、活用する方法論として年に2回ぐらい、会議ぐらいではいわゆるもったいないなと思っておるんですけれども、この知識を生かして、消防訓練とか、いろんなところにこれからも活用する場をもっともっと活かしていただければありがたいなと思って、各地域に出向いて講座などしてもらえれば、ありがたいかなと思うんですけれども、こういった計画などは今のところありますか、ございませんか。

総務部長（前田和男君） 昨日の答弁でもさせていただきましたが、来年度は奄美豪雨10周年という節目を迎えるに当たって、シンポジウムやパネルディスカッションを検討しているところでございます。そういう中で、この県地域防災推進員につきましても、ぜひ参加をしていただいて、御意見を伺う機会をつくっていければと考えているところでございます。

16番（川口幸義君） ありがとうございます。

この④の奄美市の自主防災組織率については、9月議会において、大迫議員が質問をいたしておりますので、これについては各地域の組織率は伺っておりますので、それについては割愛しますが、この中心街、中心街のいわゆる自治会組織の中での組織率をちょっと伺いたいんですが、それについて把握できていますか。

総務部長（前田和男君） 名瀬地区におきましては、令和元年11月現在で52.1パーセントとなっております。

16番（川口幸義君） 今、部長がおっしゃられた名瀬が52.1パーセントとおっしゃいましたけれども、この名瀬、僕が今想定しているのとちょっと違っているんだけど、例えば旧三方地区、この周辺の集落、ここには区長さんが存在しておりますので、私が今お聞きしたいのは、この中心街の自治会のいわゆる消防の組織率の実態をちょっと伺いたいなと思って聞いたんですが、それが把握できていますか。

総務部長（前田和男君） 申し訳ありません。今、手元のほうには地区ごとのデータしか持ってきておりませんので、また後ほど御報告させていただきたいと思います。

16番（川口幸義君） この問題点は、この中心街ですね、やはり危機管理から見たら、火災が発生するとやっぱり中心街のほうはかなり高層ビルもあるし、建物も高い、そういったものがありますので、やはりこの中心街の組織率をもうちょっと手間暇をかけて、ちょっと組織率をもうちょっと上げていただければ、もう全体的な59.7と書いてありますので、これがもうちょっと80パーセントぐらいに到達するのではないかなと思うんですが、これについては自治会組織と同時に、この消防の組織率もセットでやる以外にはないのかなと思うんですが、こういったことは考えられていますか、ちょっとそれについてお願いします。

総務部長（前田和男君） 議員御質問のとおり、名瀬地区の特に市街地地区につきましては、防災組織率が低い状況と認識いたしております。

また、中心市街地地区におきましては、あわせて自治会組織率も低い状況にあり、まず、この自治会組織をしっかり作っていくことが、防災組織の自主防災組織率を引き上げることにつながると思いますので、担当部署と連携を図りながら、自治会組織をまずしっかりと立ち上げていくことを、現在取り組んでいるところでございます。

16番（川口幸義君） 地域への防災計画の市民に対する広報活動は、どのように皆さんは日常はなさっているのか伺いたいと思います。

総務部長（前田和男君） 奄美市地域防災計画につきましては、災害ごとに災害対策の時系列に沿って、災害予防、災害応急対策、災害復旧復興について記述され、行政の災害対応が主に記載されております。

市民の皆様への広報につきましては、通常、同計画をホームページ上で公開しておりますが、968ページにわたる計画書でございますので、皆様に関係ある部分について、その都度、行政協力員情報連絡会、駐在員会、嘱託員会、出前講座、広報紙などで説明、周知を図るとともに、防災訓練などを通して、災害時における命を守る行動や災害時要支援者への対応などについて確認するなど、地域防災計画について、繰り返し訓練いただいているところでございます。

しかしながら、このような防災訓練などに参加されない方への周知が課題になっておりますので、引き続き、周知に努めてまいりたいと考えております。

16番（川口幸義君） 今、広報活動については縷々説明がございましたが、ここで予防についてちょっと申し上げたいと思います。

予防は、平時から行われる災害対策であり、進めていけばいるほど、防災や減災が期待できよう、しかし、災

害は起きてみないとわからない部分が多く、予防は机上の空論に終わったり、過剰投資につながりかねないリスクを生む。したがって、一定の災害対策が終了し、効果や課題を検証し、今後の災害に備えての隙間を埋めたり、補強することが中心となる災害対策は希望やフェーズ等により、要請の内容や程度は変わるが、大掛かりなものになることが多い。遅れや漏れは許されず、総合性、計画性、迅速性が求められる。これらを調和しながら実現をし、より効率的かつ効果的に次の災害に備えなければならない。それが予防であり、内容としては、防災計画の作成や防災組織の整備や訓練、国土の強靱化などである。それらは日常的に行うもので、特定の期間というものではない。病気と同様に災害に対しても予防は大変重要かつ有効である。しかし、完全に防ぐことができないことから、2013年の災法の改正で、減災が基本理念とされたのは、非常に意義深い。奄美市においても予防は日常的に行わなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） 議員御提案のとおり、予防という対策をしっかりとやっていかなければならないものと再認識いたしたところでございます。

16番（川口幸義君） それでは、消防について伺いたと思います。

防火管理者の設置状況について伺いたと思います。よろしくお願いします。

総務部参事（野崎浩敏君） おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。

防火管理者の選任義務につきましては、消防法及び消防法施行令において、建物の用途及び収容人員により定められており、避難が困難な要介護者が入居する老人福祉施設にあっては、収容人員10人以上。ホテルや病院など不特定の者が出入りする建物にあっては、収容人員30人以上。学校や事務所など特定の者が出入りする建物にあっては、収容人員50人以上の建物が防火管理者を選任する義務がございます。

本市における防火管理者の選任状況につきましては、令和元年12月1日現在、634の選任義務のある建物に対しして、292の届け出がなされており、選任率は46.1パーセントでございます。

16番（川口幸義君） この防火管理者については、これは資格者はどういう形で、例えば自治会の皆さんが公民館とか自治会、管理なさっていらっしゃると思うんですけども、ここでは専門的ないわゆる防火管理者というのは義務づけられていると思うんですけども、これについては皆さんが自治会長さんあたりを消防で講習受けたら、そういったものを行ったりするのかどうか、或いは自主的に自治会の皆さんが講習に来られると、そういった事例はないんでしょうか。

総務部参事（野崎浩敏君） この防火管理者の資格につきましては、講習を受講しまして、有資格者となりうるものでございます。

16番（川口幸義君） よくわかりましたが、やはり公民館とか、いわゆるそういった大衆、人が集まるそういった場所については、玄関のドアと申しましうか、これはほとんど中から外に開けるように扉はなっていると思うのですが、そういったものについて皆さんは点検なさっているんでしょうか。

総務部参事（野崎浩敏君） その防火管理、その建物、集会場の建物につきまして、こういった消防用設備が必要か、そういったものについては検査をさせていただいているところです。

16番（川口幸義君） どうもありがとうございました。

それでは、大きな2番、教育行政について伺います。

（1）児童生徒の学力向上と教職員指導力向上を目指した取り組みについて、①保護者や地域の人々が児童生徒に学力をつける重要性を認識するための活動、学力向上フォーラムなどの開催について伺います。よろしくお願いします。

教育長（要田憲雄君） それでは御答弁申し上げます。

詳しく言えということでございますので、具体的に申し上げたいと思います。

児童生徒の学力向上と教職員の指導力向上を目指した取り組みとして、4点申し上げたいと存じます。

まず、授業改善への取り組みについてでございますが、「学力向上対策・授業改善5つの方策」というものを私ども教育委員会で策定いたしました。

この全職員に具体資料を配付いたしまして、実践指導を徹底しているところでございます。また、学校訪問や授業参観等でこの授業改善5つの方策がきちんと生かされているのか、授業に取り入れているのかということを確認をして、具体的に指導を進めているところでございます。

このことは、従来のようないわゆる教師指導型ですとか、教え込みの授業や講義型の授業のいわゆるこういう昔風の授業から脱却をしまして、主体的、対話的に深い学びと申しますが、子どもたちが自主的に主体的に積極的に活動する、いわゆる現在的に言えばアクティブ・ラーニングという言葉で呼びますが、こういう授業を徹底させることが大事だということで、今進めているところでございます。

この授業改善につきましては、変化の激しい社会を生き抜く児童生徒に求められている思考力、判断力、表現力などを育むとともに、自ら学ぶ力を高めるために必要であることから、徹底して授業改善を行うように、現在指導を進めているところでございます。

私も市内28校、全ての学校、毎学期訪問しておりますし、定期・不定期に訪問して、いわゆる授業改善が図られているか、授業参観を通して、私は管理職に対して授業改善の指導を行っているところでございます。

また、指導主事も市教委訪問や不定期に学校訪問した際には、授業を参観して、その後に教員に対して直接指導、助言をしているところでございます。

加えまして、家庭学習の充実と習慣化にも現在取り組んでいるところです。強いて申し上げますと、宿題は学校が出すもの、家庭学習は児童生徒が自主的、主体的に取り組むものと2つに分けて、徹底して取り組むように、今、管理職研修会や学校訪問等を通して指導をしているというふうに御理解いただきたいと存じます。

次に、県教育委員会の学力向上webシステム等に掲載されている活用問題の取り組みでございます。

この学力向上webシステムというのは、県教育委員会が基礎・基本だけではなく、活用する力を高める問題を掲載し、県全体の学力向上に期すことを目的に設置されたシステムでございます。

このシステムにある活用問題につきましては、小学5年生以上の全ての学年で毎月取り組むようにし、学力向上につなげるように現在も指導しているところでございます。

また、電子黒板やタブレット、コンピューターなどのICT機器の整備を行い、活用を行っております。

ICT機器を活用することにより、学習の流れや画像、動画を提示したり、児童生徒の学びを画像化して発表に利用したりするなど、児童生徒が意欲を持って学習に取り組むことができるようになったと考えております。

また、複式学級におきましては、教師による授業の導入を録画したり、同時に放送することにより、児童生徒の互いに学ぶ時間の確保が図られているというふうに考えております。

最後に、鹿児島大学教育学部附属小学校・附属中学の先生方を講師としてお招きし、「あまみ授業セミナー」を8月初旬に開催しております。

教科指導については、模擬授業を取り入れたり、附属小・中で行われた研究公開の研究発表を行ったりするなど、授業改善につながる具体的な研修になっていると考えております。このような取り組みを通して、児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査の結果からしますと、小学校では県平均だけでなく、全国平均を上回る結果を出しております。

一方、中学校ではいつも指摘されておりますが、やや上向いていると考えてもよろしいんじゃないでしょうか。ただ、現在はこれまでと横ばいの状況であります。やや上向いてきているというふうに評価をしているところです。

学校では結果を踏まえ、児童生徒の結果を分析するとともに、不得意分野については補充指導ですとか、個別指導を行うなど、不得意分野の克服に努めることにより、学力向上を図っているところです。

教育委員会といたしましても、今後も学力向上に向けての取り組みを継続し、着実な向上を図ってまいりたい

と考えております。

続きまして、児童生徒の学力向上について、教職員や教育関係者、保護者、市民が集い、広い視野から成果と課題を明らかにし、市全体の学力向上を目指す気運を高める取り組みとして、今、議員からおっしゃられた学力向上フォーラムを開催しております。本年度は6月23日に開催し、約650名の市民の皆様に参加をいただいたところです。

今回は「読む力と学力」をテーマに設定し、児童生徒や教職員、地域住民の方によるパネルディスカッションを行いました。これを通して、読書の重要性だけではなく、読解力を高めることも大切であるということを参加された皆様と共有することができたと考えております。

教育委員会といたしましては、学力向上に向けて、学校だけではなくて、保護者、地域と連携しながら、今後でも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

16番（川口幸義君） 教育長、どうもありがとうございました。

中学校においてはやや上昇していると、このように今、学力が上がってきているということで、もう一気張り頑張ってもらえれば、更に磨きによっては奄美の子どもたちもかなり上昇するのではないかとこのように思っております。

それでは、学習の環境づくりについて伺います。

教育長（要田憲雄君） 質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、「花づくり・花いっぱい運動」の目的といたしまして、幼稚園児、児童生徒が土に触れながら花を育て、学校内外、学級園等の美化や地域と連携した活動を推進することにより、子どもたちに豊かな情操及び郷土を愛する心、育成を図ることを目的として、現在も進めているところです。

また、地域の中の学校として、幼稚園や小中学校の取り組みも地域に普及・反映させ、地域の美化向上に貢献するとともに、地域と一体となった教育環境の整備を図ることを大きなねらいとして推進をしているということです。

平成27年度から始めまして、本事業につきましては本年度で5年目となりました。

地域に根ざしたふるさと教育の実現に向けて、市内の各幼稚園、各小中学校では、児童生徒と職員が保護者や地域の方々と連携して取り組み、どの学校も整然とした中に美しい花に囲まれた環境が整っていると考えております。

花を育てる活動を通して、美しいものを美しいと感じ、命あるものを尊ぶ心、そしてふるさとを愛する心、いわゆる子どもがよく申し上げている感性を育む情操教育の充実を図るとともに、将来を担う奄美の子どもたちの心の育成に今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、クーラーの導入につきましても申し上げておきたいと思えます。

年々加速する地球規模の温暖化現象の影響もございまして、特に夏場の学校におきましては、教室内気温の上昇が認められるところとなっております。

近年、国内でも室内でお年寄りの熱中症死亡事故がニュースで出るなど、室内高温による健康被害が大きく取り上げられるようになりました。

教育委員会といたしましては、市内各幼稚園、小中学校の子どもたちが学ぶ全ての教室にクーラーを設置する作業を行っているところです。このことにより、子どもたちにとってより健康で安全であり、なおかつ学習活動に快適な環境を整えるべく進めているところでございます。以上でございます。

16番（川口幸義君） どうもありがとうございました。

学習環境づくり、各学校に今クーラーなどの設備、一生懸命取り組んでいることは伺っておりますので、子どもたちに良い環境を与えて学力向上に努めると、このようにして伺っております。

それでは、③郷土を愛する心の育成について伺いたいと思えます。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。

郷土を愛する心、このことですが、これは私が教育長に就任する当時からぜひ進めたいということで、積極的に進めた施策でございますが、私たちの住む奄美は御存じのとおり離島であるがゆえに、独特の文化や習慣、方言等が大変色濃く残った地域性を持っております。

教育委員会といたしましては、これを郷土の先人たちが残してくれた独特のすばらしい遺産であると捉え、次世代に引き継ぐべく、重要な役割を担っていると考えているところでございます。

子どもたちが将来、島を離れて生活をしていく時期が必ずまいります。自分の生まれ育ったこの奄美に対して、誇りと自信を持って、たくましく生き抜いてほしいと願うところです。

そこで、私ども教育委員会といたしましては、教育行政の基本目標を「地域の中で教え、学ぶ教育文化のまちづくり」とし、基本方針を「地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～」として、現在も取り組んでいるところでございます。

その基本方針を具現化するために、地域に開かれ地域に根ざしたふるさと教育を推進しているところでございまして、申し上げますと、島口教訓カレンダーを用いた島口の練習ですとか、あるいは島口かるたですとか、さらには島唄・新民謡、八月踊り、六調踊りに慣れ親しむことを目的として、給食時間ですとか、作業時間での放送を推進したり、地域の有志の方々を学校をお招きして、八月踊りや六調踊りの伝承活動を奨励したりして、生まれ育った奄美に誇りを持つ児童生徒の育成を図るように取り組んでいるところでございます。

申し上げますと、日本国内で8つの言語、方言が消滅の危機にあると言われております。これはユネスコが指定しているところでございまして、奄美の方言もその8つの消滅するかもしれないという言語の中に入っているところでございます。

2月23日には、危機的状況にある全国方言サミットというのを文化庁の依頼で、2日間にわたって文化センターで開催することになっておりますので、ぜひ皆さんもお出かけいただきたいと存じます。

先ほど申し上げました花づくり・花いっぱい運動や歌声の響く学校、歌声の響く地域づくりを通して、情操教育を推進しているというふうに御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

16番（川口幸義君） 教育長、どうもありがとうございました。

島の方言、この言語を大事にしていきたいものだと、このように思っております。

④体力を身につけさせたり、身につけた技能を発揮させる場の設定について伺いたいと思います。

教育長（要田憲雄君） 体力向上のために教育委員会が実施している事業等についてお答え申し上げます。

児童生徒に体力を身につけさせるために、教育委員会といたしましては、あまみっ子運動遊び、体育教室指導員派遣事業及び教科外体育の充実に取り組んでいるところでございます。

まず、指導員派遣事業につきましては、脳や神経の発達が著しい幼児期に運動習慣の確立の基礎となる学童期も含めて、楽しみながら体を動かす運動遊びの時間を計画的に確保し、体育指導の充実を図るために、幼稚園及び小学校に体育指導員を派遣しております。これによりまして、幼児期から運動に親しむ子どもを育成しているということでございます。

次に、教科体育を充実させるために、各学校では各単元で学習する運動課題を明確にし、児童生徒が主体的に課題解決に取り組む中で、身に付けなければならない技能や体力を確実に身に付けさせるような取り組みを進めております。

また、授業の導入段階におきまして、ランニングですとか、筋力トレーニングなどの補強運動と申しますが、こういう取り組みも充実をさせているというふうに御理解ください。

教科体育を充実させるために、各学校において、朝の体力づくりの時間設定や昼休みなどの外遊びの奨励、部活動の充実を図っております。このような活動をとおして、身につけた技能や体力を発揮させる場といたしましては、奄美市小学校水泳記録会や陸上記録会等がございまして、今年度は2つの大会において、約700名の児童が参加しておりまして、特に水泳記録会におきましては、2種目で大会新記録が出るなど、素晴らしい結果を残しております。

教育委員会といたしましては、今後も児童生徒の体力向上のために、教科体育及び教科外体育の充実を図り、「たくましく健やかな体」の育成を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

16番（川口幸義君） どうもありがとうございました。

それでは、大きな3番、福祉行政について伺いたいと思います。

（1）子ども食堂について伺います。

①全国的に300箇所ほどあると言われておりますが、奄美市には何箇所ございますか、ちょっと伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君） 本市で開催されている子ども食堂についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、子ども食堂は地域住民などが主体となり、無料または低価格で食事を提供する場であるとともに、地域の人々をつなぐ交流の場としての役割も期待をされているところでございます。

本市では、NPO法人、事業所、個人などが実施主体となり、開設している子ども食堂が5箇所ございます。全て民間団体、個人を中心に、ボランティアで運営をされ、月1回、2カ月に1回及び長期休暇に合わせて開催をされております。

料金につきましては、中学生以下無料、一部は高校生まで無料のところもあり、その他利用者は有料となっているようでございます。その対象者については限定をせず、誰でも利用できるようになっているというところでございます。

16番（川口幸義君） 奄美市でも5箇所あるということ、私も知らなかったんですけども、結構あるんですね。

それで、この②にもう入りますけれども、市内で新たに開設される方が、もし希望者があるとするならば、行政としてはどのような手助けができるんですか。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員御指摘のとおり、子ども食堂自体は子どもの貧困対策だけでなく、子どもの居場所づくり、地域交流の場、あわせて見守りの場という面から、有意義な取り組みになっているというふうに考えております。

本市で開催されております子ども食堂に対する補助は、開設時も含めて、特に行っておりませんが、フードドライブへ寄せられた食品等の一部を子ども食堂に提供しております。

子ども食堂の一部は、社会福祉協議会から助成を受けているところもございます。また、関係機関の助成、補助制度だけでなく、大島支庁に子ども食堂の相談窓口が開催されておりますので、これらの周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、先日の答弁でもお答えしましたが、NPO法人フードバンクができておりますので、これの支援先として紹介をしていきたいというふうに思っております。

子ども食堂は、NPO法人や個人など、民間の善意に基づいて開設をされ、無理のないやり方で自由、多様な運営をされている趣旨を踏まえ、その取り組みを尊重してまいりたいと考えております。

16番（川口幸義君） 先般、私もフードバンクについては参加させていただきましたけれども、大体、子ども食堂と余り変わらないような内容だったと思うんですけども、大阪の堺市、私8月に行ってきたんですけども、堺市では、子ども食堂を開設するに当たっては、大体市から助成金が20万ほど拠出していただいておりますよ。これが大体十何箇所ほどあるんですが、それについてはいわゆるボランティアの皆さんが中心になってやっていらっしゃるんですけども、社協を通じたり、いろいろ物資についての斡旋はやっていらっしゃる、ただし、行政としてはこういった問題の責任を負うものではないと、このように伺いましたが、どうですか、こういった点は奄美市は社協も行政も斡旋はすると、手先にはなりますけれども、この何かの責任問題については、行政とか、社協が責任を負うものではないということは私は向こうで伺ってきましたが、このフード、この組織

についても将来的にどんどん行政を利用してくると思うんですけども、ここらあたりの線引きが必要かと思って、私、今伺っていますけど。

保健福祉部長（奥田敏文君） 議員御指摘のとおりでございまして、ありがたいことに子ども食堂というのを民間の方々が、いわゆる善意で行っております。ですので、その運営手法につきましても、先ほども申し上げましたが、やっぱりこの運営を無理がないように運営をしていくということが大事かと思います。そこに、市のほうで介入をするということになりますと、いわゆる望んでいないボランティアということになりますので、市のほうとしましては、先ほどから申し上げているとおり、例えばフードバンクで集まった食料をどこに提供すればいいのかという相談があったときには、子ども食堂のほうの御紹介をしたいというふうに思いますし、まだ、今、社会福祉協議会のほうで、地域福祉活動助成金というのをこの子ども食堂に限らず、さまざまな福祉団体のほうに助成をしておりますので、このようなものも紹介をしていきたいというふうに思っております。主体はあくまでも民間団体であるというのは議員と同じでございます。

16番（川口幸義君） よくわかりました。こういったものについては、やはり行政はやっぱりちゃんとしっかり線引きをしながら、そういった協力をする。何か問題点があった時に責任はどかが負いますかと、こうなった時に、やはりあくまでもこの責任についてはNPO法人が中心になってやってもらわないと困るだろうと思いついて、私、これはとりあえず取り上げてきましたけれども、ひとつこれからそういった子どもたちについてはみんなで、他人事じゃありませんので、社会全体で取り組んでいかなければいけないのかなとこのように思っております。ありがとうございました。

それではもう時間が2分しかございませんので、環境行政について伺います。

（1）と畜場建設の経緯について伺いますが、①構成組合等の拠出金との割合というのは、今はそこまで話ができるかどうかはわかりませんが、この予算のいわゆる出先、将来は奄振予算を利用するものなのか、また他に考えがおりかどうかを伺いたいと思います。

市民部長（満永亮一君） 食肉センターは、食文化の継承、観光資源として、奄美大島になくってはならない施設であり、平成30年1月に新施設建設事業を大島地区衛生組合にて行うこととしまして、県内、県外の同様な施設についての建設費負担割合などを参考に、要望する補助事業の状況を見ながら、建設準備、協議を進めているところでございます。

また、平成30年度は、本事業を奄美市が衛生組合より受託いたしまして、基本設計にかかわる機器メーカーのプロポーザル選定を行ったところであります。

御質問の構成市町村による負担割合についてであります。平成30年度より5市町村で構成する協議会において、負担割合を決めまして、基本設計などの負担を拠出いただいているところであります。この割合につきましては、奄美市が77.4パーセント、龍郷町は6.3パーセント、瀬戸内町が14.8パーセント、宇検村が0.8パーセント、大和村が0.7パーセントでございます。

この負担割合をもとに、5市町村による連携と運営などについて協議を重ねているところであります。最終的には、先ほど申しました補助事業、今、あらゆる検討をいたしているところでございますが、そういった補助事業も含めまして、今年度中に予定されております大島地区衛生組合議会において、説明がされる……。

議長（与 勝広君） 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分に再開いたします。（午前10時31分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党奄美 橋口和仁君の発言を許可いたします。

なお、橋口和仁君から、一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許

可いたします。

21番（橋口和仁君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党奄美の橋口和仁でございます。

質問に入る前に、次第の変更をお願いいたしたいと思います。まず、1番目に人口対策について、そして、2番目に観光振興についての質問順位の変更をお願いいたします。

それでは、改めまして、改選後の議会において一般質問を行います。

まず初めに、先月に行いました市議会議員選挙におきましては、市民の御支援を受け、4度目の当選の運びとなりました。改めて、市民の皆様方にこの場をお借りいたしまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

市民の福祉の向上に、社会基盤整備に向けて、しっかりと取り組んでまいります。今後ともよろしく願いをいたします。

今回、4年ぶりに選挙区の隅々を回らせていただきました。活力が失われつつある地域、そして、活力のある地域と、改めて地域に格差を感じました。特に、周辺部におきましては高齢化が進み、少子化による若者定住化が進んでいかない状況下であり、改めて人口減少の深刻さを感じております。

今、我が国においては、人口減少や少子高齢化などによって、経済規模の縮小化、地域力の低下、更に税収の低下といった影響が社会にもたらされております。

先般、ある文書が目にとまりました。人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策についてという、文科省の文書であります。

それによると、一部抜粋文章ですが引用させていただきます。

「我が国は少子化による人口減少の局面に入るとともに、高齢化が急速な勢いで進んでおります。人口移動の面では東京一極集中が継続しており、若者を中心に人口が大幅に減少する深刻な事態を迎えている地域も多く、このまま推移すると、少なからぬ地域が将来消滅しかねないとの指摘もなされているところであります。

こうした中、地域経済の縮小や商店街の衰退、医療・介護の需給逼迫、一人親世帯の増加等を背景とした貧困問題、地域の伝統行事等の担い手の減少、財政の悪化など、地域社会は様々な課題に直面しております。その中には、人と人とのつながりの希薄化や、それに伴う高齢者や若者の社会的孤立という課題もあります。」 まさしく、この文章を読んでいくうちに、現状の奄美市はどうか。特に周辺部の状況においては地域経済の縮小や商店街の衰退があり、さらに人口減少による空き家の増加、高齢者の一人住まいなどが増えている現状があり、地域においては喫緊の課題となっております。いかんにして、早期に新たな地域再生に取り組んでいか、早急な課題となっております。

本市においては、出会いから出産、子育て世代への環境整備による人口増に向けた取り組みや移住・定住促進の取り組みなどがなされておりますが、少子化による影響や移動による転出者の流れがあり、非常に厳しい状況だと思っております。このような状況において、今般、自衛隊の隊員と御家族が増えたことは人口対策という側面から地域情勢において朗報であり、あらゆる面で効果があるものだ期待をしております。しかしながら、人口減少社会の現状は今後も厳しく、このまま手をこまねていたら、地域格差はますます広がりつつあるだろうと思っております。

その改善に向け、各地域で交流人口拡大による地域活性化に向けての取り組みがなされております。交流人口拡大により、地域に活力が生まれたという事例もあり、改めて交流人口の動向の側面からお伺いをさせていただきます。

本市においても、総合計画に交流人口45万という数字が設定され、LCC就航による首都圏からのアクセスの改善や大型観光客船の寄港など、多くの該当者が増え、交流人口拡大が図れておりますが、現状において、どの程度増えているのか、改めて直近3年間の入込客数のその状況を示していただきたいと思います。

次回から、発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

商工観光部長（武下義広君） それでは、交流人口の動向という形でまずお答えさせていただきたいと思います。

入込客数をもとにお答えをしたいと思います。

奄美大島への入込客数につきましては、平成28年が43万1,740人、平成29年が47万3,404人、平成30年が52万9,587名となっており、年々増加しているところでございます。以上です。

21番（橋口和仁君） 今、28年度から直近3年間において、着実に増えてきていると、総合計画の中で交流人口45万という設定が10年間にわたってされておりますが、10年を待たずにして52万人ということで、交流人口が拡大しているという結果できております。

そこで、改めて交流人口による地域の活性化という観点から、いろんな取り組みがなされてほしいということで、ちょっとお伺いさせていただきますが、今、一般旅行者によっては、以前は団体ツアー等々において多かったと思いますが、今においては個人の乗客ということで、そのニーズの高さというのが指摘されておりますが、今後の拡大に向けての取り組みにおいて、また、課題について、どのような課題があるのかお示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。

交流人口を拡大するため、国、県、奄美群島市町村が一体となり、誘客に対する取り組みを現在行っているところでございます。

県におきましては、奄美群島の島々を巡るアイランドホッピングルートを促進するため、複数の島の体験プログラムに参加する方に宿泊費の助成も行っているところであります。

また、鹿児島県と奄美群島市町村との連携により実施している交流需要喚起対策特別事業では、閑散期における需要喚起のため、関東など都市圏との航空運賃軽減や、鹿児島との航空路運賃軽減に取り組んでいるところでございます。

また、現在、あまみ大島観光物産連盟が策定した奄美大島中長期観光戦略では、「観光消費額」また「宿泊数」、また「満足度」の向上が奄美大島共通の目標として設定されており、5市町村の官民が連携して様々な取り組みを行っているところでございます。

LCCなど複数の航空会社の就航や、2,000人を超える大型クルーズ船の寄港など、奄美を取り巻く大きな変化に伴い、以前からは予想できなかったほどに、奄美大島の交流人口は増加しております。

そして、来年には世界自然遺産登録が期待され、実現した場合にはさらなる交流人口の増加が見込まれると考えております。

交流人口の増加は地域経済の好影響が期待できる一方で、日本や世界の一部の観光先進地において、受け入れ環境を超える観光客の大幅な増加により、地域住民の生活に支障をきたしている事例もあるようでございます。これらを踏まえ、今後も長期にわたって地域に根ざし、奄美に適した持続可能な観光振興への取り組みが必要であり、観光客だけでなく、地域住民の満足にもつなげていこう、観光地として奄美の「質・魅力」の向上に取り組むことが重要なことだと考えております。

これからも、民間と行政が連携して、奄美の「質・魅力」の向上に取り組み、奄美大島全体の観光目標である「観光消費額」、「宿泊数」、「満足度」を向上し、ひいては奄美大島に適した交流人口の推移につなげて参りたいと考えております。以上です。

21番（橋口和仁君） ありがとうございます。

まさに部長が今答弁なされましたが、魅力の向上と民間と連携を合わせてするということですが、今後の課題だろうと思います。

県においても、誘客に向けての取り組みということで、今後の奄美大島の状況においても、今年ピーチが閑空からまた就航されると、また来年には世界自然遺産登録が待たれるわけでありますので、という意味においても、まだまだ交流人口が拡大するものだと思っています。

そこで、本市が平成27年度に人口ビジョンと総合戦略というのを策定されています。その総合戦略について質問させていただきたいと思います。まず、その成果と課題についてお伺いをいたします。

奄美市総合戦略については、国の地方創生の一貫としての事業であると認識しており、人口減少対策に向け、奄美大島5市町村で連携して取り組んでおります。その期間も5年間で、今年度までの期間となっておりますが、本市においては奄美市攻めの総合戦略と攻めることを基本に各種施策に取り組んでおります。改めて、これまでの5年間の成果と課題について、そして、併せて、今年度までの策定なんですが、引き続きこの人口対策についての取り組みは5市町村で検討されているのかまで併せてお伺いをさせていただきます。

総務部長（前田和男君） 奄美大島総合戦略は、平成28年3月、奄美大島5市町村で作成し、平成27年度から今年度末までを計画期間といたしております。

本戦略においては、奄美大島人口ビジョンに掲げる将来目標人口の達成に向け、1点目に「世界自然遺産登録を見据えた観光交流プロジェクト」、2点目が、「産業振興プロジェクト」、3点目に「移住・定住促進プロジェクト」の3つの分野を軸に、スケールメリットを発揮すべく、5市町村で連携して各種施策・事業に取り組んでいるところでございます。

特に、成長が見られた分野ということで申し上げますと、先ほど商工観光部長からの答弁もございましたが、あまみ大島観光物産連盟の法人化及び日本版DMOとしての認定、入込客数の増加など、観光交流分野において、特に成果があったと考えております。また、産業振興分野や移住・定住促進分野において、本場奄美大島紬の再生支援や農林漁業の振興、群島全体での情報発信、定住イベントへの参加などを行ってまいりましたが、各種産業における人材不足の解消や移住向け住宅の確保などについて、さらなる強化を図ることが、今後の課題であると認識いたしているところでございます。

奄美大島総合戦略につきましては、今年度末で計画期間が終了となりますが、成果のあった分野、課題のある分野などの検証を含めて、現行の総合戦略の改訂作業を進めているところでございます。

来年度以降につきましても、引き続き5市町村で連携して、必要な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

21番（橋口和仁君） 引き続き、継続して行うということで安心しております。

そこで、基本的な考えの中で、大島一体として、世界自然遺産登録を見据えた観光交流プロジェクト、そして、産業振興プロジェクト、移住・定住促進プロジェクトというのが、その成果とかがについて示されました。

観光については、まさしく交流人口を拡大しておりますし、一つの課題として何といたっても移住・定住促進プロジェクトというのは大きな課題であると思います。

先ほど部長のほうからも住居の問題ということが指摘されましたが、これは後でまた移住促進に向けてのということで質問させていただきますが、このあたりが非常に大きな課題だろうと思っています。

先般、崎田議員のほうの答弁において、市営住宅の状況というものも把握させていただきました。そこには老朽化した市営住宅、なかなか入居できないという実態もありますし、また、政策住宅ということで、これはまた大きな課題だろうと思いますが、まず、住居という問題が大きな課題がまずあるだろうと思います。

そこで、次に移らさせていただきますが、関係人口についてお伺いをさせていただきたいと思います。

総合戦略の成果と課題について改めて理解をさせていただきました。そこで、交流人口とあわせて、関係する方々がこの奄美にも期間限定という形で入ってきております。いわゆる関係人口であります。どのぐらいの方々が入ってきているのか、また、職種においてはどの分野の方々が期間限定で訪れているのか、まずお示しをしていただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人のことを指す、総務省が提唱している考え方でございます。

本市にとって、その代表的な方々としたしましては、本土在住の奄美市出身者が挙げられるものと考えております。

一方で、議員御質問の中にごございました島外から期間限定で仕事をしに来られる方々につきましては、滞在中に奄美の自然や文化に触れることを通じて、奄美ファンになっていただくことで、仕事を終えて奄美を離れた後

においても、奄美の情報を発信したり、再び観光に訪れたりという形で、関係人口としてつながりを持ち続けていただけうる存在であると認識いたしております。

御質問のそのような方々の職種につきましては、本市として実態を把握をしていないところではございますが、看護師であったり、大型施設の建設、整備に従事する方々、ホテル、飲食業に携わる方々など、一定程度いるものと推測しているところでございます。

21番（橋口和仁君） それでは2番の要望と課題についてまで、お伺いをさせていただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 先ほど答弁させていただいたように、本市として実態を把握していない状況でございますので、要望、課題等について答弁できる状況ではないわけでございますが、ただ、奄美のPRによる交流人口の拡大やふるさと納税による支援、将来的な定住の促進といった効果も見込めることから、本市といたしましても本土在住の奄美市出身者や定期的に奄美と本土を行き来する方々も含め、期間を限定して本市で仕事に従事する方々にも、本市と継続的に関わりを持っていただき、要望や課題などを提供いただけるよう、関係人口の創出拡大に努めてまいりたいと考えております。

21番（橋口和仁君） 関係人口におきましても、将来、定住につながるような取り組みというのは必要じゃないかなと思っています。

交流人口が今5万と、そして関係人口についてはまだ把握されていないという状況であります。民間の中でこれまでに多くの方々がこちらのほうに移住されているという事例もございます。その方の話をお聞きしますと、やっぱり奄美の豊かさ、そして人口の減少もありますけれども、まず、この奄美の自然の豊かさにはれ込んで移り住んで来ていると。そして、やがて10年近くになるという方々のお声も聞いております。そういう上においても、その人たちの課題というのは、今後は拾い上げていながら、更なるこの関係する方々の定住促進につながるような取り組みというのも今後は必要ではないかなというふうに思っておりますので、是非、そこあたりはしっかりと検討していただければと思っております。

次に、移住促進に向けてということですが、今回、人口対策ということで、交流人口、そして関係人口を通して、奄美ファンになっていただきたいと、将来的に定住につながるというふうな取り組みが何かの形で取り組んでいただきたいという思いがございます。

実際に移住促進に向けては、ホームページ上で何回か確認をさせていただきました。定住促進については、なかなか更新がなされていないという実態もありますし、そのあたりが大きな課題だろうかと思います。

今回は、定住促進ではなくて、移住促進に向けて、特化して質問させていただきたいと思います。

直近の3年間の状況について、まずお示しをさせていただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 奄美市の政策を通じて移住された人口につきましては、移住支援を目的として整備している定住促進住宅に、平成29年度が4世帯10名、平成30年度が4世帯6名、令和元年度現在では2世帯5名の方が移住されております。また、奄美市移住定住・住宅購入リフォーム費助成事業を通して、購入費助成が、平成29年度に5世帯8名、平成30年度に9世帯28名、令和元年度に3世帯5名でございます。リフォーム費助成が、平成29年度に4世帯12名、平成30年度に2世帯3名、令和元年度、今現在ですが、3世帯5名の方が移住をされております。

直近3年間では、定住促進住宅に10世帯21名、購入費・リフォーム費助成で26世帯61名、合計で36世帯82名の方が移住されております。以上です。

21番（橋口和仁君） 理解をさせていただきましたが、そこで、総合戦略の中で目標設定がなされております。年52名ということでございまして、今、総務部長の御答弁においても、相当かけ離れている数字ではないかなというふうに思っています。

そこで、目標設定52名と設定されておりますが、それに向けての課題について、どのような課題があるのか、

まずお示しをしていただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 移住支援策の課題としましては、移住先を検討するに当たって、住宅を確保することが大変重要なことであり、居住する地域についても、「山間の静かなところ」、「海が見えるところ」、「ある程度利便性があるところ」など、多種多様な希望がございます。

民間住宅においても、賃貸物件の流通が少ない中、公的住宅確保の取り組みとして、「定住促進住宅の整備」、「空き家バンク制度の活用」、「移住定住・住宅購入リフォーム費助成」などの事業を実施しておりますが、移住希望者の多種多様な希望に答える住宅の供給が不足していることが課題であると認識いたしております。

対策といたしましては、本年度、奄美市全域に空き家の実態調査を実施いたしております。危険度に応じてランク分けし、データ化が図られる予定となっております。その中において、利活用できる物件が把握できるものと考えており、所有者などへ「借りたい・買いたい」情報を提供することにより、「貸したい・売りたい」物件の掘り起こしに努めてまいりたいと考えているところでございます。

21番（橋口和仁君） 住宅の問題が大きな課題であると、まさしく先ほども申し上げましたように、定住促進住宅においては、なかなか構築されていないという実態、その背景には空き家の状況がまだまだ改正されていないということで、県については、国と条例改正なされて、今実態調査ということで取り組んでおられておりますが、消防庁のほうで3年ごとに住宅の空き家状況を把握、調査されておりますが、それ以上に空き家が増えてきていると。特に周辺部においては空き家、また高齢者、一人住まいの方々が多くいらっしゃるということで、将来的にはそこも空き家になる可能性もあるだろうというふうに思っています。

そこで、住宅問題についてはいつかまた質問させていただきますが、この移住促進において、制度の見直しについて、改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

移住者が市に居を構えるに当たって、住宅を購入して改修をする取り組みと、それと併せて土地を買って、新しくその土地に新しく家を建てるという2つの取り組みがあらうかと思いますが、この制度の中において、土地を買って、住宅を建設する際に2年間という期間が設けられておるんですね。そうすると、期間的には非常に厳しいものがあるのではないかなと思っています。

住宅を購入して改修となると、スムーズにこれが回っていくことによって、制度がしっかりとされてくるだろうと思いますが、新たに土地を買って、そこに住宅を建設する際に、この2年間という期間はより厳しいのかなと、土地を買うに際しても、結構期間を要しますし、また、住宅の建設となると、1年近くかかる状況にあらうかと思います。その中で、2年間の中において、住宅を建設して、そこで住居を構えて初めて対象者になるわけですので、その当たりの見直しができないのかということが1点と、そして、制度の中で助成金が設けられておりますが、地域によって金額は違う訳ですね。瀬戸内においては200万だと、奄美市においては家族を含めてマックスで100万ということで設定されておりますが、せっかく移住促進ということを考えているのであれば、この目標金額、100万も厳しい財政状況だと思いますが、他市町村と肩を並べるというのは非常に厳しいと思いますが、一定の金額を引き上げることも検討するべきではないかなと思いますが、それについて見解をお伺いをさせていただきたいと思います。

総務部長（前田和男君） 議員御案内の奄美市移住定住・住宅購入費助成金につきましては、移住者及び移住希望者が新築または中古住宅を購入する場合の購入費を助成する制度でございます。

奄美群島以外に連続して5年以上、住民登録をしており、奄美市に移住後2年以内であること、また、住宅購入後、10年以上継続して奄美市に住所を有することなどが助成条件となっております。

助成基本金額が50万円、高校生以下の子どもの数により、最大で100万円まで助成いたしております。本年度は、現在のところ3件、150万円の助成金を支給いたしております。

移住後の対象期間を3年へ延長できないか、また、助成金額の上限を引き上げることができないかという御提案でございますが、購入費助成事業につきましては、本年度で事業開始から5年を経過することから、事業内容、事業対象、助成額などについて検証する必要があるのではないかと考えているところでございます。その中にお

いて、御提案の対象期間、上限金額についても検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

21番（橋口和仁君） 是非前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、次の観光振興について伺いをいたします。

まず、あやまる岬観光公園整備計画について伺いをいたします。

あやまる岬観光公園につきましては、これまでに各種事業を導入をしていただき、現在では多くの来園者が訪れてきている地となっております。

合併当初は、台地の上と下部においても閑散とし、訪れる人もままならぬ状況でありました。その後、平成22年度にグラウンドゴルフ場の整備を皮切りに、一昨年には台地の上の施設整備がなされ、受け入れ環境も一段と素晴らしい地域となりました。

奄美空港にもほど近く、奄美十景の景勝地としてまさに地元にとりまして、誇りうる観光公園となっております。

また、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトの更なる周遊観光の拠点として、あやまる岬観光公園整備に向けて、まだまだ更なる魅力ある観光公園にすべく取り組んでいただきたいと思います。

まず、整備について、進行中だとお聞きしておりますので、現状においてあやまる岬観光公園整備計画の詳細と進行状況について伺いをさせていただきます。

市長（朝山 毅君） 橋口議員にお答えをさせていただきます。

議員もよく御存じのとおり、あやまる岬観光公園は、古くから景勝地や憩いの場として地域の方々を初め、観光客に親しまれているところであります。

台地部分にありました国民宿舎跡地を再整備いたしまして、笠利地区の観光振興を図るため、平成25年度に「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」が策定されております。

これまでの進行状況であります。主な内容について説明をしたいと思います。まず、笠利地域での観光振興として、案内看板の設置、集落歩きガイドブックの作成、笠利町内に7箇所、バス待合所設置をいたしました。

また、あやまる岬観光公園の整備といたしましては、多目的広場、遊具の更新、台地での奄美観光案内所及び展望デッキ等の整備を行っております。

今年度につきましても、「パターゴルフ場跡地整備」、「ソテツジャングル遊歩道の改修」等を計画いたしております。

あやまる岬観光公園の利用状況であります。有料遊具者数で、平成28年度2万9,707名、29年度が3万1,874名、30年度が4万3,391人の実績となっております。

集客効果としては一定の成果を上げているのではないかと考えております。

また、新たに整備いたしました観光案内所におけるカフェについては1万7,272名の利用者となっており、好評を得ているという状況でございます。以上であります。

21番（橋口和仁君） 市長、ありがとうございます。

市長のほうから、今の現状を示していただきました。

入込客においては2万8,000から2万9,000、そして、現在においては3万と、更に観光案内所においては1万7,000ということで、まさしく集客効果というものは顕著に現れているということで、地元におる方にとっても非常に誇りうる観光公園になっていると思っています。

そこで、今年度から指定管理者制度になって、ある企業が指定を受けているところなんです。この取り組みにおいても非常に民間ならではの取り組みをやっていると、非常に評価をしているところであります。更なる民間の活力を導入していただきたいというのも、後でまた質問させていただきますが、この効果によって、島外の方々、島内の方々が来ていらっしゃると、先ほど入込客3万ということでございましたが、島外の方々の数というのはカウントされていないものだと思います。一番島外の方々の非常に必要とされているところはどうしてもWi-Fiの環境整備がなされていないと、データ通信を行う際に、非常に苦慮をしているという話をお

聞きしております。

来年度には世界自然遺産候補地としてなっている中で、また候補地になれば、外国人の方々が入ってくる可能性も出てまいります。通話の状況において、どうしてもWi-Fiの環境がなされていないと通話できないという状況もありますので、観光地として、観光地の受け入れ地としての対策として、ぜひWi-Fiの環境の検討はできないのかということで、改めて質問させていただきたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは、私のほうで答弁させていただきます。

来年の世界自然遺産登録の可能性や東京オリンピックの開催など、今後、外国の方々を含む観光客がさらに増加することが見込まれる中で、情報通信環境の整備は重要なものと認識しているところでございます。

あやまる岬観光公園のWi-Fi環境の導入につきましては、指定管理者や実際の利用者の方々の意見を聞きながら、導入エリアや方法について、現在検討を行っております。また、本議会の補正予算にも導入費用を計上しておりますので、早期に実施できるように進めていきたいと考えております。

21番（橋口和仁君） 今定例会において補正が組まれているということで、早期にまた取り組んでいただきたいと思っています。

そこで、次の質問に移らせていただきます。

民間の投資が必要ではないかということでございますが、今年度から指定管理ということで、民間の活力は非常に効果を表しているということが先ほどの答弁で理解をさせていただきました。さらなる民間の活力によって、集客効果を上げる必要があるのではないかとということで、改めてこの件について質問させていただきますが、すみません、資料の1を。これはジップラインということで、各自治体において、また公園等において導入されているところであります。

これはもし民間の企業がするのであれば、あやまるの台地の上から眼下の海岸のほうにロープを使って滑空するという取り組みが1つであります。もう1つ、これはセグウェイという乗り物でございまして、今、マングローブパークのほうに導入されているということで、今、6台利用されていると、8割の方が島外の方と観光客ということで、環境に配慮した乗り物ということでございます。

このセグウェイの導入について、新たにまた検討すべきではないかなというふうに考えておりますが、その点について見解をお聞かせいただきたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） それでは答弁させていただきます。

議員御承知のとおり、あやまる岬公園の維持管理については、平成30年度から民間のノウハウを生かした指定管理制度で行っております。

議員御案内のセグウェイの導入につきましては、奄美大島本島内でも既に住用のマングローブパークの園内で活用されております。

今後、あやまる岬公園におけるセグウェイ等を含む新たな観光体験の導入については、十分な安全対策が必要であり、またセグウェイ等を運営する事業者や奄美市、指定管理者との連携、調整が必要と考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

21番（橋口和仁君） まさに十分な安全管理ということが、一番大事なことでありまして、以前、ちょっと海に面した所なんですけど、最終的に判断は警察の許可を得ると、そこあたりが一番大きな課題であるということで、今お聞きしております。

道路交通法においても、道路交通法の細則においても一部緩和されているという報道がなされておりますし、そういうことを踏まえて、公園、そしてイベント会場等において、導入されているという事例報告もございましたので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っています。

もう1点、資料をお願いいたします。

これは宇宿漁港からあやまる岬観光公園に向けて延びているサイクリングロードであります。もう1枚、これ

は土盛海岸を下のほうに置いているサイクリングロードでありまして、約10キロにわたって、これは旧笠利町のほうで整備されているという状況であります。

今現在、サイクリングロードをということで整備されていましたが、昨年も一昨年もまた先般もこの地を見てまいりました。なかなかサイクリングを利用して、そこを走行するという姿が見受けられなかったんですね。せっかくこれだけ素晴らしい景観と整備がされている地域でありますので、何とかセグウェイを使った景観体験をしていただきたいという思いがありましたので、今回このことを取り上げさせていただきました。この件についても見解をもしよろしければお聞かせいただければと思っています。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） 今、議員が御案内いたしましたサイクリングロードにつきましては、過去にセグウェイの導入業者が支所に来られましていろいろと苦慮いたしました。私たちが向こうは観光景勝というふうに見えますし、観光客にはいい体験型の観光になるんじゃないかということで、導入に向けて前向きに協議をしていたんですが、警察関係機関が、特に警察ですけど、向こうは公道という判断でございまして、やはりその歩行者との十分な安全対策がとれないという判断がありまして、ちょっと導入をできなかったという経緯がございまして。

今また向こうのほうでという話でありますけど、どういう形で導入がいいのかということも含めまして、また、こちらのほうで検討をさせていただきたいと思います。

21番（橋口和仁君） ちょっと改めて確認をさせていただきたいと思いますが、このサイクリングロードというのは公道なのか、市道なのか、警察の判断としては公道ということで却下という判断を下されたんですが、ちなみ市としての見解は、そこは公道なのか市道なのか、どのような考えを持っていらいっしゃいますか。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。答弁できますか。

笠利総合支所事務所長（高 一也君） すみません、今ちょっと過去の整備したいきさつ等の資料がございませんので、改めてまた再度そういう資料を精査しまして、市道なのかそれとも歩道なのか等を含めまして、また答弁させていただきたいと思います。

21番（橋口和仁君） 今後、交流人口がさらなる拡大が見込める中、観光地対策と観光振興対策ということで、ぜひこの大きな拠点地域でございまして、そこを一体として何とか検討しながら、民間の活力を生かしながら観光振興に資するように取り組んでいただきたいと、このように思っています。

それでは、次の今後の振興計画について伺いをさせていただきます。

今、奄美市においては、総合計画、そして攻めの総合戦略ということで、その中において観光に関する取組がなされておりますが、改めてこの本市においての観光振興計画というのは策定できないのか、そのあたりについて伺いをさせていただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは答弁させていただきます。

奄美市としての観光振興を推進するに当たっての計画としまして、まずは奄美市総合計画がございまして。この中で観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりを施策の柱として、計画目標、施策の方向、主な取組事項などが掲げられております。

このほか、平成27年度から5カ年計画である奄美市攻めの総合戦略を策定しており、この中で観光振興推進にかかる基本目標、施策の基本方向、重要業績指標を設定し取り組んでいるところでございます。

これらの上位計画に基づいて、個別具体の事業の実施につきましては、奄美市の実施計画に基づき、実施計画や優先度を定め取り組んでおります。

今後、また皆さんの市民の意見、御意見などを伺い、計画策定を行うことは大変重要なことだと考えておりますので、今後も市民、観光関連事業者と議論を重ね、観光振興のビジョンを持ち、市民の皆様と共有してまいり

たいと考えております。以上です。

21番（橋口和仁君） 部長の答弁の中で、攻めの総合戦略ということで、中に位置付けされているということでございますが、攻めの総合戦略の策定については、これは私は人口対策だというふうに認識しておりますので、その他について、観光に特化した形で何とか検討していただきたいなと思っております。

そこで、観光に特化する取り組みにおいて、どうしてもスタッフの人員不足が上げられてまいりますので、そのあたりも商水や紬観光の増もしっかりとまた検討していただければなと思っております。この件については終わりたいと思います。

次に、道路整備についてお伺いをさせていただきたいと思います。

道路整備については、市民の安全安心という観点から取り組むべき課題でございますが、今回は観光振興という側面からも、ぜひこの道路整備について検討できないのかということで取り上げさせていただきました。

道路については、宇宿地区の道路状況でございます。まず、写真、資料から見ていただきたいと思います。

これは、今の城間から宇宿集落に向けての道路の状況でございます。歩道幅が非常に狭く、非常に市民生活に非常に危険を感じる地域でございます。そこはまた学童の皆様方の通学路となっておりますので、そのあたりにおいても早急な取り組みが必要ではないかなと思っております。もう1枚お願いいたします。

これは夕方の写真でございます。非常にこの見づらいという状況でございます。そこを大型車両が通ると。そして、道路も曲がりくねったということで、急に大型車が現れてきた時には非常にはっとするという状況でございます。それとあわせて、雨天時においては傘を差して行きますので、それを避ける形で車両が移動した場合には、交差する車両との接触というのが非常に懸念されるところでございますので、そのあたりの地域の状況をしっかりと踏まえた時には何とか取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

そこで、県道宇宿の現状について、そして県道の危険性について併せてお伺いをさせていただきたいと思っております。

建設部長（橋口義仁君） それでは、県道佐仁万屋赤木名線の万屋交差点、三叉路ですが、から自動車整備工場までの未改良区間は小中学校の通学路でもあり、歩道の未設置及び線形不良など危険な箇所があることは認識しております。

本市といたしましては、奄美市通学路安全推進会議を開催し、通学路における合同点検を実施して、宇宿小学校からの要望等も踏まえ、道路管理者の県へ当地区道路の現状を説明し、道路改良の必要性をお願いしているところでございます。

現在、宇宿地区のほうで未整備区間の代表者や各種団体等で道路改良整備の要望書及び同意書の整理を行っている聞いております。

本市といたしましても、地元と一体となって、今後も県へ強く要望してまいります。

21番（橋口和仁君） 地元のほうも要望書を作成されていると、市と連携しながら、道路拡張に向けて取り組んでいくということでございます。

この件について以前も取り上げさせていただきました。その時点においては旧笠利、赤木名校区の整備事業があり、また笠利地区の道路、県道の整備事業がありまして、なかなかこの件についてはこの道路事業が終了した後ということ、県のほうからの答弁であったということを認識しております。しかしながら、今後、観光客が増えて、また大型車両が通ることが懸念されてまいりますので、しっかりとそのことを県に伝えて、早期にこの道路の拡張整備に向けて取り組んでいただきますようにということで、申し上げていただきたいと思います。以上で、私の一般質問をこれにて終了させていただきたいと思っております。

議長（与 勝広君） 以上で、自民党奄美 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。（午前11時40分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 安田壮平君の発言を許可いたします。

なお、安田壮平君から、一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

７番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。会派チャレンジ奄美の安田壮平です。

令和元年第４回定例会の一般質問に当たり、一言所見を述べさせていただきます。

まず、１０月に行われた市議会議員選挙におきまして、市民の皆様から大変に大きなお力をいただき、３期目の当選を果たすことができました。

皆様への感謝を胸に刻んで、忘れることなく、これからも一人でも多くの皆様の心に寄り添う議会活動に努力邁進していこうと考えます。

私が今回の選挙を通じて感じたことは、本当に政治の力を必要とする市民の皆様がたくさんいるということです。様々な事情により弱い立場にある方、困りごとを抱えている方、政治の光を必要とする方がたくさんいらっしゃる。でも、私たち議会はその声を十分に集められていない。今の議会に、政治に接点を持つ術もなく、期待や信頼を持ってないと感じている方もいらっしゃる。このことが今回、市議選として過去最低の投票率となった一因ではないかと私は感じています。

要因分析は議員それぞれですべきでしょうが、私はこのような思いから、党派や思想信条を超えて、より多くの市民の声を集めたい、既存の議会活動、会派活動にとらわれず、新しい活動に積極的に挑戦していきたいと考え、正野議員、弓削議員とともにチャレンジ奄美を結成しました。市民の皆様、行政当局の皆様、そして同僚議員の皆様には何かとお世話になることと思いますが、様々な活動を通じて鍛え育てていただきながら、しっかりと市民福祉の増進という御恩返しができるよう精進しますので、よろしくお願いいたします。

さて、前回の定例会から今日に至るまで、世の中では様々なことがありました。特に頭から離れないのが１０月中旬に関東甲信越、東北地方などに大きな被害をもたらした台風１９号です。発災から明日でちょうど２カ月となりますが、いまだ復旧が進まず、以前の日常を取り戻せていない方もたくさんいらっしゃると思います。

犠牲になられた皆様の御冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、一日も早い復旧復興を願っております。そして、１０月末に起きた首里城火災、戦後、沖縄復興のシンボルでありますので沖縄県民の皆様だけでなく、多くの国民や世界の皆様にも大きな衝撃を与えたことと思います。

沖縄県知事は、国の支援を受けながら、３年後までには再建計画を定めるとしていますが、本土復帰後に首里城公園として整備された費用、総額２６０億円、今回消失した正殿など７棟だけで７３億円かかっており、那覇市が集めている寄附が６億円を超えたとはいえ、財政面や人材、建材確保の課題など、予断を許しません。

これに対し、本市でも市民の会が募金活動を始めたり、沖縄県に派遣された市職員が寄附を手渡ししたり、群島の首長が集まる会合でも支援を確認したりと、力強い動きが広がりを見せています。

「愛の反対は無関心である」というマザーテレサの言葉に鑑みると、愛とは関心を持つことであると言えると思います。

台風１９号のことも、首里城のことも、そして本市で困っている方々に対しても関心を切らすことなく、愛の多い地域づくりに向けて取り組み続けることをお誓い申し上げ、一般質問に入ります。

まず、地方創生、人口ビジョン・総合戦略についてであります。

午前中、橋口和仁議員は奄美大島５市町村連携の大島地方創生総合戦略についてお聞きしておりましたが、私は奄美市の総合戦略について伺いたいと思います。

まず、これまでの総括はということで、今年度で第１期が終了しますが、これまでどのようにＰＤＣＡサイクルを回し、どのような総括を出そうとしているのかお示しください。また、ＫＧＩや主なＫＰＩの達成状況、総合戦略に明記されております転出抑制、年間７８名と、目標転入、年間５２名についてもこれまでどのように推移してきたのかお示しください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速、安田議員にお答えいたします。

なお、前段の部分は私が答弁させていただき、後段の部分については担当部長に答弁を委ねますので、御理解いただきたいと思います。

まず、地方創生総合戦略に関するPDCA体制につきましては、毎年のKPI指標の状況チェックを行うこととあわせて、民間有識者等による奄美市総合戦略会議を開催し、幸福度調査アンケートの結果分析やKPIの進捗状況について意見をいただいているところでございます。

また、国の地方創生推進交付金を活用した事業につきましては、今申し上げた会議とは別に民間有識者による地方創生交付金事業効果検証会議を開催いたしまして、その事業効果等を評価いただいているところでございます。

そこで、平成27年12月の総合戦略策定以降これまで、これら会議をほぼ年1回のペースで計5回開催いたしております。いただきました意見については、事業を推進していく中で、可能な限りの反映に努めてまいったところであります。

現行の地方創生総合戦略の総括をどのように市民の皆様にも周知していくかとの御質問でございますが、本市における地方創生の取り組みと、その成果を改めて市民の皆様に御理解いただくための機会となりますので、他の自治体の取り組みも参考にしながら、効果的な手法を検討してまいりたいと考えているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

総務部長（前田和男君） 引き続き、KGIや主なKPIの達成状況、総合戦略に記載された転出抑制及び目標転入についてお答えいたします。

まず、総合戦略でKGIと設定いたしました奄美幸福度指数については、市民の皆様が日々の生活の中でどのように考えていらっしゃるかを把握するためのものとして、目標値の設定などは行っておりません。

幸福度調査の結果につきましては、毎年、本市ホームページでも公表しておりますが、平成28年度からの過去4回を通して、島への愛着やおもてなしの気持ちは満足度も高い一方、生活全般や医療・福祉環境については満足度が低い傾向となっております。

続いて、主なKPIの達成状況について申し上げますと、計画を上回る実績となっているものとしては、奄美大島入込客数がございます。これらは基準値となる平成26年が約39万4,000人、令和元年末目標が45万人だったものに対して、平成30年実績で約53万人と目標値の117.7パーセントの達成状況となっております。

また、特例通訳案内士の数についても、計画目標20人に対し、平成30年度末で49人となるなど、順調な取り組みが進んでおります。

一方で、目標と乖離がある主なものとしては、毎年の出生数が計画目標で年間404人としておりましたが、平成30年度の実績では295人に留まっているほか、空き家バンクの登録件数についても50件の目標に対して13件に留まっております。

転出抑制及び目標転入につきましては、地方創生の取り組みが本格化した平成28年以降の推移でお答えします。

まず、平成28年から30年の3カ年において、本市の人口移動総数は、毎年、転出超過の傾向にあり、その実数は平成28年に212人、平成29年に211人、平成30年に175人となっております。しかしながら、総合戦略において、チャレンジ世代として位置づけております20歳から44歳までの人口移動数を見ますと、平成28年には13人、平成29年には80人、平成30年には74人と、全て転入超過となっております。このことは、本市内での雇用環境の改善など、様々な要因により、転出抑制と転入促進が図れている効果と考えているところでございます。

最後に、移住促進による目標転入の状況についてでございますが、先ほど橋口議員からの御質問にもお答えし

ましたが、直近3年間では、定住促進住宅に10世帯21人、住宅購入費・リフォーム費助成で26世帯61人、計36世帯82人の方が移住されております。なお、両制度を合わせた移住者数を年度ごとに申し上げますと、平成29年度に13世帯30人、平成30年度に15世帯37人、年度途中ではありますが、令和元年度には8世帯15人となっており、総合戦略に掲げております年間12組の家族移住につきましては、概ね達成している状況と考えているところでございます。以上です。

7番（安田壮平君） よくわかりました。非常にいろいろな指標がありまして、奄美市の今の政策の実行状況よくわかるなというふうに感じました。

ここでちょっとわかりにくい要望がありますので、あえて説明をさせていただきますが、KGIというのは重要目標達成指標ということで、一番大きな目標ということで、奄美市の場合は奄美幸福度指数、それを達成するための個々の個別、具体的な目標指数がKPI、重要業績評価指標ということでありまして、今いろいろ説明がありました入込客数とか、特例通訳案内士の数とか、いろいろあるということで、あとPDCAサイクルというのはplan-do-check-actionという一連の計画、実行、評価、改善のサイクルということでありました。ちょっと若干説明もありませんでしたので、補足で追加をさせていただきましたが、市長の答弁にもありましたように、毎年会議をしているということだったんですが、それも、我々も報道では存じております。ただ、本当、報道で知るのみだったので、その状況、具体的な中身がどのようなのかなと、どれぐらい実現できているのかな、また実現できていないのがどれぐらいあるのかな、というのがなかなか見えづらい状況であったなと感じています。

地方創生は、これまでも日本全体の地方、地域の活性化策として、古くは田中角栄総理の日本列島改造論から始まり、また、その後も歴代政権などで田園都市構想とかふるさと創生など様々やったわけで、今回、この安倍政権になって以降、始まった地方創生、最初の担当大臣が石破茂大臣だったと思いますが、これまでのそういった地域活性化、地方振興等、何が違うのかと言えば危機感が違うんだという説明を当時されていたのを思い出します。その中で、特に重視していたのが地域が一体となった体制の構築という点と、もう一つが先ほどありましたPDCAサイクルの導入という、この2点であったと思います。その点に鑑みても、何か議会は蚊帳の外に置かれているのかなという感じが、そういう感覚が拭えなくはありません。

今、いろいろ部長からも説明あったとおり、既に達成したものもあれば、まだまだ改善の余地があるというものもありますので、ぜひともこれからしっかり議会も関わらせていただいて、まさに車の両輪として、執行機関と議決機関、しっかりと協力連携しながら、また、一定の緊張関係持ちながら、市民のために、市民の幸福のために取り組んでいけるよう望みたいと思います。

関連した質問ですが、この5年間、報道によれば国の地方創生交付金の活用が本市単独としてはないようですが、5市町村連携のDMOについてはありましたけれども、本市単独としてはないようですが、財源確保の上で、何か活用できたものがあったんじゃないかと思いますが、見解をお示してください。

総務部長（前田和男君） 本市における地方創生推進交付金の活用状況について答弁させていただきます。

まず、地方創生の取り組みが本格化した平成26年度に、国は「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」と「地方創生先行型交付金（基礎交付）」を創設しております。

本市では、この2つの交付金を活用し、地域消費喚起事業（プレミアム商品券事業の拡充）や地方創生推進に向けた戦略策定業務など、事業費ベースで2億1,000万円余の事業を実施いたしました。

平成27年度の「地方創生先行型交付金（上乗せ交付）」及び「地方創生加速化交付金」、さらに平成28年度に創設された議員御質問の「地方創生推進交付金」については、奄美大島5市町村が一体となった取り組みの財源として活用させていただいています。

また、本市では平成28年度の国補正予算である「地方創生拠点整備交付金」を活用し、現在、あやまる岬で観光案内所兼カフェとして親しまれている施設の整備を行ったところでございます。

以上、本市では地方創生関連予算としまして、総額2億7,200万円余の国費を活用してきたところでございます。

今後とも、地方創生推進交付金を含め、様々な支援制度を活用し、「幸せの島」づくりに向けた地方創生に取り組んで参りたいと考えているところです。

7番（安田壮平君） 了解しました。いろんな交付金があるということで、私は、10月5日のこの地元紙の報道を参考に質問したんですが、奄美市としても単独でもいろいろと活用していると、拠点整備に関してあやまる観光公園の案内所やカフェも整備したということでありましたので、その点については良かったなと胸をなでおろす思いです。ぜひ、この新しい取り組みも地方創生総合戦略の中にはたくさんありますので、活用できる資金とか、財源についてはまたしっかりと目配りをしていただきながら取り組んでいただきたいと思います。

それでは、②のこれからに向けた議論の状況はということですが、いよいよ来年度から第2期に向けた総合戦略始まりますが、それについての見直しをどのように進めているのかお示してください。とりわけ、先ほども申し上げました地域が一体となった体制の構築という観点から、産官学金労言と言われた連携体制、この中には士、侍（サムライ）、弁護士、税理士なども含まれる場合もあるようですが、この連携体制が今も維持されているのかお示してください。

総務部長（前田和男君） 奄美大島5市町村におきましては、「人口問題は圏域として捉える必要がある」との認識の下、共同して、「奄美大島人口ビジョン」を策定しております。そのため、本年5月に開催した奄美大島総合戦略推進本部において、新たな人口ビジョン及びそれを基にした奄美大島版総合戦略を策定することを5市町村長で確認いたしております。これを受け、5市町村企画担当課長で構成する作業部会において、人口ビジョンの策定作業を進めているところでございます。これと並行いたしまして、本市における次期地方版総合戦略に向けては、現行総合戦略に記載された事業、これは全253事業、うち再掲が50事業でございますが、内部評価を行い、その結果から戦略全体の改善点についての検討を進めている段階でございます。

産官学金労言の連携体制が維持されるかとの御質問につきましても、地方、地域の多様な関係者の声を聞くための体制として、国も推奨しているものであり、本市においても地方創生を推進する上で、基本的な連携の枠組みであるという理解をしており、現在でもその枠組みは維持しているところでございます。以上です。

7番（安田壮平君） 維持されているということなので良かったんですが、各会、各分野、その中でメンバーの入れ替えはあるのかもしれませんが、ぜひ多様な意見、多面的、多面的な意見を聞き取るためにも、ぜひとも実施していただきたいと、なかなか委員の個々具体的なお名前とかまでは伺う機会はないんですけれども、そこは行政を信じておりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

その上でなんですが、関連した質問なんですが、パブリックコメントなどで市民への意見聴取を行う考えはないかというところを伺わせていただきます。

昨日、一昨日の子ども・子育て支援事業計画でも、これを導入するということでありましたが、ぜひとも地域一体という意味で、この総合戦略にもパブコメなど行っていただきたいと思いますと考えますがいかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） 当初の総合戦略を策定した際にも、パブリックコメントは行っております。

今回の改訂版につきましても、パブリックコメントを実施して、市民からの意見を聴取したいというふうに考えているところでございます。

7番（安田壮平君） 良かったです。安心しました。

是非、とは言え、今年度いっぱい末まであと4カ月切った段階でありますので、本当に急ピッチで進めていかないといけないと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。やるということでもありますので、鹿児島県のこのパブコメについての参考資料お見せしようかと思ったんですが、割愛をさせていただきます。

続いて、(2)のほうに移りまして、人口減少対策についてということで、①人口ビジョン、2030年に4万1,000人に向けた現状認識はということですが、4年前の一般質問で、2020年には4万2,000人と、来年ですけれども、4万2,000人という目標、数値目標に上げられていましたけれども、これは現時点で、

2019年末で人口4万3,000人を超えていますので、これはどうやら達成できそうだと、でも、さらに10年後に4万1,000人、これを達成できそうなのかというところが気になるわけですが、近年の社会増減、自然増減の動向を踏まえて、目標に向けた現状認識をお示ください。

総務部長（前田和男君） 御質問の本市の人口、「2030年に4万1,000人」に向けた現状認識といたしましては、まず、出生数から死亡数を差し引いた自然増減においては、出生数が平成20年までは400人を超えておりましたが、平成21年からは概ね400人台を割り込み、微減傾向で推移してきており、直近の平成30年には305人となっております。

一方、死亡数においては、平成21年までは500人台、平成22年からはおおむね600人台を超えておりましたが、平成30年には566人となっております。

これらを踏まえ、自然増減といたしましては、平成18年までは二桁台の減少が続き、その後、平成19年から21年にかけては概ね100人台の減、平成22年以降は200人台の減となっており、平成30年には261人の減となっております。

次に、社会増減につきましては、総務省が発表する市町村別人口移動によりますと、本市においては、平成25年が転入2,221人に対し、転出2,598人の377人減、平成30年には転入2,184人に対して、転出2,359人の175人減となっております。これを踏まえた社会増減については、転入数は微減に対し、転出数は大きく減少しており、減少傾向となっていると考えているところです。

その結果、自然増減と社会増減を合算した人口動態としては、平成25年が572人減であったのに対し、平成30年が436人減となり、人口動態による減少幅が縮小傾向となっております。

特に、社会増減においては、20歳以上の生産年齢人口が転入超過の状況となっていることは、先ほども申し上げたところでございますが、これに伴って、0歳から4歳についても転入超過となってきました。また、平成30年には、東京圏からが転入超過に転じており、この傾向は奄美大島全体をとっても同様の傾向が見られるところであり、これまでの取り組みが少なからず功を奏しているものと考えております。

次に、自然増減においては出生数が減少傾向ではありますが、一方で国勢調査による年齢5歳階級区分で見た場合、0歳から4歳の人口が、子育て世代に占める割合は5年ごとに概ね微増傾向にあり、このことは単純な計算上ではありますが、子育て世代1人当たりの子どもの数が増加しているという、明るい兆しも見られるところがあります。

御承知のとおり、これまで各種子育て支援策を展開しておりますが、総合戦略に掲げる子育てに適した島づくりに努めることと併せて、移住施策に取り組むことで、人口減少という短期的には成し遂げられない難題の克服に向けて、引き続き、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

7番（安田壮平君） 了解しました。直近のこの奄美市の人口動態については、やはり自衛隊の部隊配備もかなり大きなプラスの効果になったと思うんですが、それ以外にも、やっぱり地方創生などで取り組んできた様々な施策が徐々に効果を発揮しつつあるのかなと、明るい兆しが見えつつあるという説明でありましたので、そこは本当に良かったと思いますし、またこれからもしっかりと見守っていきたいと思っております。

先ほど、橋口和仁議員の質問とも若干重なるんですが、このIUターン支援策の現状と課題はということで、お示しいただきたいと思います。併せて、今、国のほうで特に力を入れている移住支援金という制度、100万円から300万円、東京都首都圏から地方に移る場合にそういった支援金が支給されるという制度もあるようですので、それについても説明をお願いします。

総務部長（前田和男君） 本市が取り組んでいるIUターン支援のための主な事業の現状についてお答えさせていただきます。

最初に住宅確保の取り組みとしては、地域の活性化と地域コミュニティの育成を目的として、老朽化した公共住宅、主に教員住宅でございますが、などを改修し、定住促進のための住宅を整備しているところでございます。

これまでに37戸の住宅を整備しており、本年度は長浜の定住促進住宅の居室3戸を改修予定としております。2つ目に、鹿児島県宅建協会と協力し、空き家等を「貸したい・売りたい」所有者と家を「借りたい・買いたい」IUターン希望者などをマッチングする「空き家バンク制度」がございます。

平成27年度の制度開始以来、13件の登録があり、今年度は4件の物件を登録いたしました。3つ目に、奄美群島外から本市への移住・定住を促進することを目的に、IUターン希望者が本市に住宅を新築または中古住宅を購入する場合や、IUターン希望者のために住宅をリフォームする場合、住宅の購入費やリフォームに係る費用を助成しております。

本年度は、購入助成として5件、リフォーム助成として10件の助成を見込んでいます。

課題としましては、先ほども答弁させていただきましたが、賃貸の対象物件の流通が少なく物件が不足していることです。定住促進住宅及び空き家バンクの賃貸物件は、全て契約済みという状況になっております。

また、「いずれ子どもが帰ってくる」、「帰省の際使用している」などの理由により、貸し出しを控える物件もあることも課題の一つだと考えております。以上です。

保健福祉部長（奥田敏文君） IUターン者に訴求しうる子育て世代向けの事業についてもお答えしたいと思います。

移住を希望する子育て世代にも訴求し得るものと考えられる事業としましては、市民を対象とした出産祝い金制度や中学校卒業時まで拡充しました子ども医療費助成事業がございます。

また、地域ぐるみで子育てを応援するための「かごしま子育て支援パスポート」事業や働きながら子育てしやすいまちづくりに向けて、プロジェクト推進課や市民協働推進課など関係課と連携し、「女性向けの企業説明会ジョブカフェ」、「企業訪問ツアー」などを実施しております。

奄美市在住だけでなく、移住を希望する女性の参加もありまして、「具体的な働き方が想像できた」、「就職してからでないと分からないことも直接聞けた」、参加企業からは「女性の働き方について深く考えるきっかけになった」など、意見、感想が寄せられているところでございます。

昨年度から取り組んでおります同事業をはじめ、他課と連携のもと、各種事業を実施しておりますが、市民全体また移住希望者に向けた周知が課題であるというふうに認識をしております。

子育て支援に関する情報発信のあり方につきましては、それぞれが持っている情報媒体の活用など、各課連携を図りながら、その時々、事業ごとに最適な方法を模索して進めていきたいと考えております。

各財源につきましては、出産祝い金制度が一般財源、子ども医療費助成事業は、未就学児分につきましては一部県の補助、小学生以上児分につきましては全て一般財源で実施をしているところでございます。

子育て応援事業、働きながら子育てしやすいまちづくりに向けての事業につきましても、一般財源で実施をしているところでございます。

商工観光部長（武下義広君） それでは、私のほうから、先ほどありました移住支援金について御説明したいと思います。

国が進める「まち・ひと・しごと創生基本方針」及び県の進める「どんだんかごしま移住就業・起業支援事業計画」に基づき、本市の担い手不足の解消、地域課題の解決、移住の促進を図るため、奄美市移住支援金制度を創設いたしております。

本支援金は、東京23区に連続して5年以上在住または、通勤していた方が10月3日以降に奄美市内に移住し、県が運営する就職サイトに掲載された企業に就職した場合に移住支援金を給付いたします。

移住支援金の額につきましては、支給の要件を満たした上で、2人以上の世帯で移住した場合は100万円、単身で移住した場合は60万円となっております。現在ホームページで制度を紹介するとともに、県が運営する就職サイトへの登録案内をいたしているところでございます。以上です。

7番（安田壮平君） いろいろと説明をいただきました。

最後のその移住支援金については、私もホームページで確認しましたが、現行まだ奄美市では1社のみが対象

ということですので、ぜひ対象となる企業を増やしていただきたいと、また後の質問にも関わりますが、バスの運転手不足にも、この効果がある制度でありますので、ぜひ大いに活用していただきたいと思います。

ちょっと地方創生について、新たな視点の提供ということで、ちょっと専門誌からの文の御紹介ですが、女性の地方離れのほうが進んでいると、全国的に進んでいるということで、東京圏への転出超過数の内訳を見ると、男性よりも女性のほうが多いと。だから、女性にとって魅力的な仕事、職場をつくれるかどうか、地方においては鍵となっているという傾向もあるようです。

奄美市では、幸い、先ほどジョブカフェですとか、そういった女性の方、主婦の方に向けた、仕事とのマッチング事業なども行っているようですので、ぜひ移住者も含め、また奄美市在住の方も含め、ぜひそういう観点からも地方創生に新たな視点を盛り込んで取り組んでいただきたいと思います。

(3)に移ります。次期総合戦略の策定についてということで、総合戦略については先ほど申した産官学労言に加えて、議会の参画も重要であるという当初の政府の方針から、今般、議会の議決事項に加える運びとなりましたが、議会で審議議決することについて、何か望むことがあればお示しください。

総務部長（前田和男君） 議員御案内のとおり、本年第3回定例会におきまして、議員発議による奄美市議会基本条例の改正により、本市まち・ひと・しごと創生総合戦略が新たに議決事項として記載されたところでございます。

「議会に対して望むことは」との御質問でございますが、市議会の皆様が主体となり、政策に深く関わっていく意思を改めてお示しされたものであり、行政として、特段申し上げることはございませんが、これまで同様、様々な場面において、大所高所からの御意見を賜りますようお願いいたします。

7番（安田壮平君） 今回のこの件については、来年、恐らく改訂されるであろう総合計画の基本構想、基本計画の審議の試金石にもなるというふうに考えていますので、議会としてもしっかりとその審議のあり方、制度設計をしてやっていきたいと、例えばになります。また自治体の事例を参考に、特別委員会方式でやったり、あるいはまた県内西之表市のほうでは常任委員会に付託して、常任委員会が合同で審議をしたという事例もありますので、そういった事例など参考にやっていきたいと思っております。

議会側からとしては、やはり今回はその総合戦略について審議をさせていただきますが、今後、毎年のPDCAの評価などもしっかりと報告をいただきたいなというふうに思っております。

もちろんホームページを見ればわかる部分もあるんでしょうけれども、やっぱりその詳細な中間評価、中間報告などもいただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

公共交通機関の維持向上ということで、10月のバス路線再編についてやりますが、これも初日、大迫議員など取り上げられておりましたが、大迫議員からお話の中であった新聞への投書について、私もちょっと目に留まりましたので紹介をさせていただきます。途中から読ませていただきますが、「10月1日からバス路線が大きく変わりました。それまでは少々待ち時間はあっても、町とは直行で行き来できていました。ところが、今は行きも帰りも平松町で乗り換えなくてはなりません。先日、末、街から平松に着いて、乗り換えに1時間余りも待たなければなりません。荷物の多い時や雨の日、そして暑い日、利用者はどんな思いでバスを待つのでしょうか。近所の多くの方の買い物は近い所でも朝仁のスーパーです。外出の楽しみも無くなったとの声さえあります。どうか山間部に住む私たちにも暮らしやすいバスの時間を与えてくださいませんか」ということで、この方は小宿の里在住の方であります。

今般のバス路線再編については、もちろん大型二輪免許を保有する運転手不足が背景にあるということは重々承知をしておりますが、事前の周知不足、乗り継ぎによる時間的、身体的負担増、渋滞時の乗り継ぎのミスマッチ、乗り継ぎ用バス停の未整備など、多くの課題があり、今回の選挙を通じて一番意見を聞いたテーマでありました。

今回の再編を進めた奄美市地域公共交通活性化協議会のメンバーとして本市も関わっていますが、行政と民間事業者との責任や役割の所在や区分をどのように考え整理をしているのかお示しください。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。

本市内を運行する路線バスにつきましては、バス会社による「自主運行」と市及び県の補助による「廃止路線代替バス」に大別されます。

いずれの場合も、実際の運行につきましてはバス会社が、市が運行を依頼している路線の運行計画全体については本市が責任を負うものと考えております。

本市の公共交通につきましては、利用者の減少や運転手不足が進み、路線維持が懸念される中、持続可能な地域公共交通体系の構築を目的として、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定し、路線の再編など、各施策を推進しております。

同計画の策定及び推進に関して協議を行う「奄美市地域公共交通活性化協議会」は、同法によって規定された各関係者によって構成されており、地域全体の重要課題として取り組んでおりますことを御理解いただきたいと思います。以上です。

7番（安田壮平君） 内容は了解しました。

つい先日、日曜日の新聞にこうして事業者、島バスさんからもお詫びも含めた市民の方々への案内というか、情報発信もあったところで、本当に実情についてもよく分かります。でもやっぱり利用者はちょっとでも前の体系に近づけてほしい、そういう努力も何とかしてほしいということでもありますので、行政と民間事業者との役割、責任、それぞれあると思いますが、できる限り、また多くの、一番使うのは本当に利用者の方、当たり前ですけども、その声を聞いていただいて、本当にそういったニーズにちょっとでも沿うような運行のあり方を模索し続けていただきたいと思います。

様々なそういう苦情とか、お願いとか、要望とか、いろんな意見があって、それら全てを実現するというのは難しいというのは、私も十分わかってはいるんですが、やっぱりそれも貴重な事業改善の種と考えて、それを一元的にしっかり受け付けていただける、まずはしっかりこれに耳を傾けていただける窓口というものを設けてほしいのですが、それについてはいかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 先ほど来、議員からお話があったように、路線再編に当たり、実際の運行によって生じた問題点を正確に把握し、改善につなげる体制づくりは重要な課題と考えております。

古見方及び下方地区における廃止路線代替バスにつきましては、運行開始前に広報紙折り込みによってお知らせしましたが、先ほど議員から御紹介のありましたように、バス会社のほうから受付窓口も含めた地域路線全体について、広報をしていただいたところがございますので、御理解をお願いしたいと思います。

7番（安田壮平君） 了解しました。市の方にも時々そういった苦情とか来ているというふうにも以前伺いました。

どっちが誰の責任なのというのは、なかなか市民にも分かりにくい部分がありますので、そういう事態になっていると思いますが、今回のこのチラシの中にしっかり問い合わせ先も載っていますので、まずは事業者のほうでしっかり対応をしていただいて、まずは声を聞くというところをぜひしっかりとやっていただきたいと、丁寧にやっていただきたいというふうに思います。

ここでちょっと専門誌からの紹介になりますが、昨年秋に国交省が設けた地域交通フォローアップ・イノベーション検討会というところで、幾つかの提言があって、その中で多様な輸送資源の活用と柔軟な運賃制度という項目がある中で、「住民の足となるのは一般のバスやタクシーだけではない、学校に生徒を運ぶスクールバスや病院やホテル、商業施設と駅などを結ぶ送迎バスもある、こうした特定目的の輸送手段を一般客も利用できれば、利便性が高まるし、運転手の人手不足の軽減にもつながる」というところを提言をされています。

もう一つ、新技術への対応とデータ整備ということで、そこは本当にどの路線が本当にニーズが高いのかとか、しっかりデータとして把握するための環境整備なんだろうと思うんですけども、こういったところもぜひその協議会などでも、今後取り組んでいただきたいと、その人材の共有という観点でも、バスの運転手不足に対応するためにも、例えば先ほど申した業種の中で兼業ができないかとか、そういうところも重要な論点になるんじゃないかと思うので、そこもぜひ盛り込んで検討していただきたいというふうに要望します。

次に、②に移りますが、医師会病院直線の路線を復活できないか、また、こしゅく第一公園バス停への屋根・ベンチの設置はできないか伺います。

商工観光部長（武下義広君） それではお答えいたします。

今回の路線再編は、大型バスによる幹線と小型車両による支線とに住み分け、各地区の乗り換え拠点での乗り換えをお願いするものであり、この件につきましては、下方地区だけでなく、住用、笠利、古見方、一部市街地の各地でも実施しているところでございます。

医師会病院につきましては、こしゅく第一公園での乗り換えをお願いしているところでございますが、このことがリハビリ通院者への影響が少なからずあるということも、市、バス事業者ともに現在伺っているところでございます。

市内全域の生活路線維持という大前提のもと、深刻な運転手不足の中で、乗り換え方式をとってでも路線の継続を図ったものでございますが、遠隔地の医療機関という事情も踏まえまして、全体のダイヤと運転手配置の調整により運行が可能か、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、こしゅく第一公園のバス停につきましては、今回の再編によって、乗り継ぎの待ち時間が生じる利用者が増えており、バス待ち環境の改善については、できるだけ早く整備に取りかかりたいというふうに考えております。以上でございます。

7番（安田壮平君） ぜひ、部長、後段については、是非とも力強く進めていただきたいと思います。また、医師会病院直線の路線についても、高齢の通院者、お見舞いに訪れる方、また、病院の職員の方など、多くの利用がありますので、ぜひ便数を限定してでも結構だと思いますので、復活をまた協議をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

市税等支払の利便性向上について、市税等のクレジットカード決済についてであります。この市税等の支払方法について現状をお示してください。お願いします。

市民部長（満永亮一君） それではお答えいたします。

市税等の支払方法につきましては、銀行、郵便局での窓口収納や口座振替、コンビニ収納、収納嘱託員による集金などとなっております。また、e L T A X（エルタックス）を利用した電子申請とセットになった電子納付も今年の10月1日より開始いたしております。

コンビニ収納につきましては、コンビニ窓口での収納の他に、窓口に行かずにスマートフォンやタブレットで納付ができるP a y B（ペイビー）及びL I N E P a y（ラインペイ）がでございます。ちょっとL I N E P a yとP a y Bの御説明もしたいと思います。

初めに、P a y Bの説明をいたします。P a y Bとは、利用する金融機関によりアプリは異なりますが、P a y Bで使用するアプリをまずダウンロードします。アプリにて氏名・金融機関などを事前登録しておき、納付書にあるバーコードをカメラで読み込み、内容を確認・決定しますと、同時に銀行口座から引き落としを行うものです。引き落としが完了しますと完了のメッセージが届きます。P a y Bは30年の4月より運用をしております。

次に、L I N E P a yについて御説明します。L I N E P a yとは、L I N Eアプリ内からL I N E P a yの利用登録を行い、登録した銀行口座からアプリ内にお金をあらかじめチャージ（入金）しておきます。納付書にあるバーコードをカメラで読み込み、チャージされた金額の範囲内で支払いを行うものです。

このL I N E P a yは、令和元年、今年の5月からの開始であります。

いずれも納税者の、利用者の手数料というのは発生しないということになっております。以上です。

7番（安田壮平君） その支払方法の多様化が進んでいるというのがよく分かりました。以前、コンビニ収納が始まって、その利用者もかなり増えているようですが、今もうこのP a y Bとか、L I N E P a yとか、自

宅に居てもできると、24時間、365日できるということで、非常にこれは利便性が高いものを奄美市でも徐々に取り入れつつあるということでもあります。

②についてですが、クレジットカード決済を導入することについての見解はということですが、全国の自治体でクレジットカード決済の導入が進んできており、例えば鹿児島県の自動車税は、納税者が手数料を負担することによりクレジットカード決済ができます。

納税者にとって支払方法の選択肢を増やすことで、利便性を向上させ、また政府が進める経済のキャッシュレス化を推進するためにも、これを導入することを要望しますが、見解をお示してください。

市民部長（満永亮一君） それでは、クレジット決済についてお答えします。

クレジットカードの決済につきましては、これまで他の納付手段に比べまして、手数料の負担が大きいなどの課題があり、導入には至っておりませんでした。しかし、議員おっしゃるように、近年、キャッシュレス化の環境が多様化しており、本市が利用しておりますコンビニ収納代行会社においても、連携するシステム提供会社のクレジットカード収納システムを運用することで可能となっております。

このシステムを利用した場合、納税者負担分が納税額の約1パーセント程度、本市の負担は1件当たり約60円程度で運用することが可能とのことでもあります。また、導入に伴う初期費用の他、毎月の基本使用料の負担もあわせて伴うとのことなのです。

今後は、その他のクレジット会社との比較検討を進めながら、どのような税目や使用料を対象とするのかなどについて、全庁的に協議を進めていく必要がございます。いずれにしても、費用対効果の問題もありますが、今後、キャッシュレス化が進む中で、クレジットカード決済についても市税等、支払の利便向上など、行政サービスの一環として導入できるよう、前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。

7番（安田壮平君） ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

この件については、私も市民の方から相談を受けて、いろいろ調べて、技術的にはシステム的には可能であるということも、担当課のほうにも伺いましたので、ぜひ前向きに進めていただきたい。今、国民年金の保険料もこのクレジットカードで支払いできますし、徐々に払える費目が増えてきていると感じていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。ちなみに、本市も恐らくふるさと納税で使っていると思うんですが、「Yahoo! 公金」というサイト、サービス、そこからいろいろ全国のクレジットカード決済の導入状況などを見れるんですが、例えば沖縄県石垣市においては、市・県民税、普通徴収分、固定資産税、軽自動車税が本人手数料負担でクレジットカード決済ができると。竹富町にいたってはその3つに加えて、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育園・幼稚園の保育料までも支払えるようになっていますので、こういった事例も参考にしながら、ただ、鹿児島県全体としては若干遅れているようにも思います。

ぜひ本市が先陣を切って、そのキャッシュレス化、鹿児島県の前頭に立っていただきたいというふうに思いますので、前向きな取り組みを要望します。

続きまして、4番の選挙についてであります。今回の市議選について、ホームページでの開票速報や選挙運動用ビラの解禁など、新たな取り組みが行われましたが、その総括はということではありますが、私自身は一候補者としても、また市民や島外在住者の反応を見ても、これらの取り組みはとても好評だったと感じております。総括として、課題や改善点などをどのように整理をしているのか、見解をお示してください。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 本市のホームページの活用や条例等に関する御質問でございますので、事務局の私から答弁をさせていただきます。

ホームページでの開票速報につきましては、昨年の一般質問において、安田議員より御提案をいただき、手順や方法などについて、広報担当部署との協議を図り、今回の市議会議員選挙から実施させていただいたところでございます。しかし、周知につきましては工夫が必要であったと感じているところでございます。しかしながら、アクセス数につきましては、27日の選挙日と翌日の2日間で島内外より約2万回の閲覧があり、関心の高さが現れる結果となっておりますので、ホームページの更なる活用を図り、選挙関連情報の充実に努めて参りたいと

考えております。

次に、選挙運動用ビラの解禁につきましては、今回の市議会議員選挙において、選挙運動用ビラ4,000枚の使用及びその経費を条例で定めることにより、限度額の範囲内で公費負担できる改正が行われたことは議員御承知のとおりです。

このビラの解禁により選挙事務所内、個人演説会場、街頭演説会場や新聞折り込みでの頒布が可能となっております。なお、今回の選挙では、候補者24人中15人の方が申請いたしており、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充することにつながったものと認識いたしております。

選挙管理委員会といたしましても、今後とも選挙制度の周知に努め、選挙が有権者にとってより身近なものとなり、近年の政治離れや投票率低下の抑止力になるような各種取り組みを推進して参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

7番（安田壮平君） よく分かりました。

後段の選挙運動用ビラについては、本当に今回から使えるようになりまして、より多くの有権者の方に自らの思い、政策とか、あるいはまた経歴とか、そういったものをお伝えするすごく重要な手段であったなというふうに感じています。やはりこれまでのような選挙の在り方だけでなく、その政策を戦わせるというか、政策提案で勝負するというか、そういう奄美市のこれからの新しい時代の選挙のあり方、政治のやり方、それを目指していく上でも大事なツールだというふうには思いますので、今後も引き続き取り組んでいただきたいというふうに思っております。

もう一つの開票速報につきましても、2万アクセスということで、かなりの下手をすると投票者数に匹敵するんじゃないかというぐらいのアクセス数であったようですが、それだけ関心が高かったんだと思いますが、ちなみにその容量といいますか、回線がパンクしなかったのか、その辺、アクセス権限、容量等を増やす必要性はないのか、その点はいかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 容量に関しましては大丈夫であったと伺っております。

7番（安田壮平君） 分かりました。ぜひこれも今後続けていっていただきたいというふうに思います。色々事務的に大変なことと思いますが、ぜひともこれは要望させていただきます。

最後、②今後、選挙公報をホームページで発信することについての見解はということで、選挙公報とは各家庭に配布されるこれなんですけれども、選挙期間中、出張や旅行などで滞在先で投票した有権者や主に若い世代など、スマートフォンを使う有権者から、この選挙公報のネット配信への要望があります。

投票率を維持、向上させるためにも、広報の充実など、更なる取り組みを希望しますが、見解をお示してください。

選挙管理委員会事務局長（重信竜昇君） 御質問の選挙公報のホームページ掲載につきましては、平成23年3月に総務省から「有権者に対する選挙啓発、周知活動の一貫として行うことができる」旨の考えが示されており、地方選挙におきましても、「当該選挙を管理する選挙管理委員会の判断により掲載できる」とこととされているところでございます。

県におきましても、国政選挙及び県政選挙において、既にホームページによる公報紙の掲載を実施いたしているところです。また、県内19市でも8市が市長選挙及び市議会選挙の公報紙をホームページに掲載をいたしております。

御案内の滞在先での投票や若い世代に対応した選挙公報の在り方についても、近年の投票率の低下やウェブサイトの充実に伴い、情報発信の方法として検討しなければならないと認識をいたしております。

なお、選挙管理委員会といたしましては、ホームページの公報掲載に限らず、あらゆる方法を検討して、市民の皆様には選挙啓発や政治参画の推進のため、各種情報を提供できるよう、取り組んで参ります。

7番（安田壮平君） 本当に前向きな御回答に感謝する思いであります。

ぜひ進めていっていただきたいと思います。本当に選管におかれましてはいろいろと私自信仕事を増やしてとか、いろいろ提案をさせていただいていますので、事務量が増えて大変恐縮してはいるんですけども、そしてまたそれをいろいろと取り組んでいただいた挙句に、投票率が下がったというのは本当に私自信も悔しい忸怩たる思いであります。やっぱり日頃の政治活動、議会活動でしか、本当に市民の皆様には訴えられないというふうに思っております。日頃からもっともっと充実した活動がこれからは展開できるよう取り組んでまいりますので、その点御誓い申し上げまして、いろいろと今回も質問させていただきました。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、チャレンジ奄美 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分に再開いたします。（午後2時30分）

○

議長（与 勝広君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

なお、荒田幸司君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

5番（荒田幸司君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。日本共産党の荒田幸司です。私が2019年、令和元年第4回奄美市議会定例会の一般質問、最後の質問者となりました。初めての経験で多少緊張していますが、しっかりと務める決意でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、10月20日告示、10月27日投票で行われた奄美市議会議員選挙で、私、荒田幸司は市民の皆様のお力添えにより、三島 照前市議よりバトンを受け継ぐことができました。心より感謝申し上げます。選挙で皆様にお約束をいたしましたことを実現するために、全力で頑張る決意です。引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

私は約32年間、奄美中央病院をはじめ、医療の現場で働いてきました。御存知のように、奄美中央病院は無差別平等の医療や介護、つまり誰もが必要に応じて平等に医療や介護を受けることができる制度の確立を目指している病院です。私が政治を考える起点もそこにあります。

市民の皆様より負託を受けた議員として、党をつくって97年、反戦平和、国民こそ主人公を貫いてきた日本共産党の議員として、その職責をしっかりと果たすために力を尽くしてまいります。

皆さん、今の国政の状況、いかがお考えでしょうか。森友・加計問題に続いて、安倍政権による国政の私物化、桜を見る会の問題が出てきました。今、日本は嘘と隠蔽、そして偽りの政治が大手を振って歩いているような気がいたします。私はこのような民主主義破壊の政治に対し、市民と野党の共闘が進化している状況に希望を感じています。今、安倍政治ノーの声を地方からも上げていく時ではないでしょうか。地方自治の精神を生かし、市民の皆様への命と暮らしを守る奄美市政を実現するために、微力ではありますが、全力を尽くす決意を申し上げます。

まず、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。奄美市への陸上自衛隊配備問題は2014年5月21日、武田良太防衛副大臣が来島され、市長へ自衛隊配備計画について打診があったことから表明化しました。その後、3カ月足らずの8月12日に、市長は受け入れを表明しています。私は、余りにも拙速ではないかと危惧したことを今でも鮮明に覚えています。

ちなみに防衛省から打診があり受け入れの表明まで、沖縄県の与那国島や、また宮古島、そして石垣島では、それぞれ1年以上を要しています。また、与那国島では、自衛隊配備の是非を問う住民投票も行われています。戦後70年余り自然豊かな平和な島で、結いの精神を生かし平穏に暮らしてきた島民にとって、軍事基地の建設は、奄美の将来を左右する大きな問題です。まさしく奄美の歴史の変換点といっても過言ではないと思います。したがって、もう少し丁寧に市民への説明を行い、意見交換をしながら進めるべき事案であつたのではないかと

思います。それが議会での決議と12の市民団体より、自衛隊誘致の要望書が提出されたことを大きな根拠として、民意は浸透している、私なりに熟慮の上で結論を出した、と自衛隊基地の受け入れを表明されました。

そこで質問いたします。奄美への陸上自衛隊配備問題に関して、市長は議会答弁で、安全保障は国の専権事項という表現をたびたびお使いになっています。どのような意味で、専権事項という表現をお使いになったのでしょうか、見解をお聞かせください。次の質問からは発言席で行います。よろしくお願いします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、当定例会議会最後の質問となりました。荒田議員にお答えさせていただきます。

なお、私ども地方公共団体につきましては、地方自治法においてそのあり方や国との役割分担が示されています。同法第一条では地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分、組織、運営に関する大綱を定めるとともに、国と地方公共団体の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的、能率的な行政の確保と健全な発達を保障することが目的とされています。また、同条二項では、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねることを基本とするものの、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うとされていますことから、まさに外交や防衛、また司法や治安などが「国の専権事項」とであると認識いたしております。このようなことから、私が、我が国は、または国民の安全保障にかかわる防衛問題につきましては、国際社会における国家としての存立にかかわることでございますので、「国の専権事項」と申し上げているところであります。以上です。

5番（荒田幸司君） お伺いいたしますけれども、ということは、地方自治法の言っていることは専権事項ということは、それは書いてないと思うんです。専権事項ということは。それぞれ役割分担について書いているからというところで、この解釈じゃないかなというふうに思いますけれども、専権事項ということ、単純に専権ということを広辞苑で引きますと、権力を欲しいままにすること、思うままに権力を振るうというような意味合いがあるんですね。そういうことを考えると、決して地方自治法でそういったことを言っているのではないんじゃないかなと。要するにこれだと意見を言わなくていい、国がやっていることは黙っておきなさいということになるかと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 専権事項とも申しますが、専管事項とも申します。専ら管理するということにもなると思えます。専管という意味は。そういうものにおいて、国際社会における国の存立として、他国との条約、またルールの取り決め等については、やはり国の名のもとにおいて批准され、締結されていくものと思います。それらの考えからいたしますと、外交とか防衛とかいうものについてはまさにそのような専管のものであると、私自身思っております。

5番（荒田幸司君） 市長のおっしゃることがもう少しよく理解できないんです。結局は、安全保障に関してはやはり専権事項ですから、国が言ったとおり受け入れしながらやっていきますよということで、理解でよろしいんですか。専権事項ということですから、国の、例えば奄美に自衛隊配備しますよという打診があった時は、やはり断ったり、いろいろ意見を言ったりすることはできないということで受け取ってよろしいですか。そういう解釈だと、市長。

市長（朝山 毅君） 国が責任を持って国家、国民、領海、領空、領土を守ることが国の責務であるという意味のことで申し上げているところであります。したがって、地方が異を唱えると、何もできないということではないんじゃないかと、私は思っております。

5番（荒田幸司君） そういった中で、今回打診があった時に、防衛副大臣、または防衛大臣の方に対して、打診を受けた時にどういった意見交換をされたのか、その辺、もしよろしかったらお聞かせいただけませんか。

市長（朝山 毅君） 国の中期防衛計画において、今、南西諸島、とりわけ奄美地域、南西諸島の置かれた地域は隣国並びに国際環境の中において、防衛上乏しい地域であると。したがって、国際社会の中に、またアジア圏域の中、南西諸島地域の中において、やはり防衛という体制を整え、そして地域の皆さんが安全、安心して暮らせるような環境を守っていく責務があると、そういうことであったと私は思います。そういう観点から、私はこの防衛力の乏しいと言われる地域においては、やはり国の責任において領海、領空、領土を守り、地域に住む皆さんの生活が安定してできるような環境づくりに、国が当然の責務であるというふうなことを今までも申し上げてきたところです。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。私は市長と、やはりその考え方といいますか、そこは隔たりがあるように思いますが、これを考えるに当たって、私なりに考えた事を少し述べさせていただきます。

政府は、沖縄県辺野古埋め立て問題で県民の7割が反対を表明しているにもかかわらず、安全保障政策は専権事項ということで、強引に事を進めています。専権という文言を広辞苑で引いてみますと、権力を欲しいままにすること、思うままに権力を振るうこととなっています。この解釈をそのまま当てはめると、防衛については地方自治体や住民が口出しすべきではないということになります。確かに地方自治法には、国と地方公共団体の役割分担について書かれていると思いますが、口出しをしてはだめだということは書かれてないと思います。現に、徳之島に米軍基地の移転計画が持ち上がった時には、奄美群島の市町村一丸となって反対の声を上げています。奄美市は、非核平和都市宣言を行っています。そのような意味では、市長が議会答弁で安全保障は国の専権事項という表現をお使いになり、市民の声を抑えてしまったような気がしてなりません。そのことを申し上げて、一応この質問については終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。公開質問状についてです。戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット、通称自衛隊ネットでは2017年4月21日付けで、奄美市への陸上自衛隊警備部隊・ミサイル部隊、受け入れについて公開質問状を、提出をいたしました。公開質問状の趣旨の紹介をさせていただきます。「奄美の世界自然遺産登録や奄美市総合計画の具体化に向けた日々の御奮闘に改めて敬意を表します。

さて、私も、戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネットでは、陸上自衛隊警備部隊・ミサイル部隊の配備は抑止力にはならない。有事の際には攻撃の対象となり、島民は戦争に巻き込まれる危険が強まるとの思いから反対を表明してまいりました。しかし、現状は基地建設のための土地の造成工事が進められている状況にあります。そのような状況の中で、私も、市長の自衛隊誘致に対する考え方を生の声でお聞きするために、奄美市独自の住民説明会の開催を要望してまいりましたが、残念ながら、お聞き届けいただけませんでした。つきましては、以下のことについて質問させていただきますので、お答えいただけますようお願いいたします。」この文書を添えて公開質問状で提出をさせていただいています。

しかし、この公開質問状については、法的な拘束力がないという理由を添えて、「お答えできません」、と電話での御返事をいただきました。そのあたりの真意をお聞かせいただけないでしょうか。よろしくお願いします。

総務部長（前田和男君） 公開質問状にかかります経緯につきましては、平成29年第2回定例会においても答弁をいたしております。回答しなかった理由としましては、質問の中にもございましたように、まずは「法的な回答義務」がないということでございます。当時は法的な回答義務がないことを御説明の上、回答しない旨をお伝えしております。また、回答しない理由といたしましては、これも以前に答弁しておりますが、質問の多くがいわゆる「入り口論」であり、事業が進捗している現状において建設的な議論がなされないこと。その他の質問に関しても、市民の代表である市議会議員の皆様から御質問をいただき、繰り返し答弁していることでなどでございます。

5番（荒田幸司君） 今、この前文で紹介をさせていただいたように、やはり市長の生の声、この基地ができることによって街がどう変わるのか、70年間以上基地が無かった所に、軍隊のやはり、少なくとも自衛隊云々じゃないですよ。軍事基地ができるわけです。山の中で見えないとはいえ。そういった中で、議論については全部、

すごい奄美にとっては戦後の歴史的な一つの転換点だと思っています。そういった中で、入り口論がなかなか大切にされていないというところで、最後の手段として何とか市長から今の気持ち、私たちが疑問に思っていることを答えたいということ、公開質問状を出したわけです。それが残念ながら答えていただけなかったということで、今、総務部長のおっしゃることは議会答弁等でお話をされていましたが、理解してはいますが、非常にこれ納得しかねることでした。

それで、質問いたしますけど、これまで市政に対してですね、私ども以外に、公開質問状を出された団体とか、個人がありますか。

総務部長（前田和男君） 私の知る限り記憶にはございません。

5番（荒田幸司君） そうですか。例えば、これから私どもが出した質問状は今からでも答えていただいても別におかしくない、というかな。新しい情報として得られるものじゃないかなと思うんですが、そこもやはり検討いただけないということでしょうか。

総務部長（前田和男君） 先ほども答弁させていただきましたが、既に駐屯地は開設もされております。その上で、入り口論的な質問に対して回答することは控えさせていただきたいと考えております。

5番（荒田幸司君） 完全に納得するという形にはなりませんけども、一応今日のところはこれで納めたいと思います。

市長（朝山 毅君） 私が配備したみたいになんか聞こえるんですが、そういうことじゃない。ですから、先ほどから申し上げておりますように、自衛隊の配備については国の専管事項として、国が専ら防衛のために、安全、安定した生活が営むことができるような環境を整備するために、国の責任において、議員は専権という、専ら権利を行使するということをおっしゃいましたが、その裏には最も義務を全うしなければいけない権利の裏付けがあると思います。そういう意味において、私は防衛大臣の話を聞き、また巷間、いろんな方の御意見を聞き、やはり私は配備することに異はございませんということであって、私が配備し、誘致したものではない。国の責任において、この地域を守るためにやろうと思うが、どう思うかと問われた時に、私は、今の置かれた状況などなどを含めて、巷間マスコミ等でこの南西諸島の現況などを伺った時に、やはり大切なことではないかと思ったことによる、私なりの思いで、自衛隊の配備については賛成というふうなことを申し上げた訳でございます。そこにまず入り口のほうで、なぜ私が配備したかというふうなことではないということだけは御理解いただきたいと。

5番（荒田幸司君） 今、市長がおっしゃったことは重々私も承知しています。ただ、最終的に結論出されたのは、やっぱり市長ですね。最終的に受け入れを表明して、市長がやっぱり受け入れを表明しないとおそらく来れないと思うんですよ。それじゃ市長が受け入れ拒否したら、それでも強引に行くってことなんですか。そうはならないですよ。やはりその自治体の首長が最終的に受け入れを表明して、初めてそれは前進できることではないんですか。私はそう思いますけど。

議長（与 勝広君） 今ので答弁ありますか。

市長（朝山 毅君） 私の権限、責任義務を超える防衛という国家理念に基づく事業といいますか、仕事であるといえますか、そういうことだと思っておりますので、御案内のとおり、各地域においてもそのような事案が発生していることも、もう既に荒田議員は御承知のことと存じますが、やはりより多くの皆さんの気持ちを大切にしながら、国民を守っていくという権限、そしてその裏には、それ以上の責任義務を全うしなければいけないという相反するといえますか、そういう責務を背負っているのは国であるというふうに私は思っています。

5番（荒田幸司君） 市長のおっしゃることはよく分かるんです。理解もできます。ただ、やはり地方自治の本質、そこは住民の福祉の増進ということであります。だから、その基地が置かれることによって、そこが福祉の充実、そういったことに障害になるということを考えたら、おそらく断られると思うんですよ。ましてや憲法前文には、やっぱり政府の声によって再び戦争に、それは起こることのないように、そういったことでは、やはりそういった判断をしたらストップをかけるということは、市長の責任としてはあると思う。ただ、それは市長が感じなかったからそれはそれで受け入れを表明したということにはなるのかなと思いますが、そういうことですか。

市長（朝山 毅君） 一因としては、まず第一に国民の領土はもちろん生命、身体、財産を守るという第一次的な自衛隊の崇高なる任務、また第2次、第3次的には、この地域は災害の多い地域で、消防、警察、我々行政など含めて賄い得ない大きな災害等が発生した場合、やはり総合機動力のある自衛隊というのは、全国各地で、この災害等見てもおわかりのとおり、やはり頼りになるという思いもあります。加えて、平成22年10月20日の豪雨災害のとき、40名の自衛隊員があのだ庁舎に寝泊まりしながら、何の水も提供要らない、何も要らない、朝早くから夜まで働いていただいた、あの前線に立ち、復旧復興に尽力したあの自衛隊の機動力、あの姿勢、そしてそれを私直に感じた者の一人として、そういうことも含めてこの地域においては、より地域を守っていただく総合体力といいますか、総合力を持った自衛隊員がいるということは、一面、有事に備えての体制作りにもなるというふうなことも、私の大きな判断の一つであったことも事実であります。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。この質問については、一応これで終わりたいと思います。次の質問に移ります。

2018年4月と9月に市民有志で、シール投票実行委員会を立ち上げ、奄美のミサイル部隊の必要かどうかについて、シール投票を実施をいたしました。すいません、画像をいいですか。これが4月に実施をした結果で、実質的にはミサイル部隊が必要だと思ったら一番小さな、こちらから見ると青のところですよ。それからミサイル部隊が必要でないというところはグレーの部分です。こういった形で見ていただくと、次の表までお願いします。大体同じような形で、実績には数字が見えないと思いますが、4月に実施した全体で201名が投票に参加していただいておりますが、ミサイル部隊が必要がないという方6名で3.0パーセント、ミサイル部隊が必要だという方が6名です。必要でないが154名で76.6パーセントでした。9月の実施では、ミサイル部隊が必要という方は14名、246名中14名、5.7パーセント、ミサイル部隊必要でないという方が246名中196名で79.7パーセントという状況でした。こういった結果を前もって資料もお示しをしていますけれども、これをどういう形で受けとめるのか、ぜひ意見をお聞かせいただきと思います。

総務部長（前田和男君） 御質問のシール投票につきましては、いろいろな御意見があることは承知しております。投票方法、対象者など詳細については把握いたしておりませんので、具体的な答弁は控えさせていただきます。奄美駐屯地における部隊配備につきましては、当該地域における安全保障問題に鑑み、防衛計画の大綱または中期防衛力整備計画に基づき決定されるものと認識いたしております。いずれにいたしましても、これまで申し上げてまいりましたとおり、必要な情報については議会の皆様、市民の皆様と共有し安全・安心な市民生活環境の確保、向上に取り組んでまいりたいと存じます。

5番（荒田幸司君） 分かりました。それじゃ、私なりの見解を報告をさせていただきます。この数字の一つの捉え方ということでは、12月の6日から3日間、NHKが行った内閣の支持率の世論調査そして無作為に抽出した2,150人の方に電話で聞き取りを行い、1,238人の方から回答を得ています。そして結果は内閣支持率45パーセント、不支持が37パーセントというような数字が出ています。何を言いたいかといいますと、今回、これは回答をなさった方は大まかな数字で国民10万人に一人の回答です。私たちが行ったシール投票は200人から250人というところですが、大体200人に1人が回答をしています。そういった意味ではこの数字の重みといいますか、これ私なりの捉え方ですが、やはりやり方もいろいろ違いますから、一概に言えませんが、やはり10万人に1人の回答で国民の皆さんにこういった指示ですと、これはずっと続けてきてい

ますんで、200人に1人回答した結果がこうだということでは、非常にやはり数字の重みとしてそれなりのものが出てきているんじゃないかなと私は思うんです。ですから、何らかの形で、やはりミサイルにはすごい違和感があるということはあるようですので、ぜひ市民の皆さんの意思を確認するために、何らかの対応をする必要があるんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

総務部長（前田和男君） アンケートの方法等については、いろんなやり方があることは存じております。市民の意見としてこういう意見があることも、十分に認識はしているところです。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、安全保障問題については防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画に基づき決定されるという認識を持っているということでございます。以上です。

5番（荒田幸司君） 分かりました。これ以上の質問といたしますか、そこは控えたいと思います。次の質問に移ります。

市長が陸上自衛隊の受け入れを表明して以来、市民団体、戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネットから再三にわたって住民説明会を求め、議会への陳情や市長への要請書が提出されていたのは御承知だと思います。しかし市民団体の陳情は議会で採択されることなく、2016年6月2日以来住民説明会は一度も開催されることなく、今年の3月の16日に陸上自衛隊奄美駐屯地が開設をされました。そして駐屯地開設から半年経った9月には、早くも日米合同訓練オリエン特・シールド19が行われました。市民は置き去りにされている状況ではないでしょうか。

そこで質問いたします。先月の11月の17日に、昨日、関議員からも質問がありました、防衛セミナーが開催されています。これで市長は市民への説明責任は果たされたとお考えですか。いかがでしょうか、お答えいただけるとありがたいです。

総務部長（前田和男君） 防衛問題セミナーにつきましては、本年3月末に開設しました陸上自衛隊奄美駐屯地における活動や訓練内容について、市民の皆様にも説明する機会として九州防衛局の協力により、先月17日に開催されております。2部構成となっており、第1部では、日本大学危機管理学部の勝股教授に、南西地域の安全保障問題とあわせて島嶼防衛の必要性について御講演いただきました。第2部では、奄美駐屯地指令の平田警備隊長から奄美大島に所在する陸上自衛隊の概要として、その活動や訓練などについて、しっかり御説明いただいたものと考えております。

5番（荒田幸司君） といいますと、これ以上の説明会をする用意はないといいますか、必要ないとお考えということでしょうか。

総務部長（前田和男君） 現時点で次の説明会の準備はできておりませんので、次の説明会をやる予定は今のところございません。

5番（荒田幸司君） 時間もありませんので、これ以上は質問いたしません。ただ私が今このような質問をしなければならぬのは、安全保障は国の専権事項であるということを経由して、計画を進める上で最も大切にされるべき入り口論が大切にされなかったからだと思っています。昨日、関議員からも、まちづくりの中に自衛隊基地をどのように位置付けるかとの質問がありましたが、市長は余りまちづくりとは関係ないのではないかと感じているように感じました。非常にどうなのかなということに疑問に思っています。

軍事基地が作られたということは、相手からしたら事を構える用意があると見ておられると思います。侍でいったら、これまで丸腰だったのが刀を持つということになるでしょう。まして、安倍政権の戦争できる国づくり、市長は専守防衛としていますが、安倍政権は集団的自衛権の容認をしています。北朝鮮は日本にミサイルを発射したら、やっぱ自分たちは滅びる、そう思うと、覚悟してからしかやらないんじゃないかというふうに思います。そういった意味では、結局、北朝鮮も本当に戦争をやる気があって、日本を脅すつもりだったら原発やるんじゃない

ないかなと、私は個人的に考えます。そういったことで、はっきり言って自衛隊基地は必要ないという考えを持っております。以上を述べまして、この質問については終わりたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に移ります。公共交通機関に関して。このバス運行については、これまで大迫議員、竹山議員、そして安田議員が、それぞれ質問をされています。したがって、私の質問は、市民の皆様から意見をいただいたところを、具体的なところで質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つは、春日町にお住まいの方からバスの利用についてお伺いしました。その中ではワゴン車タイプの車両に変わって、非常に低床になったということでは、お年寄りの方は非常に乗りやすくなったということはお褒めいただいています。しかし、田雲団地から奄美小学校で乗り換えるんですけども、それが非常に不便だと、要するにもう一回乗り換えないと市内には来れないということで、そこではできたら永田橋までで乗り換えにしてもらうとありがたいという御意見でした。それから乗り換えたときに、乗車証明券が発行されるわけですが、それがやはり市民の乗っている方と運転手がよくそのことを知らなかったりして、結局二重に運賃を払ったりした時期があったということもお伺いしています。

それから、先ほど安田議員も質問した、小宿の里の方ですが、これは新聞に載っていたことについては、私も内容を見まして、やはりこれが代表的な困った意見だろうなというふうに思いました。それで、やはりそのところは待ち時間の問題、特に天気が悪い日の待ち時間が非常に苦痛だということをおっしゃっていましたので、その辺については早急な対応が必要かなというふうに思いますが、ただ、先日ダイヤ改正についてのお知らせがあったんですね。今、試験運行ということでやっているんで、かなり丁寧にきちっとしたものができ上がって配られています。だからそういった意味では、簡単にこれを時刻を変えたりするのは難しい状況にあるのかなというふうには、私は感じましたけども、ただ、困っている意見がある以上は、何らかの対応をしてほしいと。

それから、一つですね、古田町のグリーンストア前で買い物をするお年寄りの方がみんなしている。帰るのに非常に混雑をするということで、そこをぜひ緩和をしてほしいと、状況によっては事故につながらないかと心配もなさっているようです。そういった意見もありましたので、そこら辺を踏まえて今後の対応について御意見いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えいたします。実際の運行につきましてはバス事業者が実施しておりますが、路線全体の再編計画については、本市が事務局を務める「奄美市地域公共交通活性化協議会」において協議したものであり、廃止路線代替バスについては、本市から運行依頼をしておりますので、今回の再編に伴って寄せられる市民の皆様からの、今、議員から御指摘のあった様々な御要望等については、本市担当課においても承っているところでございます。その中で、バス事業者とは、日常的に連携を今図っておりますので、それぞれお預かりした情報については全て共有を今しているところです。今後の対応について協議、検討をこれからさせていただければという考えておりますので、その中で、やれる分については、早急に対応するというところで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。それで、一つだけ御質問なんですが、このバスのことについて意見とかあるんで、意見を言いに市役所に行ったらたらい回しをされたというようなことも伺っているんですが、市役所に来たら陸運局に行ってください、陸運局に行ったらバス会社に行ってくださいみたいにそういう、どこに持って行ったら良いのか分からないという方がいらっしゃいますけども、こういった意見、バスに対しての苦情や意見についてはどこにということで、窓口一本化ができる訳ではないんですか。いかがでしょうか。

商工観光部長（武下義広君） 先ほども答弁させていただいたんですが、バスの運行につきましては、バス事業者さんが責任を持って運行をしているということですので、その中で、例えば乗り継ぎ券がなかなか取れないよとか、そういう話だったらバス事業者さんのほうに御連絡いただければと思っています。その中で、またバス関係の整備とか、その辺の話となれば、私のほうの商工観光課のほうに問い合わせいただければ、窓口担当者もいますので、その中でお話しは聞けると思います。いずれにしても、バス事業者と市の担当とは情報共有しており

ますので、そういう形で御理解をいただければと思います。ですから、運行につきましては、バス事業者さんのほうに話をしていただければと思います。以上です。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。ちょっと言い方悪いんですが、苦情の種類、意見の種類によって市役所のほうに言ってくるか、バス会社に持ってくるか、住み分けてくださいということになりますか。

商工観光部長（武下義広君） 一応、当然私どもも、その中で一緒に共有しながらやっていますので、当然商工観光のほうにも来ていただいても構いませんので、そういう形で情報は必ず共有していきますので、そういう形でお互いバス事業者とともに改善に向けて取り組んでいきたいというに考えています。

5番（荒田幸司君） ありがとうございました。それじゃ次の質問に移ります。

高齢者のバス料金無料化について御質問いたします。このことについては、2014年第2回奄美市定例会に市民団体より陳情があり、本会議で採択されたと記憶をしています。それが、現在、お達者ご長寿応援事業として実施されていると思いますが、その経緯について御説明をいただけませんか。よろしくお願いします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 高齢者へのバス料金の助成制度創設と低床バス導入促進につきましては、ただいま御案内ありました、平成26年6月議会へ請願がなされたところでございます。当時の状況としましては、高齢者がどの程度バスを利用しているのかを把握することが困難であるため、費用の試算等をどのようにするのかなど諸課題があり、高齢者の生活支援、外出支援の観点から制度の必要性を認めつつも、1年限りではない制度の持続可能性も求めなければいけないということなど、その実現については慎重な検討が必要な状態でした。

一方、平成26年度末に国の政策として、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、いわゆる地方創生が提案され、その中で1年限りの施策であります消費喚起・生活支援型メニューを活用しまして、高齢者の交通機関利用ニーズ調査として70歳以上の非課税者を対象に、平成27年6月から12月までの間、1人5,000円分の補助券を発行し、高齢者のバス、タクシーの利用状況について、全額国の補助金を使い実証実験を行ったところでございます。この結果、事業の継続を望む声が多く寄せられ、また外出機会の増加につながっていることが明らかであったため、平成28年度からは75歳以上の方全員へ外出機会の創出と介護予防の推進及び70歳以上の運転免許証返納者への支援を目的としまして、市内のバス、タクシーなどの交通機関、運動施設など、介護予防での利用を可能とした、お達者ご長寿応援事業を一般財源にて実施し、この事業が現在まで継続しているという状況でございます。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。それで質問です。このお達者ご長寿応援事業、これを利用されている方は対象者のうちどれくらいいらっしゃるのでしょうか。ちょっと質問の項目になかったかもしれませんが、もしお分かりだったら教えてください。

保健福祉部長（奥田敏文君） これは平成30年度でございますけれども、対象者に対して、対象者がおよそ6,800人ほどおりますけれども、発行率が74パーセント、およそ4分の3でございます。更にこの中で使用したもので考えてみますと、これが同じく76パーセント余りと、76パーセントの方が使用しているというところでございます。

議長（与 勝広君） 挙手をして。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。今のところ市としてはこの事業を当分続けていこうという考えかなというふうに感じますけれども、このときに、私どもは恐らく、先ほど別の事業でその費用を一定使えるということがあったような気がいたしますが、恐らくこの高齢者バス料金無料化にしていくのは、やはりどうしても財

源の問題があるのかなということは、私も考えています。そういった中で、例えば瀬戸内のほうは80歳から導入しているんですね。そういった年齢を高めてでも、まず導入していただきたいということの思いがあったものですから、これに替わったということを聞いたときには、あらっという感じを持ったんですけども、それでも地域の方々は非常に喜んでいいるということはありません。

ただ、今後、やはりバス料金の無料化については、ぜひ検討していただきたいという思いがありまして、奄美群島の12市町村のうち実施されてないのはごく少数なんですよね。先ほど瀬戸内ということがありましたけども、ほかの市町村でも、宇検村とか龍郷とか周りのところはやって実施をしています。ですから、皆さんも御存じだと思うんですけども、やはり高齢者のバス料金の無料化ということは、大きな効果があるといえますか、例えば高齢者の福祉なんか向上ということだったり、高齢者の外出を促進することで、閉じこもりがちの防止と健康増進につながる。それから高齢者は交通弱者になりやすく、収入も年金などに頼る生活ですから経済的な側面からも援助になる。助成した運賃が民間企業に入るとはいえ、地域の交通網維持を目的とした利用促進の一環、もしくは環境の負荷です。私もともと、奄美は車社会ではなく、公共の交通機関をしっかり整備することで、癒やしの島を目指すのが良いんじゃないかな、車はできたら乗らないような状況を作るのが一番良いかなというふうに考えていたところなんです。そういったこと等はぜひ今後高齢者のバス料金の無料化についても御検討いただきたいと強く感じています。ぜひ高齢者の方の、私も意見聞いたりして推進できるように力を尽くしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それじゃ次の質問に移ります。次は、社会保障・福祉政策関係です。この10月から国の制度で、幼児教育・保育無償化について2017年秋の衆議院解散時に、安倍晋三首相が全世代型社会保障の一環として打ち出した、幼児教育・保育の無償化が2020年4月からの開始を前倒しをして10月から、消費税のアップと同時に始まりました。この制度の導入に当たっては、保護者や専門家などから無償化よりも待機児童解消のほうが先だ、低所得者より高所得者世帯に予算が投じられる、格差を広げるこのうち優遇政策だなどの声が上がっていることが、新聞紙上で紹介されています。また、幼児教育・保育の無償化に対する共同通信社が、全国の計103の全国の自治体に調査を行ったところ、国の基準では無償化とならない世帯に対し独自財源で何らかの経済的支援を実施、また検討している自治体が、鹿児島市など62地区と6割に上ったことが報道されております。

そこで質問です。奄美市における副食費の有料化による保護者の負担はどのくらいになるのか、また、副食費の助成については、どのようにお考えになっているのか、御答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 幼児教育・保育無償化に伴う副食費の保護者の負担についてお答えいたします。副食費につきましては、幼児教育・保育無償化以前も保育料の一部として保護者に負担をさせていただいておりました、今般の幼児教育・保育無償化に伴い保育料は無償化されますけれども、副食費に関しましては、引き続き保護者に負担をさせていただくという見解を国が示しております。併せまして、それまで保育料そのものが減免されていた方につきましては、減免を維持するとともに、減免措置の対象範囲を、年収260万未満相当から年収360万未満相当の世帯まで拡充をしているという状況でございます。また、副食費の徴収額につきましても、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した食材の費用を勘案して定めるというふうになっております。

本市としましては、私立の保育施設に対して国の見解を示すとともに、それぞれの施設で副食費の金額を設定して、施設を利用する保護者に理解を得るように周知をしたところでございます。このようなことから、本市の私立の保育施設につきましては、それぞれの施設で金額設定をさせていただいたところでございますが、結果としましては、全ての施設の保護者の負担金額は月額5,000円というふうになっております。公立保育施設につきましては、実際に給食に提供に要した食材の費用などを勘案して、月額同じく5,000円を保護者に負担金額として示したところでございます。

続きまして、副食費の市独自の助成についてということで、お答えをしたいと思います。議員御指摘のとおり、大島郡内の他自治体では、独自に副食費の軽減を図るための施策を検討しているところもあるというふうに伺っております。本市としましては、まず、国の制度設計に基づき幼児教育・保育無償化を着実に実施していきたいというふうに考えております。新聞報道等によりますと、国のほうでも今般の幼児教育・保育無償化の財源が当初の見込みよりも不足していたということで補正予算を検討しているというふうに伺っております。そのような

ことから、本市としましては幼児教育・保育無償化を、年間を通して実施した結果や長期的な財政状況の見通しなども踏まえた上で、副食費の市独自の助成については検討すべきだというふうに考えております。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。ということは、今、部長からもありましたけども、やっぱり奄美群島の市町村、具体的には宇検村、天城町、和泊、知名、与論で検討が始まるということは聞いています。鹿児島県内でも43の市町村のうちの21の市町村で検討が行われているという状況です。そういった状況では、確かに安倍政権となった政策の少し尻拭い的なところは、市町村にということがありますけども、ぜひ奄美市でもこの助成について積極的に検討していただくということをお願いして、この質問については終わります。ありがとうございました。

次の質問です。奄美市唯一の銭湯「千代田湯」については営業を停止していたんですが、今日の情報で二、三日後には営業を開始するということがございました。ですから、私が質問しようと思ったことがすぐには役立たないということになりますけども、このことについて、一応皆さんが何か情報をつかんでいて、こう対応しようとか、これから考えていることがありましたら、少しお聞かせください。よろしくお願いします。

保健福祉部長（奥田敏文君） 御質問の市内の銭湯千代田湯が営業を休止していたということは、銭湯を利用しています高齢者の方が困っているということで、市に相談がありましたので、そのことで把握をしたところでございます。その詳細な事情などについては、私どもは承知しておりませんが、経営者が高齢であることなどからくるものではないかというふうに聞き及んでおります。相談への対応につきましては、高齢者が利用できる入浴施設として、名瀬地区長浜町にあります奄美市老人福祉会館を紹介して、その利用を促したところでございます。市といたしましては、当会館の利用や民間の他の入浴施設の利用をお願いしたいというふうに考えております。

5番（荒田幸司君） ありがとうございました。私も一応そういった状況、地域の方々から伺って、老人福祉会館と、あと港湾労働センター、ここが利用できるということで、少し情報としては流した経過がありました。ただ、老人福祉センターに行くのに、一応バスが向こうのを使えるということなんですが、朝行って帰りが2時くらい、帰りはやっぱり時間があるんです。そういった意味では不便さを感じていたり、される状況で、できたら、まだ当分そのお風呂が開始されないんだったら、この千代田湯から1日1回でも、何かバスでも出せないかなということのお願いをしたかったところです。ぜひ今後も起こりうることで、その辺はぜひ検討いただいて対応できるような形にしていきたいと思いますということでお願いして、この質問については終わります。ありがとうございました。

最後になりますが、教育行政について質問致します。大学の入学共通テストの民間英語検定試験について、経済的、地域的格差を広げ、入試の公平さを損なうと批判を浴びていた大学入学共通テストでの英語民間試験の利用が2024年度まで延期となりました。今回、多くの批判があり、実施は見送られましたが、大学入学共通テストの民間英語検定試験は何が問題だったと認識をしているのでしょうか。高校ですから県立高校ということもお伺いしていますが、そういった意味では少し範疇が違うということもあるようですけども、やはり奄美に住んでいる高校生のことです。ぜひ受けとめていただいて御回答いただきたい。それと、あと最大の被害者は受験生だと声があります。実施された場合、奄美の学生に与える影響、やはりこれは一定調査をして県のほうに連絡をするということも必要でしょう。そういったこと踏まえて、ぜひ御見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） 大学入学共通テストの民間英語検定試験についての御質問にお答え申し上げます。新聞紙面でも報道されております大学入学共通テストにおける民間英語検定試験の活用についてでございます。このことにつきましては、以前より受験生における経済格差や地域格差が生じないようにしてほしいという要望がなされたり、複数の英語検定試験があり、受験生がどの検定試験を受験すべきか判断が難しい。また民間試験への対策が高校での英語授業の目的になってしまうのじゃないだろうかという課題が論じられていたりしていたところで

す。しかしながら、上記のような課題が解決に至らなかったこと、また試験日時や会場等についての詳細も発表されていないことから、実施が見送られた原因の一つであると考えております。以上でございます。

5番（荒田幸司君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。それで、今後、数学や国語については、文科省は予定どおり、2020年から実施をする方針を掲げていますが、教育関係者、それから高校生、野党らは目的、内容、公正性などに重大な問題があるとして、中止を求める声も高まっている状況にあります。ぜひ奄美の学生に与える影響について詳細をつかんでいただき対応をお願いいたしまして、この質問について終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

これで質問全体を終わります。初めての質問で非常にちょっと破れかぶれの質問になった部分もありましたけど、皆さん丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。引き続き、皆さんと協力して福祉の充実したまちづくり、住みよいまちづくりに力を尽くしていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 以上で、日本共産党 荒田幸司君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。議案等調査のため、明日12日を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、明日12日を休会といたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。12月13日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
令和元年 12 月 13 日
(第 5 日 目)

12月13日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	橋 口 和 仁 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番 松 山 さ お り 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	財 政 課 長	國 分 正 大 君
契約・検査指導 課 長	坂 元 久 幸 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
建 設 部 長	橋 口 義 仁 君	都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君
建 築 住 宅 課 長	岡 江 康 裕 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
水 道 課 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

12月13日(5日目)

生涯学習課長 大庭 勝利 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
--------	----------	----------------------	---------

主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	議 事 係 主 査	堀 健 太 郎 君
---------	-----------	-----------	-----------

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

日程第1、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第124号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更についてまでの26件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議案26件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を順次許可いたします。

最初に、自由民主党 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

17番（伊東隆吉君） おはようございます。自由民主党会派の伊東隆吉です。今回の一般補正によります総括の質疑を行いたいと思います。

まず、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について、26ページですけれども、債務負担行為の補正、第2表債務負担行為補正、奄美市本庁舎建設事業及び奄美市市民交流センター建設事業についてお伺いいたします。

いわゆる、この本庁舎建設事業というのは、皆様おわかりのように、市民広場及び立体駐車場の建設事業であります。今回補正の増額が挙がっております。2件とも。債務負担行為が結構大きな金額が挙がっておりますが、まずその債務負担行為が、このように2件とも増額になったその理由は何なのか、まずこれが第1点。その次、入札をして二度も不調というのは、私も議員になって約20年近くなりますが、余り聞いたことがありません。この不調の原因は何なのか。

3点目は、このような経緯を聞いた上でのことでもありますけれども、今後のスケジュールとしてどういうふうに事が、この建設に関してはなり得るのか、いわゆるそれは当初の計画がずれ込むということも考えられるからであります。特に、市民交流センターに関しましては、教育関係、市民の皆様が大変期待をしている、そういう施設であることは言うまでもありません。この建設、交流センターに関しては、各それぞれ委員会を通して、各界からいろんな方々の意見を集約して結果に至ったことは、皆様御存じで全協でも説明したことは御存じであります。結果として令和2年にはでき上がるということまで発表されていることでありましたことは、皆様おわかりのことと思います。そのような中で、この入札においてこのような事態になったことは、議会としても聞かなければいけない、こう思うから今回の総括質疑に至っております。この3点をまずお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） おはようございます。それではお答えいたします。債務負担の2件の件ですが、1の（1）、（3）のほうで、財政課のほうで関連するのがありますのでまずお答えいたします。

まず、（1）の債務負担の増額の理由につきましてです。市民広場・立体駐車場整備工事及び市民交流センター新築工事、こちらは生涯学習課になりますが、この両件とも公告日や入札日など、同様の日程で進めている案件でございます。ですから、この答弁につきましては私のほうで一括してお答えをいたしたいと思います。

今回の債務負担の増額につきましては、前回、議員がおっしゃいましたように、2回の入札を行っております。1回目が元年の、今年の8月の7日、もう一回が11月の13日と、やっております。その入札の結果が不調に終わったことによるものでございますが、この入札の結果を受け、現在設計の見直し及び不調の原因を精査している最中でございます。この作業には2カ月程度の期間を要しますが、市民の利便性を考えると、早期の工事の着手が望ましいと考えております。それに向けて年度内の、令和元年度です、年度内の入札を行うためには期間的に余裕がないため、今議会に債務負担の補正予算ということで提出をさせていただいたところでです。

次に、（3）の今後のスケジュールのうち、財政課が所管しております市民広場・立体駐車場整備工事につい

てお答えいたします。

市民広場・立体駐車場整備工事の今後のスケジュールでございますが、現在、先ほど申しましたとおり、設計の見直し作業を行っており、年度内に入札を行いたいと考えております。入札後、3月議会への議案上程に向けて今作業を進めており、工事完了時期につきましては、前回の全員協議会の説明から若干延びまして令和3年、2年度中にはなるんですが、令和3年1月末を見込んでおるところでございます。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁の続きがありますよね、はい、ちゃんと職名名乗り出て。

契約・検査指導課長（坂元久幸君） 皆様、おはようございます。

それでは、（2）の不調の原因は何かということについてお答えいたします。

まず、結果を申しますと、今回の入札2件ともでございますが、それに関しましては、参加JVの入札価格が予定価格に達しなかったことによる不調でございます。考えられる原因といたしましては、全国的に民間及び公共工事の発注が増加している一方で、建設工事における就業者数は減少しており、これに伴う資材価格、人件費の高騰、また手持ち工事量など、様々な要件が考えられるところでございます。以上でございます。

議長（与 勝広君） 答弁漏れは……はい。

生涯学習課長（大庭勝利君） おはようございます。それでは、御質問の奄美市市民交流センター建設工事の今後のスケジュールについてお答えいたします。

現在、設計の見直し作業を行っており、年度内に入札を行い、入札後3月議会への議案上程に向けて作業を進めております。今後のスケジュールにつきましては、令和3年春のオープンを目指しているところでございます。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁漏れはありませんね。

17番（伊東隆吉君） 大体概ねは理解をいたしました。それでは、今回のこのような二度もということが、やはり市民の皆さん含め、特に建設関係の皆様もいろんなことで憂いをしていることだと、そういうことも聞いております。なぜなんだと、私個人的にも、確認の電話が入ったりいろいろあったのは事実でありますので、そこでなぜ、結局不調に終わったあとの再公告の段階で、いわゆる設計額の変更をなぜ行わなかったのかと、こういうことであります。二度もということは、1回目のほうは皆様、我々議会のほうでも、8月の時の全協、9月議会の全協において、公告期間が非常に短かったんじゃないかという指摘があったこともありました、全協において。これは何名からの議員から言って、それは真摯に捉えているということで、当局もそのように説明したことははっきり覚えていることだと思います。

そういうことも踏まえて、それが主な原因じゃないと思いますけれども、そういうのも含めて今回2回目の11月の13日ですか、に再度公告を出した時には、また同じく業者としても1JVがあったというふうに聞いております。そこで、この設計額の変更、いわゆる予定価格の変更というのを、今回の補正では、いわゆる本庁舎のほうが約2億6,000万アップ、それから市民交流センターが3億7,990、こんだけアップしているんです。相当な額がアップしている。こういうことがやっぱり理解できなかったのかということも含め、そしてなぜそのときにしっかりとすることができなかったのか、予定変更が上げることができなかったのかということの少し気になりますし、特に、この本庁舎を建設した際にも、途中で8,000万余の補正を組んだことがあります。これ間接経費っていろいろありますので、間接費、これは致し方ないことだと思って我々も認めました。そういうことも含めて流れは全部わかっていた中でのものがあると思います。

そこでまず聞きたいのは、この設計額の変更、いわゆる予定額の変更のアップを考えることができなかったのか、なぜそれができなかったのかというのが1点。先ほど申し上げた二度の入札においても、JVが1社、それぞれ1社がまた続けて入札をしているということは、普通の一般市民から考えたら、入札というのはそういうも

のなのかということで、やっぱり懐疑的なことに考えられる人も出るやもしれません。したがって、今回我々議会でも、これはなぜなんだということも聞かなきゃいけないし、特に入札の公告において、地元業者も含めての3者というなのが出ておりました。県の採点点数のいわゆるP点（経営事項審査総合評点）というのも1,200点という大変高い点数を上げられたのも理解をいたしています。その辺を含めてなぜ1社のみ参加しているというふうに考えることができるのか、我々議会としてもなかなか非常に理解するのが困難なことがあります。この辺のことも含めて原因をどう考えるのか、この2点。

そして、入札参加条件のそこにおいて、結果的に見直し、そういうことはできなかったのか、また今後見直しに関して、新たな3回目はどういうふうなことを考えているのかも含めて、これを再質として明確にお答えいただきたいと思います。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） それではお答えいたします。

再質問が3点ありましたが、そのうちの2点財政課のほうで、まず、再公告の段階での設計の変更を行わなかったのかという点と、3点目の入札参加条件の見直しはということでお答えさせていただきます。

まず、1点目です。なぜ行わなかったのかということでございますが、こちらの件も先ほど申し上げましたように、市民広場及び市民交流センター同時に作業しておりますので、私のほうで一括してお答えさせていただきます。

議員、今おっしゃったとおり、9月議会中の全員協議会でも御説明させていただきましたが、先ほど申しましたように、8月7日に執行した当初入札では公募期間が11日間、設計図書の閲覧期間が21日間としておりました。この期間につきましては、奄美市制限付き一般競争入札実施要領の規定に基づきまして算定をしたものでしたが、公募の結果、入札不調となっております。入札後、再公告を行う前に設計額の精査を行いました。積算基準に沿った設計であったということを確認できましたので、直近の最新単価にのみ更新を行ったところでございます。市としまして、この公募期間が短かったことが不調の原因の一つではないかと考えまして、再公告では、多くの入札参加業者が見込めるような公募期間を32日間、先ほどは11日間、次は32日間、次の設計図書閲覧期間を55日間、1回目は21日間、と設定し入札を執行したということでございます。

次に、3点目の次の入札参加条件の見直しはということでございますが、こちらのほうは財政課の市民広場と市民交流センター別々で答弁させていただきます。

市民広場・立体駐車場整備工事に関しましては、敷地の全体の緩やかな高低差がありましたので、高低差を活かし2階が玄関までの階段、スロープ、車道が計画され、庁舎の免震建物との接続など施工精度の確保や各部の取り合いが難しくなることが予想されます。また周辺環境を見渡しますと、近隣には住宅地や小学校、幼稚園、地域の住民が利用するバス停などもございます。常に住民の往来も予想されることから、工事施工者には、近隣環境に対して配慮の行き届いた安全管理能力として、狭小地、狭い地です、での施工経験を、多く有し、建物の高い施工品質管理能力、施工計画能力等、総合的な技術力が不可欠と考えております。これらのことを総合的に勘案しまして、JVの代表の条件としておりますので、入札参加条件の見直しは行わないで、3回目も実施させていただきたいと考えているところです。以上です。

建築住宅課長（岡江康裕君） おはようございます。それでは、議員御質問の再質の二度の入札で1社のみ参加していることに対しての原因をどう考えるかということについて、お答えしたいと思います。

先ほどの契約・検査指導課長の答弁にもありましたが、全国的に一般公募で行っている庁舎建設などの大型の公共建築工事につきまして、「参加者なし」や「入札額が予定価格に達しない」など、入札不調になり複数回の公募を行っている事例が散見されております。当該自治体へ確認したところ、民間の建築工事も含めた工事量の増大などに伴う技術者・作業員等の不足や人件費、資材価格の高騰などが主な理由とお伺いしております。当該2件の案件につきましてもこれらの理由が、参加者が1社のみとなった大きな原因の一つと考えております。

議長（与 勝広君） 答弁漏れは、はい。

生涯学習課長（大庭勝利君） 御質問の入札参加条件の見直しについてでございますが、奄美市市民交流センターにおきまして、多目的ホールはコンサートや映画上映などの目的での利用も想定されているため、遮音性能、音響性能など音に対する性能も求められます。このため施工業者には通常の建築の知識、経験に加え遮音や音響などの多くの知識、経験が求められることから、工事の規模や施工実績など総合的に勘案して、JVの代表者の条件としておりますので、入札参加条件の見直しは行わないこととしております。

17番（伊東隆吉君） ありがとうございます。今の答弁で今の現状、国内における入札の今の現状、各都道府県においてもそういう不調の件数が散見されると、こういうことでありますので、確かにそれもあるかもしれませんが。だからといって、ということができないのが、今回のことであると思いますので、やはり今回の件は、その入札を2回した上での予定価格の見積りの段階がなかなかできなかったということ、先ほど言われた中で、公告期間が短かったからということで、それも実際五十何日延ばしたのもありがたいと思います。それでも同じ1社しか来なかったというのは、やはり何がしか気になる場所でもあります。いわゆるそのP点を上げただけじゃなくて、特に交流センターにおいて見たら、今答弁のあった中で、特に音響施設とか、そういう関係はしっかりとしなければいけないというのは、まさにそれはそうだと思います。いい加減な音響じゃそれは確かに聞くほうもよくないし、市民もこれじゃなんねと言われる。そういう技術的なことも含めてしっかりと建築してもらわないといけないのは確かでありますので、これも結果的には、設計の段階にどこまで組み込まれているかわかりませんが、中の機材一切合財までは把握できるかわかりませんが、しかし、当局において再度予定価格をするときに、今言われた人件費、これも一つの間接経費も入ってくるであります。人集めもなかなか奄美市も大変だという話は、奄美市の本市における建設業界の話も聞いております。人がいない、しかし仕事はいっぱいあるんですよ、伊東さん。よく言われるんです。人がいない、人材がいない、どうしたらいい、あちこちから連れてこなければいけない。当然それには費用もかさむ。それが先だつての間接費に上がってくる訳です。当然こういうのも含まれているというのは、当局がわからなければいけないことなんです。そういうことをしっかりと把握するべきだと、私は今回思いましたので、今の現状が日本国内における建設の不調という、これが現状だと言われればそれでお終いです。それは、奄美市においたらあつてはいけません。そう思っている一人でありますので、今後、今回の入札の二度不調というのは、余りいい材料ではないというのは市民が皆思っています。皆さんが期待をされている本庁舎の合併後の最後の形を現す本庁舎ですので、しかも、正面入口をしっかりとした形で作らなきゃいけない。日程的にも延ばす訳にはいかないのが本当なんです。

交流センターにもしても然りです。先ほど申し上げましたけども、交流センターにおいてはしっかりとした冊子ができて皆さんに、議会に皆配りました。これにも令和2年とちゃんとなっている。こういうことを含めて市民の人たちの気持ちも含めて、今回この質疑に立っておりますので、こういうことを全体的な捉え方として、今後考えなければいけないと思っております。今回の件は、市長に特段お伺いしませんが、入札の総括責任者、副市長、どうあるべきかということを含めて答弁願います。最後です。

副市長（東 美佐夫君） 議員の御案内のとおり、御指摘のとおりですが、市民交流センター、市民広場とも多くの市民が早期の完成を待ち望んでいただろうというふうに思います。そういう意味では、今回の結果については大変重く受け留めているというところでございます。ただ、市民の税金の適正な支出、或いは公平公正な事務処理、そういうことに努めたという点は御理解をいただきたいというふうに思います。経緯については縷々今、課長のほうから説明がございました。今後については、全国的にも同様の事例が多数散見されるということでもございますので、こうした事例をしっかりと調査した上で、今後適正な入札執行に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（与 勝広君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。（1）番については、今、伊東議員のことでかなり状況が明らかになったというふうに思いますので、私なりに少し質疑をさせていただきます。

先ほどもありましたとおり、奄美市本庁舎建設事業8億9,600万円の債務負担、また奄美市市民交流センター事業の債務負担14億3,000万と、今回それぞれ2億6,000万、3億7,991万6,000円の増額となっておりますけれども、変更に伴うということですから、その主な項目は何であるのかということが1点。

二つ目は、入札が2回も不調に終わつたと、先ほど議論になっておりましたけれども、このことについては今理解をいたしましたので、再質問の時に少し尋ねたいと思います。

三つ目は、奄美市の名瀬総合支所、本庁清掃業務委託の1,266万7,000円について、債務負担の追加ということになっておりますけれども、委託業務の現況と業務提携の経過をお示しいただきたいと思っております。

（2）番は、7ページの第3表地方債補正について、臨時財政対策債の限度額が5億円ということで、今度5億2,690万に変更されておりますけれども、今年度の発行限度額を示すとともに、変更の原因についてお答えをいただきたいと思います。

3つ目は、11ページ、市税が30年度決算39億9,725万円を超え、このせいで40億を超えて、40億1,790万9,000円となっておりますけれども、平成19年度40億217万6,000円という、40億円台に並ぶことになっておりますが、この要因をどのように分析をしているのか、その傾向は一過性なものなのかをお答えいただきたいと思います。

13ページの17款1項2目利子及び配当金1節基金運用収入3,364万2,000円の内訳と特定目的基金として運用しておられるようでありますけれども、その特定目的基金はどのようなものがあり、どのように運用をされているのかお示しをいただきたいと思います。

（5）13ページ、20款1項1目前年度剰余金2億705万円についての財源の根拠をお示しをいただきたいと思います。

（6）番目、15ページ、2款1項5目11節需用費1,126万6,000円、光熱費は本庁舎の追加分ようでありますけれども、本庁舎の年間の維持管理費についての予測は幾らになるか、お答えいただきたいと思います。

7番目が、17ページ、3款1項2目20節扶助費の介護保険給付2億7,636万8,000円、障害児給付等事業費について1億175万2,000円について、まず両事業費の毎年度の伸び率が顕著でありますけれども、その要因をどのように分析をしておるのか、補正後の現計をお示しをいただき、昨年度との比較、額・率を示していただきたいと思います。事業者に対する市の現地調査や県と一体となった監査等はどのように行われておるのか、お答えいただきたいと思います。

2番目は、事業所の認可に際して、県が認可をおろすようでありますけれども、市側の聴取はどのようにされているのかお答えいただきたいと思います。

次は、25ページ、8款5項1目13節委託料200万、立地適正化計画策定業務の概要を示すとともに、当初予算1,000万の執行状況についてもお答えいただきたいと思います。

最後になりますけれども、33ページから34ページに地方債の前前年度の未及び前年度末現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書というのがございますけれども、34ページの当該年度中の起債見込み額が62億4,130万円となっておりますけれども、当局が規定した年間起債額36億円の枠を超えているのじゃないかと思いますが、お答えをいただきたいと思います。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大臣） それでは、答弁させていただきます。質問事項が多数来ていますが、私のほうで、1の（1）の①、②、③、（2）、（4）、（5）、（6）、（9）を続けて答弁をさせていただきます。

初めに、債務負担行為の増額につきましてです。こちらのほうは、市民広場・立体駐車場整備工事及び市民交流センター新築工事につきましては、先ほど申しましたとおり、公告日や入札日など同様の日程で進めている案件でございますので、財政課のほうで一括してお答えいたします。

先ほどの伊東議員の御質問でもお答えしておりますが、今回の債務負担の増額につきましては、前2回の入札結果が不調に終わったことによるものでございますが、この入札結果を受け、現在設計の見直し及び不調の原因を精査している最中でございます。答弁が繰り返しになりますが、御了承いただきたいと思います。この作業には、2カ月程度の期間を要しますが、市民の利便性、早期の工事着手、それに向けての年度内の入札を行うために、時間的余裕がないためということで、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。増額の主な項目は何かという質問でございますが、現在設計の見直しを行っている最中ですので、詳細な内容は控えさせていただきます。

続きまして②です。入札の不調の件ですが、これも先ほどの伊東議員への御質問でもお答えしましたが、両案件とも総合的な技術力が不可欠であるとの考え方から入札参加条件につきましては、1回目、2回目の入札ともにこの条件で行っており、変更はいたしておりません。

次に③です。本庁舎の清掃業務委託の債務負担の件です。本業務につきましては、この本庁舎の開庁に伴い、主にトイレを初め庁舎内の共用部の清掃を委託しているものでございます。委託費の1,266万7,000円につきましては、奄美市契約規則に基づき市内の複数業者からの見積もりを徴し積算をしております。委託業務の現況と経緯につきましては、まず本庁舎の清掃を業務委託とした経緯を説明させていただきます。旧庁舎では職員による清掃を実施しておりましたが、新庁舎は旧庁舎と比較しまして、廊下や階段、ロビーなどの共用部分の面積が大幅に増加したほか、トイレの個室も3倍になるなどの量的に増加したことに加えまして、床の材質に応じた清掃について専門性が求められるものとなりました。新庁舎を良好な状態を将来にわたり維持していくために、清掃業務を委託した次第でございます。なお、業者選定におきましては、本年1月の指名競争入札により行いまして、市内業者で行っております。業務開始から10カ月が経過しておりますが、おおむね適正な環境維持がなされていると判断しておりますので、引き続き同様な内容により、業務委託を実施する見込みでございます。

次に（2）です。臨時財政対策債につきましてです。一般会計補正予算書7ページの地方債補正の中に入っておりますが、本年度の発行限度額は5億2,700万7,000円でございます。そのうち借入先別でそれぞれ起債は10万単位での借り入れでございますので、合計で5億2,690万を借り入れる予定でございます。今回は、この借り入れの予定額へ変更を行うものでございます。

続きまして（4）です。利子及び配当金につきましてです。基金運用収入3,364万2,000円につきましては、合併まちづくり基金18億5,000万円で運用している国債の買い替えを行ったことによる運用益を計上するものでございます。特定目的基金として運用している基金は、財政調整基金をはじめ12の基金となっており、そのうち11の基金は定期預金と普通預金で運用しております。その残りのこの合併まちづくり基金の全額18億5,000万円と減債基金の一部1億5,000万円、計20億円を国債で運用している基金で、売買基金で今回の補正の歳入を挙げているところです。

続きまして（5）です。前年度剰余金につきましてです。前年度剰余繰越金につきましては、先の30年度の決算委員会でも説明させていただきましたが、30年度の決算における歳入差引額である形式収支、こちらが11億7,229万8,000円から翌年度へ繰り越すべき財源1億4,026万差引いた10億3,203万8,000円が実質収支額となっております。この実質収支額から地方自治法第233条2の規定に基づく決算剰余の積立額、こちらのほうから5億2,000万円を積み立てさせてもらいました残り分5億1,203万8,000円が前年度剰余繰越金として決算で確定しております。9月の補正までに、このうち2億4,359万8,000円を予算計上しておりましたので、残り2億6,844万円のうち、今回の12月補正の財源として2億705万円を計上させていただいた結果でございます。

次に（6）です。需用費の1,126万6,000円につきまして御説明いたします。こちらの補正につま

しては、本庁舎にかかる光熱水費の見込み分を追加するものです。御質問の本庁舎の年間の維持管理費の予測でございますが、光熱水費のほか、各種法令定期点検、新たに開始しました清掃業務など業務委託含めると、今のところ10カ月余りでございますが、8,600万円程度となるというふうに見込んでいらっしゃると思います。こちらは旧庁舎、別館等に要した維持管理費のおよそ2倍程度となったところです。増加の要因としましては、共用部分等が増加したこと、あとは庁舎の規模が拡大したこと、あとは水道課、下水道課の本庁舎への編入、新たに業務委託を実施したことなどが主なものと考えているところでございます。

最後になりますが、(9)の地方債現在高の説明でございます。一般会計予算書の34ページの起債見込み高ですが、62億4,130万円でございますが、こちらのほうには繰越事業の16億9,590万円が含まれておりますので、これを差し引きしましたら45億4,540万円となります。この見込み額45億4,540万円から特殊要因として取り扱っております20億810万を差し引いたものが一般会計の起債見込み額ということで25億3,730万円となります。

次、特別会計でございますが、全体が8億9,250万円の起債を見込んでおりますが、こちらのほうも繰り越しが2億1,000万でございますので、これを差し引きしましたら、6億8,250万が特別会計の起債額となります。

次に企業会計、水道事業ですが、こちらのほうの起債見込みが7億2,150万円、こちらのほうの繰越額3億1,610万円を差し引きしました後の数字が4億540万円となります。

今まで述べました繰越事業特殊要因を除いた、奄美市全会計の起債見込み額は36億2,520万円となっております。財政規律として設定している36億円枠を2,520万円超過している状況となっております。この36億の起債枠につきましては、財政規律の設定ということで、縮減を図り安定的な財政を行うために設定しているものでございます。したがって、現計で36億円枠を超過する予算額につきましては、3月補正もございますが、年度内に事業が各種精算を迎えますので、この事業費確定に伴う減額等も見込めることから可能な限り減縮に努めてまいりたいと考えています。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

税務課長（藤原俊輔君） おはようございます。それでは(3)市税への御質問にお答えいたします。

今年度、当初予算では38億5,390万円の市税の歳入を計上しておりましたが、今回1億6,400万円を増額補正し、合計40億1,790万9,000円になりますことは、議員御案内のとおりでございます。合併後奄美市になってから、予算額が40億円を超えるのは初めてのこととなります。また、決算額では、議員御案内のとおり、平成19年度に40億217万6,000円と40億円越えが一度ございました。平成18年度の合併後、予算では平成22年度の36億4,802万円が最も少なく、決算額でも同じく平成22年度に37億1,997万円まで落ち込みました。その後、予算、決算とも増加、減少を繰り返しておりましたが、平成27年度以降は予算で37億円から38億円台、決算額で38億円から39億円台と、毎年増加傾向となっております。

この要因でございますが、まず市民税増の主なものとして2つございます。1つは納税義務者数の増でございます。令和元年当初は1万7,612人と、昨年度当初と比較して33名増加しております。平成26年度と比較しますと817名の増となっております。近年は一貫して増加傾向にあります。もう一つは給与収入の増が挙げられます。給与収入額の総額でございますが、平成26年度より一貫して増加傾向にありまして、今年度は543億円となっており、前年と比較いたしましても15億2,000万円ほど増加しております。

固定資産税におきましては、償却資産の増が主な要因でございます。償却資産の中でも航空機や船舶のような複数の市町村を移動する償却資産につきましては、国から配分される部分、いわゆる大臣配分と申しますが、近年のLCCの就航やクルーズ船の就航の増加により、総務大臣配分が増加していることが主な要因となっております。軽自動車税につきましては、軽自動車の登録台数が伸びていることに起因しております。市たばこ税の増につきましては、たばこの売り上げ本数自体は近年の健康志向や喫煙場所の減少等で、毎年減少傾向にあります。たばこ税率が引き上げられたことに伴いまして、結果的に税収の増となっております。

一過性のものなのかという御質問でございますが、各税目ごとに税収増につながる要因がございまして、その

積み上げの結果、予算額が40億円を超えることになったと考えております。一過性のものではないと認識しております。以上です。

福祉政策課長（石神康郎君） おはようございます。それでは（7）、17ページの3款1項2目20節扶助費の介護給付等事業費、障害児給付等事業費の①、②につきましてお答えいたしたいと思います。

初めに、①両事業費の伸び率が顕著であるが、その要因等についてお答えいたしたいと思います。介護給付等事業費、障害児給付等事業費につきましては、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき実施されている事業となりますが、いずれもサービス類型やガイドラインは国が定める必須事業を行っているところでございます。介護給付等事業費の主な伸びの要因につきましては、病院や施設から地域へ移行し、地域で生活をされる方々が増えていることにより、就労継続支援A型が延べ人数ではございますが、44件増の160件、442万3,232円の増額で、前年比139パーセント。就労継続支援B型が588件増の4,372件、9,283万2,050円の増額で、前年比120パーセント。重度訪問介護が昨年度から在宅の患者さんに対し24時間の給付が決定したことにより、約2,000万円増加し、前年比158パーセント。短期入所が、17件増の320件、1,088万2,995円増額で、前年比147パーセントの伸び率となっていることが主な要因であると考えております。奄美市国保会計によりますと、精神及び行動の障害で入院されている方について確認いたしましたところ、延べ人数で平成29年度1万1,802名が、平成30年度1万1,340名、462名の減少となっており、地域生活への移行が進んでいる状況でございます。

また、障害児給付等事業費につきましては、児童発達支援や早期療育の周知が進んだこと、新たな事業所を設置によるサービスの充実などもその要因として挙げられますが、主な要因といたしましては、児童発達支援が138件増の1,092件、2,121万6,999円増額で、前年比125パーセント。放課後等デイサービスが297件増の1,305件、2,822万4,713円増額で、前年比139パーセントの伸び率となっていることが主な要因であると考えております。

補正後の現計につきましては、介護給付費等事業費の現計が17億8,104万4,000円で、昨年度決算と比較いたしますと5,164万4,158円、2パーセントの増加となっており、障害児給付等事業費につきましては、現計2億5,346万8,000円で、昨年度決算と比較いたしますと3,250万6,045円、14パーセントの増加となっております。

事業者に対する市の現地調査でございますが、新規事業所を設置の際は、担当職員が訪問をして現地確認を行っており、さらに給付サービスに関しましては随時訪問を行い助言や指導などを行っているところでございます。県と一体となった監査につきましては、本市はその権限を有しておらず監査は行っておりませんが、相談支援専門員からの個別サービス計画が提出された際、その適切な利用につきまして保健師を配置し、チェック体制を充実させているところでございます。監査につきましては、大島支庁地域保健福祉課に確認いたしましたところ、入所施設については年に1回、その他事業所については3年に1回実地検査を行っているとのことでございます。

次に②「事業所の認可等に際して、市側の聴取はどのように行われているのか」につきましてお答えいたします。事業所の認可につきましては、障害者総合支援法などを根拠とし、鹿児島県がその認可権限を有しており、大島支庁地域保健福祉課に確認いたしましたところ、書類審査や現地確認を行い、指定しているとのことでございます。また、市側からの聴取はその権限がなく実施いたしておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、新規事業所設置の際は、担当職員が事業所を訪問して現地確認を行っており、本市に対し苦情等があれば、その都度事業所へ担当職員が事実確認のため訪問し、県と情報を共有いたしているところでございます。以上でございます。

都市整備課長（竹元康晴君） 続きまして、（8）25ページ、8款5項1目13節委託料200万円につきましては、当初予算で実施しております立地適正化計画策定業務に、委員会での議論や国との協議を踏まえ、新たに業務を追加するための予算でございます。今回追加する業務内容といたしましては、調査項目として「計画で定める定量的な目標値の検討」や「施策の評価方法の検討」を追加するとともに、委員会等への開催支援回数の追加、関係機関との協議の際の支援などを追加するもので、支援回数の増加に伴う旅費等についても増額となるも

のです。

次に、当初予算で計上しております1,000万円の執行状況につきましては、本年6月7日に指名競争入札により委託先を選定し、6月10日に契約を締結しております。契約金額につきましては840万5,760円でございます。先ほど御説明いたしました業務を追加するに当たって、今回の200万円を追加計上したところでございます。以上です。

議長（与 勝広君） ほかに答弁を求めます。いいですか。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。本庁舎建設について、先ほど伊東議員からもありましたけれども、昨年の本庁舎建設事業において9月議会で、共通仮設費や現場管理費等が高騰したということで8,000万円の変更が出ておりますし、6月議会においては、インフレスライド条項ということで2,319万5,000円の変更契約が行われた訳です。こういった状況を踏まえてこの入札を考えると、やはりその辺の経験というのは活かされなかったのかなというふうに思いますけれども、このことについて大変危機管理が足らなかったのではないかなというような気もいたしますけれども、この経験は生かされなかったのかという点が1点と、やっぱり設計を委託といいますか、コンサルに委託するんでしょうけれども、庁内の精査、その中でやはり技術職員が不足をしておるんじゃないかと、もっと言えば、1級建築士ぐらい持った職員を採用しておかなければ、本当に精査ができるのかなというような疑問があるところであります。2点目は、このようなことで、設計はどの業者に依頼したのか、庁内での精査はどのように行われたのかという点が2点目。

3点目は今回の補正の財源をちょっと示していただきたいんですけども、例えば庁舎整備基金繰入金とか合併特例債事業費とか、庁舎整備の事業債というのがあるようですけれども、それについてお示しをいただきたいという点と、合併特例債について期限があるように思っておりますけれども、その辺の兼ね合いはどのように整理がされておるのかまでお答えいただきたいと思います。

次に、臨時財政対策債、これは主に財源としてどこに何に充当されるのか。この臨時財政対策債を起こすことによってメリット、デメリットがあると思うんですけども、それについてお答えをいただきたいと思います。

あと、市税のことについては、課長が答えられたとおりだというふうに思っておりますが、景気の問題もあると思いますので、18年度の40億を超えて25年度までずっと市税が下がっているんです。26年度に38億に回復をして、それから27年度は3,000万ぐらい落ちておりますけれども、28,29,30と、29年度には9,400万、また30年度には5,000万税収が伸びておるわけで、今回これは計算してありませんが、伸びてくるというようなことも含めて、大変良いことでありますけれども、またそれでいわゆる地方交付税との兼ね合いもありますし、先ほど言った大型工事も終息をしていく訳ですから、その辺の財源の在り方というのがどういうふうになるのかちょっと分かりませんが、とにかく納税者が増えておるということは、そういう一過性のものではないんだろうと思っておりますので、今後もよろしく歳入の収納のほうをお願いをしたいと思います。

あとは、光熱水費の問題も8,600万、2倍近くかかるということで回答いただきましたので、これからも使うところはしっかり使わなきゃいけません、節約するところはちゃんと節約をしていただきたいというふうに思います。

あと、地方債の問題につきましては、2,520万程度超えたというようなことなんでしょうけれども、約束は約束ですから、自分たちでつくった規律でありますので、これはしっかり守っていただきたいと、去年の確か12月議会でも1億1,150万程度、この起債が36億を飛び越えてしまったと、超えてしまったというようなことがあったと思いますけれども、先ほどから話しておりますとおり、行政の運用、執行に当たって、やはりもう少し危機意識を持ってやっていただきたいなというふうに思いますが、そのことについて見解があればお願いをしたいと思います。以上です。

議長（与 勝広君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） それでは幾つか質問がございましたので順を追って説明いたしたいと思います。

まずは、今回の債務負担の関係で間接費、またスライド条項の件でございますが、こちらのほうは、昨年度の経験を踏まえまして、今回の市民広場及び市民交流センターにつきましては、公告の段階で適用工事ということで公告をした上で執行をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、3番目の庁舎の財源でございますが、庁舎につきましては従来説明していますとおり、合併特例債と基金を併用させてもらっております。更に、今、市民広場につきましては、緊急防災・減災債といいまして、こちらのほうも併用して起債が2種類、基金ということで、こちらの財源を設定させていただいております。交流センターにつきましては後ほど担当課長のほうから答弁があると思います。

次に、合併特例債の終了時期につきましては、令和2年度で終了の予定でございますが、今、国のほうから延長の話も来ておりますので、奄美市の事業の推移その辺も考えまして、令和2年度中には、どのほうに持っていくかということをもた説明させていただきたいと思います。

次に、臨時財政対策債の財源の使い方です。どこに充当しているのかということでございますが、御承知のとおり、臨時財政対策債というのは普通交付税と一緒に決定されるものであります。本来地方の財源の不足分を普通交付税で賄っていただいているんですが、国のほうの財源もありまして、こちらのほうを自治体と国のほうで折半しまして臨時財政対策債ということで、一般財源ということで市町村のほうに起債の発行をもちまして、こちらのほうを一般財源扱いということでさせてもらっています。メリット、デメリットでございますが、メリットにつきましては普通交付税の一部ですので、我々にとっては貴重な財源が入ってきているということでございます。さらにこのデメリットにつきましては、考えとしましては、こちらのほうは私たちの起債を発行しまして残高が残るんですが、こちらのほうは後年度に100パーセント国から財源が普通交付税という形で、基準財政需要額に算入されるということですので、御理解いただきたいと思います。

最後に、起債の残高が財政規律の36億円を守れてないじゃないかという話ですが、昨年の例もありますし、今回も今12月ですが、ちょっとオーバーしているということございます。我々としても、我々が設定した財政計画を守ることが、計画的な健全な財政運営につながるということは十分承知しているところです。ただ、今、機会あるごとに説明してもらっていますが、各施設の更新時期、50年を超えている更新時期の施設、または大型事業ということと、どうしてもしないといけないだろうということで実施計画に基づきまして、計画的に事業は進めさせてもらっているところです。また、国のほうでも経済の底上げをするということで、経済対策等ありまして、3月補正ということで前倒し的に事業を執行しています。どうしてもその際には投資的経費につきましては起債を起こさざるを得ないと、後年度にまた交付税であったり、もので有利起債で充てさせてもらっているということです。若干の36億はみ出る部分もあるかもしれませんが、最終年度の財政計画の目標もございますが、そこまでは十分事業調整をしましてやっていきたいと考えております。緊張感を持って財政運営に当たっていききたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

生涯学習課長（大庭勝利君） それでは、奄美市市民交流センターの財源についてお答えいたします。

市民交流センターにつきましては、都市再生整備事業を補助として行っております。先ほどからありますように、市民の皆さんに御不便をかけないように早期の着工、着手を努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（与 勝広君） 3回目の発言。

14番（関 誠之君） どうもありがとうございました。色々とこの庁舎の入札については、現状等を見ますと厳しいものもあると思いますけれども、市民が期待をして、早く、一日でも早く完成をして利用をしたいという気持ちは、本当に切実な願いだというふうに思っておりますので、最後になりますが、先ほど伊東議員の中で説明をいたしましたけれども、丁寧にゆっくり市民に今後のスケジュールを、先ほど説明をいたしましたけれども、分かりやすくゆっくり今後のスケジュールに、当初予定と比較をしながらお示しをいただいて、私の質疑を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

財政課長（國分正大君） スケジュールですが、市民広場のほうは私のほうで答弁させていただきます。繰り返しますが、令和2年度中、令和3年1月を目標に、今回3回目の入札に向けて、今準備しております。皆さんには、駐車場の関係、大変御迷惑をかけておりますが、もうしばらく時間をいただきまして、見守っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

生涯学習課長（大庭勝利君） スケジュールにつきましては、先ほどの伊東議員にもお答えいたしましたが、令和3年の春をオープンとして、目指しまして進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（与 勝広君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

議案第105号から議案第109号及び議案第113号から議案第115号、議案第122号、議案第123号及び議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中の関係事項についての11件は、これを総務企画委員会に、議案第100号、議案第101号、議案第111号、議案第124号及び議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算中の関係事項についての5件は、これを文教厚生委員会に、議案第102号から議案第104号、議案第110号、議案第112号、議案第116号から議案第121号及び議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算中の関係事項についての12件は、これを産業建設委員会に、それぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日14日から23日までを休会といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、明日14日から23日までを休会とすることに決定いたしました。

12月24日午前9時30分、本会議を開きます。なお、24日の最終本会議は紬着用となりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れ様でした。（午前10時41分）

第 4 回 定 例 会
令和元年 12 月 24 日
(第 6 日 目)

12月24日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	正 野 卓 矢 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	4 番	奥 晃 郎 君
5 番	荒 田 幸 司 君	6 番	崎 田 信 正 君
7 番	安 田 壮 平 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
12 番	林 山 克 巳 君	13 番	西 公 郎 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	川 口 幸 義 君	17 番	伊 東 隆 吉 君
18 番	元 野 景 一 君	19 番	与 勝 広 君
20 番	竹 山 耕 平 君	21 番	橋 口 和 仁 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

11 番 松 山 さ お り 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 養 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君	財 政 課 長	國 分 正 大 君
地 域 総 務 課 長 (笠 利)	當 原 奈 美 江 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
市 民 課 長	寿 山 一 昭 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
紬 観 光 課 長	島 袋 修 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
農 林 水 産 課 長	栄 広 久 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

12月24日(6日目)

教育委員会総務課 長	徳 永 恵 三 君	地域教育課長 (笠 利)	南 三 知 子 君
---------------	-----------	-------------------	-----------

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前 田 賢 一 郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊 集 院 正 君	主幹兼庶務係長	池 田 忠 徳 君

議長（与 勝広君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（与 勝広君） 本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第124号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更についてまでの26件を一括して議題といたします。

本案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は12月16日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第99号から議案第101号及び議案第111号、議案第124号の5件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。

5件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

初めに、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中、3款民生費及び4款衛生費について当局より補足説明があり、特に主なものとして、3款1項社会福祉費に福祉行政特別補助金として1,000万円、これは、一般寄附者からの指定により社会福祉協議会へ支出をするものでございます。9目介護保険支援事業費2,153万5,000円は、第7期介護保険計画で新たに整備する定期巡回・随時対応型訪問介護事業所を新設するための費用の補助金として、今後、公募により事業所を決定するとのことでございます。2項児童福祉費の扶助費、児童扶養手当5,920万円は、児童扶養手当支給月の変更に伴い、今年度11月以降、従来の年3回の支給から年6回へ変更となったため、今年度に限り支給月が多くなるとのことでございます。3目保育所費、19節3,562万円は、民間7保育所及び民間1幼稚園に対する給付金の国の基準単価見直しによるものでございます。

委員から、介護給付等事業等について質疑があり、全部で17事業、その中で最も多いのが就労支援B型、前年比120パーセントの伸び率、さらには、重度訪問介護、前年比158パーセント、短期入所147パーセント、しかし、中には、居宅介護88パーセント、自立機能訓練74パーセントと、前年度より下回っているものもあるということでございます。

ほかにも、障害児保育支援について、寄附金について等質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、10款教育費及び第2表債務負担行為補正について当局から補足説明があり、主なものは、それぞれの施設の指定管理料の増額については、消費税増額に伴う増額補正でございます。

また、6項保健体育費、東京2020オリンピック聖火リレー事業費負担金302万5,000円は、来年4月28日に開催される本事業に係る負担金であります。

続いて、第2表債務負担行為補正、奄美市市民交流センター建設事業費14億3,000万円は、2回の入札が不調に終わったことを受け、今後の円滑な事業執行を図るための補正計上ということでございます。

委員より、笠利地区の教員住宅についての質疑があり、当局より、笠利地区には46戸の住宅があり、老朽化が進んでいる。10月、11月にも修繕したが、今後も給湯器、サッシ、雨戸等の修繕が必要であり、今回の補正が必要とのことでございます。

また、市民交流センターの債務負担行為の補正に関しては、これまでの2回にわたる入札の不調のあり方、そして、今後の進め方について質問に対して、今後は、今回の補正が認められた後に、速やかに設計の見直しを行いたいということでございます。

次に、議案第111号 奄美市立学校設置条例及び奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、来年の4月から、朝日地区での認定こども園に改めるものでございます。

委員より、認定こども園に対する基準、詳細について等の質疑があり、設置主体としては、幼稚園に保育所の

機能が付いた施設、自治体と学校法人のみが設置できるということ、対象は0歳から5歳が対象であります、今回は3歳から5歳までを対象とすることでございます。開園時間につきましては、事情に合わせて調整をする、現在では、朝7時半から午後6時までを想定しているということでございます。しかし、今後の検討事項としているということでございます。

また、給食につきましては、学校給食センターからの搬入を予定しており、これまでに、他の自治体の動向を参考にしたり、現在の幼稚園の保護者等に対する試食会を実施するなど、理解と協力を得ている状況であるという説明がございました。

他にも、認定子ども園への経緯等質疑がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第100号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明がありました。備品購入費139万8,000円は、レセプト点検員用の6台のパソコン購入費ということでございます。

委員より、数点の質疑等がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第101号 令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、当局から補足説明がありました。

委員より、高齢者元気度アップ・ポイント事業補償費について質疑等がございましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第124号 奄美大島地区介護保険一部事務組合理約の変更について当局より補足説明があり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく審査判定業務に関する事務について、今回均等割を導入し、全体の6パーセント、残りを判定件数割とするという内容の変更を行うものということでございます。

委員より質疑がございましたが、これについても、この際、省略をいたします。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、質疑等ございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（与 勝広君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口耕太郎君） おはようございます。御報告申し上げます。産業建設委員会は12月17日の1日間開会し、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第102号から議案第104号の3件、議案第110号、議案第112号、議案第116号から議案第121号の6件、合計12件の議案を慎重に審査いたしました。

これらの議案12件につきましては、お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査結果について、主な質疑を御報告いたします。

まず、当局より、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）について、産業建設委員会関係事項についての補足説明がありました。6款1項6目営農施設管理費、15節工事請負費、名瀬農村環境改善センター415万5,000円の増額について、名瀬農村環境改善センター改修工事の詳細設計の不足が生じたため増額することと。

次に、6款2項2目農業施設管理費、11節需用費、消耗品費61万5,000円の減、13節委託料350万円の減及び工事請負費1,700万円の減額については、県の大川河川工事に伴う農業用水の移設工事として、農業用水管の管理者である市が、県の建設課からの移設保障費を受けて工事を行う予定であったが、県の建設課との打ち合わせの結果、移設工事については県の農村整備課が行うこととなったため、全て減額することと。歳入についても、21款5項4目農林水産業費収入、2節農地費収入、畑地かんがい施設移転保障費を2,111万5,000円減額しているとのこと。同じく6款3項2目林業振興費、13節委託料、千年松材活用制作業務144万8,000円については、昨年伐倒した朝仁の千年松材で看板、椅子等を作成して、学校等へ配

布し活用したとのこと。

次に、7款商工費、1項商工費、6目観光施設管理費、13節委託料のあやまる岬観光公園公衆無線LAN整備業務60万1,000円については、あやまる岬観光案内所周辺及び多目的広場、グラウンドゴルフ周辺にWi-Fi環境の整備導入に伴う委託料とのこと。同じく、7款1項9目観光施設整備費、15節工事請負費1,400万円の増額は、今年度中に整備を行う内海公園自由広場に設置する遊具周辺の整備を行うことにより、公園利用者の安全対策や利用環境の向上、周辺施設の利用者の増加につなげるとともに、当該地区を地域観光の拠点とすることを目的とした公園整備を実施し増額するとのこと。

委員より、大川地区の農業用水の移設について、数名の委員から、内容や工期、市の負担等、また、受益者負担等について質疑があり、当局より、この農業用水パイプラインの移設工事は、現在、県が大川地区で河川の拡幅工事を行っている。それに伴い、古見方地区に通している農業用水管が表面に出てきたため、それを移設する話を進めていた。これについて、昨年度、県と市で話を進めてきたが、県の担当課は、管理者イコール所有権を持っていると理解していたが、今年度の8月の打ち合わせをした際に、管理は市が行っているが、実際の所有権は県にあることがわかり、この事業自体が、市の事業ではなく県へ移ったとのこと。この事業自体がもともと保障事業になるため、市の財政負担はないとのこと。完成時期については、県の担当課、農村整備課で今後予算を新たに組むか、もしくは、パイプラインの更新事業を数年後に控えているため、その移設を同時にするのか、現在協議中とのこと。受益者負担については、現在のところは未定。これから、パイプラインの更新事業に伴って、どこまでの範囲を更新していくのか、どこまで、そのラインを引っ張っていくのかによって事業費自体が変わってくるため、それによっても受益者負担は違ってくる。現在は、古見方地区については無償だが、笠利、住用の例を見ると、受益者負担を実施しているので、そこら辺も踏まえた上で、今後検討していく形になるとのこと。

また、複数の委員より、あやまる岬の無線LANについて、主に2カ所ということだが、案内所とは具体的にどこか。また、範囲はどの程度か。そして、工期はどの程度かかるかとの質疑に対し、当局より、あやまる岬観光公園の導入範囲については、いわゆる台地部分の観光案内所周辺とグラウンドゴルフ場の管理棟、ファンシーサイクルの管理棟の合計3カ所の管理棟の周辺を計画している。範囲については、利用者と調整や、利用者からの要望があれば、今後拡大していきたいとのこと。また、工期については、補正予算成立後、施工方法の検討や利用者との調整後に、年明けに発注し、年度内の工期を見込んでいるとのこと。

そのほか、Wi-Fiの接続方法の統一や、使い勝手についての要望などがありました。

また、委員より、工事請負費の増額分について、林道知名瀬線200万円及び有良線380万円の増額になった理由と、内海公園の整備1,400万円の内訳について質疑があり、当局より、林道については、昨年度の台風、大雨で路肩が決壊し、当初、規模の大きさから災害の対象にはならず、安全対策で保護をしていたが、その後規模が大きくなったもの。当初の時点で災害計上していなかったため、災害適用が難しく、現在、県に県単事業を入れる予定で進めている。県単事業は上限額が900万円で、9月補正で900万円を組んだが、工法上、金額的に足りないという指摘があり、県と協議をして、今回200万円を追加し、トータル1,100万円という形で計上したもの。これから入札を行う予定とのこと。

また、有良線については、橋梁の架け替え工事と対岸の護岸工、来年度、その周辺の舗装工をやる予定だが、護岸工について、当初予定していた額よりも金額が上がったため、今回計上したとのこと。内海公園自由広場1,400万円の内訳については、今年度設置する遊具の周辺整備で、具体的な内容として、休養施設、パーゴラ1基、ベンチ2基、また、安全施設としてフェンスを張る。また、地面のほうにも張芝を張るということで、今回予算を計上したとのこと。

委員より、工法の見直しや予算ももっと慎重にやるべきとの指摘がありました。また、内海公園に関しては、対面に施設があり、そこを生かしてどう楽しませることができると、せっかく投資をするので、動線などそこらあたりを慎重に検討しながら進めるべきとの要望がありました。

また、農林水産業費6款13節の千年松材を活用した看板、椅子の制作とあったが、この千年松材の活用の今後についての質疑があり、当局より、千年松については、昨年の6月に伐倒され、その後、住用の木工センターにおいて製材、乾燥し、保管中という状態。この度計上した予算は、製材された木材を使って、朝仁町内会から要望が上がった看板の作成、そのほか公共施設、学校施設等から活用の提案があったベンチ、テーブル等に活用

できないかということで、この度の予算を計上したもの。木材は製材した状態。これから加工を行う計画で、特に廃材等は現在のところ発生はしていないとのこと。

次に、8款土木費、11款災害復旧費について、当局から補足説明があり、8款5項1目都市計画総務費239万円の増額については、13節立地適正化計画策定業務委託料200万円の増額となったもの。8款土木費、6項住宅費、11節需用費の350万円の増額については、名瀬地区の市営住宅において、経年劣化等による修繕要望が年々増加をしており、現時点での修繕料支払い状況から、修繕料の不足が見込まれるためとのこと。市営住宅修繕については、住民の生活に支障が起きる恐れがあるため、早急な対応が必要となり、支出見込額ではあるが計上させていただいたもの。同じく、2目既設市営住宅ストック改善事業費の15節工事請負費の700万円の増額について、今年度計画している佐大熊改良住宅5号棟の外壁落下防止及び屋上防水工事に併せて、住民からの要望の多いベランダ手すり改修、窓枠シーリング、戸袋を含む雨戸改修など、一体的に改修工事を行うため計上。

次に、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費、15節工事請負費、大川ダム1、497万7,000円につきましては、昨年被災した大川ダムの仮復旧費用が不足するため増額するものとのこと。

数名の委員より、大川ダムの災害復旧について、その工事内容や予算組みのあり方について質疑があり、当局より、この工事は昨年の台風19号の際に、大川ダムの管理事務所の1階にある自家発電装置から出火をし、それがもとで、現在ダムの管理システム自体が全て機能していない状態になっている。今年度、当初5,000万円の予算を組み、システムの改修費用を計上したが、実際、ケーブル関係、電気設備関係の復旧が更に予算を加えないと難しいという話になり、今回、ケーブル、電気設備関係を同時に改修するため補正予算を計上したもの。この復旧工事については、まだ発注は行っておらず、現場のシステムの業者と打ち合わせの段階で、使える資材等がある程度調べて、あくまでシステムの復旧費で当初5,000万円を計上した。しかし、結局、追加でケーブル関係、電気設備関係の保守をしないと機能しないということが分かり、今回、トータル的に補修することで計上に至った。当初の設計段階で見積もりが甘いということになると、当然こうやって補正が出てくるが、一方では、財源の確保が当初できたのかというのも、また一つあるため、そこら辺も含め、十分な精査を今後していきたいとのことでありました。

ほかにも多数の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第102号 令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について当局から補足説明があり、委員より数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第103号 令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について当局から補足説明があり、委員より数件の質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第104号 令和元年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について当局から補足説明があり、委員より、留保資金と水の販売実績について質疑があり、当局より、当年度分の留保資金が3億7,836万円で、その留保資金で補填をした。一般的に留保資金といわれているが、奄美市の水道事業会計においては、現金預金が25億円ほどキャッシュとして持っており、その一部というような形になっているとのこと。

また、水の販売実績については、30年度の給水量が3万1,373立米、収益としては税込みで609万8,911円となっている。29年度と前年比がほぼ横ばい状態ではあるが、クルーズ船が入ってくるに従って、今後増えてくるものと考えているとのことでありました。

また、委員より、平田浄水場の配水池工事の請負費の補助率について質疑があり、当局より、平田浄水場の配水池については、当初、全体事業費6億1,200万円に対して事業費4分の1と聞いていたが、補助申請の際に、基準事業費の4分の1ということがあり、配水池の容量に対し計算式で事業費を求めたら、全体の3.7パーセント、2,250万円程度にしか補助金が申請できないということで、補助事業で整備するメリットがないということがわかり、これらから、補助率の緩和などを見極めながら事業計画をするとのこと。

その他、経営戦略策定等についても質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第110号 奄美市名瀬農村環境改善センター条例等の一部を改正する条例の制定について当局より補足説明があり、委員より、指定管理者の管理の期間に関しての定めについて質疑があり、当局より、指定期間について、指定管理制度基本方針に基づき指定管理者選定委員会において決定された後、公の施設及び管理者

となる団体の名称並びに、この指定の期間を地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会に議案として提出することとなるとのこと。

そのほかにも数件質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

次に、議案第112号 奄美市木工芸センター施設の指定管理者の指定について及び議案第116号 奄美市住用観光交流施設及び奄美市農林産物加工センターの指定管理者の指定についてから、議案第121号 奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定についてまでの7件を一括して議題とし、当局の補足説明があり、委員より、指定管理者の候補者の指定方法で、一方は公募、一方は指名の内容だが、その理由についての質疑があり、当局より、指定管理者については、公募なのか指名なのかについて気になる部分は素直に行革委員のほうに意見を聞くということを基本にしている。基本的には公募だということはあるが、指名の場合は民間の皆さんの意見を聞くというのが基本になる。その上での結果だとのこと。

ただ、いろいろな疑義があるのを懸念される場合があることも考えられるため、その点については、今後十分にいろいろな意見を聞いて、行革委員へ、そういうことを踏まえて意見をもらうよう心掛けるとのこと。

重ねて委員より、相対的に異論はないが、やはり公募、非公募と見たとき、市民が見て、公正・公平・平等にちゃんとされているか、そこの部分を市民がどう判断するかということが大事との意見がございました。

そのほかにも質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

以上で産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（与 勝広君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君） おはようございます。総務委員会は去る12月18日1日間として、付託されました11件の議案、全て慎重に審査いたしました。それでは、総務企画委員会に付託されました議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中、総務企画委員会関係事項について、議案第105号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第106号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第107号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第108号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第109号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第113号 奄美市地域間交流拠点施設（用体験交流館）の指定管理者の指定について及び議案第114号 奄美市地域間交流拠点施設（打田原交流館）の指定管理者の指定について並びに議案第115号 奄美市地域間交流拠点施設（あった結い交流館）の指定管理者の指定について、議案第122号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について及び議案第123号 過疎地域自立促進計画の変更について、これらの議案11件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について報告をいたします。

初めに、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）中、関係事項について当局より補足説明がありました。

委員から、債務負担行為のプラス部分の金額の算出方法について質疑がありました。

当局より、債務負担の増額について、債務負担の設定に関して、通常は設計等が終わり、額がある程度固まってから計上するのが手順である。今回の変更に関して期間が足りないということから、これまでの入札結果や設計変更作業がまだ継続中。全国の一般公募で行っている庁舎建設などの大型案件の中で、奄美市と同様に入札不調になっている案件の調査をした。この調査の結果、他の自治体例で、今、おおむね2割程度を目安に額の変更を行っているということが確認できたので、このような自治体を参考にして今回の限度額設定している。これは、あくまで債務負担であり、上限額の設定であって、設計額の積算自体にこれからということになるが、円滑な事業執行を図る上で十分な額を上限額、債務負担として設定したいと考えているところだと答弁がありました。

委員から、年度内再入札に当たり、設計の見直し中だが、進捗率について質疑があり、当局より、公共建築工

事については適正な設計額の算定に努めている。査定を行うに当たって、国土交通省査定の公共建築工事積算基準及び鹿児島県査定の鹿児島建築工事積算基準などの規定や鹿児島県建築公共単価に基づいている。

なお、国や県が発注する場合も、同基準などに基づき行っている。しかしながら、全国的に一般公募で行っている庁舎建設などの大型案件について、民間の建築工事も含め、工事の増大に伴い、技術者、作業員などの不足、人件費・資材の高騰などの理由により、参加なしや入札額が予定価格に達しないなどにより入札不調になり、複数回の公募を行っている事例が散見されている。

続いて、他の自治体のこれらの案件後、対応事例など参考にし、国・県にも相談しながら、今後の対応を検討しているところ、市民広場立体駐車場は関係課及び関係団体などの意見を踏まえた計画設計としており、建物の面積や構造などの抜本的な変更は行わず、積算基準に沿った上で、市場の新たな実勢価格を考慮した設計額への見直し作業を現在進めているところとの答弁がありました。

委員から、財産管理費について、光熱費で1,126万6,000円の増額があるが、この内訳の金額が大きい。新庁舎に移転してからの光熱費の内訳について質疑がありました。

当局より、当初の見込みでは、予算を名瀬本庁舎及び第2別館の光熱費ということで2,000万円を見込んでいた。しかし、実際に運用する中で、これまでの予算規模でいうと面積のほうが倍になったこともあり、金額のほうが5割増しの約1,000万円新たに追加計上したとの答弁がありました。

委員から、情報化推進の中の中間サーバープラットフォームについて、ニュースなどで問題になっている個人情報情報の漏えいだが、漏えいに限らず安心なのかと質疑があり、当局より、マイナンバー個人情報の特定個人情報の運用に関して、個人情報カードを利用して情報連携をしているところだ。LGWANという国と行政機関だけを結んでいる特別なネットワークがあり、これを利用して情報連携していることから、インターネットに情報が漏れるようなことはないとの答弁がありました。

委員から、賦課徴収費の市税還付金について当初で3,000万円近く組んで、さらに今回300万円の補正だが、この市税の還付金が生じるケースはどのようなケースがあり、何通りぐらいかと質疑があり、当局より、還付金について、当初1,000万円の予算を計上し、今回300万円の補正をお願いしている。主な還付になる原因として、二重納付や修正申告による増額変更、課税誤り等などが要因としてあるとの答弁がありました。

委員から、当初1,000万円を組んでいたが、この件数は毎年同じかとの質疑があり、当局より、件数でいうと、平成28年が367件、平成29年が374件、平成30年度が264件となっているとの答弁がありました。

関連質問になりますが、委員外議員の質疑があり、委員から、市民税の総額について、その納税義務者数と給与所得の近年の推移及び法人市民税に関して法人数の近年の推移について質疑があり、当局より、近年の推移として、昨年と比べ納税者数が33名増え、1万7,612名となっている。平成26年と比較すると817人増えている。近年は、一貫して人数増加傾向にある住民税の徴収の決算額については、平成26年度14億3,000万円、平成27年度14億2,500万円、平成28年度14億3,700万円、平成29年度14億8,100万円、平成30年度15億200万円と年々増加している。今年度も増加傾向にあり、補正計上するなどの答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第105号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、当局より改正の内容2点について説明がありました。

委員から、交付の方法について、マイナンバーカードを有している人しか交付されないのかと質疑があり、印鑑登録証明の扱いはどうなるのかと質疑があり、当局より、窓口での印鑑証明書の発行に関しては、これまでと一切変わらない。印鑑証明書を提示し証明書をもらうということに変わりはないが、コンビニ交付を利用する場合は、マイナンバーカードを必ず持参し交付を受ける。コンビニ交付だけがそのように変わるとの答弁がありました。

委員から、コンビニ交付について、マイナンバーカードのみで交付可能か、これまでの印鑑証明は要らないのかと質疑があり、当局より、コンビニ交付の場合、マイナンバーカードのみで良く、印鑑証明の提示は必要がないとの答弁がありました。

これに関して、委員から、他の特段の質疑はありませんでした。

議案第105号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、これを原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、議案第106号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第107号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第108号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件の議案について当局より補足説明がありました。

委員から、今度の給与改定について、人事院勧告とは関係のない別のものと考えていいのかと質疑があり、当局より、今回の給与改定は人事院勧告に係る部分の費用改定であると答弁がありました。

委員から、人事院勧告に係るものです。職員の給与の第107号については、人事院勧告ということで、これはそのとおりだと思うが、ただ、第106号の特別職のほうで人事院勧告というのは、もともとその労働者の労働基本権を認めない。その代わりの措置としての人事院勧告ですから、職員の部分にはこれが当てはまりますけれども、特別職に労働基本権というのは適用されるかどうか分かりませんが、それとは別物だと、同時に、どのように捉えるかというのはなじまないんじゃないかと思うんですけれども、そのような判断されておる質疑がありました。

当局より、本市の運用としまして、特別職の一時金につきまして、人事院勧告に準拠するという方針でこれまでに実施してきている。今回また増額という形になるが、例えば、仮に人事院勧告がマイナスという勧告が出た場合にも、これはしっかり準拠する形で運用しておりますので、御理解いただければなどの答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、この際、省略したいと思います。

議案第106号について異議がありましたので、分割採決を行いました。挙手により、1名の賛成でありましたので、議案第106号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号及び第108号について、2件を一括して採決したが、これに関して、委員から特段の質疑はありませんでした。よって、議案第107号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第108号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件の議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について当局の補足説明がありました。

委員より、これに関して、委員から特段の質疑はありませんでした。よって、議案第109号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 奄美市地域間交流拠点施設（用体験交流館）の指定管理者の指定について及び議案第114号 奄美市地域間交流拠点施設（打田原交流館）の指定管理者の指定について並びに議案第115号 奄美市地域間交流拠点施設（あった結い交流館）の指定管理者の指定についての3件の議案について当局より補足説明がありました。

委員から、状況だけ願います。この3集落、いわば1つの集落の形成の中で、いろんなイベントなどが集まり方という大変やっつけらっしゃると思います。そういう中において、特段不都合な点とか、この指定管理の間に特段大きな何か事件や事案というか、トラブル等が、そういう事例はなかったですかという確認が、質疑がありました。

当局より、用体験交流館及び打田原体験交流館につきましては、特段大きな問題はございません。同じく、名瀬地区のあった結い交流館につきましても、特段の問題は起きておりませんなどの答弁がありました。

これに関して、委員から、特段の質疑はございませんでした。

よって、議案第113号 奄美市地域間交流拠点施設（用体験交流館）の指定管理者の指定について及び議案第114号 奄美市地域間交流拠点施設（打田原交流館）の指定管理者の指定について並びに議案第115号 奄美市地域間交流拠点施設（あった結い交流館）の指定管理者の指定についての3件の議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について及び議案第123号 過疎地域

自立促進計画の変更についての2件の議案を併せて当局の補足説明がありました。

これに関して、委員から、特段の質疑はありませんでした。

よって、議案第122号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について及び議案第123号 過疎地域自立促進計画の変更についての2件の議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（与 勝広君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論の際は、件名を明らかにした上で討論するよう願います。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）及び議案第106号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての2件について、いずれも反対の立場で討論を行います。

まず、議案第106号の奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正についてです。これについては、先ほど委員長報告で質疑の内容がありましたけれども、改めて討論として紹介をしたいと思います。この議案は、奄美市長及び副市長の給与に関すると表題はなっておりますけれども、その中には、第5条、第6条で、奄美市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正も含まれております。期末手当を現行より引き上げる内容になっております。

ちなみに、委員長報告でもありましたけれども、議案第107号では、奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が提案されておりますけれども、こちらは人事院勧告によるものという説明がありました。人事院勧告はスト権などの本来労働者に与えられるべき労働基本権を制約した代償措置としての機能を持っているものでありますから、公務員の給与水準を社会情勢に適用した適正な給与を確保するため、民間企業従業員の給与水準に合わせる、いわゆる民間準拠を基本としていることから、この議案第107号については賛成をいたします。

しかし、職員と違う特別職の報酬は、労働者がその労働に関して持つ権利で、特に雇用者に対し、労働条件、労働環境の促進または維持を求める行為に係る基本権の代償措置とする人事院勧告による職員給与の増減とは、これは、明確にその性格上、区別することが必要であります。特別職の報酬については、地域経済の状況或いは市民生活との関係で、これは議論をされなければならないと思っております。

現在、奄美市でも民間の所得は上がっているようでありますけれども、年金生活者や生活保護受給者の生活は、やはりまだまだ厳しさが有り、消費税増税になるなどにより、これは増す状況にもあることから、今現在、引き上げる環境にはまだなっていないと申し上げ、この議案第106号に反対をいたします。そして、その予算を計上している議案第99号は、今、申し上げた内容で、その関連で認められないと申し上げ、反対の討論といたします。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

この採決は、起立表決にかわり、電子表決により行います。

本案に関する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。押し忘れはありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第99号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は、起立表決にかわり、電子表決により行います。

本案に関する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第106号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてから議案第105号 奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び議案第107号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第124号 奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更についてまでの以上24件を一括して採決いたします。

この議案24件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第100号から議案第105号まで及び議案第107号から議案第124号までの以上24件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

10時40分から再開いたします。（10時26分）

議長（与 勝広君） 再開いたします。（10時40分）

日程第2、陳情第7号 沖縄県首里城の募金活動協力に関する陳情の取り下げについてを議題といたします。

本件について、陳情者から取り下げの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件については、申し出のとおり、取り下げを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、陳情第7号の取り下げについては、承認することに決しました。

○

議長（与 勝広君） 日程第3，陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約の調印，批准を求める陳情及び陳情第10号 奄美駐屯地からミサイル部隊撤退をもとめる陳情についてを議題といたします。

本件に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（川口幸義君） 陳情の報告を申し上げます。総務委員会に付託されました陳情につきまして，審査の結果について報告いたします。

総務企画委員会に付託されました陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約の調印，批准を求める陳情についての審査の結果，お手元に配付してあります総務企画委員会報告書のとおり不採択すると決しました。

以下，主な内容について報告いたします。

委員から，今の段階で非常に難しいと思います。奄美において，避難誘導なども絡み，やはりこの地域も非常に危険性があります。だから，この禁止，核禁止という形，それと軍縮という形，この軍縮は当然必要であるかというふうに思いますが，この核禁止条約の中身に安全保障とか含めたものは，どういった文言があるのかをしっかりと精査しなければいけないことだと思います。したがって，現段階では，この陳情に関して採択することは困難かと思われます。

陳情第8号について採択する異議がありましたので，挙手により採決，挙手少数でありました。

よって，陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約の調印，批准を求める陳情については不採択すべきものと決しました。

次に，陳情第10号 奄美駐屯地からミサイル部隊撤退をもとめる陳情を議題について，委員から，この部隊だけ撤退しろというのは難しいと思いますので，否決でいこうと思います。

委員から，この陳情は，駐屯地からミサイル部隊の撤退を求める，ミサイル部隊だけ撤退すればよいというふうにも聞こえます。自衛隊のミサイル部隊以外は駐屯してもよいという捉え方もしても可能なんですか。

陳情第10号について，これを採択するに異議ありましたので，挙手により採決，挙手少数でありました。

よって，陳情第10号 奄美駐屯地からミサイル部隊撤退をもとめる陳情については不採択とすべきものと決しました。

以上をもちまして，総務企画委員会に付託された陳情の審査内容の報告を終わります。

なお，御質問ございましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（与 勝広君） これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論の際は，件名を明らかにした上で討論するようお願いいたします。

通告がありましたので，順次発言を許可いたします。

最初に，日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

6番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は，陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約の調印，批准を求める陳情について，採択すべきとの立場で討論を行います。

核兵器禁止条約に関する陳情は，2018年の第1回定例会，そして，2019年の第1回定例会でも同様の趣旨の陳情が提出をされておりますけれども，残念ながら不採択となって，今回の提出になったと思われます。

今回の陳情事項は、日本政府に核兵器禁止条約を調印、批准することを求める意見書を提出するというものです。2017年7月7日に、核兵器を全面的に違法と断じた核兵器禁止条約が国連で採択をされ、もう2年半近くになります。2019年11月末時点では、批准国は34カ国となっており、条約発効に必要な50カ国にあと16と迫っている状況です。批准国に唯一戦争被爆国の日本が含まれていないことから、早期の批准を求める声は広がっております。これまでも、国連で核兵器不拡散条約など、核兵器に関する条約がいろいろ採択をされておりますけれども、それは使用を制限するものであったり、拡散防止を目的としたものであり、核兵器そのものをなくすというものではありませんでした。日本も被爆国として、今年も含めて25年連続で核廃絶を呼びかける決議案を提出はしておりますけれども、ここには、核兵器禁止条約には言及されておられません。核保有国が参加をしない現状を懸念する向きもありますけれども、核兵器が非人道的な兵器だということは、もう誰も否定しがたい事実だろうと思います。国際社会にもしっかり定着しているものと思っております。核兵器禁止条約第4条では、核保有国が参加する道筋も示されており、参加を促す国際運動を粘り強く広げていくことが大切ではないでしょうか。

国際法で禁止されている兵器があります。それは、ナパーム弾、クラスター爆弾、毒ガスなどの化学兵器、細菌ウイルスなどの生物兵器、そして、劣化ウラン弾です。核兵器は含まれておりません。核兵器禁止条約は、長年にわたる被爆者団体を初めとする核兵器の廃絶を求める人たちの粘り強い運動で、核兵器に悪の烙印を押し、全面禁止を求めた画期的なものであります。

8月24日、ローマカトリック教会のフランシスコ教皇の広島市の平和公園でのスピーチでも、「戦争のために原子力を使用することは、現代において犯罪以外の何者でもありません。核兵器の保有はそれ自体が倫理に反しています」と述べ、そのほか多くの宗教者の皆さん方も核兵器禁止条約を支持されております。さらには、第22代高校生平和大使23名が、8月に国連欧州本部の軍縮部を訪問し、21万5,547筆の高校生1万人署名の目録を提出をし、核兵器廃絶への大きなメッセージを伝えております。日本原水爆被害者団体協議会も国連総会第一委員会の議長に1,051万7,872人分の署名目録を届け、核兵器禁止条約の早期発効につなげたいと語っております。

最後に、毎年被爆地の広島と長崎で、8月6日、9日でありますけれども、平和宣言が提案されます。ぜひ、この全文をお読みいただきたいと思いますが、ここには、核兵器禁止条約にも触れられてありますので、その部分を紹介をいたします。

8月6日の松井一實広島市長の平和宣言では、
※世界中の為政者には、核不拡散条約第6条に定められている核軍縮の誠実交渉義務を果たすとともに、核兵器のない世界への一里塚となる核兵器禁止条約の発効を求める市民社会の思いに応えていただきたい。こうした中、日本政府には、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名、批准を求める被爆者の思いをしっかりと受けとめていただきたい。その上で、日本国憲法の平和主義を体現するためにも、核兵器のない世界の実現にさらに一歩踏み込んで、リーダーシップを発揮していただきたい※
と述べています。

また、8月9日の田上富久長崎市長の長崎平和宣言では、世界の市民社会の皆さんに呼びかけ、更に、全ての国のリーダーの皆さん、核保有国のリーダーの皆さんに続いて日本政府に次のように訴えています。

※日本は今、核兵器禁止条約に背を向けています。唯一の戦争被爆国の責任として、一刻も早く、核兵器禁止条約に署名、批准してください。そのためにも、朝鮮半島を非核化の動きを捉え、核の傘ではなく、非核の傘となる北東アジア非核兵器地帯の検討を始めてください。そして、何よりも戦争をしないという決意を込めた日本国憲法の平和の理念の堅持と、それを世界に広げるリーダーシップを発揮することを求めます※
というものであります。

議員の皆さん、思想・信条の違いは承知をしておりますけれども、こと核兵器に関しては、思想・信条の違いを乗り越えてとは言いません、これは、思想・信条の違いとは関係のないことではないでしょうか。悪魔の烙印が押された核兵器をなくそう、懸命に動いている人たちの思いに応えるためにも、奄美市議会が三度、この種の陳情を不採択にすることがあってはならないと思います。ぜひ、採択していただくことを強く願って討論を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） 次に、日本共産党 荒田幸司君の発言を許可いたします。

5番（荒田幸司君） おはようございます。日本共産党の荒田幸司でございます。私は、陳情第10号 奄美駐屯地からミサイル部隊撤退をもとめる陳情について、採択を求める立場で討論を行います。

さて、今年の3月26日、陸上自衛隊奄美駐屯地が開設されました。そして、半年のうちに、陸上自衛隊第6師団との協同転地演習や日米合同訓練が行われました。自衛隊基地を誘致した方や誘致に賛成した方の多くは、経済対策や人口増対策、災害時の対応、抑止力をその理由として挙げています。それは、今の自衛隊が安倍政権によって、個別的自衛権の行使を行う自衛隊から集団的自衛権の行使ができる自衛隊に変貌していることを忘れてのことではないでしょうか。そのことは、諸外国も当然承知していることです。したがって、ここ数年間の奄美を含め、南西諸島や先島諸島への自衛隊配備は、日本を取り巻く国々には戦争を始める準備にしか映らないのではないのでしょうか。

さて、私が陳情第10号について採択すべきと考える主な理由は、以下の3点です。

1つ目には、陳情内容にも記載されていますが、市民団体がミサイル部隊の必要性について行ったシール投票において、投票に参加した約8割の市民が「必要ない」に投票しており、民意は、ミサイル部隊については必要ではないの意思を示していると推測できるからです。奄美駐屯地自体も民意を問わないままの軍事基地の開設と言わざるを得ません。ましてや、ミサイル部隊については、2016年6月5日、大熊公民館での説明会まで、誰も聞いていないという状況ではあったのではないのでしょうか。全ては、国の専権事項ということで片づけられているような気がしてなりません。安全保障は国の専権事項という表現は、安倍政権が沖縄県辺野古に米軍新基地建設を沖縄県民の民意を無視して、強権的に押しつけるために使っている表現ではないのでしょうか。地方自治法に、地方公共団体と国の役割分担について記載はありますが、専権または専管事項という表現はありません。

2つ目には、将来的には、基地機能が更に強化されていく可能性が大きいと言えるためです。現在、奄美駐屯地に配備されている地対空ミサイルは迎撃用のミサイルで、個別的自衛権の域は出ていません。しかし、通称ひげの隊長で知られる佐藤正久氏を初めとして、南西諸島への自衛隊基地の必要性を訴える方々からは、更に防衛力を強化していくことの必要性が語られております。したがって、将来的には、集団的自衛権の行使が可能となるような基地機能の強化が心配されます。それも防衛上の問題であることから、市民には何も知らされないまま、いつの間にかということになりかねません。

3つ目には、ミサイル配備を主な理由として挙げているのは、北朝鮮からのミサイル攻撃が挙げられています。しかし、北朝鮮から奄美にミサイル攻撃が行われる可能性については皆無に等しいのではないかと思います。それは、2018年6月12日、米朝首脳会談が行われた際に、北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長が非核化を進めるに当たって、トランプ大統領に最初に求めたことは、北朝鮮の安全を保障することであったことから推測ができます。金委員長は、戦争になったら、北朝鮮は滅びることを自覚をしているのではないのでしょうか。したがって、アメリカや日本から戦争を仕掛けていかない限りは、自ら戦争を始めることはないと思います。もし、本気で戦争をしなくてはならない、そういった情勢になったときには、奄美への攻撃ではなくて、日本の原発を攻撃するのではないかと私は考えます。

以上、3つの理由から、ミサイル部隊については、早々に奄美から撤退してもらうに限るのではないのでしょうか。ミサイル部隊の撤退は、自衛隊員の皆様の命を守るためにも必要と言えます。それは、安倍政権が進める戦争をできる国づくり、つまり自衛隊がアメリカ軍と一緒にあって、国外で戦争をするような国づくりにストップをかけていくことに通じると考えるからです。軍備では平和は作れない、それは歴史が証明しております。以上、市議会議員の皆様の良識ある判断をお願いし、討論を終わります。ありがとうございました。

議長（与 勝広君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約の調印、批准を求める陳情についてを採決いたします。

この採決は、起立表決にかわり、電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約の調印、批准を求める陳情については、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第10号 奄美駐屯地からミサイル部隊撤退をもとめる陳情についてを採決いたします。

この採決は、起立表決にかわり、電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第10号 奄美駐屯地からミサイル部隊撤退をもとめる陳情については、不採択とすることに決しました。



議長（与 勝広君） 日程第4、大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、指名により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島地区衛生組合議会議員の選挙は、指名により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島地区衛生組合議会議員の指名については、議長により行います。

大島地区衛生組合議会議員に、弓削洋平君、奥 晃郎君、荒田幸司君、栄 ヤスエ君、林山克巳君、西 公郎君、関 誠之君、伊東隆吉君の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、大島地区衛生組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第5、大島地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、指名により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島地区消防組合議会議員の選挙は、指名により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島地区消防組合議会議員の指名については、議長により行います。

大島地区消防組合議会議員に、正野卓矢君、永田清裕君、崎田信正君、橋口耕太郎君、川口幸義君、元野景一君、竹山耕平君、多田義一君の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、大島地区消防組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が大島地区消防組合議会議員に当選されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第6、大島農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は、指名により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島農業共済事務組合議会議員の選挙は、指名により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島農業共済事務組合議会議員の指名については、議長により行います。

大島農業共済事務組合議会議員に、奥 輝人君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました奥 輝人君を、大島農業共済事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました奥 輝人君が大島農業共済事務組合議会議員に当選されました。

○

議長（与 勝広君） 日程第7，奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は，指名により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙は，指名により行います。

お諮りいたします。

指名については，議長により行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の指名については，議長により行います。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に，安田壮平君，大迫勝史君，松山さおり君，橋口和仁君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を，奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま指名いたしました諸君が奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されましたそれぞれの組合議会議員の諸君に対しまして，本席から当選の告知を行います。

○

議長（与 勝広君） 日程第8，議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

奄美市議会会議規則第166条の規定に基づき，お手元に配付してあります文書のとおり，閉会中に鹿児島市で開催される鹿児島県市議会議員研修会及び名瀬地区，住用地区，笠利地区で開催される議会報告会へ，議員の諸君を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，配付の文書に基づき，議員を派遣することに決定いたしました。

なお，派遣の内容に変更が生じた場合は，議長に一任願います。

○

議長（与 勝広君） 日程第9，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務企画常任委員長から，お手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和元年第4回奄美市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午前11時13分）

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 与 勝広

奄美市議会議員 弓削 洋平

奄美市議会議員 栄 ヤスエ

奄美市議会議員 川口 幸義

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第99号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第100号	令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第101号	令和元年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第111号	奄美市立学校設置条例及び奄美市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第124号	奄美大島地区介護保険一部事務組合規約の変更について	原案可決すべきもの

令和元年12月24日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 与 勝広 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第 99 号	令和元年度奄美市一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 102 号	令和元年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 103 号	令和元年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 104 号	令和元年度奄美市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第 110 号	奄美市名瀬農村環境改善センター条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第 112 号	奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第 116 号	奄美市住用観光交流施設及び奄美市農林産物加工センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第 117 号	奄美市市民農園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第 118 号	奄美市農業研修センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第 119 号	奄美市名瀬農村環境改善センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第 120 号	奄美市笠利営農支援センターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第 121 号	奄美市農林産物直売所の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの

令和元年 12 月 24 日

産業建設委員長 橋口 耕太郎

奄美市議会議長 与 勝広 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第99号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第105号	奄美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第106号	奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第107号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第108号	奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第109号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第113号	奄美市地域間交流拠点施設(用体験交流館)の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第114号	奄美市地域間交流拠点施設(打田原交流館)の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第115号	奄美市地域間交流拠点施設(あった結い交流館)の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第122号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(11)	議案第123号	過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決すべきもの

(12)	陳情第 8 号	日本政府に核兵器禁止条約の調印, 批准を求める陳情	不採択とすべきもの
(13)	陳情第 10 号	奄美駐屯地からミサイル部隊撤退をもとめる陳情	不採択とすべきもの

令和元年 12 月 24 日

総務企画委員長 川口 幸義

奄美市議会議長 与 勝広 殿

令和元年12月24日

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び奄美市議会会議規則第166条の規定により，次のとおり議員を派遣する。

記

1 鹿児島県市議会議員研修会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第15条の規定に基づき，議員研修参加により議員の資質の向上を図るため
- (2) 派遣場所 鹿児島市
- (3) 派遣期間 令和2年1月20日（月）～1月21日（火）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

2 議会報告会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第7条の規定に基づく議会報告会開催のため
- (2) 派遣場所 奄美市内3地区3か所（名瀬地区・住用地区・笠利地区）
- (3) 派遣期間 令和2年2月14日（金）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

令和元年12月24日

奄美市議会議長 与 勝広 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉
総務企画委員長 川口 幸義

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について
 - 3 市長専決処分事項の追加指定について
- 総務企画委員会
 - 1 陳情第9号 日米地位協定の見直しを求める陳情